

平成20年第4回

# 香美市議会定例会会議録

平成20年 9月10日 開 会  
平成20年 9月25日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 0 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 0 年 9 月 1 0 日 水曜日

平成20年第4回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成20年9月10日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月10日水曜日（会期第1日） 午前9時06分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
6番	比与森光俊	18番	石川彰宏
7番	千頭洋一	19番	前田泰祐
8番	小松紀夫	20番	大石綏子
9番	門脇二三夫	21番	西山武
10番	山崎晃子	22番	西村芳成
11番	片岡守春	23番	坂本節
12番	久保信彦	24番	山本芳男
13番	竹平豊久	25番	中澤愛水

欠席の議員

5番 織田秀幸

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	佐々木 寿幸
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	横谷 勝正
総務課長	法光院 晶一	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	岡本 博臣
収納管理課長	阿部 政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村 泰典	支所長兼事務管理課長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	業務管理課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰三
福祉事務所長	小松 美公	業務管理課長	西村 博之
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地 和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広  
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀  
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

代表監査委員 大 岸 啓 郎 水道課長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

- 認定第 1 号 平成19年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 2 号 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 3 号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 4 号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 5 号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 6 号 平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 7 号 平成19年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 8 号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について  
認定第 9 号 平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について  
認定第10号 平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定について  
認定第11号 平成19年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について  
認定第12号 平成19年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について  
議案第75号 平成20年度香美市一般会計補正予算「第3号」  
議案第76号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」  
議案第77号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」  
議案第78号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」  
議案第79号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」

- 議案第 80 号 平成 20 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 2 号」（事業勘定）
- 議案第 81 号 平成 20 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」（保険事業勘定）
- 議案第 82 号 平成 20 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」（サービス事業勘定）
- 議案第 83 号 平成 20 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 84 号 平成 20 年度香美市水道事業会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 85 号 香美市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 86 号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 87 号 香美市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 88 号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 89 号 香美市まちづくり寄附金条例の制定について
- 議案第 90 号 香美市まちづくり応援基金条例の制定について
- 議案第 91 号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92 号 香美市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93 号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 94 号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95 号 市道の路線の変更について

#### 議員提出議案の題目

- 請願等第 2 号 香美市内事業者の育成及び地域内経済の安定化のために行政で購入される物品等について地域内事業者からの購入、調達を求める請願

#### 議事日程

平成 20 年第 4 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 1 日目 日程第 1 号)

平成 20 年 9 月 10 日（水） 午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. まちづくり推進特別委員会委員長の報告
4. 市長の報告

(1) 財政の健全化に関する報告

報告第12号 平成19年度香美市健全化判断比率の報告について

報告第13号 平成19年度香美市資金不足比率の報告について

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第4  | 認定第1号  | 平成19年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について               |
| 日程第5  | 認定第2号  | 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第6  | 認定第3号  | 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第7  | 認定第4号  | 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 日程第8  | 認定第5号  | 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第9  | 認定第6号  | 平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第10 | 認定第7号  | 平成19年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第11 | 認定第8号  | 平成19年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について   |
| 日程第12 | 認定第9号  | 平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について   |
| 日程第13 | 認定第10号 | 平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定について |
| 日程第14 | 認定第11号 | 平成19年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について             |
| 日程第15 | 認定第12号 | 平成19年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について          |
| 日程第16 | 議案第75号 | 平成20年度香美市一般会計補正予算「第3号」                   |
| 日程第17 | 議案第76号 | 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」             |
| 日程第18 | 議案第77号 | 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」            |

- 日程第19 議案第78号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第20 議案第79号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第21 議案第80号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」(事業勘定)
- 日程第22 議案第81号 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(保険事業勘定)
- 日程第23 議案第82号 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(サービス事業勘定)
- 日程第24 議案第83号 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算「第1号」
- 日程第25 議案第84号 平成20年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」
- 日程第26 議案第85号 香美市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第86号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第87号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第88号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第89号 香美市まちづくり寄附金条例の制定について
- 日程第31 議案第90号 香美市まちづくり応援基金条例の制定について
- 日程第32 議案第91号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第92号 香美市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第93号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第94号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第95号 市道の路線の変更について
- 日程第37 請願等第2号 香美市内事業者の育成及び地域内経済の安定化のために行政で購入される物品等について地域内事業者からの購入、調達を求める請願

## 会議録署名議員

23番、坂本 節君、24番、山本芳男君（会期第1日目に会期を通じ指名）



## 議事の経過

(午前9時06分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達しておりますので、これから平成20年第4回香美市議会定例会を開会をします。

議事日程に入る前に、報告をいたします。5番、織田秀幸君は親族の葬儀のため欠席という連絡がありました。

これから日程に入りますが、その前に平成20年第4回香美市議会定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年の夏は猛暑が続き、異常気象、特に局地的豪雨と水不足の地域の両様相を呈しながら9月を迎えました。平成18年9月10日の合併特例後の市議会議員選挙から早くも2年が満了いたしました。合併協定書、香美市財政計画、まちづくり基本計画等に基づいて、香美市の基礎固めとともに香美市新庁舎建設に向かって議会、執行部一丸となって作業が進められておりますこと、ご同慶に堪えません。この間、国政においては安倍首相、福田首相と2年続いて任期途中で退陣、政局の先行きは不透明であります。地域間格差、生活格差が広がりつつあり、諸物価の値上がりとともに国民に大きな不安を与えつつあります。我が香美市の主要な産業である農林業等一次産業にとっても肥料や燃料その他の諸資材が高騰し、大きな影を落としつつあります。政治は結果責任であります。我が香美市に目を転じますと、行財政改革推進特別委員会が執行部とともに現在とり得る可能な対応と整理を行っておりますことは高く評価しなければなりません。また、昨年6月議会で設置されたまちづくり推進特別委員会の活動もますます重要となってまいります。テクノパークには4企業が立地をしたものの、その後の施策への積極的展開が見えません。工科大学のあるまちとしての積極的な施策展開も一段と強く求められております。我が香美市の持つ潜在的な力と発展の素材を最大限に生かすための知恵を使いながら、市民、執行部、議会が一致団結のもと一丸となって汗をかいていかねばなりません。議会は、議会制民主主義実践のため住民の代表として重い職責にかんがみ、議会活動の中で議論を尽くし、議会の位置づけと責務、議会活動についての説明責任をきちんと果たしていかなければなりません。議会には、地方公共団体の政策形成過程及び政策の実施過程に多面的にかかわりながら、重要な意思決定をするという責務が課されておりますし、本議会には平成19年度の決算書が提出されておりますが、議会はみずからが議決した政策や予算、行財政の運営、事務処理ないし事業の実施が適法、公平、効率的、民主的に執行されているかを判断し、批判し、監視する重要な責務が課せられております。地方分権の進展、行政に対する住民ニーズの多様化、さらには行政の複雑化等により議会の果たす役割はますます重要となっております。住民福祉の向上と市政発展のため、自治体運営の意思決定や執行機関のチェック等、議会がそれらに適切、迅速に対応し、その職責と責務を十分に果たしていくことが重要であります。本議会には

報告案件として報告第12号、報告第13号の2件、決算認定案件として認定第1号から認定第12号までの12件、議案第75号から議案第95号までの21議案と、議員提出の意見書案5件、陳情（請願）1件が提出をされております。それぞれ慎重な審議の上、適切妥当な議決がなされますようお願いをいたしまして、開会のあいさついたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて23番、坂本 節君、24番、山本芳男君の両君を指名します。

日程第2、会期決定についてを議題とします。

本件については、9月5日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、西村芳成君。

○議会運営委員長（西村芳成君） おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成20年第4回香美市議会定例会の運営につきまして、去る9月5日に開催をしました議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

まず、会期につきましては、お手元にお配りをしました会期及び会議の予定表のとおり、本日から9月25日までの16日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と、会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今定例会に付議された提出議案の提案理由の説明に、引き続き議案第85号、議案第86号、議案第87号を上程して、審議から採決まで進めてまいります。この3件につきましては、平成20年6月18日公布の地方自治法の一部を改正する法律に伴う例規整備の案件であり、委員会付託を省略し本会議方式で審議をすることになりました。

会期2日目、11日から、会期7日目、16日までは、休日及び祝日並びに議案精査のため休会といたしました。

会期8日目、17日から、会期10日目の19日までの3日間は、一般質問を予定いたしております。

会期第11日目、20日から会期12日目、21日までは、休日並びに議案精査のため休会となりました。

会期13日目、22日は、議案質疑の後、議案等の各案件は各常任委員会へ付託となります。付託となります案件は、常任委員会での質疑がありますので、所属の委員会外の質疑を行うようお願いをいたしておきます。なお、議案第75号は本会議散会后、この場所で連合審査を行います。

会期14日目、23日から会期15日目、24日までは、祝日並びに議案審査整理の

ため休会となります。

会期16日目の最終日、25日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して、本会議方式で審議、採決を行います。

追加案件であります。会期の議会運営委員会までに請願1件、陳情1件、意見書案5件が提案されておりましたので、まず請願、陳情等について協議をいたしました。

請願等第2号については、お手元の請願書写しのとおり香美市内事業者の育成及び地域内経済の安定化のために行政で購入される物品等について地域内事業者から購入、調達を求める請願でありまして、8月5日午前中に香美市商工会会長、依光陽一郎氏より議長あてに提出をされました。この件について協議の結果、今期定例会の最終日に提案することに決定をいたしました。

次に、反貧困全国キャラバン高知県実行委員会代表、鎌田 毅氏から提出された、貧困の連鎖を断ち切り住民の生活の底上げを求める陳情について協議をしましたが、この件は去る8月25日午前中に全国キャラバンの宣伝隊が来市されまして、陳情書を持参されましたが紹介議員の署名がなく、一たん持ち帰り9月3日午前中に改めて郵送で陳情書として議長に提出されたものです。なお、陳情については議会運営申し合わせ事項により議長の判断においてそれぞれ処理するものとなっておりますが、内容を協議した結果、意見書の提出を趣旨とした陳情であり、意見書の提出についての取り扱いを定めた市議会会議規則並びに申し合わせ事項による書式及び提出者等が整っておらず、議長にお返しすることにいたしました。

続いて、議員から提出された意見書案5件について協議をいたしました。5件とも書式、提出者等が整っており、内容を協議した結果、5件とも全会一致の方向ですり合わせをしたらとの意見があり、会期中に3常任委員長と現提出者で文章等のすり合わせを行い、全会一致の方向で最終日に提出することになりました。

以上、現在のところ追加案件は請願1件、意見書案5件が提出される予定であります。また、執行部からは専決処分の報告が予定されております。また、すべての案件の審議が終了した後に、議会の組織がえを予定をいたしております。

次に、一般質問の通告書の提出は会期2日目、11日木曜日、午前10時までに提出をお願いいたします。一般質問の通告内容であります。たびたびお願いをいたしておりますように質問の趣旨が十分にわかるように、具体的に記入の上提出をお願いいたします。

次に、議会運営委員会で協議したその他の件についてご報告をいたします。

本日、本会議終了後に議員協議会を開催することになりました。当初の予定の議員協議会の議題については、地方自治法の一部改正に伴う例規整備について。2点目には塩の道現地視察要望書について。3点目には香美市水道事業計画について。以上の3点でありましたが、その後、香美市水道事業計画について、担当課長から会期内で延期の要

望が9日午前中に議長に提出されましたので、会期中に新たに会議を開催し説明を受けることとします。

庁舎建設特別委員会については予定表のとおりであります。

その他、議会運営につきましては従来のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会のご報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から9月25日までの16日間としたいと思えます。これにご異議はありますか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月25日までの16日間と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

まず、市長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに第22条第1項の規定により、報告第12号、報告第13号の報告がありました。また、香美市監査委員から例月出納検査報告書及び平成19年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、平成19年度健全化判断比率の審査意見書、平成19年度資金不足比率の審査意見書が提出をされています。その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、西山 武君。

○行財政改革推進特別委員長（西山 武君） おはようございます。21番、西山でございます。

6月定例会以降、7月17日と8月25日の2日にわたり行財政改革推進特別委員会を開催しましたので、その審査並びに協議の結果を報告します。

まず、住宅新築資金等貸付金の滞納整理については、平成19年度収納額は合計7,337万円余、徴収率は11.5%で、前年度より1.7%増となっている。完済は平成18年度21件、平成19年度26件となっています。「6月議会で議決した抵当権のない土地、4.13平米の土地に関する訴訟では、6月25日に判決が出て、6月26日処分禁止、仮処分の登記ができました。1件1件事情が違う点もあり、それぞれに応じ対応が必要であり、過去の分で一部時効を認めなきゃならないものもある。滞納は基本的には訴訟となるが、競売までいっても、宅地資金は完済になっても新築資金等が残

った例もある。将来はこの点の整理も必要である。徴収については時効の関係もあり、滞納のあるものについては現年分より先に過年度分に入金するようにしている。」等の説明、協議を行いました。

次いで、市営住宅使用料の滞納整理について。まず平成19年度の住宅使用料の徴収については現年分7,001万円余の徴収で、調定額に対して96.7%の徴収率で、未納が233万円余りとなっており、滞納分は999万円余りの調定に対して286万円余の徴収で、徴収率は28.63%で、未納額が713万円余りとなり、この結果、平成20年度6月現在で946万7,000円余りの滞納となっている。平成18年度と比べると約300万円ちょっとの減となっている。「本年5月19日と6月23日、2回にわたり家賃で8名、駐車場で6名に対し明け渡し請求を行ったところ、家賃で5名、駐車場で全員の完納となり、家賃の2名も分納誓約を結び、1人だけ連絡もない状況です。この1名については訴訟へ移っていくことにしております。前の滞納は5月に判決が出ましたが出ていかないし、最終的な催告文書等で進展がなければ弁護士と相談し強制執行も検討している。」とのことでした。連帯保証人2名の件につきましては、「なかなか見つけられないという人もいますし、引き続きお願いしていく。」ということです。

また、市営住宅の水道使用料の滞納については、「順次納入をお願いして完納になった者もいますが、現年より滞納になった者もおり順次対応していきたい。」とのことでした。

給食費の現状について説明を受けました。土佐山田町、香北町、物部町、それぞれの給食費について説明を受け、「給食費として1カ月、小学生は4,100円、中学生は4,700円、大栃高校については1食300円に対し食事を提供した日数を掛ける額となっている。先生については、小学校の先生は小学生と同じ、中学校の先生は中学生と同じ、給食センターの職員は4,700円を徴収している。給食費の個人負担額と食材費の関係では、平成17年から毎年400万円ぐらいの持ち出しとなっており、本年度、平成20年度はそれが2倍ぐらいにふえるのではないかと考えられております。」徴収状況は、平成18年度の未収額が203万9,000円、平成19年度の未収額は263万3,000円、平成20年度の滞納額は478万円となっています。「平成15年度までの滞納については平成18年3月合併時に不納欠損処理で落としており、滞納は平成16年度以降となっています。滞納の理由も、支払い能力があるがルーズなため支払いをしない者や生活浪費型、支払う意思のない者、また生活困窮型、他市町村や県外へ転出や高校進学で全然支払わない等のいろいろな理由があります。滞納整理については督促状送付、次いで催告書送付を行い、訪問による納付指導を行い、進展がない場合は内容証明郵便配達により納付を催告します。今回は5名の者に催告をしました。うち1人は納付をし、1名は8月15日までに支払うということで猶予をしております。連絡も何もない3名に対して裁判所に支払督促の申し立てをしました。」その他滞納防

止策についての意見交換をいたしました。

続いて、8月25日の委員会では、まず住宅新築資金については、平成20年7月末現在の収納状況は1,732万円で、平成19年7月末が2,120万円であったので少し少なくなっている。裁判で係争中の案件について経過説明がありました。「判決が確定した案件について期限を切って確定した金額を支払うよう、支払わない場合は強制執行をするという内容証明郵便を送っている。相手方2名ですが、A氏には8月16日、もう1人B氏には8月21日に郵便が届いています。」、期限というのは10日間を切っているそうです。「強制執行は、A氏は給与所得者であるので給与の差し押さえを、B氏は事業をしておりますので事業用地を除き競売し、事業を続けさせてそのうちより支払ってもらうよう考えている。」等の説明がありましたが、「今後の展望はなかなか厳しいと思われる。」ということでした。「弁護士と相談しながら順次処理を進めている。」ということでした。

また、次に市営住宅使用料については、「前回以降の明け渡し請求を8名に順次行っています。それ以外に催告書を送り、連帯保証人に完納指導書を送っている例もあります。」等の説明があり、「8月末退去予定者の未納分は敷金を充当し、不足分も退去時に完済してもらうよう努める。退去後は実家に移る様子なので、十分気をつけて残る債権を確保するように努める。」ということでした。

また、「黒土住宅で旧住宅分の滞納を整理して新築した住宅へ入居した者が、入居と同時にすぐ滞納を始め、今回明け渡し請求をしている者もいる。退去しても本人が死亡したり相続人も難しかったり、また行方がわからなくなったりと滞納が残っている状況もいろいろあり、今後債権放棄も視野に入れて整理しなければならないと考えている。」また、「訴訟になり、和解をして100万円を超える滞納が74万円ぐらいに減り、現在も毎月2万円ずつ返済している例もある。」との報告、説明がありました。

市営住宅の中の水道料の滞納については、「黒土A棟では、生活保護世帯では現年分は扶助費から天引きし、滞納分も現年分のない月に分納で天引きさせてもらっている。4月より3名が滞納分を完納となっています。」また、「黒土C棟の滞納者は住宅の明け渡し請求をした者と同一人物である。4月から入金がないので給水停止を考えながら請求をしていく。下野尻については入金があり滞納はなくなりました。セトル成矢については新潟県へ転出した者の滞納が、1万883円がそのまま残っている。最終催告以後も、催告以後も何の連絡もない状況である。支払督促の訴訟をして異議が出たら新潟県へ行かなければならなくなる状況であり、訴訟するにしてもなかなか難しい状況である。」等の説明、協議をいたしました。

続いて、保育料の滞納整理については、まず、保育料は平成18年度1,174万円の調定に対して300万円の徴収、不納欠損50万4,000円、未徴収824万円で25.54%の徴収率で、平成19年度は1,170万円の調定に対し248万円の徴収、不納欠損14万7,000円、未徴収913万円で、21.1%の徴収率でした。平成2

0年度は調定額1,402万円と大幅にふえて、7月末現在、未徴収1,337万円となっている。不納欠損は、県外転出により督促状、催告書を送付しても連絡がなく、消滅時効が成立したものもある。また8名について執行停止としている。その合計は196万円で、地方税法第15条により3年間の執行停止。執行停止は居所不明、自己破産、生活保護等になった者に対して行っている。督促状の発送状況は、平成19年度は813件で、平成20年度は7月末現在で210件、平成19年度は281件であり、71件の減少となっています。支払い方法は、平成20年度で631人の園児に対して納付書支払いが124人で、口座振替が507人で、(口座)振替率が80.3%となっています。「保育料は税金と同じで裁判所を通じなくても香美市で強制的に差し押さえ等ができる債権であるが、滞納者は税金や国保も滞納している者も多く、そちらへ収入があった場合は先に納めてもらうようになることが多い現状です。保育料については滞納処分は地方税法の例によりできることが児童福祉法にも明記されているので、預金等の調査も行っているが、金融機関から通帳のコピーをもらおうと消費者金融で引かれる分、キャッシュカードの限度いっぱい借りている分、サラ金、銀行も、そうした何社からも借りており債務多重に陥っている者が多数である。また、滞納があるから保育園に入れないということはなかなか難しいし、幼保支援課としては必要であれば滞納があっても預かり、保育料は別途に集金してほしい。」というような説明、協議を行いました。

続いて、学校給食費については、督促状の発送は7月末で611件、平成19年度は598件であったので余り変わっておりません。催告書については保育料と同じで、6月に前年度分を出し分納誓約をし、誓約どおり履行していない者に対して12月に現年分を出して3カ月の滞納がある者に送っている。「8月の臨時議会で報告した訴訟の日が9月3日と19日、10日と確定しました。8月22日の予定であった件は9月19日に変更になっています。」また、「臨時議会にテレビ局が来た経緯については、傍聴のほうで写真を撮影させてほしいということであったので議長の権限で許可をした。これは文書でなく口頭であった。」その後、報道について子どもの影響をする心配する声もありましたが、「名前等プライバシーは守られており、香美市の毅然たる態度を示した。」と評価する意見が多くありました。

以上で、行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、まちづくり推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。まちづくり推進特別委員会委員長、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員長（坂本 節君） 23番、坂本でございます。

まちづくり推進特別委員会の協議の経過と結果について報告いたします。

7月11日、出席委員9名、定足数に達しておりましたので開会、協議を進行しました。協議事項は、大項目4の基盤整備で、小項目、あけぼの街道の整備、2番、国道、県道の改良、3番、都市計画道路の整備、4番、生活道の完全整備であります。執行部側から濱田企画課長、宮地農政課長、中井建設都計課長、山中建設都計課長補佐、岡本林政課長、大石香北支所業務管理課長補佐の6名の担当の出席を得まして、それぞれ担当する項目について現状の説明とある程度の今後の見通しについて説明があり、それに委員から質問、意見があり、それぞれの概要について報告いたします。

農政課の所見として、「農道の取り扱いについては、原則香美市管理担当課で地域の受益者と共同管理を行っている。危険箇所の修理、ガードレール設置等、関係地区からの要望書を受け付け、支所と建設都計課、関係課と協議し対応しているが、特に農道の中でも生活道を主体という位置づけはしてない。」

林政課から、協議項目に林道は出てないが生活道が林道と関連もあり、また安全施設については林道も同様であるので林政課からの説明、対応策について説明を受けたものであります。説明では、「林道は土佐山田町内18路線、香北町内29路線、物部町内33路線。そのうち生活道を兼ねているところは土佐山田町6路線、香北町12路線、物部町24路線で、42路線であります。現在開設中の林道について、路側2メートルを超えるところにはガードレールの設置をしております。今後は、未整備箇所については地元の要望に基づき、特に危険な箇所から順次交通安全施設整備を進めていく。平成19年度予算では、香北町内は140万円、物部町内は落石防止ストーンガード設置で750万円となっている。」

次に、建設都計課からあけぼの街道について、「あけぼの街道とは高知広域都市計画道路高知山田線ということで、延長が14.92キロメートルで、この区間には高知バイパスと南国バイパス、前浜植野線の新設改良部分があり、高知バイパスは高知土木事務所の管轄で、南国バイパス及び県道前浜植野線の改良、街路部分は中央東土木事務所が担当、高知バイパスと南国バイパスは国道195号線ということで新設改良をされている。延長11.5キロメートル、4車線でされているが、土佐山田町に入ったところで2車線となる。」ということであり、「高知バイパスの部分は、現在（高知市）布師田の川の中から東側で橋梁の下部工事中であります。国分川から西の部分は暫定供用で通行可能となっております。高知バイパスのごく一部、東の部分が供用開始になっているということではありますが、旧土佐山田町分、あけぼの街道については、用地買収は済んで工事だけということで平成21年度末には完成の予定であるということではありますが、全線開通は平成20年度（代）半ばを目指しているということでもあります。あけぼの街道の早期完成は多く期待することであり、また用地の取得もしているということで県としてもかなり積極的に取り組んでいたものと思われるが、早期の完成を目指して香美市としても県に要請活動を行う必要がある。」関連する問題で、「旧の都市計画をないがしろにするわけではないが、現在の状況あるいは用地の問題、杉田から新佐野



大橋、その他もろもろの状況を見て二次改築は急がれるのではないかと考えている。」、「国道、県道の改良について、一けた、二けた、三けたとあるが数字によるとらえ方について、国道の格式とか位置づけについて明確なものは持っていないが二けた国道までは直轄で国道事務所、三けたになれば県に移管されて土木事務所が管理している。国道以外に県道が10本ほどで、総延長16.23キロメートルで、全体延長は27.34キロメートルで、全体計画で開業の予定はないが1.5車線的な整備は地元からの意向等により対応していくということであるので、県道の改良については一括して生活道、あるいは国道195号線の防災用の迂回路としての利用性もあり、県道の改良については要望してある。」ということであります。

都市計画道路の整備について、「都市計画道路10本の中には県工事の分と市町村工事の分があり、あけぼの街道、国道195号線、本町駅前等5線が県工事、その他が市町村工事となる。」ということではありますが、実現性の薄い感触の計画路線もあるようであります。しかし、「新町西町線は鉄道を渡る大きな道路であることから優先すべき路線であろう。」ということでもあります。それに、「宮前・秋月丸線の駅北側から北への路線が優先されるべきではないか。ですが、用地の買収、補償等多額の費用が必要となるので一挙にはいかない状況である。建設都計課のまちづくり交付金事業の関係で、年間2億円の事業費で進めているが、新町西町線が9メートルの概算事業費で約9億円から10億円。そのままの幅ができるとしたら5カ年でいっぱいという状況である。」ということでもあります。「建設都計課としては、1番が新町西町線、2番が宮前・秋月丸線であると考えている。当初都市計画決定を受けたのは16メートルで約32億円から34億円という事業費であったが、後年になって経済効果を調べたところ国庫補助事業に該当する経済効果は見込めず、立体交差もかなわず平面交差でということ。都市計画決定についても協議を進めていかなければならないと思っている。」ということでもあります。「事業ができることになれば現状の5割程度の補助金は見込めると思うが、一般道路の改築についても同様と見込んでいるが、まちづくり交付金でいくと40%しかつかないということになる。」ということです。「新町西町線、中途半端に広げたのでは、子どもも多く通る、踏切の上で車も交差するととなると危険性も増大するのではないか。」、これは委員の意見であります、「事故が発生するのは踏み切りであるので、JRは基本的には踏み切りをなくしたいというスタンスは今でも変わっていない。国交省サイドで言うと、立体交差するには補助対象にはならない。平面交差で15メートルの道路になったとしても、南北はスムーズに通れるにしても、線路に並行した東西線から来た車は、南北線通行の車が来る間は出られないという不便の解消はできないのではないか。旧土佐山田町周辺を中心に都市計画道路が何線か改良あるいは開設を昭和50年以前に計画されていたが、社会経済、種々の状況の急激な変化等もあり長期未着手で現在に至っているが、都市計画の見直しも必要ではないか。」という議論もしているということでもあります。

生活道の安全整備について、「現在交付金事業、林道税、辺地債、過疎債によって整備をしている。本年度は谷相、菰生野、久次、山田西町、その他4カ所整備をする予定である。まちづくり交付金事業で宮前・秋月丸線の整備ができた。平成21年度は駐車場か公園の施設整備ということで、道路の予定は現時点ではない。」、「交通安全施設整備で今年度は土佐山田町分310万円、香北町分200万円、物部町分90万円となっている。」以上が担当課長の当初の説明と、委員からの質疑、意見に対する担当課長の答弁内容を中心に、概略ではございますが7月11日まちづくり推進委員会の会議の経過と結果でございます。

続いて、8月20日開催いたしましたまちづくり推進特別委員会の会議の経過と結果について報告いたします。

出席委員は定数に達しておりましたので、直ちに開会しました。議題は大項目1点目の人口定住策の中にある、審議未了となっていました情報受発信網の完全整備と上下水道の整備、教育環境の整備で、進学対策、防災対策で消防、耐震対策についてであります。

まず、企画課長から情報の受発信網の完全整備について。「市におけるブロードバンドサービスの整備状況は、市全域をカバーするブロードバンド環境整備には至ってない。情報中心事業者による委託整備を見守っている状況であります。」総務省四国総合通信局の高知県の整備状況、昨年末現在の資料に基づいて説明を受けました。「光ファイバーを使用した超高速ブロードバンドサービス等、電話回線を利用した高速ブロードバンドサービス、超高速と高速ということで速度が違うということが、原則的なものであるということです。資料では、香美市では全域黄色と緑色に着色されているので、これは超高速、高速の両エリアとなるが、しかし香美市全域でブロードバンドサービスが利用できる状況ではないということと、その具体的にどの地域が利用できないという地域データについて市としては把握してない。DSLを利用できる電話線の長さは6キロから7キロまでの電話回線になっているということで、基地局か遠隔の山間地ではDSLサービスを拾うことはできない状況である。」ということでもあります。

移動通信サービス、携帯電話ですが、その整備状況について「香美市では基本的には携帯電話事業者による委託整備を進めているところで、サービスエリアについては主要幹線道、国道195号線沿いを中心ということで、本年4月物部町大栃に中継局が開局され、7月末にはアノジ中継局も開局しております。実態は、アノジ中継局というのは市宇、古土井であります。ということで、国道195号線を中心とした、別府方面に向けて利用可能な区域が拡大されている状況であります。

次に、協議事項2点目の進学対策について、学校教育課からの説明であります。「公立高等学校への進学者は、全日制が149人、定時制が8人、通信制が3人、私立高等学校が12人、高等専門学校が3人、盲・ろう・養護学校高等部1人、専門学校関係3人、就職が1人、その他が6人、全体で186人、進学率は96.2%」ということで

あります。小学校から私立の中学校へ進学した数について、「平成17年度から平成19年度で、212人の卒業生のうちで31人、その他が1名」という状況であります。進学対策として、「学力向上とか具体的な施策として、旧土佐山田町から引き継いだ香美市高等学校奨学金制度があります。これについては貸与ではなく給付するという形で、高校関係が月額1万円、大学関係が（月額）1万3,000円。旧土佐山田町、平成16年度から平成17年度に合併して、香美市として平成18年度から平成20年度、現在の実績は、高校が認定した方が23人、大学が6人、合計29人。奨学金の実績として369万6,000円」ということであります。

次に、3点目、上下水道整備について水道課の担当者からの説明であります。まず、「上水道1施設、簡易水道15施設、飲料水供給施設11施設、工業用水道1施設で、28施設で水道事業を行っている。上水道というのが給水人口が5,000人以上。簡易水道が100人から5,000人まで。飲料水供給施設が10人以上100人未満」ということであります。

「土佐山田町地域では上水道が、市の約半分の市民が利用しており、水源地は戸板島。2本の井戸で、20メートルの井戸が2本で、八王子まで上げてその圧力で供給をしている。八王子が70メートルぐらいあるので水圧的には0.35メガパスカルということになっています。上水道の土佐山田町地域は、市街化区域の山田、明治、岩村、楠目と大法寺の一部、6,283戸、1万4,451人の市民に供給をしています。」「工業用水道は、県の推進によって間の高知テクノパークに7団地、現在は4団地が決まっておりますが、あと3団地残っております。この工業団地に給水すべくつくったものでありますが、現在供給はゼロということで非常に困っている状況であります。」次に簡易水道について、「簡易水道の山田堰は神母ノ木に水源地があり、そこから談議所、片地、佐野、仁井田、大平、本村、中村、下ノ村、杉田、龍河洞、人口3,500人、1,442戸に給水をしている。次に、香長は、新改、上改田、久次、須江、植の448戸、1,230人には、新改川から水を取り給水をしています。次にほきやまについては、東川の西の谷、東の谷、休場、平山、曾我部川、大法寺の一部の59戸、118人に給水をしています。繁藤については飼古屋と読みましようか、追廻し、向田、繁藤、北滝本の一部で136戸、267人に給水しています。」「次に「飲料水供給施設が3施設、ヒヨダ、場所は若宮温泉の近くで11戸、22人に給水している。次に河の川は、六峰園、23戸、45人に給水しています。次に北滝本は、12戸、25人に給水しています。」

次に、香北町地域の水道施設について、「まず簡易水道施設として6施設があり、根須は昭和35年開設で最も古い施設となっています。受益戸数は56戸、135人です。清爪と対岸の蕨野、白石は87戸、192人。最も大きな美良布簡易水道施設は昭和47年に設置して、関係地区は吉野、永野の南北から下流へ、橋川野、岩改、萩野、谷相、横谷、中谷等、1,675戸、3,986人に供給をしています。猪野々は、

猪野々地区、90戸、182人に。（五百蔵については）五百蔵と白川下の112戸、261人。（西川については）、西川地区久保川、大谷、佐敷の64戸、127人。」「飲料水供給施設は4施設で、岩改の市原が、13戸で30人。（大久保は）猪野々の大久保、23戸、47人。（梅久保は）梅久保、大井平、日浦込の42戸、77人。（有瀬は）有瀬地区の36戸、90人の給水を行っています。」

次に、物部町地域、「簡易水道施設が5施設。大栃の一部と中谷川、日の地、385戸、842人に給水をしているのが大栃簡易水道、昭和63年に設置したものであります。影仙頭は27戸、61人。岡ノ内は42戸、95人。五王堂は48戸、83人。別府は23戸、44人」。以上が物部地区の簡易水道施設であります。次に、飲料水供給施設（4施設）について、「（安丸は）安丸地区23戸、46人。黒代は23戸、40人。根木屋は15戸、27人。神池は35戸、74人に給水を行っております。」

以上、香美市全体、1万1,233戸で、2万6,096人に給水を行っているということであります。

それと、問題であるのが「水道課の管理外で、土佐山田町地域だけで14カ所、香北町地域で9カ所、物部町地域で29カ所、合計52カ所で飲料水の利用がされている。」ということでもありますのが、これらが今後の改善策の課題であると思います。

水道関係については水道法とか水道会計などまだ多くありますが、時間を要することになりますので先に進めることにします。

下水道について担当課の説明であります。「汚水事業で浦戸湾東部流域関連、公共下水道事業を土佐山田町で行っております。」昭和58年度決定であろうと思いますが、「土佐山田処理分区として440ヘクタールを全体計画として認められて、事業の認可を受けて順次事業の展開を図ってきた。平成20年度時点では、平成21年度までを事業認可期間として市街化区域206ヘクタールを実施、来年度末に完了の予定であります。新たに認可区域の拡大、変更が必要であり、認可変更の条件として国から示されているのが7カ年で事業が完了できる区域であります。であるが、市の財政課の状況では上限3億5,000万円で抑えろとのことであり、今回認可区域の変更を検討をしている。予定区域として秦山公園、北本町、伏原、楠目地区、談議所、神母ノ木、予定には書いてないが工科大の（浄化槽の）耐用年数が近くなる予想で、認可区域の拡大を計画している。概算事業費は14億2,400万円、認可区域を拡大すると247.25ヘクタールということになります。全体計画440ヘクタール、プラス2.7ヘクタールは周辺の部分が入っているが、全体計画として汚水事業の56%が次回の認可分の地域拡大によって整備が行われる計画になる。」ということでもあります。

次に、消防について、「本署の場合、1隊16人で2隊、勤務は9名を基準にしています。本部職員が10人、何か有事となれば本部職員も一緒に出動する。条例定数では65人であるが、現在57人。条例定数を上げた理由は、消防職員を採用しても1年間は消防学校で訓練を受けてからでないと配置はできないという事情があるので、戦力に

なるのは来年ということになります。」

耐震対策について、「税務課で調べた1万5,000戸、昭和56年以降の建物は大体耐震化はできている。約4割が耐震（化）しているか。」との質問に、担当課の課長の答弁は、「そのとおり。」ということでありました。「耐震の診断を受けた方が平成15年から平成19年度に191件、ほとんど改修をしなければいけないという結果が出ている。」ということでもあります。

次に、前回のまちづくり推進特別委員会で協議未了であった工科大の件について委員から提案があり、今後まちづくりにおいて重要な意味、かかわりのあることとの観点から、議題として今後も協議をしていくことに決定をしました。ご承知のとおり工科大は香美市にとって今後のまちづくり広範に、産業の発展策、福祉の充実策と幅広く、奥深く貴重な存在であると思います。それが、最近工科大を取り巻く諸事情が香美市にとって何か不安材料もなしとしない状況もあるのではないかとということでもあります。そうならないために、香美市の中心で大きく発展していくべく守り育てていく体制づくりも重要ではないかという方向で協議を進めているということ決定をしました。

以上があらましでございますが、8月20日のまちづくり推進特別委員会の報告を終わります。

以上で7月11日、8月20日、2回のまちづくり推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） まちづくり推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまのまちづくり推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、認定第1号、平成19年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第36、議案第95号、市道の路線の変更についてまで、以上33件を一括議題とします。

行政の報告並びに認定第1号から議案第95号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） おはようございます。本日、ここに平成20年第4回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の中をご参集いただき、ありがとうございます。議員各位には、日ごろは香美市まちづくりのための各種施策に対しご支援、ご指導を賜っておりますことを、この場をお借りしまして心から感謝を申し上げます。

さて、この夏は台風の襲来こそありませんでしたが、全国各地では集中豪雨が発生し、それも局地的な現象となっており、各地で被害が続出いたしております。これは、ヒートアイランド現象、地球温暖化との関連性があるのではないかと指摘をされています。今後も天候異変には十分な注意が必要と感じられます。このような荒れる自然界の様相

が国政にも波及をいたしたのか、9月1日には福田首相は突然退陣表明をし、今政治空白の中で国政が全く先の読めない混沌とした状況にあります。アメリカのサブプライムローン問題や原油価格の高騰は世界経済に大きく影響し、我が国の産業経済もかつてないほどの大きな打撃を受けています。このようなときに政局が不安定であるということは、国民にとってまことに不幸なことであります。国政の安定こそ国民生活に安心と安定をもたらすものであり、早急にその対策を講じ、国民のための政治、政策の実現を強く求めるものであります。

それでは、諸般の報告と今期定例会に提案をいたしております議案の説明を申し上げます。

まず、行政報告でございます。

総務課から地域審議会の開催状況につきましては、8月21日に第1回土佐山田地域審議会、そして第1回の香北地域審議会が開かれました。8月22日に第2回物部地域審議会が開催されました。なお、お手元にお配りをしておりますのでご参照いただきたいと存じます。各地域審議会では、庁舎建設の現状についての報告、また物部地域審議会では大栃高校及び山田高校の統合に係る取り組みについての報告をいたしました。また、報告以外では、審議会の運営方針、定住人口の増加の取り組み等の意見交換を行っております。

新庁舎建設につきましては、基本設計は今年に入りましてから建設資材の高騰の影響で予定より1カ月ほどおくれでしたが、このほど完成をしました。基本設計の概要は広報等で今後市民へ周知をしてみたいと思います。

一方、春以降準備を進めておりましたIT設計施工につきましては、プロポーザル審査の結果、契約相手として西日本電信電話株式会社高知支店に決定をいたしております。

また、6月補正予算で議決いただきましたフジヤの購入は、7月に事務手続きを終えまして、建物も先月18日に引き取りを完了いたしました。今月から事務所として改装するための設計に取りかかります。今後の予定としましては、11月末までに改修設計を終え、12月に建築業者の入札、来年3月までに工事を完了させ、4月には移転を始めたいと考えております。旧フジヤは仮称第2北庁舎として整備をしてみたいと思います。第2北庁舎は、新庁舎が完成するまでの間は電算室、選挙管理委員会の事務所や各課の倉庫等として利用しますが、新庁舎完成後は水道課事務所として利用する計画でございます。基本設計では事業課の集まる、水道課は4階に配置することといたしておりましたが、しかし水道課は新庁舎の都合上4階に、先ほど言いましたように配置をいたしておりましたが、お客さんの訪れる機会も多いということで1階または2階に配置したいという思いもございました。また、近い将来上水道と簡易水道との統合をし業務の一部を民間委託することが検討されております。そうしたことから新庁舎の4階では将来の事務所の拡張は困難であるというふうな考え方もございます。そして、監視盤等の機器は期限ごとに更新をしなければなりません、寸法や重量の面で4階は不向きであるので

はないかと、そういうふうないろいろな問題を内包しておりました。そうしたことから、今回フジヤを購入いたしましたので、改めて水道課の課題を再検討した結果、第2北庁舎に配置することが将来の方向にも柔軟に対応でき有益であるとの結論に達しました。このため、今回の改修は水道課移転を前提に建築設計をすることといたしました。

企画課からは集会所の整備でございますが、三谷地区集会所整備につきましては、実施設計に入り、旧校舎も解体も完了をいたしております。平成21年2月の完成を予定に取り組んでおります。

ふるさと納税制度に対する取り組みでございますが、このことにつきましては先にも説明しましたが、6月中に寄附金の受け入れ、活用の方法等についてを取り決め、公式ホームページを通じて広報を開始をいたしております。8月末現在の寄附金の状況は6件で、金額53万8,000円となっております。この制度につきましては市としての方針、取り扱い方法を定めること、また寄附金の基金管理を行うことを目的として、香美市まちづくり寄附金条例及び香美市まちづくり応援基金条例の制定について、議案として今議会に提出をいたしておりますのでよろしくお願いをします。

香美市内地域交通対策検討委員会につきましては、合併後の市営バス事業の統一等につきまして検討する組織としまして、平成18年11月に香美市内地域交通対策検討委員会を設置し、小委員会を含め18回に及ぶ会議を開催をしていただきました。慎重な審議の結果、このたび香美市営バス事業のあり方に関する中間方針を去る8月8日に提出をいただいております。この中間答申をもとに今後は市営バス事業の運営のあり方の検討、また調整作業を進めていかなければならないと考えております。

積丹ソーラン味覚祭りににつきましては、交流事業が6月28日から30日に行われまして、姉妹都市友好都市交流推進協議会を中心としまして訪問をし、交流を深めてまいりました。

あわら市との経過でございますが、姉妹都市あわら市との交流につきましては、去る6月のあわら市議会におきまして継続の方向性が確認をされました。そこで9月13日に開催をされますイベント、あわら北潟湖畔観月の夕べに参加をさせていただくことになっており、今後交流をすることとなります。

次に、財政課から平成19年度の普通会計の決算について概況を報告をいたします。平成19年度一般会計及び住宅新築資金貸付事業特別会計である普通会計の決算は、普通会計内の繰入金の純計処理をして、歳入総額156億3,080万1,000円、歳出総額149億5,862万円となり、歳入歳出差し引きが6億7,218万1,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた後の実質収支は6億1,751万3,000円の黒字で、単年度収支は9,795万1,000円の赤字、実質単年度収支は9,312万4,000円の赤字となっております。前年度決算と比較しますと、歳入額で6億1,285万4,000円、歳出額で7億4,665万3,000円の増加となっております。歳入では、地方譲与税で所得譲与税が廃止となり住民税に振りかわり

となっています。また、交付税は普通交付税で新型交付税である包括算定経費が新設され、本市としましては有利となりましたが、その額が特別交付税とともに減収となっております。歳出では黒土住宅建てかえ事業や泰山公園整備事業など増加の影響で普通建設事業が、また繰出金では老人保健特別会計繰出金が大きな増加となっております。一般会計の歳計余剰金は、条例の定めによりその2分の1を超える約3億827万3,000円を基金に積み立てをいたしました。

次に、公的資金補償金免除繰上償還についてであります。平成19年度から実施されております地方債の年利5%以上を対象にした公的資金補償金免除繰上償還制度につきましては、一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計では平成19年度繰上償還対象の残債が21万5,000円と少額であったことなどから、平成20年度から実施するように財政健全化計画を作成、国に申請し、このたび承認をされました。こちらにつきましては配付をいたしております補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画を参考していただきたいと思っております。それによりまして、平成20年9月末に年利7%以上の旧簡易生命保険資金1,792万5,000円の繰上償還を実施し、続いて平成20年度末には年利6%以上7%未満の旧資金運用部資金1億7,438万円を、平成21年度末には年利5%以上7%未満の旧簡易生命保険資金7,926万3,000円の、合計2億7,156万8,000円の繰上償還をする予定となっております。この繰上償還に伴う財源につきましては、銀行などの民間資金での借りかえで対応することといたしております。これまでの高金利から低金利へ借りかえることによりまして利子負担の軽減が図られ、将来の公債費負担の軽減にもつなぐこととなります。

福祉事務所からは、高齢者福祉計画また介護保険事業計画につきましては、平成21年度から平成23年度までを計画とする第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定する計画を立てておりまして、一般高齢者とその会を開催し、一般高齢者と要介護認定者を対象に介護保険に対するアンケート調査などを現在行っております。

障害者福祉計画につきましては、平成19年度3月に策定した第1期障害福祉計画の目標の見直しを行い、平成21年度から平成23年度までを計画期間とする第2期計画の策定について協議検討するために、第2回香美市障害者自立支援協議会を6月26日、9月5日に開催をいたしました。在宅生活者を対象に郵送によるアンケート調査や職員等により聞き取り調査を行っております。

農政関係でございますが、農業を取り巻く情勢はご承知のとおり高齢化、後継者不足はもとより、原油価格や資材物価の高騰、農産物価格の低迷など厳しい状況にはございますが、一方本年度は台風上陸もなく施設園芸や野菜等の生産は順調に推移をいたしております。温暖化に伴う天候不順も最近の兆候ではありますが、早場米の、早稲米の作況も良好となります。園芸作物におきましては市場入荷量の安定基調や諸物価高騰による消費の現象からか価格が全体的に低調の現状であります。また、高知県下JAグループでは10年後の地域農業図を策定し、目標と方向性を定め地域農業の生産基盤を生かし、



維持発展させていく、いかに発展させていくか課題として進められており、その取り組みはこれからもともに進めてまいりたいと考えております。

工事関係におきましては、農地農業施設災害は補助災害が3件、単独7件を繰越事業としておりましたが、それぞれ1件を残し完了いたしました。本年度6月の梅雨前線による被害は、9月の第1次査定におきまして香北町地区について1件提案しております。その他平成20年度発注予定の事業は順調に年度内完了に向けて進めております。

また、先の農業委員会決議におきまして、昨今の農業情勢を踏まえ短期の農業の維持、発展を示唆する農業施策の建議書をいただきました。市といたしましても厳粛に受けとめ対処してまいりたいと考えております。

商工観光課から雇用関係でございますが、地域雇用開発促進法に基づき、平成19年度に厚生労働省に協議を申請をいたしておりました香美市地域雇用創造計画が本年7月に同意を受けました。これは雇用創造に向けた意欲が高い地域が該当し、支援措置には地域雇用対策助成金の特例措置や今後地域雇用創造推進事業に結びつけることができます。本年度は地域雇用戦略チームによるアドバイザー事業が厚生労働省より採択されましたので、高知県が進めております産業振興計画と連動して、地域資源の掘り起こしや特産品の開発、販売促進につなげてまいります。

観光関係では、川上様夏祭りそして土佐山田まつり、奥物部湖湖水祭の香美市3大祭りも盛況に終えることができましたご協力をご感謝申し上げます。9月以降もさまざまなイベントも計画もされております。

建設都計課から都計関係では、まちづくり交付金事業で整備を進めております秦山公園の第4駐車場整備を発注いたしました。年度内完成の予定で進めております。

災害関係では、公共土木施設災害復旧事業の5次査定が8月26日実施されました。河川3件、道路5件が承認をされました。今回補正予算を計上しておりますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

住宅関係では黒土2号団地の駐車場工事が完了しました。CブロックB棟はさきの議会で請負契約の議決をいただき、順調に建築工事が進んでおります。年度内完了の予定でございます。

環境課からは、地球温暖化対策実行計画でございますが、地球温暖化の防止を目指した地球温暖化対策実行計画を策定しまして、市が管理をし、職員が常駐しております49施設から排出されるCO<sub>2</sub>の削減に努めてまいりました。今回平成19年度の取り組み状況がまとまりましたから報告をいたします。CO<sub>2</sub>の削減目標は平成17年度を基準年として、基準年に市管理施設から排出されたCO<sub>2</sub>の排出量から3.7%以上を削減する目標を設定をいたしました。取り組み内容としましては、エアコンでの室温の冷やし過ぎやまた温め過ぎを防止する。また昼休みはパソコンや照明を消すなど職員の細かなむだを省く行動を計画的に継続して取り組みました。その結果、平成19年度は基準年に比べて電気及び燃料その他すべての項目で排出量を削減することができました。

中でも公用車燃料である軽油、暖房等に用いるA重油、灯油の削減幅が大きく、基準年から比較するとCO<sub>2</sub>を6.5%削減し目標を達成をすることができました。今後は継続して市管理施設のCO<sub>2</sub>の削減に取り組み、市内の推進体制の整備、また地球温暖化防止対策を着実に実践していくために市民、事業者等で構成される推進組織を設置し、市民一人一人に環境に対する意識啓発が必要だと考えております。

防災対策課からは、市内一斉自主防災組織避難訓練を8月31日に行いました。土佐沖でマグニチュード8.4の地震が発生したという想定で一斉に避難訓練を行いました。訓練を実施した自主防災組織は27組織で、参加者総数は1,310人となっております。

林政課から、林業振興につきましては、第1四半期の間伐事業実施各事業で切り捨て間伐が1.24ヘクタールが完了しました。現在第2四半期を実施中です。作業道の開設につきましては32路線中3路線が完了し6路線を施工中であります。また、昨年度に引き続きまして森林組合など林業事業体に高性能林業機械を導入する計画で、施業の団地化、作業道網の整備とあわせて合理的な作業システムの推進、林業生産性の向上を図り、担い手の確保と育成などあわせて林業の活性化を図ってまいります。

協働の森づくり事業につきましては、本年度高知工科大学一物部川共生の森パーソナル協定を締結する運びとなりました。9月8日に高知県庁におきまして関係者が出席し協定の締結を行います。協定の内容は3年間で、240万円の協賛金を活用し市有林の間伐や植林を行う計画となっております。また緑の募金にいたしましてもご協力いただきまして、事業を展開をいたしてまいりました。

次に、有害鳥獣被害対策でございますが、4月から6月にかけて第1回予察捕獲を行いまして、ニホンジカ480頭捕獲という結果になっております。現在第2回予察捕獲、9月27日まででございますが実施中であります。新規事業としまして県単のシカ個体数調整事業により狩猟期間中においてもニホンジカの捕獲に対し報償金が出ることになりました。1頭当たりオス鹿で5,000円、メス鹿1万円となっております。この事業で香美市におきましては1,300頭の捕獲目標が設定をされております。なお、報償金の大幅な増額が見込まれるため、今回の補正予算で補正予算を計上いたしております。さらに剣山特別鳥獣保護区におきましても捕獲が予定されており、現在各関係機関と調整中であります。阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会では、新規狩猟者への支援策としまして8月21日に奥物部ふれあいプラザにおきまして狩猟免許試験予備講習会を開催しまして、8名の参加者がございました。新規狩猟者の確保につきましては、こうした講習会等を通じまして一定の確保をしてまいりたいというふうに思っております。11月には講演会また現地研修会の開催も予定をいたしております。

森林土木事業におきましては、繰越事業の林道押谷線開設工事は9月末に完了予定で、繰越予算残額工事として新たに追加工事を発注し、平成20年度工事につきましては平成21年度へ繰り越し施工を予定をいたしております。また、林道岡ノ内別府線の災害

復旧工事は、崩土を取り除いた結果、下部の山留擁壁の倒壊による追加工事や残土処理の関係によりまして9月末の完成を見込んでおります。平成20年度林道御在所線、美良布岩改線開設工事は7月に発注し、年度内の完成を予定をいたしております。

ふれあい交流センターからは、人間教育及び啓発推進に関する行動計画の策定でございますが、香美市となりまして策定を急がれておりました行動計画につきまして、策定作業を具体的に進めることとなりました。また、策定委員には人権まちづくり委員会審議委員、策定作業部会には人権対策推進本部を構成する管理職にそれぞれ委嘱することといたしております。

学校教育課からは、全国学力・学習状況調査の結果でございます。今年4月22日に香美市小学6年生258人、中学3年生191人を対象に実施した全国学力・学習状況調査の結果が、8月29日に返却をされました。香美市の小学生の国語、数学の平均正答率は、県と同様に全国の平均正答率とほぼ同じ状況にあります。香美市の中学生の国語、数学の平均正答率は、全国に比べて低く国語、数学につきまして学力の定着状況に大きな課題がある結果となっております。総じて前回と同様の厳しい結果となっております。この結果を分析するとともに、これまでの取り組みを検証しながら小・中学校が連携し、学習、生活面の課題克服に取り組んでいきたいと思っております。

生涯学習課からは、10月、11月は芸術、スポーツの秋でございますが、香美市体育会を初め、を主体のもとに各種スポーツ大会等も予定をされております。また香美市芸術祭も11月1日、2日に、文化展等も行うこととなっております。また、県と人権啓発センター主催の平成20年度東部ブロック人権啓発事業が高知工科大学学園祭の会場で開催をされます。

また、8月26日から4回の日程で行われております香美市市民大学も大変好評のうちに開催されておりますが、12日が最終日になっておりますので多くの皆さん方のご参加をお願いをしたいというふうに思います。

消防課からは、平成20年1月1日から7月31日までの火災救急及び救助出動件数を、一覧を載せてありますのでご高覧いただきたいと思います。火災件数はこのような形になっております。また救急出動件数につきましては、昨年と同時期と比べますと100件ぐらい減少をいたしております。救助出動件数につきましても以下表のとおりでございます。

香美市消防団夏季演習の実施でございますが、7月13日に香美市土佐山田消防団が夏季演習を行いました。そして8月3日には香美市香北消防団が夏季演習を行っております。9月7日には香美市土佐山田消防団、香美市香北消防団及び香美市物部消防団が合同で訓練を行い、ホースの延長法やポンプ運用などを行っています。

また、第37回消防救助技術四国地区指導会の結果につきましては、7月24日に行われまして以下のとおりとなっております。高知県中央地区消防操法大会の参加でございますが、10月19日に高知県消防学校におきまして開催の予定でございます。自動

車ポンプの部では香美市香北消防団永野分団が、小型ポンプの部では香美市土佐山田消防団植分団が出場をすることとなっております。

防災体験コーナーの実施には、10月18日、19日に開催されます高知工科大学大学祭におきまして防災体験コーナーを実施することとなっております。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして今期定例回に提案をいたしております議案について提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第12号は平成19年度香美市健全化判断比率について、報告第13号は平成19年度香美市資金不足比率の報告であります。この報告2件につきましては、平成19年6月22日付で交付されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項で、前年度決算の提出後、健全化判断比率並びにその算定の基礎資料を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率として議会に報告し公表することを義務づけられております。また、同法律第22条第1項にて、公営企業の前年度決算の提出後、資金不足比率並びにその算定の基礎資料を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該資金不足比率を議会に報告し公表することが義務づけられておられますことから報告するものであります。別紙でお配りをしてございますので見ていただきたいと思います。

認定第1号から認定第12号までは平成19年度の一般会計、各特別会計、各水道事業会計歳入歳出決算の認定であります。それぞれ監査意見書をつけて決算書を提出いたしておりますのでよろしく願いをいたします。

次に、議案第75号は、平成20年度香美市一般会計補正予算「第3号」は、歳入歳出予算にそれぞれ1億5,276万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を156億575万5,000円といたしました。歳入では、前年度繰越金の確定による追加、公共土木施設災害復旧費国庫負担金の追加、森の腕たち育成事業費補助金の追加、シカ個体数調整事業費委託金の追加、市町村合併推進体制整備費補助金の減額及び財政調整基金繰入金の減額が主なものとなっております。歳出では、簡易水道事業特別会計繰出金の追加、鳥獣被害対策事業の追加、森の腕たち育成事業費補助金の追加、がけ崩れ住家防災対策事業費の追加、公共土木施設災害復旧費の追加などが主なものとなっております。

議案第76号から議案第84号までは、平成20年度の各特別会計、水道事業会計補正予算となっております。

ここでちょっと直していただきたいと思います。議案第85号から議案第94号までは各条例の制定についてであります。

議案第95号は市道の路線の変更についてでございます。

以上、平成20年度香美市一般会計補正予算「第3号」など報告2件、認定、承認12件、議案21件の提案説明を終わります。なお、詳細につきましてはそれぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては審査の上適切なるご決定を賜り

ますようよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君）　　これで、市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時35分　休憩）

（午前10時50分　再開）

○議長（中澤愛水君）　　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

先ほど議題となりました、報告第12号、報告第13号の案件は、財政の健全化に関する報告であります。また、認定第1号から認定第12号までの各案件は、平成19年度香美市一般会計及び各特別会計、水道事業会計並びに工業用水道事業会計の決算の認定であります。

これから報告第12号、報告第13号についての監査委員の報告と、認定第1号から認定第10号までの決算認定とあわせて認定第11号並びに認定第12号について監査委員の決算審査意見の報告を求めます。代表監査委員、大岸啓郎君。

○代表監査委員（大岸啓郎君）　　改めまして、おはようございます。代表監査委員の大岸でございます。

決算審査につきまして、意見書の要点を朗読しまして報告にかえさせていただきます。

## 第1　審査の概要

### 1．審査の対象

平成19年度香美市一般会計歳入歳出決算

同じく、住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

同じく、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

同じく、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

同じく、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

同じく、香美市老人保健特別会計歳入歳出決算

同じく、国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算

同じく、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

同じく、介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算

同じく、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

以上、それぞれの歳入歳出決算でございます。

（附属書類）

平成19年度各会計歳入歳出決算事項別明細書

平成19年度各会計実質収支に関する調書

平成19年度財産に関する調書

### 2．審査の期間

平成20年8月12日、13日

### 3. 審査の要領

- (1) 各会計に関する会計処理が、関係法令などの規定に準拠して適法かつ正確に行われているかどうかを確かめ、かつ決算書及び政令で定める書類は、法令などの定めるところにしたがって調製され適正に表示されているかどうかを確かめた。
- (2) 予算は、計画的かつ効率的な執行が図られ、所期の目的達成に向け努力されているかどうかを確かめるとともに、決算計数の分析を行い、財政運営の健全性について考察・検討した。
- (3) 審査の方法については、各会計決算書及び政令で定める書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員から説明聴取等、通常実施すべき監査手続き及びその他必要と認められた監査手続きを適用した。

なお、証拠書類については例月出納検査において精査している。

### 第2 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、正確であることを認めた。また、関連する事務の処理は適正に行われており、予算の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、今後の執行に当たり次の事項について要望する。

- (1) 厳しい財政状況を認識し、事務事業全般の総点検を引き続き行い、事務のスリム化に努めるとともに、適正な人員配置を行い恒常的な超過勤務者が発生しないようにする等、経費の削減並びに職員の健康面に十分配慮されたい。
- (2) 本年度の一般会計と特別会計の収入未済額は、11億2,549万2,000円である。このうちの約50%を住宅新築資金等貸付金が占めている。続いて、市税、国民健康保険税、保育園保護者負担金、介護保険料（第1号被保険者）、市営住宅使用料、学校給食費、災害援護資金貸付金、公共下水道事業に伴う受益者負担金、上下水道使用料の順になっている。公平の原則の観点から、引き続き収入未済額及び不納欠損額の縮減に努力されたい。

また、収入未済額のうち1,406万6,000円は、調定の誤りによって収入未済となったものである。公金の取り扱いについては、適正、厳正であることが求められることを職員一人一人が認識し職員の事務執行能力を高めることを望む。

- (3) 財産台帳については、昨年度の決算審査において指摘したにもかかわらず十分な整理がされていない。財産の適正な管理を行うためにも早急に整備されたい。
- (4) 本年度は一般会計から簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業への繰出金の総額は、4億7,355万円となっている。そのうち、基準外繰出金は60%を超す3億109万4,000円となっている。

また、公共下水道事業は、本年度、受益者負担金1,032万5,000円の不納

欠損額を出している。平成4年から平成14年までの122件分であるが、うち107件が時効到来分である。経営という面から、まず自主財源の確保に向けた努力をしなければならない。

### 第3 審査の概要

#### 1. 一般会計

平成19年度の決算状況は、歳入総額155億6,635万3,000円、歳出総額148億9,537万1,000円で形式収支は6億7,098万2,000円となっている。翌年度へ繰り越すべき財源5,443万6,000円を差し引いた実質収支は6億1,654万6,000円の黒字となり、うち3億827万3,000円を地方自治法第233条の2の規定により、翌年度基金に積み立てる予定である。

次に、11ページまで省略させていただきます。

#### 2. 住宅新築資金等貸付事業特別会計

平成19年度の決算額は、予算現額9,655万4,000円に対し、歳入総額は9,672万5,000円、歳出総額は9,552万6,000円で、形式収支は119万8,000円となっている。

#### 3. 簡易水道事業特別会計

平成19年度の決算額は、予算現額5億5,691万3,000円に対して、歳入総額は5億5,463万9,000円、歳出総額は5億5,455万9,000円で、形式収支は8万円となっている。

しかし、繰入金のうち基準内繰入金は1億43万9,000円であることから、一般会計からの補てん額は6,851万1,000円となる。このことから実質6,843万1,000円の赤字決算である。

#### 4. 公共下水道事業特別会計

平成19年度の決算額は、予算現額5億2,113万7,000円に対して、歳入総額は5億1,968万3,000円、歳出総額は5億1,908万2,000円で、形式収支は60万1,000円となっている。

しかし、繰入金のうち基準内繰入金は5,832万6,000円であることから、一般会計からの補てん額は1億3,727万4,000円となる。このことから、実質1億3,667万3,000円の赤字決算である。

#### 5. 特定環境保全公共下水道事業特別会計

平成19年度の決算額は、予算現額2億3,233万7,000円に対し、歳入総額は2億2,885万7,000円、歳出総額は2億2,874万7,000円で、形式収支は11万円となっている。

しかし、繰入金のうち基準内繰入金は1,369万2,000円であることから、一般会計からの補てん額は9,530万8,000円となる。このことから実質9,519万8,000円の赤字決算である。

## 6. 老人保健特別会計

平成19年度の決算額は、予算現額53億4,858万2,000円に対し、歳入、歳出総額は同額の53億4,754万6,000円で、実質収支はゼロとなっている。

また、本会計への繰入金が1億7,079万6,000円（対前年度）の増額になったのは、先にも述べたように、平成19年度に入るべき歳入が翌年度に繰り越されたことによる。概算であるが、平成20年度に約1億円の歳入を見込んでいる。

## 7. 国民健康保険特別会計

平成19年度の決算額は、予算現額42億5,076万6,000円に対し、歳入総額は42億3,622万7,000円、歳出総額は42億286万3,000円で形式収支は3,336万4,000円となっている。

## 8. 介護保険特別会計

平成19年度の決算額は、予算現額26億6,687万2,000円に対して、歳入総額は26億6,420万4,000円、歳出総額は25億9,601万1,000円で、形式収支は6,819万3,000円となっている。

## 9. 介護保険特別会計（サービス事業勘定）

平成19年度の決算額は、予算現額1,369万2,000円に対し、歳入総額は1,191万9,000円、歳出総額は1,166万6,000円で、形式収支は25万3,000円となっている。

## 10. 農業集落排水事業特別会計

平成19年度の決算額は、予算現額3,162万1,000円に対し、歳入総額は2,680万円、歳出総額は2,675万円で、形式収支は5万円となっている。

## 11. 財政構造の弾力性等

平成19年6月15日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立したことを受けて、本年度決算から財政健全化を判断するための4つの財政指標が別途公表されることになっている。

地方債残高は、対前年度8億175万3,000円の減となっている。本年度、簡易水道事業特別会計と公共下水道事業特別会計は、国の新しい施策による償還金免除の繰上償還の制度を利用して高金利の地方債を償還した。また、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計は、平成20年度に実施する予定である。

新庁舎建設に当たっては、合併特例債を最も有効に活用しバランスのとれた財政運営を進めていかなければならない。

むすびとしまして。

香美市の重要課題である新庁舎建設については、平成20年7月の時点で基本設計の配置計画についてはおおむね完了し、平成23年5月の新庁舎移転運用開始に向けて着実に準備が進められている。

平成19年度香美市一般会計と特別会計を合わせた額は、歳入総額292億5,



295万2,000円、歳出総額284億7,812万1,000円で、差し引き7億7,483万1,000円の黒字である。前年度と比べて歳入歳出総額が大きくなっている主な理由は、一般会計では黒土住宅の建築、泰山公園の土地の買収等、簡易水道事業特別会計では地方債の借りがえ等によるものである。

本年度は、税源移譲により所得譲与税が住民税に振りかわった。徴収すべき自主財源がふえたので、市税、公営住宅をはじめとする各種使用料・負担金等のより一層確実な収納が求められる。

今後の財政運営については施策の重要性、緊急度を的確に把握し、公正で合理的かつ効率的な行政執行を基本に、社会情勢や多様な行政需要迅速かつ的確に対応され、財源の効率的、重点的な配分に努められたい。

限られた経費の中でより大きな効果が得られるよう市民の目線に立ち、将来を展望した計画的な財政運営を維持し、「市民参加による賑わいあるまち」に発展することを期待してむすびとします。

続きまして、香美市水道事業会計の決算。

平成19年度香美市水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成19年度香美市水道事業会計の決算について審査を実施したので、下記のとおり意見書を提出する。

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

平成19年度香美市水道事業会計決算

### 2. 審査の期日または期間

平成20年7月22日、23日

### 3. 審査の場所

香美市役所2階監査室

### 4. 審査の手續

この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施した。

## 第2 審査の結果

### 1. 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認める。

あと省略させていただきまして、最後のむすびへ行きます。

むすび

水道事業会計の当年度の純利益は4,349万8,293円で、対前年度448万

5,405円(11.5%)の増益であった。また、高利率の企業債を繰上償還または低利の起債に借りかえるなど、水道事業のさらなる安定運営に向けて努力されていることが伺える。

しかしながら、新水源地の建設も控えており、また将来水道事業の統合を視野に入れて運営するならば、給水原価は大幅にふえるものと予想されるので、常に企業の経済性を発揮することが求められる地方公営企業としては、将来の健全な水道事業会計のために中・長期的な計画に基づいた運営が望まれる。

続きまして、香美市工業用水道事業会計決算。

平成19年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成19年度香美市工業用水道事業会計決算について審査を実施したので、下記のとおり意見書を提出する。

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

平成19年度香美市工業用水道事業会計決算

### 2. 審査期日または期間

平成20年6月27日

### 3. 審査の場所

香美市役所2階監査室

### 4. 審査の手続

この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、工業用水道事業の財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿、証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施した。

## 第2 審査の結果

### 1. 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、工業用水道事業の財政状況を適正に表示しているものと認める。

### 2. 今後の動向とむすび

高知テクノパーク工業団地は、高度技術工業や先端技術産業などの県外事業や隣接する高知工科大学と共同研究を行う県内企業を誘致し、新たなリーディング産業の育成を図る役割を担っている。平成18年度には、第1号の事業所への計画水量の販売が始まったものの、平成19年度以降は供用契約を休止、新たな事業所との契約もなく厳しい状況にある。

本年度、事業収益の約99.9%を他会計から繰り入れている。引き続き、配水管等施設の維持管理が必要であり、平成20年度からは地方債の元金の償還が始まる。初年度は利息を含め約800万円、翌年度以降は毎年度約1,400万円余り

の償還となっている。

高知テクノパーク工業団地が果たす役割は今後も重要であることから、引き続き企業誘致には努力をしながらも、私たちを取り巻く環境の変化や香美市の財政状況等全体から判断すると、工業用水道としての利用が見込めない現状では、思い切った方向に転換を実行する時期がきているのではないかと。

続きまして、平成19年度健全化判断比率の審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、平成19年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（健全化判断比率）について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

#### 1. 審査の対象

平成19年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類（「算定基礎書類」という。）。

#### 2. 審査の期間

平成20年8月19日、28日

#### 3. 審査の概要

市長から提出された健全化判断比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうかを主眼において実施した。

#### 4. 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成をされているものと認められる。

また、すべての比率は早期健全化基準未達となっている。

続きまして、平成19年度資金不足比率の審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、平成19年度資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

#### 1. 審査の対象

平成19年度の各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）。

#### 2. 審査の期間

平成20年8月19日、28日

#### 3. 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうかを主眼において実施した。

#### 4. 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成をされているものと認められる。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 監査委員の報告を終わります。

以上、複雑多岐にわたる一般会計及び特別会計決算等の決算審査意見と、本日新たに財政の健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見についてについて報告をいただきました。そのご労苦に対しまして、一同にかわり敬意を表します。本当にありがとうございました。

これより報告第12号、報告第13号の質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 国の法律が変わったことによりまして、財政健全化法による初めてのこういう指標が出てくるわけですが、これを見た限りでは今のところ全然問題ないというふうな数値にはなっていると思うんですが、まだ猶予が3年間、本格的に実施するにはありまして、今のところまだどうこうは言えないと思うんですが、これが、これから先庁舎建設があり、それからA園、B園の建設があり、公債費がほかのものと一緒になってピークになるころの財政見通しとかいうのは、今のところどういうふうになるというふうにお見込みでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 大岸議員さんの質問にお答えします。

今回初めてこういう指標について報告させていただきましたが、報告したとおり現在のところはまだ健全化であると。ただ、この状態はどこまでいくかという見通しにつきましては、今までにおきましても、ちょっと危険域になりそうになるとそこで自粛するとかそういった手法をとってきておりますので、これ以上ますます悪化するというようなことについては、現在考えておりません。鋭意努力していくというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 私がちょっと心配するのはこの庁舎建設計画を、最初は合併の協定項目にあるということで、建てたときに、5年間の返済計画見通しに基づいて予算を立ててやってくるわけですが、そのときにはこういう健全化法というのは全然想定されてなかったわけですね。それとの絡みでどうなのかということもちょっと心配なわけですが。まだ全然不透明ですか、そのあたりのことは。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） この報告を出す時点で、当然財政をやっている担当との話の中では、現状ではこのまま推移してもそれほど極端に悪化するというようなことはないと。ただ、先ほど申し上げましたようにちょっと危ないという状態のときに、いずれ

そういった手法でまた回避するというふうなことはあるだろうとは考えております。ただ、現在若干の余裕があれば、現在できる範囲内で耐震化とかそういった分を前倒ししてやるという方向をしておりますので、そういった将来的な部分について将来負担率とか出ておりますけど、これが急激に悪くなるじゃないことは考えておりません。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りをします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第85号、議案第86号、議案第87号は地方自治法の改正に伴い例規整備の必要が生じた急を要する関連の案件等でありますので、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し本会議方式により審議採決にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、日程第26、議案第85号、香美市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） それでは提案させていただきます。

議案第85号、香美市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について平成20年9月10日提出。香美市長、門脇楨夫。

この改正につきましては、地方自治法の改正によりまして、議員の報酬の名称が議員報酬とされたことによりまして本条例を改正するものでございます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第85号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第86号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 提案させていただきます。

議案第86号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

平成20年9月10日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、地方自治法の改正により議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支払い方法等に関する規定から分離する必要があるため本条例を制定するものです。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第86号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第87号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 提案をいたします。

議案第87号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成20年9月10日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、地方自治法の改正により、議員の報酬の支払い方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬から分離する必要があるため本条例を改正するとともに、新たに嘱託看護師の報酬額及び費用弁償額を定めるため本条例を改正するものです。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

議案第86号でちょっと聞きそびれましたので、同じ提案理由ですのでちょっとお伺

いしますけど、この提案理由のところには分離する必要があるためというふうには書かれてますけど、ちょっとこの中身がちょっと、私ども詳しくわかりませんので。なぜこう分離する必要があるのかということ、今まででも余り、（今まで）どおりでも余り変わらなかったのじゃないかと私は認識するんですけど、なぜ必要があるのか、その点をお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 今回の自治法の改正は地方議会の長から、あるいは地方公共団体の要請によりまして、議員の提案による法律の改正であります。その改正の中身は2つあるわけでありまして、今提案をしております議員報酬について名称を変えたということがあるわけですが、他の委員との区別を行うということを行っております。そのところを、議会議員について明確に他の委員と分けるということ。そして、そのことによりまして、さまざま議会の活動の中では今までも議会活動の位置づけをどのようにするかということもありまして、そうした深い議論の中から分離をしよう。そして、また公務災害の問題とかいうものにもきちんと対象となるような形にしていこうということからこの改定がっておりますので、そのような分離をしておると。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

議案87-3ページですけれども、社会教育指導員から教育相談員それから埋蔵文化財調査員というところで「任命権者が」という文言が入ってるんですけど、これの任命権者というのは教育長ということでしょうか。

それと、もう1点、新たに看護師さんということが出てますけれども、この看護師さんのほうはどういった業務、どこに配置されてどういった業務をされていかれるのかお聞きいたします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） お尋ねの任命権者をということでもありますけれども、これまでの条例の中には市長が任命するものとそうでないものとが区分されておりました。その点を明確に、まずしたということでもあります。

それと新たに嘱託看護師を加えた経緯でありますけれども、そうした必要があるためであります。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 質問じゃないけどちょっと確認をしたいんですが。議案87-1ページ、学校医の表ですね。学校医の表で次の改正にはですね、というのは1校当たり4万9,501円、それから児童生徒1人当たり440円と。「円」がなかった

ので「円」を入れておるようですが、次の特別職報酬等審議会委員、これは「5,100」、次が同じく「5,100」と円が入ってないのは、これは統一をしたらどうかという気がしますのでそこだけちょっと確認したい。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） ご指摘のとおりです。直すべきであります。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） すみません、そのことに関してですけども、これは表が上に、この学校医という分が上に上がってくるためにその部分だけ円をつけてということにしたのとは違えますか、その上。議員のほうの報酬の、段は別になりますよね、新たにできますので。それで学校医が一番上に上がったためにその部分だけ円をつけて、あとは同じというふうな形にしたのとは違えますか。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） ちょっと議員の質問の内容が十分理解しかねるんですけども、今言われておる学校医が上に上がったとかいうことについて、特に意図したものはないわけでありまして、改正ですので、そのもとの条例の中の表との関係でそのようになっておるといふふうに思うわけですけども、もともと「円」の表示とかというものは一番最初のところに記入をしておいて、その下は同様に扱うといふふうな形で、表の中ではそのようにやるわけですけども、たまたま下にあったものが上に上がってきたということで「円」が欠落したということではないかといふふうに思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第87号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は9月17日水曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

どうもお疲れでございました。

（午前11時38分 散会）



地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 0 年 9 月 1 7 日 水曜日

平成20年第4回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成20年9月10日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月17日水曜日（会期第8日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企画課長兼土地開発公社事務局長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
収納管理課長	阿 部 政 敏	林 政 課 長	岡 本 博 臣
防災対策課長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住 民 課 長	山 崎 綾 子	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
保 険 課 長	岡 本 明 弘	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小 松 美 公	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮 地 和 彦	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広  
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀  
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

選挙管理委員長 松 尾 禎 之 水道課長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成20年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第2号)

平成20年9月17日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 11番 片岡守春君
- ② 15番 依光美代子君
- ③ 20番 大石綏子君
- ④ 7番 千頭洋一君
- ⑤ 10番 山崎晃子君
- ⑥ 1番 山岡義一君
- ⑦ 5番 織田秀幸君
- ⑧ 13番 竹平豊久君
- ⑨ 9番 門脇二三夫君
- ⑩ 14番 島岡信彦君
- ⑪ 6番 比与森光俊君
- ⑫ 3番 山崎龍太郎君
- ⑬ 12番 久保信彦君
- ⑭ 2番 矢野公昭君
- ⑮ 4番 大岸真弓君

## 会議録署名議員

23番、坂本 節君、24番、山本芳男君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長(中澤愛水君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をいたします。15番、依光美代子君は10分遅刻という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

11番、片岡守春君。

○11番(片岡守春君) おはようございます。11番、片岡でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

皆さんもご承知のとおり、きょうの新聞にも大きく出ておりました。やはりこの貿易と日本の食糧の問題については大変、農水省を初め政府の姿勢そのものが問われていると。もう今までこの貿易のことは特別この地域にも関係ないんじゃないかというような人も、意見もありましたけれども、やはりこのWTOの問題は日本の農業にとって大変な悪い影響を及ぼしているということで、きょうの新聞ではまだ三笠(フーズ)の関係では四国にはその影響はないというように発表はされておりますけれども、これはまだ9社がその行き先を発表してないということで、未広がりの影響が出てくるのではないかとございまして。そういうことも踏まえましてぜひとも明確な答弁をお願いします。

'08年7月21日からスイスのジュネーブで開かれていた世界貿易機関、WTOの多角的貿易交渉は決裂をしました。WTO交渉は1999年、シアトル、2003年、カンクン、2005年、香港で開かれた閣僚会議はいずれも決裂し、2006年の非公式閣僚会議も決裂したのであります。WTOは1995年以来決裂と破綻の歴史を繰り返してきました。ではWTOとはどんな組織でしょうか。それは貿易の自由化のためのルールを決める国際機関として1995年1月に発足したものです。本部はスイスのジュネーブにあります。意思決定は加盟各国すべての合意によって行うコンセンサス方式で、決定は加盟各国への拘束力を持ちます。WTO農業協定は、多国籍企業と農産物輸出大国にとっては都合のいい貿易自由化のことであり、国民への食料供給を保障すべき各国の国内農業を破壊しているものです。多国籍企業主導の推進機関であるWTOのもとで世界じゅうの食料供給基盤が崩され飢餓と貧困が拡大してきたことから、今回の決裂は当然の結果であるとの声は大きい。今回、妥結が模索された最終合意案の内容は、米を初め小麦、乳製品、砂糖、でんぷんなど基幹作物やこんにゃくなどの関税を大幅に引き下げて自由化を強要するものであり、日本農業を破壊させる危険性を持っているのであります。今でも年間77万トンも輸入しているミニマムアクセス米をさらに最大50万トンも輸入を拡大するなど、世界的な食糧危機に拍車をかける危険性を持った内

容であります。W T Oの原理は、世界は既に十分な食料を生産しているとの前提に立って、効率的に生産できる国で生産し非効率な国の農業はつぶれても構わないという自由貿易の原理であります。日本では品目横断安定対策の名で家族農業切り捨てが始まっておるところでございます。お金さえ出せば幾らでも食料を買える時代は終わったにもかかわらず、時代おくれの原理にしがみついて進めているW T Oの貿易ルールのあり方について、行政としての認識をまず伺いたいと思います。

2点目に、今回の決裂について東京大学大学院農学生命科学研究所の鈴木宣弘教授は、「貿易の自由化が国家の安全保障を弱め、地球環境への負荷を高めるという負の影響を総合的に考慮して、単純な継続的な関税引き下げ、削減に一定のルールの見直しが必要であり、その意味で今回の決裂はいい機会と考える。」との談話を発表していますが、決裂をどのような受けとめているのかを伺いたいものです。

3点目に、ここまで日本の食料自給率が急落したきっかけは、米の輸入関税化、農業支援の削減などを盛り込んだW T O農業協定の受け入れではないのでしょうか。この受け入れによって、1992年には46%ありました自給率は坂道を転げ落ちるように落ちて、今では39（%）ないし40%であります。日本農業の衰退と現実を見たとき、この協定の受け入れが大きく影響していると思うが認識をお伺いをいたします。

4点目に、1996年、F A O、国連食糧農業機関が主催する食糧サミットが開かれました。当時8億の飢餓人口を10年後には半分に減らすという宣言を出したものです。そのときにN G O、非政府組織がフォーラムを開きまして、W T Oに対抗する根本的な対案は何かということで世界じゅう広範な方々に集まっていたいただき、活発に議論し採択されたのが食糧主権の宣言であります。食糧主権の中身は食料と農業にかかわる政策や方針は自主的に決める権利であります。農民にとっては自分たちがつくりたいものを生産する権利、消費者にとっては自分たちの食べたいもの、自分たちの食文化を守り、しかも安全、安心なものを食べる権利であります。平たく言えば自国の食料は自国で生産する、外国に食料を依存しない権利であります。これはW T O流の自由貿易主義に対抗する施策として世界的に定着しつつあります。この農業政策に対する認識をお伺いしたいと思います。

次に、黒土2号団地についてお尋ねをします。

当団地は2階建てで4棟、8世帯が入居されている。住宅地内には立ち木も植えられ美しいサザンカの花も入居者を楽しませてくれています。昼間は通勤のため駐車は少ないのですが、夕方から朝にかけて玄関前の通路に駐車されているのが実情であります。それ以外に今のところ駐車場所がないため、やむを得ずの対処であります。このままでは火災発生時等に避難するときの妨げになるなど不安を住民が持っているところですが、住民の希望としましては北側にあります、これは大きな立ち木の下に駐車場所をつくったらとの声であります。私も見てみるのに立ち木はそのままでも3台、4台の車を置くスペースは十分あるのではないかと思います。どのようなお考えか。現地

も見ていただいていると思いますので率直な対応を伺いたいものです。

続きまして、地すべりと火災の一時避難についての問題について質問をします。

1時間に30ミリ降ればどしゃ降りの大雨と言われる。しかし、それは具体的にはどのように降る雨なのか。气象台は雨の強さの目安をこう表現しています。3ミリ以上降れば家の中で雨の音が聞こえる。15ミリ以上の雨の音で、15ミリ以上の雨が降った場合は人の声が聞き取りにくい。20ミリ以上は下水道があふれるところが出てくる。40ミリ以上はバケツをひっくり返したようなどしゃ降り。1998年9月24日、高知市、香美市も含めてですけれども、この日午前9時過ぎから1時間に、高知の場合ですけれども129.5ミリの雨が降りました。時間雨量130ミリ、この数字を表現する言葉は見当たらないとのこと。1998年も、灼熱のよさこい祭りも終わり9月に入って高知は平穏な日々が続いていました。気象だけは異常でありました。夏場にはほとんど雨が降らず、7月下旬に雨らしい雨が降った後8月はわずか12.5ミリ、いつもなら高知は300ミリ以上降る月であります。9月に入ってもこの状態は変わらず、早明浦（ダム）も香我美ダムも底をつきました。渇水調整協議会がたびたび開かれ給水制限は強化されてました。市民はカラカラ天気にあえいでいました。これは1998年9月の高知県の気象であります。今年の気象と大変似通っていると思えてなりません。ましてや昨今の局地的な集中豪雨の発生を見るにつけ、'98豪雨での香美市の被害を想起するものであります。県内でも特に降雨量が多い地域を抱え、広い山間地と急傾斜地に民家が点在している状態から、豪雨による地すべり、山崩れ等での被害が想定されるものであります。災害時も火災等も含め一時避難の住宅の確保、こういうことも考えるべきではないかお尋ねをします。

2点目として、黒土団地には解体されずの10戸の住宅があります。入居者が退去された後は雑草の繁殖がすさまじいものです。地域の住民からも行政のほうに草の始末をしてもらいたいということでの投書もあったと聞いており、役場（市役所）としましても人を入れまして清掃に努力をしているのも私も見たわけでございますけれども、今後の利用計画についてどのようにお考えかお願いをします。

昨今の不況と生活苦の中で、住民からは家賃の安い住宅が求められている。高額の家賃さえ出せば民間住宅はかなり自由に求めることができる旧土佐山田町の現状であります。住宅そのものが少々余りぎみというようなことではないかと思えます。しかし、年間暮らしの生活者は今の家賃の支払いが重たくなっています。「安いお家はないか。」との相談は大変私たちにも多いわけでございます。解体されていない住宅は強固で内装さえリフォームすれば利用可能ではないか。耐震面も含め今後の対応を伺いたいものであります。

次は、DVについてお尋ねをします。

ドメスティックバイオレンス、DVについてお伺いいたします。ドメスティックバイオレンスは、ドメスティックの頭文字のDとバイオレンスの頭文字のVから一般的にはDVと



呼ばれています。直訳すると家庭内の暴力となるように一般的には家庭内で絶対的な権力を持つ夫が力で妻を支配しようとする場合がほとんどです。しかし、近年は夫婦間の暴力だけでなくあらゆる状況で強い者が弱い者を暴力で従わせるという事例が多くなったため、親から子への暴力や子から親への暴力、恋人同士などの親密な間柄の暴力などを総括してDVと認識するようになりました。DVの暴力には殴ったりけったりする身体的暴力はありますが、身体的暴力は即命の危険にかかわることがあります。また、身体的暴力は突如何の前ぶれもなく振るわれることがほとんどで、加害者の多くは「おまえがおれを怒らせたから悪い。」と言い、被害者は突然激しい暴力を振るわれることから「抵抗してもむだだ。」と思うようになり、抵抗する気力、逃げる気力を失ってしまいます。たとえ暴力の予測がついたときであっても、恐怖感から体が動かない、身動きがとれないという状態に追い込まれてしまうのです。そして、被害者に暴言を浴びせたり、日常的に無視したりする精神的暴力や、近所づき合いを強制的に奪い行動や自由を束縛する社会的暴力などがありますが、この手の精神的な暴力は他人に気づかれることなく、被害者をコントロールできることからDVの暴力の中でも最も多くなっています。大声でどなる、おどす。命令口調でものを言う。暴力を加える素振りをして威圧する。他人の前で罵声を浴びせる。被害者が大切にしているものを壊す、捨てる。人のつき合いを制限したりチェックする。「だれのおかげで生活できているのだ。」と言う。ペットを痛めつけるなど例を挙げたら切りがありません。精神的暴力は身体に直接的な危害は加わりませんが、例えば包丁を壁に突き刺したり、大切にしていた洋服などを目の前で破り捨てたりすれば、それを目の当たりにする被害者は心に大きな傷を受けることとなります。「絶対に離婚はしない。別れるなんて言い出したらただ済むと思うな。」といったおどかしが継続し周囲との人間関係が加害者によって故意に絶たれるようになると、身体的暴力の場合と同じように「この人からは逃れられない。私は何もできない。」と思ひ込むようになります。また、生活費を渡さない、仕事につかせない、給料をギャンブルにつぎ込む、被害者の名義で勝手に借金を重ねる、自分は仕事をしないで被害者にだけ働かせる。最低限の生活費を渡しレシートやつり銭を細かくチェックするなど、経済的暴力もあります。さらには望まない妊娠や性的関係を強要する性的暴力や、「子どもに危害を加える。」とおどかしたり、「親兄弟に危害を加える。」とおどかすという卑劣な暴力もあります。このようなDV被害について、内閣府が実施した実態調査では3人に1人が何らかの被害を受けたと答えています。また、都道府県が行った調査では2人に1人が精神的な暴力を受け、3人に1人が殴られたりけられたりし、5人に1人が性的暴力を受けていることが明らかになっています。そして、20人に1人はふろの水に顔を押しつけられて溺死しそうになったとか、首をしめられて気を失った、すさまじい打撲を受けて放置されたなど殺されるような目に遭っているということです。全く恐ろしい限りです。DV行為の加害者は、暴力を繰り返しているうちに徐々にエスカレートしていくとの統計が出ています。また、暴力を受けている被害者は、自

分が悪いのだから当たり前であるとか、自分さえ我慢すれば済むこと、愛情表現だからと自分に言い聞かせることが多いと言われていています。一番の対策はDV被害にあったら速やかに相談することなのですが、相談したことが加害者にわかると後が怖いという思いから二の足を踏んだり、どこに相談すればよいのかわからないという被害者が多いのが現実のようです。しかし、最近はこのような状況の中であっても、意を決して相談に訪れる方がふえてきています。私たち日本共産党とくらしと福祉を守る会議員団が土佐山田町内に開設しているくらしの相談所にも相談が寄せられています。これに対し、私たちは可能な限りの支援活動を行っていますが、そこには数々の難題があることから民間の援助にはおのずと限界があり、自治体や公共機関の理解と協力なしでは大きな山を幾つも乗り越えていくことはできません。命の期限にさらされているDV被害者への支援活動は、電話や面接など相談を受けたその時点から保護の始まりですから一刻の猶予もありません。そこで被害者や子どもたちの安全、安心のために緊急保護住宅を確保することから始めます。そして、あらゆる行動をともにしながら解決策を一緒に考えていきます。

そのような中、保護先を特定されないようにするためには住民票上の住所は異動しないまま、緊急保護した場所を管轄する自治体で医療などの各種保険や年金、児童手当、乳幼児健診、予防接種、健康手続などを行います。しかし、このような手続きには関係自治体の深い理解と協力が必要ですし、場合によっては県や国の機関に直接働きかけることもあります。例えば、被害者が加害者の扶養に入っていた場合、医療保険の扶養から外して保護先の医療保険に加入しますとそこから足がつく可能性がありますから、超法規的措置として住民票上の住所地と保護地で二重に加入することや、基礎年金番号を全く別のものに変える措置を講じていただくこともあります。さらには、弁護士などと相談しながら裁判所に保護命令の申し立てを行ったり、離婚裁判の手続きなども行います。また、場合によっては多重債務の処理を行うなど幾つもの難題に立ち向かうこととなります。しかし、そう簡単に事が進められないこともあります。それは暴力の恐怖に縛られた被害者の心をひも解くことが大切であります。被害者の中にはフラッシュバックに苦しんだり心理的なストレスから自尊心の喪失、対処能力の封鎖、恐怖心、不眠、激高、孤立感などの症状を起こす人もいますから、医療機関に協力していただきながら相当の時間をかけ心身、心的ケアを行う必要があります。また、新たな生活を築いていく上で社会通念や、ときには法律制度さえも大きな壁となってゆく手を阻むこともあります。そのような支援活動をしようとするとき、一番初めにぶつかる難題が緊急保護をするための住宅の確保であります。DV被害者の多くはそれまで長年くらしてきた住居を離れ、人間関係や身の回りのものなどあらゆる関係を断ち切った中で、新しい土地で生活をスタートさせなければなりません。当事者の実家や親族が迎え入れるケースもありますが、夫の追跡が可能な親族の家は決して安全な場所とは言えません。一時的な保護状態から出るには次の生活地を決めなければならず、被害者にとって住居の問題はと

きに大きな難問題となるどころです。資金的に余裕があったり、親や親族の支援が受けられる場合には民間のアパートに入居する方法もありますが、ほとんどの場合着の身着のまま保護を求めてきた人たちでありそのような余裕はないのが現実であります。DV防止法が施行されたのを受け、国土交通省は2004年3月に各都道府県知事あてに通達を出しDV被害者の公営住宅への優先入居を促していますが、自治体により対応の格差があるのが現状です。現在、香美市にはこのような緊急保護のための施設は準備されておらず、また、さまざまな支援体制も整っていないため仕方なく別の自治体をお願いして保護していただいているのが現実であります。ときには、香美市ではどうして保護しないのですかと聞かれ絶句してしまっただけでもありました。市役所には、実際に縦割りや担当部署などの関係でやりたくてもできないこともあるかと思いますが、それらを抜本的に変えるには全職員がDVへの知識と理解を深め、DV相談対応マニュアルや支援体制を確立することではないでしょうか。そして、DV被害者がどこに逃げても命を落とさないようなネットワークの構築と官民の連携で最低限の支援を受けられるようなシステムづくりが必要と考えます。これらのことについてわかりやすく説明をお願いして1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。片岡議員のWTO交渉決裂についてのご質問にお答えをさせていただきます。

7月下旬にこのWTOの交渉が決裂をしたわけでありまして。WTOは先ほど片岡さんが述べられましたように国際的な機関でございます。また、この交渉に当たってはやっぱり各国の思惑、いろいろ事情、そうしたものがぶつかり合って交渉を進めていくわけでございます。今回のWTOの目指してました世界の貿易拡大という目標は崩れ、世界各国は今後二国間や、また多国間協定での貿易拡大を目指すことになるのではないかとこのように思われます。農産物輸出国と工業品の輸出国の各国が得意分野の産業を生かして貿易を行えば世界全体の経済が促されるということを目指したドーハ・ラウンドでありましたが、日本は米を初めとした主要農産物の関税大幅引き下げには反対し、アメリカは国内農家の振興を図る補助金で大きな譲歩をしませんでした。新興国や途上国も工業品の大幅な関税引き下げという要求を受け入れることはできませんでした。しかし、ドーハ・ラウンドの重要性は認識されており、（ドーハ）ラウンドが終わったわけではなく、いずれ交渉は再開される可能性が高く、この間に二国間や多国間の協定の締結が進んでいくのではないかとこのように思われます。

また、2点目の日本の農業によかったとの認識かということですが、日本は高い関税がかかっております品目、米であるとか麦であるとかいうものですが、これも段階的に自由化を要求している農産物輸出国との交渉が焦点であります。そういう状況の中で農産物の関税率削減を緩和できる猶予品目もあり、自由化の流れから守れる品目を全品目の8%から4%に下げられるという可能性が非常に高かったわけござ

いますが、交渉決裂によりまして日本農業にとっての、当面は不利な段階への突入も延期されたということになるのではないかというふうな認識を持っております。

日本農業はW T O 締結以後発展したのかという認識でございますが、日本はW T O 農業交渉に臨むに当たって食料安全保障の確保と農業の多面的な機能への配慮ということで、多様な農業の共存実現を基本方針にしてまいりました。国内農業の構造改革の推進をし、競争力の強化を図るため認定農業者の担い手に施策を集中し重点化する方向に転換をしてきました。しかしながら、過疎化や少子高齢化の進行に伴う農業者の高齢化や担い手減少により生産構造の脆弱化が進むとともに、国内外の競争激化や農産物の消費減により農産物価格は低迷をいたしております。さらに最近の原油高騰による資材、肥料の上昇が農家の経営を圧迫いたしております。一方、近年世界的な食料不足や食の安全、安心に高まる関心の高まり、食料自給率低下への懸念から国産農産物への期待は高まっています。農業は地域経済や社会の基幹を支える産業であり、農村は国土や環境保全などの役割を果たしています。今後も農業、農村の振興を図っていくことが重要ではないかというふうに認識をいたしております。

次に、4点目の自国の食料は自国で賄う食糧主権を保障する貿易ルートを確立すべきと思うがということでございますが、我が国は世界最大の食糧純輸入国であります。食料自給率は39%と主要先進国の中では最低水準であります。食料安保は世界で国家安全保障の中心にありますが、日本では余り深く論議をされずにきた傾向にあると思われまます。今後、国産、輸入のバランスのとれた両立面での政策が目標になってくるのではないかというふうに認識をいたしております。

以上で。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） おはようございます。片岡議員さんのご質問の中で団地関係のことにつきまして私のほうからご答弁させていただきます。

片岡議員さんにつきましては、日ごろから黒土住宅周辺の環境整備に積極的にご協力いただきましてありがとうございます。この場をお借りしてお礼を申し上げます。また、行政の目と違った、地域でお住まいになっておられる目線で新たな提言、そういったものをご意見をお聞かせいただきましてまことにありがとうございます。

さて、黒土住宅、黒土中央2号団地につきましては、昭和63年度に建てかえにより建築された市営住宅でございます。当時の状況におきましては駐車場等のスペースを考慮していない設計で建築されております。現在、入居者世代の変化と通勤や買物など日常生活に自動車が必要な現在においては自家用車を持たれる入居者もふえ、住宅南部道路わきや玄関前に駐車をしているのが現状でございます。この点を踏まえて、先だって担当と現地の確認もしてまいりました。ただ昼間でしたのでさほど車はとまっておらなかったという状況でございます。ご指摘の北側の市有地でございますが、当団地は敷地面積1,487強の平米で、敷地の北面に住環境をよくするために当時、避難所も

兼ねた緑地を2カ所配置しております。開發行爲的な法的な縛り、これを別途の用途に使うとかいうことについては法令上何ら支障もございません。ただ、当初の目的として避難所的にこういうものをつくっておりますので、これを現在駐車場としてそのまま利用するということはいかなるものかというふうには考えております。ただ、状況がかなり変わっておりますので、今後入居者等の要望等が出てくればそれなりにアンケート等もとりながら調査をして。黒土、新しい団地ができております、その辺も含めた上の住環境整備を進めていきたいというふうには考えております。

次に、地すべり、火災等の一時避難住宅の確保についてでございますが、まず一時避難の住宅を確保していくべきではないかということにつきましては、災害時の一時避難として香美市防災計画で指定されている避難場所を使用することになろうとは思いますが、第一次的に。ただその後、公営住宅の公募の例外として香美市住宅条例第5条によりまして、例外規定の中に「災害による住宅の滅失」という部分があります。これについては突発的な風水害、火災、災害時の一時避難的な入居は公営住宅の空き、現在は空き状況によりまして対応は可能だと。現に香北町のほうで出火による、火災による一時避難的な入居も認めてきた例がございますのでそれで対応できると考えております。

次に、黒土団地に解体されていない10世帯分の住宅があるが今後の利用計画はということでございますが、旧の現在残っている黒土2号団地は旧耐震基準の昭和46年度から昭和49年度の建設の全80戸の住宅でございます。現在では昭和46年度建設の、ご指摘のとおり10戸分が現在残っております。それで入居者が1名、現在おります。これにつきましては黒土住宅の建てかえ事業によりまして順次建てかえが進み、今年度建設中の黒土中棟の完成後、平成21年度には残りの10戸分を取り壊し駐車場として整備する予定となっております。区画数として20戸あります。これによりまして、新しく黒土住宅が完成した後の戸数、住宅戸数70戸、それに対する駐車場区分71戸というふうに計画しております。

3番目の解体するので利用する方向に重点を置いた施策が望まれる、対応ということでございますが、現在の旧住宅は当然のごとく老朽化が進んでおります。現在の耐震にも当然対応しきれないという状況にあります。ですから耐震性に問題のある古い補強コンクリートブロックで現在つくられております。構造上耐震補強が困難なことから、解体せずにこれを内装その他を含めたいろいろな部分で、修繕を含めた耐震補強による費用対効果につきましては多大な金額が要するというので、現在市として管理上困難であるというふうに考えております。ですから、現在は残った10戸のうち9戸につきましては既に新しい住宅のほうへ移転をしていただきまして、政策的に空き家として現在（して）おりまして、今後につきましては入居の予定はございません。

それと、1つは車の管理につきましては、基本的には使用者責任という部分がありますので。公法上の道路ですね、あの周辺は市道でございます。その辺に夜間にとめられると駐禁とかいろいろな部分がありますので、その部分につきましてはまた改めての指導

とかいった部分が発生してこようかとはいうふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 片岡議員のご質問で、地すべり、火災等の一時避難住宅の確保について防災対策課のほうからお答えいたします。

先ほど財政課長からも触れられましたですが、災害によりまして被害が出た場合には地域で指定している避難場所などへまずは避難することになりますが、家屋損壊等で家を失われ自力で住宅を確保できない方に対しましては、仮設住宅を設置しまして一定期間住んでいただくというような対応になると思います。なお、災害時に備えて日ごろからあらかじめ防災対策として住宅を確保しておくことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） おはようございます。片岡議員のDV被害者に対する行政の理解と支援体制についてお答えいたします。

住民と接する機会の多い市の職員はDVを発見しやすく、またかかわりやすい立場にありますので、一般職員に対しましてもDV問題に対する理解を深めるための職員研修を行っていききたいと思っております。また、DVの相談には高知県女性相談支援センターが作成していますDVサポートブックに沿った対応をしております。情報提供や相談等があれば福祉事務所へ連絡をしてもらいまして被害者の方と相談後、緊急度の高い場合高知県女性相談支援センター、警察、病院等へ連絡や協力をし合いながら、被害者の方と避難の手段、一時保護とかも含めまして話し合いを行っております。また、緊急度が高くはない、また、本人が家を出ることを望まない場合は、本人の置かれた状況に合わせまして今後考えられる事態に備えて準備をしておくことや、加害者への対応の仕方などを説明しております。民生・児童委員や人権擁護委員からはDV被害の早期発見、通報などの情報提供、また保護、自立支援、福祉、医療、転校手続などの教育問題等、DV被害者救済にかかわる制度が有効に機能するよう関係各課や関係機関と連絡、連携を図っております。DVの防止、被害者の保護や広範多岐にわたる自立支援など総合的な取り組みを行っております高知県女性相談支援センター、また香美市内では社会福祉協議会や中央東福祉保健所、香美警察署もDV被害者の相談を行っております。これらの機関とも連絡、連携を図っていきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） どうもありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

まず、WTOの関係での問題で行政の姿勢というものをお尋ねをします。

日本では米が余っているとして約4割の水田が減反されています。その一方でミニマムアクセス米として年間77万トンもの米を輸入しています。ここに米輸入と減反政策

の日本農業にとっての根本的な矛盾があります。この輸入米の77万トンというお米の量は四国4県、中国地方5県の総生産量に匹敵するものであり、輸入された外米は売れませんのでどんどん在庫が膨らみ、それを処理する赤字が1,500億円という巨額にのぼっています。今回発覚した事故米もその一部であります。当市議会も6月議会でミニマムアクセス米の輸入禁止の意見書を政府に提出したわけではありますが、今回の事件を見るにつけ輸入禁止は的を射たものと強く思うものであります。事故米の流通はしょうちゅうメーカーからビール会社、お菓子類、学校給食、病院施設、老人施設の給食から家庭にまで広がり、今後の状態ではどこまで広がるかはわかりません。農水省の無責任な姿勢と悪徳商社、悪徳業者のつながりで政府から買い上げた元値の40倍以上で消費者に流して暴利をむさぼっているわけでございます。カビや殺虫剤が混入していることを知っていながら国民の税金で買いつける、不良品については相手方に持ち帰ってもらうのが商取引の基本ではないでしょうか。ここにWTOの持っている強権的、屈辱的な内容があるのではないのでしょうか。新聞紙上で毎日大きく報道されていますが、この事件での元凶でありますWTOに対する根本的な批判と貿易ルールの見直しの論調は少ないと思いますが、食の安全と生命を守る立場の行政の率直なお考えを再度お聞かせ願いたいと思います。

農水省は5年間で96回の調査をしたということですが、これは日割りで計算しますと19日に1回調査に入ったけれども何らその不正を見つけることはできなかったという、まさに一般庶民から考えたら理解に苦しむのであります。その裏に回ってはその担当者と飲食をともにする、接待を受けているということまでが事件の内容で判明をされておるわけでございますが、いかに崩れているかということはこの点でもおわかりのことと思います。工業用ののりとして出荷をしたというのであれば、三笠から出ている米が本当にのり業者に渡っているかということさえ把握すればこういう事態は招かなくても済んだのではないのでしょうか。ましてテレビを見ておりますと、のり業界では米で工業用のりはつくらないとこれほど明確に答えているのに、出るときには工業用のりの材料として出ると。こういうことを許しておっては日本の食の安全、命も健康も守れないということが言えると思います。こういう、このことについて市長の見解をお願いします。

市営住宅の黒土2号団地ですけれども、よく説明わかります。僕は宝町にあります中央団地1号団地のことについて質問をしたときにその当時の財政課長さんのお話を聞いたんですけど、小さな住宅に対する公園の配置は、大きな団地については1人が所有する広さが3平方メートルと、しかしちっちゃなところは1平方メートルでもよろしいというただし書きがついてるということを議会の答弁で伺ったことですが、この黒土の8戸の世帯につきましては、住宅の北側に2カ所に分かれて公園らしきものと、草木の生えてない公園らしきものと、それから今言ってる、私がそちらをフェンスさえのけてスペースも広いから車4~5台とめたらどうかという場所と2カ所あるんですけど、

今、財政課長さんの答弁ではこれは避難場所だという設定で当初つくられてるという意見でございますけれども、どういう事態で避難をあれほど広場の広いところを。大体あそこの世帯なんかでも1人住まいの人もおります、8戸の中でね。車を持ってない人もおります。そういうことから言って、人口的には非常に現代ですので多人数では住んでないです。そういうことから言って、避難をするということは公園のほうでも十分な場所はあるので、財政課長さんとしては絶対いかんとの答弁ではないですけど、住民の声もということですけど、私はあそこの地域の人の車を持ってる人の意見では、道路に面したほうのフェンスを切られたらまた外からややこしいけれども住宅のほうのフェンスをのけていただければ立ち木はそのまま、言うたら各1戸1台の車のスペースは十分取れるんじゃないかと。ほんで、あそこはもう本当に、今は見てもらったとおりあの塀についての生垣は地元の人や私たちが剪定したり、言うたら景観を守っていくということの努力をしてくれてます、地元人がね。そういうことから含めて、あそこはもう地面はもう草がどっさり生えてカズラがどっさりあるというような状態ですので、ここは前向きにぜひともその地元の人意見を聞いてあげてもらいたいと思います。特に財政課長さんから話があったように、当初は車を置くという前提ではなかったと、その当時のことではね。そら時代の変化によっても車を持ってないお家が1軒と、ほかの7世帯は全員が車を持っているということを一とつには考えてもらいたいんです。特に私も思うけど、どうしてもあの団地にああいうサザンカの木なんかを植えてる場所なんかも、今やったらもうあんなもん植えずに駐車場につくるやろけど、その当時は前庭そのものが駐車のことを考えてなかったということでああいうサザンカなんかを植えてくれちゅうことは、サザンカやサツキを植えてくれちゅうことは地元の人にとってはいいけど、その反面やっぱり駐車場はそれなりのものをつくっていただきたいという意見ですので、ぜひとも地元の人と話し合うてどうしたらえいかということをおね。私が聞いているのは今言う立ち木の下を、立ち木はそのままにして利用させてもらいたいということですので再度ご答弁をお願いします。

その地すべりの関係でございますけれども、今13号の台風が猛威をふるって日本に向かって、これはあした、あさってから影響があるんじゃないかということが報道されておりますけれども、台湾ではこの台風によりまして1,600ミリの降雨量があったと。想像を絶する雨でございますけれども、11名が死亡、11名が行方不明と、トンネルの崩壊によって車が6台も埋まったというような。非常にこれは、議長さんの当初のあいさつにもありますけれどもゲリラ的なのとか、非常に局地的に予想されないような場所で大きな雨が降って被害が出ているというのが近年の最も特徴的な被害の状況です。特に（愛知県）名古屋（市）での、岡崎（市）とかあそこなんかの被害も本当に予想してなかったというところでの被害なんです。ここの場合でも山間僻地での豪雨による、私が言いました地すべりや山崩れに対する被害があらわれたときの市の対応は、空いておれば住宅への優先的な入居、それ以外についてはプレハブを建ててそういう対



処も考えるということですので、ぜひともその点については、私は予想での話  
でございますので、そういうことについての対応は十分とれるようにお力添えをお願い  
したいと思います。

DVの問題でございますけれども、ここで1つ2つどんなことがなされているかとい  
うことについて説明をしておきたいと思えます。

暴力による影響、被害者に与える影響は、被害者は暴力によりけがなどの身体的な影  
響を受けるにとどまらず、PTSD、外傷後ストレス障害にかかるなど精神的な影響を  
受けることがあるということ。子どもに与える影響、暴力を目撃したことによって子ど  
もにさまざまな心身の症状があらわれることもあります。また暴力を目撃しながら育っ  
た子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから感情表現や問題解決の手段  
として暴力を用いることを学習することもありますということ。

ここでこういう情報、自分が、被害者がこういうことを知っちゃったら助かることが  
できたのということ、失敗の例として出てるのはこういうことでもあります。これは  
北海道の方でこういうことに携わってる近藤さんという人が発表してますけど、情報  
を知っていたらということの1つの例です。「長い間夫の暴力被害を受けあごの骨を打ち  
砕かれるような重症を負って整形外科に入院した女性がいます。この女性は3カ月かけ  
てあごの整形をしたり、ようやく自力で物をかめるところまで回復しました。整形外科  
医はいつも被害を受けている女性とわかっていたのに、通院治療で様子を見ようと退院  
許可を出したのです。許可が出たので遠くに離れている息子や娘を呼んで市内のレスト  
ランで食事をしたり、美容院に行ったり、スーツを買ったりして1日過ごして子どもた  
ちは帰っていきました。翌日退院の手続きを済ませて家に戻ったのであります。その日  
はさすがに夫もお寿司をとって退院祝いをしました。ところがその次の日、女性は自宅  
の物置で首をつって死んでしまったのです。」。後から娘さんが、このレストランで食  
事をした娘さんが、あのとき、その入院しちゅうときね、「病院の先生が警察やシェル  
ターに通報して母さんを家に戻さないための情報を持っていたら死ぬことはなかったと  
訴えられました。」と。「その地元の新聞にDV、夫から逃げられる場所があるという  
私たちの活動の紹介記事が記載された直後だっただけに、あの新聞を病院の先生が見て  
いたら、あるいはお母さんが見ていたらもしかすると死なずに済んだのではないかと、  
情報把握がおくれたこと、医師の対応が不適切であったことが悔やんでも悔やんでもな  
らない。」ということが書かれております。こういうこともあるということ、ぜひとも  
お知りおきください。

それから、どんな人が加害者になるかということでもこれは全国調査をしてるんです  
けど、これも発表しちよきます。「どんな男たちがどんな暴力を振るうのか、私たちは  
3年間加害者像を調べてきました。結果として、あらゆる年代、職業、学歴、文化的、  
宗教的背景を持った男性が加害者になっており、加害者像を特定できませんでした。同  
じようにあらゆる階層の女性たちが被害者になっていることがわかりました。すべての

男性が加害者に、すべての女性が被害者になり得るという結論でした。調査の中で一番多かった加害者グループは自営業の人たち、会社の社長や弁護士、医師、農業経営者など。次が公務員、中小高校の先生が多く、自治体の職員、警察官、自衛官など。3番目が一般企業のサラリーマン、あとは定年後の人やフリーター。DV犯罪に対しては100%不処罰のままです。」ここが大事です。「不処罰のままです。私たちがたくさんの女性や子どもたちを支え抜いたとしても、暴力を振るい続ける加害者の行動が変わらない限りこの問題のゴールはありません。」ということです。

もう1つの例を紹介します。理不尽な加害者不処罰ということで、大変この内容が僕もびっくりしたんですけど。10年前私たちのシェルターに道内地方都市の医師の奥さんが駆け込んでこられました。当時60歳を超えたぐらい、半世紀近い結婚生活で子どもが3人、本人は薬剤師。学生時代に医学部の学生だった夫と出会い、熱烈な恋愛をして結婚をした。勤務医を経て開院した夫の手足のようになって仕事をしてきたそうですが、その人がすさまじい暴力の被害を受けてきたというのです。「飯がまずい。」「酒の爛がよくない。」とっては殴られ、血みどろになる毎日、終末になると暴力的なセックスを求められ、顔や手など外から見えるところには跡を残さない、傷を残さない暴力、巧妙な暴力行為が繰り返されました。あるとき山の中に連れて行かれ、ジープの中ですさまじい暴行、強姦を繰り返された後、「熊にでも食われたらいい。」と全裸で置き去りにされました。ここで死ぬと思ったそうです。しばらくたって迎えにきた夫は、「きょうだけは助けてやる。命の恩人はおれだ。一生言うことをきけ。」と脅迫。焼却炉を購入した夫に「跡を残さず徹底的に焼いてやる。」とおどされたこともある。こうしたことが続くようになり、ようやく殺される前に逃げようと思ったそうです。たまたまテレビのスポットで民間者シェルターの存在を知って脱出を果たしたのです。最初は月に1回殴られても我慢すればよかったが、半月、1週間と暴力の間隔が狭まり、イライラすると理由なくターゲットにされる。夫の犯罪行為を立件したら何百年も刑務所から出てこられないような凶悪犯罪者だったと言っていました。本当にそうだと思います。しかし彼は一度も法廷に立たされることなく、刑務所にも入ることなく、地域の名士として、医師会会長として生き抜いています。反対に彼女はすべてを捨てて逃げてきました。70歳を過ぎてどう生きていけばいいのか。こんな理不尽なことはないと改めて思います。」ということで書かれています。

今、福祉事務所長さんのほうから香美市の状態を聞きました。あんまりすっきりしたこととは思えませんが、これ香美市は何かね、政府の指導のもとで市町村基本計画、配偶者暴力相談支援センター機能、こういう計画とかそういうものは持ち合わせているのかどうか。それからこの国土交通省の言ってるこの住宅を、緊急時の住宅についての認識はどんなに思うてるのか。この問題はオープンにする部分と物すごく極秘に事を進めないかんという部分がありますのでなかなか答弁のしにくいところもあると思うんですけど、この問題について、DVの問題については率直に香美市がこれから対

応していくということについては、私たちが実際経験していることから言っても、これは助けを求めるのはどの課に行くかわからないんです。役場（市役所）のほうはこの課が対応すると言うけど、助けを求める人は役場（市役所）というその行政に対しては、建設都計課へ行くかもどこへ行くかもわからんという内容ですので、そこでの対応が、初期の対応がスムーズじゃなかったら被害者はなかなか2度目の足は運んでこんどというのが今までの実例だそうです。そういうことから言って、私たちが訴えてる全部の窓口でその対応ができるような対応は今後できるのかどうか。そのためのマニュアルをつくっていく必要があるのではないかということです。

それから、この問題については、香美市の人は大体ここではなかなか保護できないというような形が出てくると思います。どうしてもやっぱり県外なり、市外なりとかそんなことになるんですけど、そういうことについてのやっぱり横の連絡というか、そういうものをやはり今後つくっていく必要があるのではないかというように思います。

それから、私のほうで目を落としてるかもわかりませんが、この問題について、市民に対して、今私がこの最初の質問で言いましたように20名に1名は殺されると思うたというような被害を受けてる現状に対して、こういうピーアール、どこへ相談に行ったらえいかいいうことを実際宣伝もされてないし、受けてる住民のほうもそのことがわかってるかどうか。そのことについての広報活動をやはりはっきりせにやいかんのかなと思うけど、その点についてはどうかと。一応の助けを求めてきたということについては、家も財産も捨てて来たという緊急の場合の対応は、香美市へもし来た場合、県外からそういう人が、県内のどこかから来た場合に、本当にこの対応できる方策というか、そういうものを持ち合わせてるのかどうかお尋ねをして2回目を終わります。よろしくお願いします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 片岡議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

先ほどお答えしましたように、WTOにつきましては世界的な機関でございますので、余り詰められますと私の知恵ではなかなか十分な答えができないかと思っております。先ほど片岡さんが述べられましたように、日本の政策の中でミニマムアクセス米を受け入れながら減反政策をとっていかなければならないというこの矛盾をどう思われるかというふうなこともございましたが、やはり先ほど述べましたように、国際的なやはり貿易の中での日本の行き方、日本の立場、こうした中でミニマムアクセス米を受け入れざるを得ない状況があるというふうにも認識をしておりますが、昨今ニュースをにぎわしておりますこのミニマムアクセス米、いわゆるこの米が汚染米として事故米として流通をしておるといふ大変残念な状況があるということが、報道があるわけです。これは当然個人のモラルの問題が大きくかかわってきますが、私自身はこのミニマムアクセス米を受け入れた段階で汚染米、事故米であるということがわかっているわけでありまして、この場合、今農水省が初めてこういうわかった米は輸入をしないという、その輸入国へ

お返しをするというふうな判断を今しておるわけですが、当然このことは以前からすべき普通のことではないでしょうか。普通、農家は農薬での、いわゆる残留農薬、日本では残留農薬なんかがあった場合にはみずからストップしそして流通をしない、そういうことを現在農協あたりでもしてますし当然のことだと思いますが、それを農水省は受けて、それをのりに使うということで限定的な流通をしたということ自体、私自身通常では考えられない行為ではないかというふうに私自身は思っております。今回WTOのこの決裂についても、やはり以前からこの関税の引き下げ品目、重要品目を4%にという欧州連合あたりからの提案があったわけです。日本は全品目で約1,332品目あるようですが、4%にしますと53品目しか重要品目にできなくなると。日本は10(%)ぐらい、10%を目標にしておりました。また今回の交渉の中でも最低6%、追加を合わせて8%というものを目指していたわけでありますので、先ほど言いました4%とはかなりかけ離れた数字があるわけです。そうしたことになりますと、もし4%になりますと自給率の問題へもかなり響いてくるということで、当時の農水大臣は食料保護、食料自給率を50%引き上げるという1つの政策を持っているわけですが、これにも大きく関連をして見直しもしなければならぬというふうな談話も出されておりました。そういうことから日本の農業者は、こうした交渉については今後日本農業が崩壊に追い込まれるということが懸念をされるので交渉の合意は拒否せよというふうな声も農業新聞あたりでも記載をされておったというふうに思っております。そういう意味では、今回の決裂という意味では、農業の崩壊に結びつくような都合の悪い協定が決裂をした、合意をされなかったということについては、私自身農業者という立場の中から考えれば一定の猶予はできた。しかしながら先ほど申し上げましたように世界的なやはり国家間でのこの貿易協定、交渉があるわけでありますので、そうしたことがある、やはり中で日本農業の足腰の強い競争に打ち勝てるような農業経営を進めていける、そういう政策というものが大事ではないかなというふうな思いがございます。農業問題だけでやはり語れる世界ではないと、やはりグローバルな世界の中で日本がどう生きていくのかということを考えながら政策を進めていくということも大事だというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 片岡議員さんの2回目のご質問にお答えします。

駐車場整備の関係につきましては、先ほど避難所的な要素もあるんだと、これはあくまでも当時の推測の私どもの見解でございますので。ただ開発行為に、3,000超しますと3%の公園とか緑地、広場が要するという法的規定があります。ただこの公園につきましてはそういった面積がないので、当時の施工の状況において住環境向上のために緑地を2カ所構えておったという状況ではないだろうかというふうな形でご答弁させていただきました。なお、この公園を即駐車場にするとかいうことにつきましては、先

ほど申しましたように現在入居のされている方、その自動車の保有台数とか要望等いろいろお聞きしまして、その周辺にあります、市有地が近辺にありましたらそれも含めて検討させていただきたいと。それから黒土の新しくできる住宅の駐車場がありますので、その部分も余裕があれば含めたもので検討させていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 片岡議員の、ご質問ではなかったと思いますが豪雨災害時の避難住宅の対応をよろしくというお言葉をいただきました。市としましては被害が発生したときには状況を把握するとともに、とれる限りの対応をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、基本計画は持ち合わせているかどうかということですが、基本計画策定は市町村は努力義務でして、現在はまだ作成しておりません。今、計画につきましては、ただ障害者とか高齢者とかいろんな計画が今本当にメジロ押しでして、ある程度こう、何と言いますか住民からの相談とか通常の事務に支障を来さない範囲内で、今後また基本計画についても検討していきたいと思っております。

緊急時の住宅とかについてどう思っているかということですが、こういった場合高知県女性相談支援センターと連絡とか連携をしまして、一時保護とかいう制度がありますので一時その施設に入ってもらい、その後民間のアパートを探すとか、また母子ですと母子生活支援施設とかへ入所させる場合とかもあります。そういったことを順次検討していくようになると思っております。

DV相談があった場合どこの課でもそれについて対応していけるようにしなくてはということですが、ほかの課につきましてもそれぞれの業務をしておりますので、相談があれば福祉事務所のほうへつないでいただくと、そういうようなことになると思っております。

それと、DVについてピーアール不足ということですが、ピーアール不足ということですので、広報等へ掲載しまして市民の皆さんへ周知をしていきたいと思っております。

緊急の場合、対応の方策とかを持ち合わせているかということですが、確かに私も4月にかかわってきまして、今年度とかまだそういった相談事とかは余りないんですけど、先ほども申しましたように高知県女性相談支援センターなんかといろいろアドバイスとか指導をいただきまして、対応していくようになると思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。3回目の質問をします。よろしく願いいたします。

6月議会でミニマムアクセス米については、この議会でこれはもう中止すべきだとい

うことを政府に意見書を出している関係上、行政としての務めをその姿勢だけは明確に今後貫いていく必要があるのではないかと。香美市の農業を守っていくということで、私たちは心配をしてそういう意見書を出しているということだけはお知らせをしておきます。

2004年に開かれた国連の人権委員会で重要な決議が採択されました。これは市長さんにご承知と思いますけれども、この委員会では食料に対する権利と食糧主権の関係を検討した上で次のような議決をなされたわけでございます。「食料に対する権利に重大な否定的影響を与えている世界貿易システム、WTOに対し緊急の対処が必要である。各国政府は食糧主権のビジョンが提起しているような農業と貿易に関する新たな対処モデルを検討すべきときである。」という内容であります。要するに、食料に対する権利を保障するには食糧主権が示しているような考え方を各国政府が採用する必要があるという趣旨であります。この決議に反対したのはアメリカとオーストラリアだけでした。日本も賛成をしています。日本政府は全くやる気は見えません。しかし世界は動いているのであります。2006年8月に西アフリカのマリ共和国、2007年のネパールの憲法に食糧主権が取り入れられましたと。どういうことを書かれているかというたら、ちょっと読みます。「マリ農業法。2006年9月9日。農業振興政策は食糧主権を守り、農業分野を国民経済の推進力とすることを目標とする。第7条、食糧主権は農業政策及び食糧自給率政策を規定し実行する国家の権利であり、農業生産者の持続的な農業を保障するものである。第51条、食糧主権はすべての農業振興政策の直接的な方針を示すものであり、食品の安全性は食糧主権の特質である。」ということをやっています。ネパールの憲法ではどう言っているか、日本と全く違います。「第18条、すべての国民は別に定める法律に従い食糧主権を有する。第35条、国家の政策、国家は農民を勇気づけ生産力を向上させることにより、農業に依存する多数の国民の経済的発展の条件をつくらなければならない。また農地改革に着手することにより農業部門を産業として発展させる条件をつくらなければならない。」とうたわれておるわけでございます。続きまして、南米のベネズエラ、ボリビア、アルゼンチン、ニカラグアなどで同じ方向、今読み上げました同じ方向で進んでいます。日本の農業政策の転換なくして食料の確保と食の安全は守れない。日本の食料は日本の大地からという立場であらゆる場所と機会をとらえて市長という立場で物を申していく、この方向がやはり政府もこの議決には賛成をしているということから言っても大変大きな役割を果たすことができるのではないかと思いますけど、その決意を伺いましてすべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 3回目のご質問にお答えをします。

決意と言われましても、私が決意をしてもなかなか国際情勢、農業情勢は変わらんと  
いうふうに思いますが、先ほど他国の農業政策についての例を挙げてお話がございまし

た。それぞれの国にはそれぞれの国の事情があり、またいろいろな考え方があっての政策に入っているわけであります。先ほど来申し上げておりますように、日本は農業だけで語れる状況にもないということはもう片岡議員もわかっていただいておりますというふうに思います。そうした中でいかに日本の農業が崩壊をしないように、また同時にこれから食料の自給率もアップのためのいわゆる政策をも推進をしていこうとしておる矢先でありますので、そうしたことに対して積極的にやはり進めていただきたいし、また香美市としましてもそうした政策にのっとって農業の推進を図っていくということしか決意として述べられませんので、よろしくお願ひしたい。

○議長（中澤愛水君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） おはようございます。15番、依光美代子でございます。通告に従って2点質問をさせていただきます。

この4月より生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特に内臓肥満型肥満、いわゆるメタボリックシンドロームに特化した特定健康診査がスタートしました。執行部の皆さんはもう受診をされましたか。特定保健指導や受診勧奨になられた人はいますか。香美市の特定健診の対象者は何名ですか。そのうち現時点での受診者数と特定保健指導や受診勧奨の対象者はそれぞれ何名いらっしゃいますか。

このメタボ健診の判定値が、腹囲、男性ですが85センチ、肥満度、BMI25以上や脂質、血圧、血糖とそれぞれの数値が決められております。どれも厳しい数値ではないでしょうか。私はこの診断基準に疑問があります。男性の腹囲85センチといえば中年男性の平均値ですよ。この議場にいらっしゃる男性の中にも該当者は何人かおられると思います。そうかといって健康を損ねているかといえばそうではない人が多いと思います。そして、BMI25以上は中高年では多く、チョイメタと言われて少し太っている人が統計的にもがんや有病者が少ないと言われております。この判定基準に対し保健センター運営協議会の中でS医師が、「腹囲やBMIのみで判定するのではなく、地域性や年齢、身長、性別などで数値が違ってくるので、中央東福祉保健所が取り組んでいるコホート研究を生かすとより健診効果が上がるのではないか。」との意見がありましたね。このコホート研究は以前にも一度取り上げたことがありましたが大変貴重な研究で、全国で14万人を対象に10年以上追跡によりどのような生活習慣を持つ人ががん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病などになりやすいのか、またなりにくいかを調査し、生活習慣病予防に役立てるための研究です。全国で11保健所と国立がんセンター、国立循環器病センターなどとの共同で行っている研究です。高知県では平成5年開始のコホート2に高知県（旧）中央東保健所が（旧）野市町と（旧）香我美町の住民8,606人を対象に10年の追跡調査をして分析をしています。このコホート研究結果によりますと、BMIと死亡率やがん、その他の有病者の関係を見てみますと、中高年では肥満より非常にBMIの低い人ががん全体の死亡率のみならず罹患のリスクを上昇させてい

ることがわかります。ここに少し資料を持ってきておりますが、これが日本人の男性のBMIと死亡率、こちら女性です。年代別にそれぞれ分けておりますが、25はここです。そうすると、肥満度と死亡率の関係をみると低いです。上がっているのはこれは60代が少し上がってますが、どちらかと言うとやせ過ぎ、BMIの低い人のほうが（死亡率が）高くなってます、女性でもそういうような結果。そして、また肥満とがんとの関係を見てもらってもわかるように、肥満の人とやせ過ぎの人とを見ると、やせ過ぎの人にやはり体力がないとかいう部分もあったりして、病気、がん発症率、死亡でも多いです。ほんで、欧米人にありましては、これは（BMI）25を中心にU型、両方が多いというような結果が出てます。また、コレステロールにおいてもやはりこういうような結果が出ております。それで、虚血性疾患の発症においてはいろんな調査がありますが、男女とも70歳以降では死亡率が急激に高くなっているし、この香美市でも心疾患での死亡率が全国の2.6倍という高い状況にあると分析をされております。その原因は何かをつかんでいらっしゃいますか。特に最近こう気になることは、肥満が健康に対する影響についてのみ強調されることが多いように思います。今回の特定健診も特にこれをポイントに置いてるのではないかと思います。このコホート研究の結果を見ると、肥満のみではなくやせた人たちへの健康に対する影響についても配慮していく必要があると感じます。特定健診を肥満だけではなくやせた人も対象にするとより効果が上がると考えますが、見解をお伺いいたします。そして、春のそのS医師の発言後どのように検討し、健診に反映させているのかを聞かせてください。

この健診の判定値がかなり厳しいので特定保健指導により受診勧奨となる人が多くなるのではないかと心配するものです。基準値が厳しいので早目にチェックができることはよいことですが、現実病院受診をすると降圧剤を初め薬による治療が始まると思います。多くの受診者は薬を飲み続け、治るのではなく生活習慣病を固定化する結果となると考えます。本来、この健診の目的は生活習慣を指導によって数値を改善し生活習慣病の予防や重症化を防ぐものですが、病院では多くの患者をこなさなければならないので十分な生活習慣の改善などの保健指導ができずに病気の固定化や重症化が進んでいると思います。また、特定保健指導の対象基準の中に糖尿病、高血圧症、脂質異常の治療に係る薬剤を服用している人は除くとしておりますが、こういう人こそ適切な運動や食生活などの保健指導が必要であると考えます。糖尿病であっても、運動が十分にできておれば糖尿病を悪化さすことはないです。そして運動と食生活がすごく重要になりますが、固定化したらなかなか難しいが、固定化した人であってもその適切な生活習慣を指導することで悪くならず、いつまでも糖尿病と一緒に元気におられるという方を身近にも見ております。香美市ではレセプト分析がきめ細かくできていますよね。この分析からも中高年から生活習慣病が増加し、生活習慣病の中でも特に糖尿病が3割も占めており、この糖尿病と高血圧症、高脂血症などと重なると重症化していることがわかります。そして、この糖尿病の予防に力を入れることで高額なレセプトにつながる虚血性心疾患や



脳血管疾患、人工透析などへの予防をしていくことができます。また、この予防により介護予防にもなり医療費の削減もできます。この糖尿病を進行させないためにも薬剤に頼るのではなく保健指導による、一に運動、二に食生活、三に喫煙などの生活習慣を改善することが重要であり、最後に投薬だと思えます。ここに糖尿病の発症者の資料がございますが、この図は正常な人を8年間追跡し、その間に糖尿病を発症した人たちの当初のBMIの分布を示しています。このBMIが25未満の人が半数を占めております。超えていない人でも将来糖尿病になることがこのことにも見ていただいたらわかるかと思えます。例えば空腹時血糖125の人は数年以内に糖尿病に移行する可能性はかなり高いのですが、特定健診においては放置をされてしまうのです。一たん糖尿病が発症すると治癒は難しいので、腹囲にかかわらずやせている人に対しても保健指導の対象にすべきではないでしょうか。今回の特定健診、特定保健指導が生活習慣病予防のいいチャンスになると思えます。この健診効果を上げるためにも受診勧奨対象者や特定保健指導の対象外となる投薬服用者への保健指導を健康づくり推進課で行うことができるよう、医師会もしくは医療機関と連携すべきと考えます。そうすることで生活習慣病を予防し、重症化を防ぎ、より効果を上げることができると考えますが見解をお尋ねをいたします。

実施計画を見てもみますと、その中に医療機関との連携を挙げておりますが、どのような取り組みをするのですか、お聞かせください。そして、平成20年度の目標健診実施率は40%となっております。若年層への受診対策はどのようにしておりますか。受診目標達成に向けてどのような努力をしているのかもあわせてお聞かせください。

次に、引き続きまして地球温暖化防止対策についてお伺いをいたします。

またかと思われる方が多いかと思えます。私はこの環境問題はしつこく追及していきたいと思えます。このきれいな環境をいつまでも、子ども、孫、ひ孫の時代まで守りつないでいくのが私の使命と思っておりますので、どうぞご協力よろしくお願ひいたします。地球温暖化、温暖化と言われながらこの問題を我が身に降りかかる深刻な問題と思っている人は意外と少ないと感じます。この地球温暖化の問題は待ったなしの状況に入っておりますが、これは私が言っているのではなく世界じゅうの科学者が危機感を持ち声を上げております。東海大学生産技術研究所教授の山本良一先生も、「地球温暖化は科学者の予測をはるかに上回る速度で進行している。」と言われております。温暖化に最も大きな影響を及ぼす二酸化炭素は、一たん大気中に放出されると約20%は数千年間も大気中にとどまると言われております。いますぐ二酸化炭素を一切排出するのをとめたとしても数十年間は温暖化が進行していくと言われております。身近な者で例えると、お風呂をわかし火をとめてもしばらくはお風呂全体が熱いでしょう、そういう状況が続くと考えてもらえば一番理解しやすいのではないのでしょうか。今年の夏の暑さは異常でしたよね、何て暑かったことでしょう。西日本では雨がほとんど降らず連日の猛暑、東日本では局地的豪雨と異常続きです。世界じゅうでこの異常気象が起き、多くの人が自然災害の被害に遭っており、これは地球温暖化の影響が出ていると考えます。

前置きはこれぐらいにして、香美市では地球温暖化防止を目指し地球温暖化対策実行計画を策定し、平成19年度、計画に基づき市が管理する49施設で二酸化炭素削減に向け努力をしてまいりました。その結果、目標を大きく達成したとの報告がありました。その削減目標は基準年排出量に対して3.7%以上の削減でしたが、平成19年度の二酸化炭素の排出量は基準年である平成17年度の削減目標から6.5%削減できました。これは皆さんの努力が実り、よかったことと思います。中でも、特に「公用車燃料である軽油、暖房などに利用するA重油、灯油が大きく削減した。」と掲載されておりましたが、合併により公用車を廃止したとか施設を使用しなくなったことも大きな要因ではないですか、削減の要因はどんなことがありますか、聞かせてください。また、全体的に排出削減はできたが電気の使用量が削減目標に届かなかったと聞くが、その施設はどこでその削減できなかった原因は何かを検証しましたか。そして施設により電気以外での使用量、二酸化炭素排出量がふえたところはないですか。これについては資料をいただきたいと思います。この結果、集計ができたのはいつごろできたのでしょうか、それもお聞かせください。広報によると今後の課題として、排出量が増加した施設に対しては新たな二酸化炭素削減措置を検討するとありましたが、いつからどのような対策をするのかもあわせて聞かせてください。

次に、地球温暖化防止対策のより効果を上げるためにも行政、市民、事業所などとの連携が必要だという思いから、前議会で地球温暖化対策地域推進計画の策定が必要ではないかとの質問をさせていただきましたところ、担当課より「早期作成を考えている。」との答弁でした。さすが市長は早速に方向性を示され感謝申し上げます。地球温暖化防止対策のより効果を上げるためにも推進組織を設置し、市民一人一人に環境に対する意識啓発が必要であると諸般の報告がありました。いつごろからどのように取り組むのかお尋ねをいたします。

最後に執行部の皆さんにお尋ねをいたします。

議会でもたびたびこの地球温暖化問題について取り上げており、私以外にも何人の方が取り上げております。またマスコミでもこの報道は盛んにされております。6月議会に皆さん一人一人の地球温暖化対策という資料をお渡ししましたね。例えば1人で簡単にできそして効果の上がるもの、冷房の温度を1度高くすることで年間2,000円の節約効果があり二酸化炭素削減は31キロできます。待機電力を90%削減しますと年間6,000円の経費の節約そして87キロの二酸化炭素の削減ができます。家族が一家団らんを同じ部屋でとるとクーラーや照明の利用を2割減らすことができ、年間にしたら約1万1,000円削減でき二酸化炭素の排出量は240キロ削減ができます。そういった簡単なだれでもが取り組める資料を皆さんにお渡しをしたと思います。皆さんもご家庭で積極的に取り組んでいると思います。この温暖化防止は地域を巻き込んだ取り組みをしなければなりません。そのとき職員の皆さんは地域のお手本になる方々です。ご家庭ではどのような取り組みをしていますか、全員にお聞きしたいですが時間の

都合もございますので市長を初め地球温暖化で最も関係する各課長に一言お願いをいたします。環境課そして被害が出たときに影響がある建設都計課、防災対策課、農作物にも影響が出てきますので農政課それによる財政圧迫の影響がある財政課、子どもたちにこのことを教育する立場の教育長、香北支所長、物部支所長に、一言で結構ですのでお聞かせください。よろしく申し上げます。これで1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時51分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 依光議員のご質問にお答えします。ご質問では、香美市ではとのご質問ですが、行政としては国保の被保険者が対象ですので国保の被保険者について保険課からお答えをさせていただきます。

特定健診の対象者は平成20年9月11日現在で6,335名です。現時点での受診者数は240名で、そのうち保健指導該当者は動機づけ支援が14名、積極的支援が2名で合計16名です。受診勧奨該当者は要精密検査が31名で、要医療が9名で合計40名です。

健診率を上げるための方策は考えていかなければなりません。医師会との連携についてですが、初年度である今年度は医師会には医療制度における生活習慣病などの医学的管理を今後も実施していただき、特定健診受診後に特定保健指導の該当者には特定保健指導への参加の勧奨を促していただくよう連携していきたいと考えております。香美市内では保健指導を実施する医療機関はありませんので、今年度は直営で保健師等で実施していきたいと考えております。

次に、健診の受診率目標達成に向けての努力についてですが、広報で特定健診、特定保健指導について6月号から掲載をしております。10月号まで掲載予定で、香美市全体へお知らせをしたいと思っております。その後も随時掲載し啓発に努めたいと考えております。また個別でも保険証や納付書を送付する際に特定健診、特定保健指導に関する文書を添付し、勧奨、啓発に努めています。また各種団体への紹介や集まりへ出向いていったの説明も行ってきました。個別での人間ドック受診者への助成も行っていきます。また特定健診やがん検診などの集団健診会場での受診勧奨も行う予定です。また12月ごろに未受診者へ受診勧奨の個別通知をする予定です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 依光美代子議員のメタボ健診の判断基準に疑問を感じる等についてお答えをいたします。

診断基準については諸説あることは伺っております。健康日本21の中間評価において糖尿病有病者や予備軍の増加、20歳代から60歳代男性の肥満の増加、野菜摂取量の不足、日常生活の中での歩数の減少など、健康状態及び生活習慣の改善が見られない、もしくは悪化している現状が報告されています。それにより今回の判定基準が導入されました。ご指摘のとおりこの判断基準では保健師による介入対象者は増加します。しかし、よりたくさんの住民の方々の生活の習慣の改善、行動変容につなげるためには有意義であると考えています。やせておられる方の疾病発症のリスクも、中央東福祉保健所や香美郡医師会からご指導いただいております。過去の健診結果についてはデータ化していますのでそれを活用し、将来病気になるであろうと予測される住民の方々に対し、予防のため生活習慣の変容支援をさせていただく予定です。今年度からかかりつけ医による個別検診も実施されますので、主治医のご指導のもとバランス栄養摂取や適度な運動量の支援をさせていただくよう計画しています。

死亡率のうち心疾患が高いことは以前より香美市の課題です。心疾患はメタボ対策が有効であるとされています。長期間にわたり取り組んでおりますが効果があるまでには至っておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 依光美代子議員さんの地球温暖化防止対策についてお答えいたします。

香美市地球温暖化対策実行計画は地球温暖化対策推進法によるもので、市役所における事務や事業から排出される二酸化炭素排出を抑制する計画であります。今回の調査は実行計画作成後初めての調査になります。温室効果ガス削減目標の設定は、基準年となります平成17年度におけるガソリン、灯油、軽油、A重油、LPG、電気の使用量を二酸化炭素に換算した排出量、1,955トンベースに平成19年度から平成23年度の5年間の取り組みにおいて各排出源ごとに削減目標を設定し、全体で3.7%削減することとしています。今回ご指摘の電気の使用量の削減目標についてですが、電気量だけで見ますと平成23年度には2.9%以上の削減を目標に設定しております。今回は2.4%ですので最終年度までには達成できると考えております。達成できてない施設といたしましては、本庁舎、北庁舎、プラザ八王子、佐岡小学校、山田小学校、新改保育園などが対象になります。本庁舎につきましては、電気使用量の増加は市町村合併にともない庁舎機能が本庁に集約されたことによるものであります。プラザ八王子につきましては、基準年である平成17年度に保健センターがあり職員が常駐していたため削減対象施設としていましたが、合併後は健康づくり推進課として香北町に移転し、現在は美術館、社会福祉協議会、地域福祉センター、シルバー人材センター、デイサービスセンターが利用しています。それによりプラザ八王子の利用者がふえればふえるほど電気量は必然的にふえる結果となりました。電気以外での利用量が増加した施設として

は本庁舎のガソリン使用量で、原因は公用車のほとんどが支所などから本庁の財政課に支払いが一括移管されたことによるものであります。

次に、今後の課題として新たなCO<sub>2</sub>削減措置ということですが、今回の地球温暖化対策実行計画に取り上げてあります重点取り組み行動メニューは比較的効果の出やすい取り組みであり、排出量が増加した施設については施設の再調査をし、さらなる対策として緑化、植栽の実施、グリーンカーテン、窓際ヘアサガオやツタをはわす方法や、施設の閉館1時間前に空調機を停止する、空調のフィルターは月に1回から2回程度清掃する、室外機が直接日光に当たらないよう日よけを設置するなどを検討しております。実施時期は、庁内で今後対応について協議の上できるところから実施していきたいと考えております。

次に、推進組織の設立についてであります。地球温暖化防止対策を着実に実践していくためには行政、市民、事業者がみずからの責務を十分認識して自主的に取り組むとともに、各主体が相互に連携、協働して活動を実施する必要があります。このため行政、市民、事業者により構成される推進組織の設立に向け情報を収集しております。

最後に執行部の皆さんの地球温暖化対策についてですが、今回は時間もありませんので私の個人的なあれで紹介させていただきます。我が家におきましては「もったいない」を合い言葉に省エネを実行しております。家庭から出る二酸化炭素で一番多いのがエアコン、冷蔵庫、照明器具、テレビなどです。エアコンは夏は28度、冬は20度に設定しております。冷蔵庫は中身を減らしドアをまめに閉めることを実行しています。照明器具は天気のよい日は消灯し、階段や廊下は暗いときだけ明かりをつけています。テレビはつけっ放しにしないで小まめに消しております。ほかにも水道水はむだに使わないため出しっ放しにはせず、また使う量を減らすため水はえんぴつの太さにし、歯磨きはコップ1杯の水で節約しています。ほかにも目立った省エネを実行されている方がおりましたら発言をお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子です。2回目の質問をさせていただきます。

最初に特定健診、特定保健指導についてお伺いをいたします。

対象者が6,335名ということで、9月現在で、その中で240名が受診をされたということですがまだまだあれですね、この受診率でいくとかなり積極的に働きかけをしないと受診者数が心配をされると思いますが、今回広報へ続けて啓発、あれはすごくいいと思いますね。残念ながらその広報というのを見てる人が本当に少ないんですよ。だけど、あれがあることで私なんかも「広報何月号にこうして載ってるきね。」ということ言うと、そしたら皆さん見てくださったりということで、ぜひ続けて病気に対しての、生活習慣病に対しての予防をずっと続けてやっていったら効果が上がると思いま

すので、ぜひその辺の見解をお聞かせください。

そして、私がちょっと勘違いをしているかも知れませんが、なおちょっと教えてください。受診勧奨の方は医療機関にかかり治療を受け、その方の保健指導はこちら、行政が、健康づくり推進課でするようになってるんでしょうか、その辺ちょっと。私は受診勧奨になった方は医療機関のほうで指導をうけると思いちよっとこの質問をさせていただいたんです。実はお2人ですけど、ちょっと血圧とか血糖値が高くて行かれた方がその後どういう、お薬をくださっていたんですけど、その保健指導に当たるような運動とか食事、運動しなさいね、それから食事は塩分控え目にねということだったけど、それ運動もどういった運動をしたらいいかということ詳しく指導はなかったように聞いたんです。せっかくそのように病院に行っても、（きちんと指導が）できてるのかなと思ってちょっと心配になりました。それで、その保健指導が健康づくり推進課のほうできちっとできるならすごく効果も上がってくるし、お仕事がふえて大変だと思いますがやはりこの保健指導によって生活改善ということがこの生活習慣病の予防には一番効果が上がるのではないかと思います。ぜひその医療機関とも連携をとって、安芸市のほうですが、やっぱり糖尿病患者それと脳疾患、心疾患、最近ずっとふえているということで医療機関と連携をして糖尿病教室、医療教室を開いたところ思ったよりもたくさんの方が来てくださって、やはり皆さんがご自分の健康にすごく関心を持ち何とかしなければ、けどその方法もわからない、まあ薬を飲んでというような状況が今の状況ではないかと思います。ぜひそういう医療機関と提携をしてそういった糖尿病を初めそういう教室をするとより効果があらわれると思いますが、その辺もご答弁お願いをいたします。

やせた人に対してのその病気の認識をされているということでよかったです、この特定健診ではそこへのフォローはできないかも知れませんが、何かこういった方々、その今回特定健診をするとデータがすべて管理ができますので、今後に向けてぜひやせた人に対しての生活習慣病を初めそういう予防の手だて、そういうことも考えていくべきだと思いますがその辺いかがでしょうか。

それと、やはりこの健康については啓発がすごく大事になってこようかと思います。この香美市におきましては保険関係のいろんな事業をPDCA、それがきちっとできてるんですね。プランを立て実施をしチェックをし、その課題をどう克服していくかができてるんです。それをぜひ引き続き実践をお願いしたいということと、健康まつり、皆さんの住民の健康啓発をやられるに当たって健康まつりを毎年行ってますよね。あそこでぜひ若い人が関心を持って参加をできるような取り組みができないものでしょうか、それをぜひお願いをしたいと思います。私もこの国保の本を見てたら結構3分間で体力システム、担当課の方もご存じだと思いますがこの自分の体力どれぐらい、意外と若くても年代よりすごく体力が落ちてるとかということがわかります。そして、あと体脂肪はよくやっていますよね。それと筋肉量、この糖尿病も筋肉量をふやすこと、運動することで、有酸素運動をすることで糖尿病を改善できますし、糖尿病であっても元気に暮らせ

るし、中には投薬を減らしたり、初期でしたら糖尿病とならずに済みますので、自分の状態を知ることがすごく健康にとっても関心を持つことだと思いますので、今回の健康まつりにそういった体力、脂肪やその筋肉量の測定また血液サラサラ度チェック、これはここ何年か前から私もお願いしてるけどなかなか機械を押さえることが難しいということですが、無料で貸し出しをしてるからかなり手前に申し込まないとなかなか貸していただけないかもわかりませんが、ぜひそういうものや体力測定をやる若い人も関心を持ちできるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

それと、若年層への受診対策を分析の中でもご心配をしてました、何とかしなければということで。今回私も問わせていただきましたけど、そのことに対してご答弁がなかったので保険課としてどのように考えておいでなのかお聞かせをください。

それと、ぜひその健康まつりなんかでできないんでしょうかね。歯の病気、歯周病が意外と健康への被害があるんですね。歯周病があることによって糖尿病がうんと悪化したとか、皮膚病が悪化したとかいろいろなこと、肺のほうとか影響がありますよね。そういうことも私も最近ある教室へ行って初めて知ったような状況で、ああ何て無知だったかと思ったんですけれど、私も割とこう自分が健康なんかにも気をつけていろんな情報を得たりするんですけど反省をしたことでした。ぜひそういう機会がありましたらその歯との健康との関係、そういうようなこともぜひ取り入れたら効果が上がるんじゃないかと思いますが、あわせてよろしく願いいたします。

そしたら、地球温暖化についてお伺いをいたします。

私がこれあえてなぜ聞くかといえば非常に心配をするのです。この削減が達成できたって、やった一って、よかったねっていう思いがすごく強くなります。そうしたときに電気量、本庁のほうはやはりここへ集まってきたから電気量もふえますよね。それから北庁舎から幾つか何点か言われました。それから学校でもふえているところがありましたよね。そのふえただけの理由がきちっとあればいいけれど、そこに達成された達成されたということだけが皆さんの耳に、これでいいんだという思いになって、なかなか電気を削減するというのは、やはり意識するからできるんであって、その辺をぜひ指導のほう、ふえているところにはきちっと通達をやり指導をお願いしたいと思います。重点項目というのは本当に簡単に取り組めること、それが意外とできていないんじゃないかと思いますが、ぜひ再度その辺をよろしく願いいたします。

そしてもう1点、施設の電気以外での使用による二酸化炭素の排出量がふえた施設はほかにはなかったでしょうか。あと重油とか灯油とか電気以外でありますよね、その部分でその1つの施設だけをチェックしたときにふえているところはないんでしょうか。ぜひそういうふえたところへの再度の、新たな排出削減ということをやはりきちっと押さえていっていただきたいと思います。ぜひそれをするべきではないかと思いますが、改めて見解をお尋ねをいたします。

それから、推進組織はいつごろから取り組むように、地域を巻き込んだ取り組み、市

長の諸般の報告でもありましたが、いつごろからどのような形でやっていかれるのかもあわせてお願いをいたします。

それと、地球温暖化の取り組み、さすがですね環境課長さん、いろいろと取り組まれております。皆さんもぜひ小さなことで、そんなに無理をせずちょっと1つ心がけるだけで随分違ってきますのでぜひ、もし皆さんなかったらまた（資料を）お渡しをしますので、ぜひ心がけてください。また突発的にご意見をお聞きするためにお伺いすることがあるかもわかりませんが、ぜひよろしく申し上げます。

それと、この地球温暖化の啓発ですが、昨年健康まつりでやられました。地球温暖化のことで、やはりそういう一人一人の削減ということで、それが結構皆さんが楽しくやられてよかったと思う。その来てくださった方にパンフレットを渡しました。そしたら、その中で後日会ったときに、「あ、美代子さん、こないだもらったあれ、私頑張ってやりゆうきね。」とかいう声を聞きました。そうしてやっぱりこちらが啓発して住民を巻き込んでいくためにもぜひ、その健康まつりとかほかのイベントでも結構です。人がたくさん集まるところにぜひ、この地球温暖化というのは住民一人一人が皆さんが気をつけていかなければ効果が上がらないと思いますので、ぜひその辺をよろしくをお願いいたします。

それですいません、保険課、健康づくり推進課のほうへちょっと戻りますが、健康まつりですが、そこで前回やったときに反省点が出てると思います、前回やってどうだったということ。ぜひそれを今回の、会場は変わるとは思いますけどそういうことをぜひ生かしていくべきと考えますが、ぜひその辺もよろしくお願ひいたします。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 依光議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、保健指導該当者で受診勧奨該当者との重複の関係ですが、基本的には医療が優先すると考えておりますので、まず医療を受けていただいて医師の指導のもとに医学的な管理をしていただくということが基本になろうかと思っております。それで、現時点での受診者数はちょっと少ないわけですが初めてのということもあって、個別健診での受診者の結果が回ってきておるのが6月末現在ということで回ってきておりましたその分だけということになっておりますので、あと個別の人間ドックあるいは国保の人間ドックの現在までの受診者数、結果が回ってきておるわけですがその合計が240名ということで、集団健診はこれからですので順次受診者数はふえていくと考えております。

それから広報ですけれども、毎回、毎号載せることも困難ですので随時掲載をしていきたいと考えております。

それから、若年層への対策についてですが、現在のところ具体的には考えておりませんが、若いうちから健診のくせづけをするということは効果的であり必要なことだと考えております。未受診者への受診勧奨をすることが基本的には効果があると考えており



ますので、今後現体制でできる事業を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 依光議員さんの2回目のご質問にお答えをします。

受診勧奨ですけれども、先ほど保険課長が言われましたように医療機関でのものについては先生方のほうでされると思います。これから、9月から始まります集団健診について受診勧奨があった場合には、当課のほうで受診をされたかという確認はしております。集団健診の場合はそういうことです。

それから、やせた方についての特定健診の結果についてですけれども、メタボだけの人の目を向けておるのでなく必ず見ておるということを保健師のほうから報告を受けておりますので、それもあわせて生活の変容の支援はさせていただく予定でおります。

それから、健康まつりことですけれども、去年度初めて実施をした中で最大の反省点は、参加者が少なかったということが最大の反省点です。合併と同時の平成18年度は開催をされませんでしたのでちょっと合併時が、平成19年度が初年度になりますけれども、旧土佐山田町のときには300（名）ほどの参加者がおりましたけれども、平成19年度の健康まつりは150名ほど、半分に減ってしまいました。以前は小さいお子様連れで（健康）ウォークに来られた方とかもいらっしゃいましたけれども、この時期いろんな事業が重なりますのでそういうことも影響しておるのではないかと考えられました。今年は持ち回り開催ということで香北町で実施をいたします。香北いきいき合衆国と共同開催ということで実施をしますので若年層の方もご参加いただけるのではないかと推測しております。ご指摘の体力測定もする予定をしております。骨密度測定もする予定をしております。それから血液サラサラ測定というのは今回は予定をしておりますけれども、今後健康まつりの課題にさせていただきたいと思っております。歯周病に関することも、以前は歯科の検診もしておりましたけれども、分析の結果、香美市にはたくさんの歯科医の先生がいらっしゃいまして、検診をなさっていらっしゃる方はそれなりに歯科の先生方にもお世話になっておるということでひとまず終了しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 依光議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

削減目標に達成できてない部署につきましては、今後資料を分析しまして指導をしていきたいと考えております。

2点目の電気量以外での利用量が増加した施設といたしましては、先ほども申し述べましたが本庁舎のガソリン使用量がふえております。

それと、3点目の推進組織の設立についてですが、これにつきましては先日、9月10日付の高知新聞に掲載されました四万十市レジ袋削減推進会議などを参考に現在検討

しておりました、来年度以降をめどに設立する方向で検討していきたいと思っております。

4点目の地球温暖化につきましてのピーアール等につきましては、健康まつりが10月26日に今年香北町のほうで開催されますので、そのときに環境課のパーツを出展しますので、そのときに地球温暖化対策を訴えていきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。3回目の質問をさせていただきます。

1つ、健康づくりのほうでぜひお願いをしたいんですけど、その受診勧奨、医療機関にかかった方、そこでの保健指導をすごく私やっぱり心配します。2人はこの町でした、あとは高知市の方にちょっと聞いたり、聞き取り調査をした人に聞いたりしたんですけど、なかなか病院というのはやはり数をこなさないかんでその指導というのがやっぱりきちっとできてない。やっぱり運動とか食生活とか喫煙、それを指導してそれで改善してその後に投薬というようにいけばいいけど、投薬に頼ってくるとやはり病気が固定化し悪くなるという、ずっと過去を、罹患者というかそれをずっと調べてみるとやっぱり病気がふえてますよね、年代とともに。ということはやはりそこに固定化、重症化があると思いますので、ぜひその辺が何か一工夫できないものか、あればお聞かせください。

そして環境課のほうで1点だけお聞かせください。その排出量が多くなっているところに対して分析をして、新たな削減措置を指導するっていうことをご答弁くださいました。いつごろまでになさるかということをお聞かせいただきたいと思います。といいますはは来年度の予算編成がありますよね。それにもまたかかわってくると思いますが、その辺ご答弁よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 依光議員さんの3回目のご質問にお答えします。

私がお説明しました受診勧奨というのは要医療とか要経過観察とか医療の分野の方については医療機関のほうでお願いをするということで、保健指導が必要な方、生活の変容によって疾病が予防されるであろう方についてのリストは当課のほうへ回ってきますので、その方はすべて当課のほうで支援をさせていただきますので、そういうことです。すいません、言葉が足りませんでした。医療と生活の変容指導とは違いますので、そのことです。失礼しました。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 依光議員さんの3回目のご質問にお答えいたします。

新たなCO2削減措置はいつからかということですが、年内をめどに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 依光美代子君の質問が終わりました。

次に、20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 20番、大石綾子でございます。議長のお許しをいただきましたので一般質問をいたします。

2問ございますが、まず1点目ですが。これは見出しが市有地の整理と市有地貸し付けの現状についてですが、ちょっと文章が前後、組み立てが前後しております。本当でしたら、このとおりでいきますと「市有地貸し付けの現状と市有地の整理ついて」と、こうならなければならないと思いますが中身は一緒です。

旧町村より個人や組合また企業などに貸し付けを行っている市有地があると思います。旧町村ではそれぞれの事情やそれぞれの規定に基づいて貸し付けがされていたと思いますが、合併しました現在どのようになっているのでしょうか。貸し付けにつきましては公平、公正で公明でなければならないと思いますので、次のとおり現状をお伺いいたします。

まず1点目、土地の貸し付けには契約等があるのはいずれの場合も当然のことです。契約につきましては公平にできているのでしょうか。それはどのような手順を踏まれてきた契約でしょうか。もしなければ今後どのような手順を踏まれて実行されていくのかお聞かせください。香美市としまして新しく規定等つくったかということでございます。

2点目でございます。企業や組合等の団体への貸し付けと個人への貸し付けは異なると思います。その見解をお伺いいたします。

3点目、同じような目的で貸し付けをしている土地があります。例えば行政と深い関係のある香美森林組合と物部森林組合の貯木場ですが、広さや立地条件を考えた場合、物部ストックヤードの広さは約2町と聞いています。そして国道沿いにあります。一方香美森林組合の場合は約6反で、国道を（香北町）小川から約6～700メートル入ったところで、現在ようやく大型車両が入れるよう拡幅工事を行っていますが、それまでは11トン車が入りづらいカーブのある県道香北赤岡線沿いにあるわけです。どちらが貸付料が、借地料が安いかわかりませんが、またどちらに合やすのかという問題ではなく、この差をどのようにお考えでしょうか。そしてこのような例はほかにもあるのでしょうか。

4点目です。個人の方やそれに類する貸し付けにつきましては長期間にわたっていると聞いています。いつまでも個人に貸すことはいかかなものかと思われる節があります。その節という、いかかなものかと思われる節といいますのは、やはり「あの土地は市から借りているのに雑草を生やし何の目的で借りているのだろう。」、「ずっとこれから先もそうなのであろうか。きっと安い借地料なのではないか。」などなど、そういった声が聞かれるわけです。それでは、そういった声が上がってはならないと思うわけです。それにつきまして、いずれにいたしましてもそのような土地につきましては買い取りを

促す、払い下げをするということも必要ではないでしょうか。

5点目に、過去におきまして政策の一端としまして土地の先行取得を行う手法がとられていました。もちろん現在もそうです。また現在のその目的を達成させるために必要な土地であることを市民の皆様には理解されていることと思います。しかし、中には既に目的を失っている、あるいは事業の変更等で遊休地的な存在である、いわゆる塩漬け土地と言われる市有地はあるのでしょうか、現状をお尋ねいたします。あるならば今後どのように検討されるのでしょうか。財政難の折です。処分を前提に整理を行うのも財政に反映させられる土地の有効利用及び施策と考えますがいかがでしょうか。

次に2問目です。忠霊塔に対する見解と戦争遺跡についてでございます。

市の中には主に先の大戦の遺跡としまして忠霊塔が多数あります。戦争中及び戦後数年間は忠霊塔の中には遺骨や遺品が納められていたと聞いています。現在は戦争遺跡としまして後世に残し戦争の悲惨さを伝えていかなければならない最も身近な遺跡であると認識されていると思います。しかし、戦後63年経過しました現在はその認識が薄れるばかりか、中には「あんなものは取り壊してもらわなければいかん。」そう言う、「あんなものは取り壊してもらわんといかん。」と言うのを耳にいたしました。このことは戦没者を冒瀆するばかりだと受けとめたのは私ばかりではございません。現在、忠霊塔の清掃等につきましては地域の有志の方や遺族が行っていると思いますが、忠霊塔に対する意識がなければ、薄れていけばそれも今後危ぶまれるのではないかと思います。このことをもとにお尋ねいたします。

忠霊塔や戦争遺跡につきまして市長の見解をまずお聞きいたします。

次に、忠霊塔がある建造物はどこのものでしょうか。だれのものといいますか、どこのものでしょうか。管理、管轄をお尋ねいたします。

次に、市中にある戦争遺跡は忠霊塔ばかりではありません。こういった戦争遺跡を調査し後世に伝えていくことは大切なことであると思いますがいかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 大石議員さんの市有地の貸し付け、それから市有地の処分の質問について私のほうからお答えします。

まず最初にお断りを申し上げておきますが、平成18年3月に香美市として合併しました。それぞれの旧町村のいわゆる財産と申しますか、そういったものが今財政課のほうで管理するという事で集約はされてきております。ただ、申しわけございませんが見直しとかそういった部分については手つかずの状態になっております。さきの決算の報告の中には要するに財産台帳もろくにできておらないという指摘も受けております。大いに反省して、現在今後の課題として平成20年度から新たに着手をしております。そのことを踏まえてご答弁申し上げます。

旧町村において個人や組合、企業に貸し付けを行っている土地があると思うが合併後

は見直しができているかどうかということにつきましてですが、貸付料等の見直しは現在されておりません。旧町村で算出した金額を現在も貸付料として納付していただいているのが現状でございます。ちなみに平成20年3月31日現在、土地建物の個人貸し付けにつきましては延べ人数52名で75万5,887円。個人以外、これは企業、組合等の貸し付けにつきましては延べ37団体で399万8,609円となっております。当時の旧町村それぞれ貸付料につきましては、その契約時において当時の米1升当たり幾らかとかそういったような部分で貸し付けておるとというのが現状でございます。当然引き継ぎを受けました香美市としましてもその時点では公平であるというふうな部分で引き継いでおります。

①につきまして、土地を貸す場合に契約となるのはいずれの場合も当然のことであるが、公平にできているか、どのような手段でということでございますが、土地貸し付けの契約は企業、個人等同条件におきまして、その内容に調査し契約いたします。行政財産目的外の使用の貸し付けにつきましては、財務規則第88条の規定によりその用途、目的を妨げない限度において使用許可をしております。まず使用申請が出された場合におきましては使用許可申請の内容を調査し、許可となる場合には使用を許可し、貸付料については行政財産使用料条例により算出された使用料で納付していただくというふうになります。また、普通財産につきましても同様でございますが、財務規則第89条の規定により普通財産貸付契約により貸し付けし、使用料につきましては行政財産使用料条例を準用して使用料を算出しております。また、その中には福祉、いろんな部分で使用料免除等もありますので、その分についてはそれなりのまた検討をしてお貸ししておるというふうな現状でございます。

次の企業や組合、組織への貸し付けと個人への貸し付けは異なるということでございますが、基本的には同等に算出しておりますので、そのようなことはないと考えております。

③の同じ目的で組合等へ貸し付ける土地があると。例えば香美森林と物部森林といったようなものでございますが、現実にこの2件といった部分につきましては現在把握できておりません。まずないというふうに考えてます。ちなみに題(例)に出ております香美森林組合と物部(森林組合)の関係につきましては、立ち上げの詳しいことにつきましては物部支所長さんのほうが詳しいと思っておりますが、香美森林組合に貸し付けておる、貯木場として貸し付けておるものでありまして、契約書により貸付料を定めております。物部森林組合に貸し付けている中谷川のストックヤードにつきましては、香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例として、行政財産として位置づけされております。その中に使用料の金額も明確にうたわれておると。中谷川のストックヤード等につきましては、木材の流通拠点として原木の安定供給、価格形成力の強化等を目的にして物部川流域振興のために設置された施設であることから、いわゆる普通財産貸付の香美森林組合に貸し付けておる土地、貯木場とは、面積、立地条件のみで貸付料等の比

較はできないものと考えております。というのは行政が、いわゆる旧物部村がこのストックヤードをもとにして地域振興を図ろうと森林（組合）と一緒にやってつくった施設でございますので、いわゆる立地上、立ち上げた条件等が全然違いますので、その辺のことはご理解していただきたいと思っております。

また、市有地で個人やそれに類する貸し付けの買い取りの促進ということにつきましては、一番多いのは旧物部村のほうに多いわけでございますが、これにつきましては過去に払い下げを検討し促したという経過もございますけど、すべてが、跡取りがないとか、あと使用することがないということがございましたので現在の状況になっております。現在、平成20年度におきましてそういった部分で貸し付けている土地につきまして、現在2件、売却というか払い下げの協議を行っております。

同様に⑤の市有地の払い下げの件でございますが、目的を失っているというか残地、それからいわゆる使用、今後使用の必要のない土地の普通財産につきましては土地鑑定評価を行い、随時売却するよう進めております。現在4件売却の予定をしております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 大石綏子議員の市有地等の整理及び貸付の現状についてのご質問のうち、5番目の土地開発公社等所有分についてお答えをいたします。

土地開発公社等の所有いたします土地につきましては、交付金とか補助事業計画分を除く物件、俗に言う塩漬けの土地と言われるものですが、この純粋なものにつきましては土地開発公社分で5資産ございます。そして、面積で申しますと2,224.61平米、それから簿価で言いますと、平成20年度末の見込みといたしまして8,740万円ほどになるかと思っております。土地開発公社の持つておる部分で比率で言いますと面積で3.87%、それから簿価で言いますと12.9%を占めるような状況でございます。それと財団（法人香美市開発公社）の持つておる分につきましては一次資産がございまして、これが面積1,216.25平方メートル、それから簿価にしまして約1,700万円ほどになるかと思っております。特にこれにつきましては、市に対して早期の引き取りを従前より求めているところでございます。それから、例えば楠目小学校用地といたしまして取得した物件のように当初の取得目的から外れている物件でも、将来的なその道路用地として見込まれる用地につきましては確保しておくことが必要であるといった事情があるケースもございまして、秋ノ谷工業団地については売買は可能でありますけれども、これは要件が整えば市に一たん引き取っていただいた後売買が実行されることとなりますが、現在ではその売買に至る状況ではございませんので単年度契約で賃貸をしておるような状況でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇楨夫君） 大石議員の忠霊塔に対する見解と戦争遺跡についてということにお答えをさせていただきます。

忠霊塔につきましては、香北町におきましては五百蔵地区などほぼ旧町村ごとに存在しているというふうに認識をいたしております。敷地は市有地で、管理は遺族会など関係者が行っていていただいております。また、物部町では同じく敷地は市有地でございます。そして、管理につきましても遺族会にお願いをし、遺族会のほうでしていただいておりますというふうになっております。土佐山田町では八王子の忠霊塔がございしますが、昭和37年ごろに行政が建てたものということでございます。土地も市有地でございます。これの管理につきましても遺族会の皆さん方によって毎月ボランティアで清掃などをしていただいております。私個人としまして忠霊塔に対する見解でございますが、私個人としましては戦争で国のために尊い犠牲となった方々の忠魂の碑であり、また戦没者に対する哀悼の碑であるというふうに考えております。そしてまた、痛ましい戦争を時代の流れの中で決して風化させないための戦争遺跡としての存在感があるというふうに認識をいたしております。現在、戦没者の方々につきましては市の行政の主催によりまして追悼式を毎年挙げていただいておりますが、忠霊塔の管理等につきましても遺族会を初め関係各位のご協力において、ぜひお願いをしたいというふうに思います。また、そのほかの戦争遺跡につきましては十分な把握はできておりませんが、遺跡として後世に伝えなければならないようなものがあるとすれば調査することも、また必要であろうというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） はい。20番、大石です。2回目の質問です。

（市有地貸し付けの）見直しは手つかず、平成20年度からということですが、やはり合併3年であらかた見直しはいろいろなものにはかけていかなければならないと思いますが、ざっと見まして旧町村の貸し付けのこの差が大きいのでしょうか。もちろん土佐山田町の繁華街とそれぞれ物部町のほうはもちろん違います。現在の路線価、時価といたしますかそういうことについてですが、差が大きいのかどうかということをお聞きします。

それから、2点目に企業や組合等の団体への貸し付けと個人への貸し付けは異なると、その見解をお聞きしましたが、基本的には同等と思っている。もちろんそれは、土地は基本的には同等だろうとは思いますが、やはり個人の方はお住まいなのか何なのかわかりませんが、お住まいとすればそれは個人の方は多くの方が探し求めていく、そういうものであろうかと思いますが、しかし企業とか組合というのはそこでそのまちの活性化に、まちづくりのためにそれが必要であるということをお聞きして、だれもが認めてその貸し付けを行っているわけですから、私はやはり個人とその企業、組合等では異なるものではないかと思いますがいかがでしょうか。もちろん企業とか組合、団体への貸し付け

は、やはりそのまちづくり、あるいは市の活性化のためでしたら貸付料等も考慮していかなければならないと思います。がしかし、個人でしたら先ほども言いましたようにこれは個人の財産を求めていくものだろうと思いますので、そこは見解は分かれるのではないかと思います。

塩漬け土地につきましては、現在4件（売却）予定をしているということですが順次、順次といいますかやはり身軽な行政になることは必要だと思いますのでよろしくお願ひします。

それから、忠霊塔につきましては、これ忠霊塔が建ってる部分は市有地であるということとは明解なお答えをいただきましたが、その上物である建造物、これをもう一度、これはどこのものでしょうか。といいますのは、はっきりお聞きしておきたいから私は一般質問に取り上げたということは、やはりかなり市に対して影響のある方が「こんなものは取り壊してもらわないかん。」と、こう、「婦人会が掃除しゆうかね。こんなものは取り壊してもらわないかん。」という言葉をお聞きしました。私だけではございません。もうそういうことで、いろんな思想、主義主張、それぞれ個人の意見はあると思いますけれどもそういった、非常に今まで立派な功績を残された方ですが、そういった方のお言葉ですであえて私はここで取り上げさせていただきます、この建造物はだれのものかということをはっきりお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 大石議員さん2回目のご質問にお答えします。

旧町村での貸付料の差はどうかということですが、先ほど申し上げましたようにお米1升当たり何ぼとかいうようなもんが、固定資産税の評価が何ぼとかいう部分でございますので、当然地域によって差はあります。ただし計算方法については、こういったもんはどこの町村でもモデル的な条例分がございますので、それにのっとりやってきておるといふふうに解釈しておりますので計算式そのものはそんなに変わってないだろうと。ただ単価が若干違うことはあり得るといふふうに考えております。

それから、企業と個人への貸付料の条件の問題でございますが、私が財政課としまして、いわゆる財務規則にあります部分にのっとりやるのが財政課の使命でございますので、事務的には同様に扱っております。それ以後に企業を誘致して今後どうするかということについては政策的判断の分野になってきますので、財政課としては云々は申し上げられません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

旧物部村のこれ（忠霊塔）を建てたいきさつは、建設時期は太平洋戦争終戦の前に旧槇山村の在郷軍人会という任意団体が一般より寄附を募り建立をしたといふふうにお聞



きをいたしております。土佐山田町の忠霊塔につきましては先ほど申しました昭和37年ごろ、八王子さんにあります忠霊塔につきましては土佐山田町が建てたものでありますので、これも土佐山田町だというふうに思います。香北町につきましても詳しい状況はまだ私自身持っておりませんが、ある個人の方が委員長となり香北町に協力して忠霊塔を建設しということであるようでございますので。底地が市でございますので、物件につきましては通常市に寄附されたら市のものであるというふうに理解をするというふうになるかというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 暫時昼食のため、1時まで休憩をいたします。

（午前 11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長から、先ほど大石議員への答弁で訂正の申し出がありましたので、これを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 先ほど大石議員のご質問に、建造物といいましょうか忠霊塔そのもののいわゆる持ち主はどこかというふうなご質問がございました。私の答弁の中でその底地は市でございますので、上に建っておるものも市ではないかというふうな答弁をさせていただきましたが、まだ詳細な記録も残っておりませんので、なお私どものほうでそのところを調査をしなければ市の所有物ということで限定したお答えはできないと思いますので、そこな辺を訂正をさせていただきたいと思います。

（大石議員の質問が終わったことを確認）

○議長（中澤愛水君） 次に、7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭でございます。平成20年度第4回定例回で一般質問につきまして、通告順に従いまして質問をいたしますが、本日午後一番であり執行部の皆さんもお疲れのことと思いますが誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず第1点目でございますが、投票所の統合等についてであります。

去る8月20日に選挙管理委員会より、現在選挙の投票所を市内で81カ所設けているがそれを統合したいというようなお考えがありまして、香北町では小川地区から橋川野地区までの11地区の地区長（自治会長）さんにお集まりをいただいて協議されたとお聞きしました。投票所統合の基本的な考え方として3点を挙げておられました。その内容は社会的環境の変化、行政改革等、また選挙の原則等々でございました。ちょっとその資料を朗読して皆さん方にお聞き、お願いしたいと思いますが、「投票所統合の基本的な考え方という形で社会環境の変化、投票所が設定されてからかなりの年月を経過していると思われま。その当時と現在では社会環境が大きく変化しています。例えば車の普及率や道路事情、人口など、いまや車は大半の家に所有しており、道路も当時と比較すれば整備されていると思います。また、人口は減少傾向にあり特に山間部での減

少は著しいものがあります。このため昨年の県議会選より選挙人数が少なく、将来的に維持が困難のおそれがある4つの投票所を地元と協議の上、近隣の投票所と統合いたしました。こうした社会環境の変化に対応するため、各投票区の選挙人数や地理的要因、利便性等を総合的に勘案して投票所の統廃合を検討している。」ということで、先ほど読みましたようにもう既に4カ所は減って、現在81カ所ということでございます。

2つ目としては行政改革等がございますが、選挙の執行に当たっては相当の経費を要し、その中でも最も経費を要するのが投票所、特に人件費です。しかしながらそれらを賄う香美市の財政は、ご承知のように国の三位一体改革による地方交付税の大幅削減で他の自治体の例には漏れず非常に厳しい状況であると。投票所の統合も行政改革の一環として取り組みますということでございますが、ここで、じゃあ経費削減ということではどのぐらいかといったら、そのときには何か資料を持ち合わせなかったようなんですけども概算では19万円程度かということがあったようでございます。

3つ目には選挙の原則、これが一番重要だと思いますけれども、選挙は民主主義社会において最も基本的かつ最大の政治参加の機会であり、また方法でもあります。投票所の統合によってこの選挙の原則が損なわれることがあってはなりません。このため民主主義の原点とも言うべき選挙が公正、公平に執行されることを担保しつつ、かつ上記1、2の考え方の均等を踏まえて投票所の統合を図りますと。いずれにしても投票所の数は減ることから、投票所が遠くなり不便のかかる選挙人も多くなるかも知れませんが、また特に高齢者や身体障害者の方々には一層ご不便を強いることになるかも知れませんが、このことは大変心苦しい気持ちです。ということでご案内があったようでございます。このことからちょっといろいろお伺いいたしますが、先ほど述べました11地区には現在4カ所の投票所がありまして、選挙人は2,201名が現在おいでます。これを1カ所に統合したいということであると、ただ単に経費削減、行政改革の一端としての統合は余りにも無謀ではないでしょうか。高齢者等の比率が高くなっている今日、投票所が遠くなるということは投票を棄権する、すなわち投票率の低下になることではないでしょうか。選挙権を行使する民主主義の社会において、市民が政治参加し最も基本的意思、民意を反映できる機会であり、また方法でもあります。投票所の統合によってこの原則が損なわれることがあってはなりません。このことについて見解をお伺いいたします。また、投票所の投票率の向上についての対策等、お考えもあわせてお伺いさせていただきたいと思っております。とにかく、皆さんご承知のように最近その政治離れ、特に若者の政治離れといったこともありまして投票率が低下しておると、こういったときにさらに投票率の低下につながるような投票所の統合ということについてのお考えをお伺いしたいと思っております。

2点目に、防災ヘリポートの設置についてお伺いいたします。

香美市は面積538.22平方キロの県内でも四万十町、四万十市に次いで3番目の広大な面積を保有する地域でございます。ここに3万人の市民が居住しておりますが、

土佐山田町の平野部の一部を除いては、特に物部町、香北町の山間地域では、皆さんもう既にご承知のように今世紀の前半に今後30年以内には50%の確立で起こるであろう東南海・南海地震に対応すべき防災ヘリポートの設置の検討が必要じゃないでしょうか。その東南海・南海（地震）がきたときの対処として、私もかつて一般質問で国道195号線とか県道日御子土佐山田線、久保大宮線の改修等についてもお伺いいたしましたが、大規模な地震、道路損壊、寸断等となったときは、その対応もままならず孤立集落、ライフラインのまた孤立といった発生も免れません。また、そういった災害がないときでも急病人やけが人など救援物資の陸上輸送が困難をきわめることになるのではないのでしょうか。この対策としてヘリコプター等による、空輸による緊急輸送に頼らざるを得ない状況だと考えますが、その解決策としてこのような地域に防災ヘリポートの設置の必要性が重要であると思いますが、その見解をお伺いいたします。実は、この質問を検討しておりましたときに、県政だよりのさんSUN高知9月号にも、また9月1日付の高知新聞にも手づくりのヘリポートとして越知町の鎌井田の桑藪地区の記事が載っております。この桑藪地区は中心部より車で30分ほど走った中山間に形成された少集落であり、災害時の孤立が懸念されると、地元地区住民が、自主防災組織が中心になって作り上げたヘリポートの記事がございました。また、同じ9月8日には同じ越知町の野老山で地域でのヘリポートを消防団員が造成したと。「急病人の搬送や災害に備えてヘリコプターの離着陸場を造成した。」と記事があり、県内自治体でもこの関心度が高まっており、県内各所にヘリポートが造成されております。これちょっと1つ記事をご紹介しますと思いますが、先ほど申し上げました越知町の桑藪地区では、先ほど申し上げたように「中山間による形成された小集落であり、常々地区住民が懸念していることは災害発生時におけるアクセス道の崩壊等による集落の孤立化である。」と。「孤立すれば傷病者の搬送、救援物資の未到着など問題が数多く発生することが目に見えており、何とかこれらの問題を解決すべく自主防災隊長を筆頭に地区住民等が一体となり、自分たちで自分たちの防災拠点をつくろう」ということのでつくられたようでございますが、これは平成20年1月22日に第12回防災まちづくり大賞を受賞した越知町の桑藪地区の取り組みでございます。最初は、ヘリポートをつくるなんていったら、とてもやないけどそんなものができるかよというような考えもございましたでしょうが、孤立無縁の桑藪地区をつくるため（つくらないため）には絶対必要だという形でやったようでございますが、本来であれば正規のヘリポートをつくるのならば数千万円の規模となる造成費用も地域の皆様方の奉仕によりゼロであったと。唯一町が補助したのは重機の借上げ料と燃料代のみわずか数十万円強でありましたと。ヘリポートの用地までの道路は町の産業建設課の作業班によって開設されておるといったことでございます。このような形で県内各地でもヘリポートの造成が非常に進んでおるようでございます。先日、高知県の消防防災航空隊の隊長さんにお話しする機会がございまして、県内では約43カ所の常用のヘリポートがあるとのことでございます。我が香美市にも大栃高校のグラ

ウンドであるとか吉野のグラウンド、それから香北中学校とか市内にも4～5カ所の離着陸場があることはありますが、ここは全然舗装も何もされてなく、離着陸しようと思っても砂ぼこりで周辺が見えなくなる状態であって、実際に使用はできない状況とのごとでございます。災害時には孤立しないように、市内、特に山間部にヘリポートの設置が望まれますが、その見解をお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員会委員長（松尾禎之君） 千頭議員の質問にお答えをしたいと思います。

ご指摘のとおり、先だって8月20日午後7時から保健福祉センター香北で、香北町美良布地区4つの投票所でございますが、投票区の統合、廃合について少し意見交換会を持たせていただきました。対象の投票区は第36、第37、第38それから第58ということです。この中で第38投票区の太郎丸公会堂は少し、ちょっと距離的に離れておりますが、一応今回対象内ということで意見を聞かせていただこうということにいたしました。選挙管理委員会では、千頭議員もご存じのとおり投票所のあり方について常々検討を加えております。一番大きな目標は選挙の権利行使に対する便宜をどううまく図るかというのが、もちろん最も大事な部分であろうという考えは持っております。しかしながら、前回の廃合、統合をやった件につきましては選挙人が20名以下の非常に少ない投票所でございますが、実はいろんな要件がもちろんございましたけれども、投票事務に携わる方々はその選挙区内で立会人を選ばないといけないとか問題がありまして、なかなか投票所の維持管理が難しくなっているというご指摘もあって、検討を加えさせていただいて4カ所について統合させていただいたと。ただそのときも説明は5カ所やりまして、1カ所、やはりどうしても今のままでは難しいので残させていただきたいというようなこともあって残させていただいたと。ですから第一義的なその選挙の権利の行使についての配慮というのを常に考えながら、住民の意見を聞きながら進めていくという立場は堅持をしているつもりでございます。今回の件につきましても、常々の投票環境の改善ということの視点からいきますと、実は昨今のバリアフリーの状況だとかいろんな設備の状況なども考慮に入れる必要があると。極端な、例えば坂道があるとかいろんなことがあるとやっぱり少し検討を加える必要があるんじゃないかというような視点もありまして、少し検討させていただいております。

それと、先ほど言っておりましたけれども交通環境が非常に変わっております。マイカーで通勤、通学、それから日常行動されるという方が非常に多くなっております。投票に関しましてもその場所に車で行かれるという方が大変多くなっておりまして、その駐車環境それから交通の至便性等も検討材料になり得るということを考えております。その点で今回の統合後の香北町の保健福祉センター香北の場所は駐車場も十分ありということが、いい条件ではないかということが思われております。それと、その投票所の

距離の問題ですけれども、現在その話の中心になってます3カ所、ちょっと太郎丸をのけますと3カ所の投票所、半径1.5キロ内に現在投票所が3カ所あります。その辺で少し距離的なものを考慮したとしても検討できるのではないかというふうに判断をしておりまして今回の説明会をやることになったわけです。ただ、私ども選挙管理委員会、この話を発議するに当たりまして、確かにそういうことでいろいろあると。そこの行政区が、ご存じだと思います、かなり入り組んでおりまして、投票区の、こっちの投票所へ行ったほうが近いのにこっちという人も結構いらっしやいまして、そんな問題も少し、ちょっと出ておりまして、ここ一応整理をしたほうがもっとわかりやすいのじゃないかというようなこともありました。ただ、選挙管理委員会が一方的にこれを決定するということは全然考えておりませんで、8月に1回意見を聞いてみよう。本当に住民の方はどのようにお考えであるか。どういうことで合意をいただけるかということではごさいませんでした。ただ、先ほどペーパーを1つ、そのとき資料を持っていておりましたけれども、表現の仕方それから表現の順番等々ちょっとアトランダムに書いてある部分のごさいまして、それとその他の説明の中における付随資料が大変不足をしておりまして。当日はいろんなご指摘をいただきましたので、再度そういった資料を整えた上でもう一度説明に上がるということで当日は終了しております。今度10月を今のところ資料を整えた上で予定をしております、もう少し前回とは違った形で意見交換会ができるものと思っております。ただ結論ありきということではもちろんごさいませんので、十分に話をしてやりたいと思います。

あと1つ、太郎丸でごさいますけれども、距離的なもので言いますと少し広がりがありまして、橋川野からずっと結構横に広いで距離的なものを言いますといろいろ問題はありますが、1つは太郎丸の現在の投票所が非常に手狭といいますか駐車場が非常に少なく、それと導入部の道がなかなか交差をしにくいような不便性があるということで、その辺のものを勘案したときに住民の方は香北町の保健福祉センター香北へ車で行くほうがいいのではないかという判断もあり得るかというようなこともあって、今回ちょっと含めさせていただいたということです。ですから、これを十把一からげに全部4つまとまらんといかんとかということももちろんごさいません。次回の説明会ではその辺も含めてもう一度詳しくやらせていただきたいと思っておりますので、またご意見を聞いた上で判断をさせていただきたいと思っております。

それから、理由のもう1つ、行政改革というようなことですが、確かに投票に関する経費では投票所にかかる費用が一番大きく、大体半分以上かかります、これが。それで、その分をもちろん統合すれば、合併原理と一緒にすけれども人数が減って費用が下がるというようなことでごさいますので、これも全然無視をして考えるということではごさいません。ただ費用がどうだからどうだという単純な考え方は持ち合わせておりませんので、香美市の行政改革の実施計画の中にも統合の問題というのは触れられて

おりまして、検討課題ではございますのでその辺も踏まえて常に検討して、説明をして結果をいただいておりますという格好に今回もなろうかと思っております。

それから、その説明会の件はそのことですが、あと大変難しいご質問の投票率の向上でございますけれども、これはいろいろ努力をしているところであります。実質的には明推協、きょうはお見えになってませんがあしたまた傍聴にお見えになるとは思いますけど、明推協の方々とともに常に選挙のときには啓発活動ということで、前週の日曜日から前々週の日曜日あたり量販店を中心に選挙への投票行動を促すための啓発活動を行っております。あと市内での広報活動等は常にその時期には当然行っております。ただ、投票率の上がり下がりというのはいろんな要件があろうかと思っております、選管の力だけではいかんともしがたい問題もございまして、私の娘も投票権を持っておりますけれども、いつも怒られるのは「だれが何やらさっぱりわからん。」と、こう言われて答えのしようがないなというようなところもございまして、総合的な判断をやっぱりしながら進めていくべきではないかなと思っております。議員の皆様方にも毎回お願いをいたしますけれども、その辺はひとつ協力体制を持ちまして、投票率のアップのために一緒に行動させていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 千頭議員の防災ヘリポートのご質問にお答えをいたします。

議員さんが今ご質問で言われましたですが、ヘリポートが最近越知町なんかで整備された、自分も新聞で見ました。大地震等が発生すれば集落が孤立する、これは南海地震程度の規模になると免れない現実だと思います。そういう場合、近くにヘリポートがあればそれは救援に威力を発揮することは間違いございません。そういう中で現在香美市には、行政財産で使われております施設で9施設をヘリの臨時離着陸場、ヘリポートとして定めております。議員さんも言われましたですが、例えば大栃高校のグラウンドとか、それから香美市の農村広場、香北中学校などがございます。ただ広い山間地を持つ香美市では9施設では不十分であることは間違いございません。市の財産、現在ある財産でひょっとしたら、議員さんも言われました、ちょっと今使えない状態のところがあるというふうなことを言われました。少し手を加えれば使えるところがあるかもしれません、そういうところをまずチェックしてみたいと思っております。

それから、ヘリポートと指定されていなくても香美市内で緊急にヘリコプターが着陸した、そして急病人を運んだとかいう場所の例もございまして、いざというときには離着陸のできる、そのような可能性のある場所もあると思われまして、そういう場所のチェックとともに、ヘリポートにつきましては今後の検討課題としていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 千頭です。誠意あるご答弁どうもありがとうございました。

まず第1点目の投票所の統合問題でございますが、確かに選挙管理委員長さんも言われるように、特に香北町の町の中がもう、隣はAの投票所その隣がすぐBの投票所へ行かなきゃいかんというようなところも確かにございます。そういったところも今後検討していかなければならないのですが、まず統合するという前提の前に、とにかく統合すれば投票率の低下につながるではないかということについてのご見解をちょっとお願いしたいなと思います。確かに選挙権行使に対するその便利性等いろいろ問題はあると思いますが、現在のあれは長年その投票所でやってきたといった形で、こないだの話し合いの中では、極論を言えば私なんかは言葉は悪いかもわかりませんが、散歩のついでに投票所に行くようなこともあったというようなこともありました。そういうこともできなくなると同時に、その話し合いをするときにもうちょっと地域の区長（自治会長）さんなんかがある程度納得できる、いろいろ資料を十分備えていただいて話し合いをしていただければこんなにならなかったんじゃないかなということだと思います。後でいろいろある区長（自治会長）さんにお聞きしてみますと、この会はもうけんけんがくがくであったというようなことをお聞きもしました。先ほど申しましたように、経費節減と言っても、「じゃあ幾ら経費節減になるか。」と聞いたときにも具体的なまだデータを持ってなかったということもお聞きしましたし、そんなことで本当に、後で概算したら先ほども言いましたように19万円程度かというようなことであったようですが。「19万円なら確かにそら経費削減になるかもわからんけども、それと投票率の低下とどっちが大事か。」というようなお話も聞きました。今後また10月に予定しているということですが、今後その10月のときにはもうちょっと資料をそろえていただいて、ある程度皆さんに理解していただけるような資料を持ってお願いしたいと思います。確かに、先ほど委員長さんも言われました太郎丸地区は、神社の境内のすぐ隣であって国道からの進入路も大変に狭いところでございますけれども、かといってじゃあほかにどこがあるかと。広い地域のちょうど中間的なところでやっておるのでしたし方ないことではないかというようなことも考えておりますが、そのあたりのもう一度ご見解をお願いいたしたいと思います。

それから、次のヘリポートの件でございますけれども、先ほど香美市には9施設あるということをおっしゃったんですけれども、その消防防災の航空隊の方のお話ですと、「とにかく、緊急の場合は、急病人とかそういった場合には仕方なくどこでも降りなきゃいけないけども、例えば中学校のグラウンドを借りる場合でも教育委員会なり学校長の許可をもらわなきゃいけない。」と。それと、「今度降りるときになったら周囲にそのまま降りれないから、消防なんかをお願いして散水をしなきゃいけない。」と。それから、「そんなことがあったりして、また当然今度は散水した後も片付けなきゃいけない。そんなことだったらなかなか消防のヘリが降りづらい。」というようなこともございました。それから、「あつてはならないことですがけれども、南海・東南海地震が近々起こるであろうというときなんかには、ただ高知県の県警のヘリとか消防のヘリだった

らと大体どこの場所でどこだったらと大体わかるがですけども、他県から応援に来てくれた場合には全然、あそこですと言ってもどこへ降りていいかわからないと。そのときにはせめて丸にHと描いたマーク、これがあればもうどこのヘリでもすぐ降りれます。」と。それともう1つ言われましたことは、「できればそのあたりに、広々としたところであれば20メートル平方でいいですよ。そういった面積があつて、そこをちょっと舗装かもしくは芝生を植えといてもらったら全然そういった砂ぼこりが上がらないので、ヘリコプターは自由に降りれます。」と。「だからそういったことでもお願いできれば非常にありがたいです。」と言ったことがございました。確かにそういったようにいろいろやっていかなければならないんじゃないかなと。確かにヘリポートいうたら先ほど申しましたようになかなか、正式につくれば何千万円もかかるというようなことですけども、かつて旧吾川村（現、仁淀川町）のほうでは、林道の造成をするときにその残土でそのあたりに広場をつくってヘリポートをつくったとか、須崎（市）では火葬場の一角を舗装してもらってヘリポートの発着場にしていると、そういった形でちょっと考えていただければいつでも香美市でもできるのではないかなと、このように思います。確かに県内には先ほど申した43の常用（ヘリポート）があるというて言いましたけれども、43の常用というのはそういったような施設があつていつでも、訓練でも降りれますということです。それで、我が香美市にはその常用のヘリポートは全然ないとお聞きしています。ぜひ何か所かその常用のヘリポートが設置されることをお願いして再度お伺いします。

これで2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員会委員長（松尾禎之君） 千頭議員の2回目のご質問でございます。お答えをいたします。

ご指摘のとおり、説明会における納得できる資料というお話でございまして、当日たくさんの方の区長（自治会長）さんにお集まりをいただいてお話をさせていただいたんですが、ある意味おしかりをいただいたというような状況でございます。まことに申しわけございませんでした。ちょっと資料が、余りたくさん準備をしてなかったというか、選管ではちょっと一遍意見を聞いてみようやという気持ちも少し緩み的にあったのかもしれませんが、その辺でお伺いをしたものですから、貴重な時間をいただきながら、多数の貴重なご意見をたくさんいただいたわけですが、来ていただいた方にとっては再度のやり直しみたいなことになってしまいましたので再度おわびを申し上げます。現在、新しい資料を作成しまして再度説明に伺うような段取りはしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、投票率の低下の問題でございまして、広くというか、言ってしまうと隣に投票所があれば便利ということではもちろんございますが、現在このデータ上の地図から見まして、実は保健福祉センター香北が蕪生野コミュニティセンターのすぐ近



くでございます。ここが統合後の投票所の予定になっておりまして、それから美良布分団屯所とコミュニティセンター新田との、ある意味近くに実は期日前投票所が設置をされることになっております。役場（香北支所）のそこじゃないかな、中だと思いますがこちらがその両方のほうには少し近いと。ですから実質的に告示後の期日前投票から始まって投票日の間に一応2カ所運営するということになるわけです。期日前投票と、もちろん当日の投票とは違うわけですが、この期日前投票がおわかりのとおり、かなり昔と違いまして簡単なシステムで投票できるようになっております。それから、実はもっと簡単にしてほしいというような要望を、選挙管理委員会の連合会なんかでは余り、いろいろな質問書を書かないかんですが、まだ。そういったことももうなくして投票期間制度みたいなことにしてはどうかというような提案もしておりまして、投票率アップのための投票所のあり方について提言も行っております。それから、それ以外にも郵便投票がございます。残念ながら非常に厳しい基準があって身障者等、介護の認定度等であるわけです。これももうちょっと緩やかに、実質に合わせた方向で緩やかにしていったらどうかという要望もあわせてまた連合会のほうで出しております。さまざまな形で投票率アップについては検討しておるわけでございますが、香北町地区は昔から非常に投票率の高いところでございます、なに辺その行政区ごとに投票所があったということももちろんその効果を出した1つの要因だとは思いますが、その辺も昨今の状況をみる先ほど説明をいたしました、ことを検討の上ご意見を聞いた上で進めていきたいと。投票率のアップにつきましてはそれ以外の方法、いわゆる権利の行使に対するもっと積極的な行動力といいますか、そういったものを醸成するようなことを進めてやっていくような形でアップを図っていきたいのかなと思っております。今度の説明会の後にまたいろいろあると思っておりますけれども。

それから、太郎丸につきましては現実的にちょっとそういう不便性があるということがあってどうだろうということございまして、実際太郎丸を含めて4カ所を1つに統合しますと大体倍ぐらい、35万円ぐらい減になるというような試算をちょっと出しておりますけれども、少し距離的なものがございしますのでもう少し慎重に検討は加えたいなというふうに現在考えております。これも意見聴取の上ということになろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 千頭議員の2回目のご質問にお答えいたします。

防災ヘリポートの重要性に基づきまして、常用のヘリポートをまず1つ整備してはどうかと。ヘリポートとしてあってもなかなか使いづらいと、9施設ありますですが。先ほど学校であれば学校の許可が要る、それから散水をしなければほこるというようなお話もございました。2～3年前なんですけど、楠目小学校で訓練をしたと聞いております。そのときはあらかじめ、当然学校の許可もありまして散水もしてということになったと思います。ただ、いざ災害が発生すれば、巨大な地震がくれば、これは整備したヘリポ

ートがあればそれに超したことはございませんですが、多くの山間部を抱えましてどこでどのような被害が発生するかわからない状況がありまして、ヘリが、不十分でも緊急時ですのでヘリが着陸できるようなところを今後チェックをしていきたいと。そして、1回目の答弁でもお答えしましたが、少し手を加えればヘリが着陸できるんじゃないかとか、そんなところを探してみたいと思います。防災の施策につきましては非常にやらなければならない多くのことがあります、財政的にも人的にも1つずつというふうな形でいっているのが現状でございます。例えば、今度大きなお金が要ることとしては防災行政無線の整備、同報系の無線を市全域に整備するとか、いろんなやればえいことがございます。そういう中で何から優先してやっていくかということで、このヘリポートも含めまして総合的な中でトータル的に検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 3回目の質問をさせていただきます。

選挙管理委員長さんにはどうも、誠意あるご答弁をいただきましてどうもありがとうございます。今度10月に予定されておりますその検討会には、ぜひいい報告ができますように、また期待しております。

ちょっとお願いとかお聞きしたいがですけども、その投票率を上げるために、3町村が合併して香美市になったわけでございますけれども、そのよくテレビとか新聞なんかで出る投票率がもう香美市一本で出してますよね。それをできれば旧町村単位で投票率、香美市だけの形でも構いませんけども知らせていただければなおさら投票率の向上につながるのではないかなと、たまに考えておりますが、そのあたりの見解についてお伺いしたいと思います。

それと、防災ヘリの件ですが、確かにいろいろ防災対策課としてもたくさんのごことをしなきゃいけないことがあると思いますが、盛んに県の消防防災航空隊の方のお話を聞くと、丸にHのついたところをつくっていただきたいと。それを非常に、痛切に何か言われておりました。そうしていただければ先ほど申しましたように県外の、例えば消防隊、救急隊、警察、自衛隊が来てもすぐ降りれるということでございますので、ぜひそのあたりをご検討いただきたいと思います。

以上で3回目の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員会委員長（松尾禎之君） 3度目のご質問というかご要望でございますが、地区別の投票率につきまして、選挙管理委員会で把握をしております。投票率の競争をあおるといふ、そういうやり方がいいのかどうかはちょっとあれですが、その辺の公開はちょっとまた選管、書記長にも伺いますけれど、そういうのが必要であれば出すことはやぶさかではございません。ただ、あこが高いとかここが高いとかというのになるのがどうなのか、今はちょっとあれなので。確かに見ておまして、今のところ香

北町、物部町、土佐山田町地区は一番もちろん悪いわけですが、我々もそれを見ながら重点の啓発活動とかいうことはもちろん常々心がけてやっております。そういうことがもし、議員さんの方々に参考にしていただいて何かあるということで、選管というか市のほうで検討して問題なければ出すような努力はしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 千頭議員の3回目のご質問にお答えいたします。

防災ヘリ、県内のヘリコプターであれば指定している9施設などは知ってくれているというふうに思いますですが、県外から来たときにはなかなかわからないということはあると思います。ヘリコプターのHですか、をヘリポートに書くと。その学校とか公共施設のグラウンドとかなんですが、そのことを印をすることが施設管理者のほうで可能かどうか、お金の面もありますし。しかしそういうことは今後の協議課題、検討課題としていかなければならないと思います。そしてそういう、割と平野部にあるそういう模範的なような広いところはえいんですが、山間部がやられたときにそのHマークをつけたところよう構えるかと、なかなかすっと構えるというようなお答えが出てまいりません。とにかくヘリが着陸できるようなところをまず見つけて、ただ見つただけでもそのヘリが飛んできて一体そこがどこにあるかということになりますし、そういう場所をちゃんと正確に言える、なかなか現実難しいようなことかもしれませんが、そういう体制をとっていかなければならないと考えます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で明解な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

初めに緊急時、災害時等に備えてということについてお伺いいたします。

今年も9月1日の防災の日には全国各地でさまざまな取り組みが行われました。災害は忘れたころにやってくると言われますが、日本列島周辺が地震の活動期に入ったとされる中でいつどこで大きな地震が起きてもおかしくない状況になっています。この1年余りを振り返っても、昨年春の能登半島沖地震から中越沖地震、そして今年6月には震度6強の岩手・宮城内陸地震が発生し、東北地方の広い範囲で土砂崩れや家屋倒壊などの被害を出し、多くの死傷者が出ました。また、最近では地震だけでなく短い時間で狭い地域を襲う異常豪雨や竜巻、突風など、気象の激変による災害も相次いでいます。季節的な前線などの活動に加え地球温暖化による影響も頻発するようになりました。報道などによれば、今世紀前半には東海地震や東南海地震、南海地震など南海トラフでの巨大地震や首都圏直下型の大地震が発生するとも言われています。これらの地震が発生した

場合の被害は、被災者約4,500万人、死者、行方不明者約8万7,000人、家屋倒壊約700万戸の被害が出た、あの中国四川大地震の被害に匹敵するとも予測されています。このような台風や豪雨、地震、津波などの自然災害はいつ発生するかわかりません。いつどこで起きるかもしれない自然災害を完全に予測することは困難ですが、観測や予報の体制を強めるとともに災害に強いまちづくりを進め、救援や支援などの体制を確立し、被害を最小限にとどめる取り組みが重要であると考えます。以上のことに関し、幾つかの点をお尋ねいたします。

1点目に、地震などの災害が起こったとき高齢者や障害のある方などが逃げおくれ被害に遭われるケースが多いと聞いていますが、このような要援護者の事前把握についてお伺いいたします。私は先日ある住民の方から「体が思うように動かし家族もおらんので、災害が起きても避難することはできん。そのときにはあきらめるしかない。」という悲痛な思いを聞かされました。私のうちにも年老いた両親がおりますし、近所には半身が不自由なおばがいますので人ごとではないなと考えさせられるものがありました。そんなとき、ある新聞記事が目にとまりました。その記事によりますと、宮城県栗原市や岩手県奥州市では高齢者や障害者などの、いわゆる災害弱者と呼ばれる方々の連絡先を記したリストを災害以前から作成していたので、安否の確認などを迅速に行うことができたという内容でした。この人数は両市合わせて実に6,300人にのぼったそうです。また、昨年3月の能登半島沖地震では、石川県輪島市門前町も事前に高齢者マップをつくっていたため、地震発生から4～5時間で約400人全員の安否確認ができたということでした。この取り組みを教訓にして、今後は輪島市全体の取り組みに拡大し事前の情報集約に役立てることになったそうです。このように宮城県や石川県などで早くから事前に情報収集の取り組みをしていたため災害時に迅速な活動ができたわけですが、そのことについてどのような見解をお持ちなのかお聞かせいただきたいと思えます。また、本市の場合、要援護者の事前把握をどのような方法で行っているのかをお聞かせください。

2点目に、災害発生時の安否確認についてお伺いします。岩手・宮城内陸地震でも山間部を中心に道路の崩壊などが多発し孤立する集落が相次いだとの報道がありましたが、もしこのような災害が広大な面積と急峻な山間地を有する本市を襲ってきた場合、どうなるのかと不安でなりません。また、山の奥深くで生活し、その多くの方々が高齢でしかもひとり暮らしであることなどを考えると、さらに不安が募ります。本市のように地形的に不利な条件のもとで行われる救助活動は相当厳しいものになるのではないかと考えますが、厳しい条件の中どのような方法で迅速かつ適切な安否確認を行う計画なのかお聞かせください。

3点目に、要援護者の避難支援プランについてお伺いします。災害発生時に要援護者が迅速に避難できるように、または確実に避難させることができるような要援護者の避難支援プランを作成しておく必要があります。そしてその内容は要援護者一人一人の身

体状況や地形及び住居状況などに合わせた個々の避難支援プランでなくてはならないと思いますが、このことについてお考えをお聞かせください。また、もしそのような取り組みが具体的に進んでいるのであれば、その内容などについても詳しくお聞かせください。

4点目に、自動体外式除細動器についてお伺いします。9月9日の救急の日の新聞に、AEDと呼ばれる自動体外式除細動器の記事が掲載されていました。「AEDはけいれん状態の心臓の拍動を電気ショックで正常な拍動にするための装置で、日本では2004年から一般の人も使えるようになり、現在高知県内に600台以上のAEDが公共施設などに配備されている。」と書かれていました。このAEDは音声の指示に従えば一般人でも容易に操作ができることも書かれていましたが、このような器具を各地域の公共施設や防災組織などに配備してはどうでしょうか。また、AEDの購入価格と購入に対して助成制度などはないのかという点についてもあわせてお尋ねいたします。

次に、乳幼児医療費助成事業についてお伺いいたします。

1人の女性が一生に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、2001年が1.33人、2002年が1.32人、2003年が1.29人、2004年が1.29人、2005年が1.26人と年々低下しております。2006年は1.32人、2007年には1.34人と若干の改善は見られたものの人口を維持していくために必要な2.08人には遠く及ばず、まさに危機的な水準を推移しています。少子化の進行は子ども自身の健全な成長への影響のみならず、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少など、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されるところです。少子化の一因には、働く女性がふえているにもかかわらず、働きながら安心して子どもを産み育てることのできる環境がいまだに整っていないことがあります。例えば、乳幼児を持つ若い夫婦にとって家庭の医療費負担は大きなものとなっています。病気の早期発見、早期治療のために、また子どもの心身の健全な発達を促すためにも、いつでも、どこに住んでいても医療費の心配がなく安心して医療を受けられる格差のない社会になってほしいと願うところですが、そのためには若いお母さんたちを支援する乳幼児医療費助成事業をより充実させる必要があるのではないのでしょうか。本市の乳幼児医療助成事業は、小学校就学前までを対象にして現在所得制限なしで実施していることからお母さん方には大変喜ばれているところですが、一方で「他の市町村のように対象年齢の延長をしてほしい。」という声も聞かれます。ちなみに芸西村や津野町では、入院、通院ともに中学校卒業まで助成年齢を拡大しています。そこで質問をいたします。

本市もこの制度の充実については少子化対策の観点から真剣にとらえ、いずれは香美市の未来を背負って立つことになる子どもたちの健やかな成長を願い、若いお母さんの子育てを応援するために制度の拡大、充実を検討するべきではないかと考えます。現在本市での助成は入院、通院ともに就学前となっていますが、これを拡大した場合、中学校卒業年度までと小学校卒業年度までで試算すると、それぞれの助成額はどれぐらいに

なるのかお聞かせください。また、それぞれの助成額のうち市の持ち出しが幾らになるのかもお聞かせください。

次に、小規模工事等契約希望者登録制度についてお伺いたします。

小規模工事等契約希望者登録制度は、以下小規模工事契約と省略させていただきますが、香美市が発注する小規模な工事及び修繕において市内の事業者積極的に受注機会の拡大を図ることを目的として、平成18年8月から開始されました。小規模工事等の対象となる契約は、内容が軽易で履行の確保が容易であり1件の予算額が50万円未満のものとなっていますが、私はこの制度についてもう少し詳しく知りたいと思い、同僚議員などに教えていただきながら制度の実情や普及状況などについて調べてみました。私は、今ここに財政課が集約した工事種類別の資料を持っていますが、これによりますと平成19年度の小規模工事契約は、件数が28件、工事費総額は286万3,732円となっています。一方、同じ年の随意契約の件数は90件、工事費総額が4,497万6,409円にのぼっています。小規模工事契約と随意契約を単純比較しても、件数で約3.2倍、金額では1.5倍を超えています。また、随意契約のうち緊急性、特殊性があると思われる水道工事の17件、1,677万9,803円を除いても小規模工事契約の2.6倍の73件、工事費は2,819万6,606円と、小規模工事契約の約10倍となっています。本来随意契約とは仕事の特殊性、緊急性など特別な理由がある場合に結ばれる契約のはずですが、実際にこれだけ多い件数、工事費が随意契約となっているのを知って疑問を感じました。また、随意契約のうち件数で約35%、工事費で約50%が香美市以外の業者となっている点にも違和感を覚えました。私の考え過ぎかもしれませんが、このような突出した随意契約が小規模工事契約の普及、推進の妨げになっているのではないかとも思いました。そして、市内業者からも喜ばれ魅力ある制度にしていくためには、現状の改善と各課の取り組み姿勢が大切ではないかと考えるところです。これらのことをもとに幾つかお尋ねいたします。

1点目に、小規模工事契約の登録業者についてですが、登録業者数を業種別に、また年度別推移などもあわせて具体的にお聞かせください。

2点目は、小規模工事契約への各課の対応についてですが、各課ごとの随意契約と小規模工事契約の発注件数及び工事費をお聞かせください。

3点目に、随意契約の多さについてですが、先ほども申し上げましたように緊急性があると思われる水道工事を除いても小規模工事契約の約2.6倍の件数、約10倍の工事費が随意契約となっていますが、このような突出した随意契約状況についてどのような理由からなのかご説明をいただきたいと思えます。

4点目に、随意契約した業者についてですが、これも先ほど申し上げましたとおり香美市以外の業者が非常に多い状況です。これにはどのような理由があるのか、これらの工事のすべてが市内の業者ではできなかったのか、この点についてもご説明いただきたいと思えます。

5点目は、随意契約が及ぼす影響についてですが、先にも申し上げましたように随意契約に仕事を回し過ぎることが原因で小規模工事契約登録者が制度自体に不信感を持ってしまったり、登録をしても仕事が回ってこないことで費用対効果の面から年度更新の登録をあきらめる方も多いのではないかと危惧するものです。このことが小規模工事契約の普及、推進に弊害をもたらしているのではないかと考えるところですが、見解をお聞かせください。

6点目に、小規模工事契約の要件についてですが、登録業者となれる要件の中に税金等の滞納がないことがあります。随意契約についてもこのような要件が規定されているのでしょうか。公平性の観点から伺いたいと思います。

次に、地域交通対策について伺いたします。

私はこれまでの議会で山間地で暮らしている方々の様子や要望などをお伝えし、地理的に不利な条件であること、高齢化で体が不自由な状態にあること、車の運転をする方が1人もいない地域があることなどもお伝えしてまいりました。そして、このような状態の中でなおかつ公共交通が運行されていない地域があることを指摘し、このような地域に対して乗り合いタクシーなどの運行をしていただくことと、福祉タクシー制度を合併前の基準に戻すなど制度の充実を行うよう再三にわたり訴えてまいりました。おととしの10月議会に質問した際には、濱田企画課長から「地域路線バス等を中心とする生活交通の確保に関して、地域住民の生活に関連していることもあるので、地域交通対策検討委員会の中で市営バスのみではなく福祉タクシー制度についても当然包括されるものとする。」との答弁をいただいております。また、今年の3月議会でも同様の趣旨の答弁をいただいております。この地域交通に関しては、今議会の開会日に市長の諸般の報告で、「8月8日、香美市内地域交通対策検討委員会から中間答申が提出された。」と報告がありました。その中間答申では、答申に当たっての基本方針として「厳しい財政状況を考慮し利用者には一定の負担を求めることと、交通弱者の移動手段をできるだけ確保することとし、その両者の均衡を可能な範囲内で図ること。」としています。また、「限界集落化が進む中で集落機能の維持の観点から交通空白地への移動手段の確保が急務であると判断した。」とし、試験運行を前提とした新規路線の運行が提言されています。私は今年の3月議会で物部町の程野、黒代方面にお住まいの方からの切実な声や、その方たちが長い間文句1つ言わずに不便な生活をされてきたこと。高齢になり足腰が弱り長く歩くことも困難な状況となっていることなどをお伝えし行政の救いの手を差し伸べていただくよう要求しておりましたが、今回の中間答申ではこの地域に対し6カ月間の試験運行として、利用者の電話予約によって運行するデマンド式による新規路線が提言されておりました。私はこの交通空白地に対する提言を知ったとき、執行部並びに検討委員会の方々が交通空白地の方々の切なる思いを重く受けとめていただいた結果だと、とてもうれしく感激すら覚えました。提言の内容は土・日便の廃止など厳しい地域もあり手放しでは喜べない内容ではありますが、まず交通空白状態を解消させ、

交通弱者に救いの手を差し伸べるという観点のみに限定して考えた場合、試験運行という条件つきではあっても大きな一歩を踏み出した提言であると思います。検討委員会が提言した交通空白地に対する思いを早期に実現していただけるよう強く望むところです。また、このことが決定し運行された後も、6カ月間の試験期間が試験期間のまま終わってしまわないように関係地域の住民に対し、まずデマンド方式について詳しい説明を行い、高齢の方々や障害のある方々が戸惑って利用できないなどということがないようにしていただくことや、バス利用に際しても連絡先の電話番号を大きく表示したものを各家庭に配付するなどの工夫も凝らしながら、新しい路線が1日でも長く運行され地域の方々の命の足となるよう最善の努力をしていただきたいと思います。

さて、中間答申のまとめの中には、「市民、特に交通弱者の移動手段を市営バスだけでカバーすることは不十分である。通院タクシーの助成制度の拡充など、福祉施策等も含めたより総合的な論議が必要である。」との趣旨の見解が述べられていました。これを見て私は、このことの意味は何だろうとふと感じたのですが、この中間答申で「交通弱者のためには通院タクシーの助成制度拡充など福祉施策等も含めた総合的な論議が必要」と述べられているということは、通院タクシーの助成制度の拡充、福祉施策等の論議は、今回の検討委員会では論議されず今後の課題として先送りされたのか、あるいは慎重な議論を重ねた末、結論が見出せなかったのかという点に疑問が残りました。この点について、18回に及んだ検討委員会の論議の内容なども含め概略の説明をいただきたいと思います。

最後に、特定健診・特定保健指導についてお伺いいたします。

4月から特定健診・特定保健指導が始まりました。このことについて5月に健康づくり推進課より文書が送付されてきましたが、「何枚もあって何をどうすればいいのかわかりにくくてとても困った。」という声を聞きました。このことについて問い合わせや苦情はなかったでしょうか。あわせて受診の申し込み漏れや受診券の紛失などの問題はなかったのかお聞かせください。

また、特定健診・特定保健指導の対象者、先ほど6,335名とお聞きしましたけれども、健診を希望された人数、アンケートで医療機関での個別健診を希望した対象者数と対象者全体に占める割合についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 山崎晃子議員のご質問にお答えいたします。

まず、私のほうからは緊急時、災害時のときに備えてということで要援護者の、まず災害が発生したときの避難に関する要援護者の関係でその事前把握、まずはそれをどうやっているかということでございますが、緊急時の要援護者への対応方法を検討するために今年7月から関係各課で、関係各課というのは防災対策課、地域包括支援センター、保険課でございますが、それから福祉事務所、住民課で構成いたします要援護者支援体



制研究庁内連絡会を設置いたしまして、要援護者台帳作成に向けて検討しているところでございます。まず、要援護者の事前把握につきましては、現在地域包括支援センターで導入するように今検討を進められております要援護者台帳でございますが、それに入力される情報それから香美市社会福祉協議会や各地域の民生・児童委員さんが調査している事項、そういうものを統合、整理を行いまして、災害弱者の情報を共有できる仕組みを構築しようと検討を進めております。

それから、次に急峻な山間地なんかでの安否の確認の方法、それから避難支援としまして個々の状況に見合った避難プランが必要ではないかという点につきまして、これにつきましては先ほど申しました要援護者台帳を基礎としまして、各地域、個人に応じた避難、救助方法を示した香美市要援護者プランを、先進地の事例を参考にしまして、作成に向けて準備をしているところでございます。今後、具体的な内容につきましては庁内の関係各課との検討を初め、各地域で結成されております自主防災組織、自治会、消防本部、消防団等との協議を重ね、プランを策定していきたいと考えております。

最後にAEDの配備について、またその価格や助成制度についてのご質問でございますが、AEDにつきましては近年その存在、その効果が知られてきまして、あちらこちらの公共施設や民間施設にも設置されるようになってまいりました。AEDは、災害発生時を考えますと備えておけば非常に心強いものでありますが、災害以外にも日常生活の中での事故等で、病気なんかもあると思いますが、で使用される確率が期間的に見てずっと長いものと思われまして、そういう意味で使用頻度の高い公共施設は施設管理者が導入を考えていくべきではないかと考えております。そして、各自治会とか自主防災組織にもAEDが備えられておればこれ以上のことはないと思っております。ただ、AEDにつきましては国とか県とかの助成制度があればいろいろ制度に乗りやすい点がありますが、今のところ見当たらないところでございます。災害対策の中でAEDをどのように位置づけていくか。また、災害対策として何を優先していくかというようなことで、防災対策課としましてはトータルの中でAEDにつきましても考えていかなければならないと思っております。

最後にAEDの価格でございますが、調べましたところ買い取りで、幅がありますが20万円から34万円ほど。これにバッテリーとかパッド、胸とかに当てるものですが、を定期的に取りかえていく必要があります。それから、レンタルであれば月額4,000円から7,000円程度のレンタル料となるようでございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員のご質問にお答えします。

まず、乳幼児医療費助成事業についてお答えをさせていただきます。

助成の試算についてということですが、香美市の国保の被保険者の年齢ごとの医療費を算出し、1人当たりの平均の一部負担金を出して香美市全体の年齢ごとの人数を掛け

て算出しましたので、あくまでも試算ですが、小学校1年生から6年生までの方の医療費の個人負担金を補助した場合は1,178万円で、中学校1年生から3年生までの方の医療費の個人負担金を補助した場合は648万円となりました。中学校卒業年度まで拡大した場合の試算はこの合計となりますので1,826万円です。県の補助は就学前までですので、この試算金額がそのまま市の持ち出しになります。

次に、特定健診・特定保健指導についてお答えします。

まず、通知文書、受診券等についてですけれども、問い合わせや苦情についてはご質問のとおり「案内文書が多過ぎてわかりにくい。」「理解しにくい。」「読む順番がわからない。」「受診券がどれかわからない。」「今までの健診との違いは。」など多くの問い合わせがありました。また、受診の申し込み漏れについてですが、集団健診については申し込みが必要です。しかし申し込み漏れについてはどのくらいいるのかはわかりません。ただ、申し込みを忘れていた方がおれば、あるいは個別健診に行くつもりだった方で集団健診に変更したい方がおれば健康づくり推進課へ申し込みしていただきたいと思います。それから、受診券についてですが、5月に該当者には全員に受診券を発行しております。受診券紛失のための再発行件数は現在までに10件程度ありました。

次に、対象者等についてですが、対象者については先ほど依光議員のご質問にもお答えしたとおり、平成20年9月11日現在で6,335名です。そのうち集団健診を希望された人数は1,229名です。医療機関での個別健診を希望した人数はカウントをしておりませんが、昨年10月に健康づくり推進課でアンケート調査を行っておりまして、その調査では回収数290名に対して1,159名が個別健診希望者でした。現在の対象者数6,335人に占める割合となると、18.3%ということになると思います。以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎議員さんの小規模工事等契約希望者登録制度についてお答えいたします。ご質問の①登録者業種別と年度別の推移等と、それから②の各課の対応という部分につきましては、お手元に別紙として資料1、2というふうにお配りさせていただいております。全体的なことでお答えいたします。

①の小規模工事種類別、年度別の数字としましては、工事の種類としましては1番から10番までございますが、平成18年度は18件、平成19年度が28件、平成20年度が34件の登録となっております。

次に、各課ごとの随意契約と小規模の発注件数でございますが、裏側に資料2と書いてございまして、小規模工事契約につきましては、ふれあい交流センター2件から福祉事務所の1件までで、合計5つの課で件数が28件、金額が286万3,802円となっております。随意契約につきましては、一番上の香北支所業務管理課の2件から順番にいきまして林政課の9件で、課としまして17課、90件の4,497万6,409円となっております。

次に、随意契約の多さという質問でございます。緊急性のある水道工事を除いても小規模の倍の件数、5倍以上の工事費が随意契約、この突出した理由は何かということでございますが、そもそも契約につきましては地方自治法第234条に契約の締結という項目がございます。この中には、請負工事等につきましては一般競争入札、指名競争入札、随意契約等々がございまして、それを受けまして政令（地方自治法施行令）の第167条の2におきまして随意契約はこれぐらいの金額以下でできると、それを条例を定めなさいというふうになっております。それにつきまして、香美市におきましては香美市契約規則第30条第2項の中に工事または製造の請負契約、130万円以下というふうになっております。それから第6号に前各号の契約以外の契約については50万円というふうになっております。ですから、こういった部分中で各課それぞれで法令に基づいて随意契約がなされておるというふうに財政課ではとらえております。また、この部分におきまして細かいデータにいきますと、小規模工事等録業者では対応できないものが多く発注されておるという現況でございます。

それから④の随意契約業者は香美市以外が多いということでございますが、これにおきましても香美市内の業者では対応できないものが多いというふうに考えております。なお、この小規模そのものが、随意契約の中の金額と地域をもっと狭くした契約、もともと随意契約、いわゆる随意契約が工事でしたら130万円以下だったらできると。それをまだ絞った契約の規則で、制度でございますので、この分の運用についてはそれぞれの課が十二分に考えた上で考慮していただいておりますというふうに考えております。

⑤の随意契約が及ぼす影響でございますが、その小規模の工事等々が少ないということで年度更新をあきらめるといふ部分があるというふうにご質問させておられますが、我々としましては登録業者、業種とも若干ではありますけれどもふえております。先ほどお示したように年度ごとに順番にふえてきておりますので、弊害をもたらしておるといふふうには思いません。

次に、制度上の要件で公平性の観点から税金等の滞納というふうにございますが、いわゆる行政が発注する工事、そのほかいろんな指標につきましてはすべて税金の上に成り立っております。いわゆる税があつて行政が運営しております。当然のことながら随意契約の中には税がどうのこうの、あえては書いておりません。しかし指名業者の参加申し込み書の中には市町村の納税証明書が必要であるというふうになってます。ですから、その中で随意契約の業者を選定していると思われまますので、当然税の滞納があつては存在価値がないというふうに考えております。ただ、仮にこういう制度ができたときに先に、残念ながら税が滞納になっておる場合につきまして、先に納税していただければいつでも登録できますので、こういった方向性をもっと満たしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君）

企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎晃子議員の地域交通対策についてのお尋ねについてお答えを申し上げます。

私のほうからこれまでの議会の中で、市内の公共交通、あるいは交通対策についてということでこの委員会に対する期待を申し上げてきた経過もございますけれども、ご承知のようにこの委員会につきましては、以前3月議会の後だったと思っておりますけれども、この委員会の途中経過を報告した折にこの議論の経過、いわゆる議事録もお示しをして検討をどういうふうにされておるかということをお伝えするような状況があったかというふうに記憶をしておるところでございますけれども、委員会の中ではそれぞれについて一定の議論をいたしましたけれども、今回は表題のとおり市営バスについて集約をしたということになっております。この先ほどおっしゃられた部分につきましては、決して先送りをしたということではなく、その議論の経過の中も見ていただいたらわかりますように、その市内のバスについては特に通学あるいは生活それから医療、福祉といったそれぞれの観点で議論をしていただかんと市内の交通対策についての結論というものに結びつけていくことはできないわけですが、この3つ、大きく3つをそれぞれで言いますと3つをともにカバーする議論というのはなかなかその中では困難だったと。というのも、広大な面積とそれから非常に路線についても、単にそれぞれに入っておることを同じレベルで議論していくということは大変難しい状況だったというふうに思います。そういった意味では、結果として整理し統一を図れるところに収れんをした答申になっていったということもございます、ここをてこに今後はどうしても個々個別に対応する施策展開というものが必要であろうというふうに考えております。そういった意味では現在福祉事務所で所管をいたしております高齢者福祉計画、これ介護保険の分も一緒だと思っておりますけれども、そういった施策の中で改めてそのことも議論、整理をしていただいて弱者の方への対応については考えていただきたいというふうに思いますし、またそれと関連づけながらこの答申の中でも言われております今後の状況、あるいは情勢の変化にかんがみて、もう少しその見直しを先にはせないかんとすることも言われておりますので、そういったことも踏まえて今後検討していかなければならないというふうに思っております。行政といたしましても今回いただいた答申を尊重しながら、なおこの答申によってこの現状における香美市の交通体系をどうするか、それとともに将来にわたってどうするかという、この2つの観点でしっかり向き合っていかなければならないというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の地域交通対策についてについてお答えします。

福祉施策の観点からになりますが、現在通院タクシー料金助成事業があります。この事業につきましては今年度が高齢者福祉計画、介護保険事業計画の見直しがありまして、

その計画の中で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

まず、緊急時、災害時等に備えてということで、避難支援プランを今から作成をされるというお話でしたけれども、このプランに基づいて避難を行うときにどうしてもこう支援者の確保ということが問題になってくるかと思うんですけれども、近年では介護サービスを利用しながらうちで生活をされているという方もふえてきてますので、例えばヘルパーさんが行っているときに災害が発生するとかってということも考えられますので、こういった介護事業者との間ではどういった連携をされていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。それからまた、場合によっては中学生とか高校生とか学生さんも支援者となってくるが出てくるかと思うんですけれども、そうした場合、中学、高校なんかのクラブ活動の一環として防災活動の取り組みを広げるとかということで担い手の育成をしていくということにもつながってくるんじゃないかと思いますが、そのあたりについての見解をお聞かせください。

それから、その要援護者の台帳をつくられるということなんですけれども、香美市でもひとり暮らしの高齢者の方がふえてきてまして、自宅で亡くられるということで何日もたってから発見されるっていう痛ましい事例を何度か耳にします。今後ますますひとり暮らしの高齢者がふえてくると予想されますので、災害時や緊急時に適切な支援活動ができるように日ごろから状況を把握しておくということが重要になりますけれども、そのために地域の方々の協力を得て地域で支え合う体制を確立しておくことが必要ということになります。このあたりの、この点についても地域の支え合いということになってこようかと思いますが、そういった支え合い、日ごろの支え合いが災害とか緊急時にすぐに対応できるということになりますので、そのあたりをどういうふうにしていくのかってところもお聞かせ願いたいと思います。

それから、9月10日付の高知新聞に「高知市のダンス教室で心肺停止状態になった男性に、AEDを使った迅速な応急処置で一命を取りとめた。」という記事が掲載されていました。救急法などの講習を受けてきた経験を生かして落ちついて行動された結果だと思えます。AEDは音声に従えば一般人にも容易に操作ができるということなんですけれども、日ごろから防災意識を持つことや訓練とか講習会などでAEDになれておくことが迅速な対応につながるものだと思いますけれども、そのために公民館などでAEDの講習会を開催したりしてはどうかと思いますが、その点ご答弁をお願いします。

それから、AEDの購入に際しては助成制度はないということでしたけれども市独自で、例えば自主防災組織が整備する場合は半額助成をするなどというふうな対応はできないのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、乳幼児の医療費の助成事業のことですけれども、香美市の人口が年々減少

してしまして、まちづくり推進特別委員会でも人口の定住策が今後の大きな課題に挙がっています。津野町では小学校卒業前までの医療費の助成を少子化対策、子育て支援のために制度化したいと担当課長が再三にわたって進言し、議会に諮られて本年度から実施されることになったと聞いております。子育てにはお金がかかります。若者の定住人口をふやすためには子育てしやすい環境が必要です。香美市の発展のため定住人口の拡大、子育て支援の観点から、せめて小学校卒業年度までの乳幼児医療費助成事業の拡充を前向きに検討すべきではないかと思いますが、見解をお聞きいたします。

小規模工事等契約希望者登録制度についてですけれども、財政課のほうから資料いただきました、ありがとうございます。これを見まして、例えばふれあい交流センターの場合はすべて小規模工事で行われてるんですけれども、財政課とか物部支所事務管理課などでは小規模工事契約と随意契約を併用する形になってます。一方でこの生涯学習課は、件数として16件で金額81万1,411円ということですが、こうやって全部、すべてこの金額、この件数であればちょっと小規模工事に対応できるんじゃないかというふうにも思うがですけれども、こうした各課にいろいろばらつきが見られるようなところもありますけれども、やっぱりこの制度を積極的に普及させていくためには各課の取り組み姿勢を統一していくことが重要なんじゃないかと思いますが、このあたりの見解をお聞かせください。

それから、その小規模工事契約を普及、推進するために2つのことを提案させていただきたいと思いますが、まず1点目に、この小規模工事契約の予算額の上限が50万円ということだったんですけれども、これを随意契約の上限である130万円に引き上げること。それから、2点目に、仮に50万円の修繕が発生し、地域性を考慮してA業者が最適と判断した場合、そこで安易に随意契約とするのではなく諸条件を考慮して、可能であれば小規模工事契約の登録業者となっていただく。この2点を提案させていただきたいんですけれども、こういうふうになれば小規模工事の契約制度を普及、推進させ、市民に開かれたものになるのではないかと考えるものですが、見解をお聞かせください。

それから、先ほど制度の要件の中で滞納、随意契約の場合にもそういった納税証明を出すということで、滞納のその要件はないということだったのでしょうか。ちょっと、もう一度確認をさせていただきたいと思います。もしそうであるならばこの小規模工事契約の、もし滞納っていう要件があるとするならば、その、例えば工事代金のうちの10%を滞納分に充ててもらおうとかがあっていう、こう条件をつけて小規模工事の登録になっていただくというふうなことも検討してはどうかというふうには思いますけれども。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 山崎議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

2回目はたくさんいただきましたので今ちょっと整理がついておりませんが、1

つずついきますと、避難するときどういう状況で避難せんといかん事態が起こるかもわからない。例としましてヘルパーさんが家庭のほうへおいでするときとかいうときには、ヘルパーさんの役目とかいろんなことが考えられるということ。それからもう1つ地域で、日ごろから要支援者の方にはふだんからのつき合いといいますかやり取りがないといかんのではないかと、そういうことなんです、今言いましたようなことを含めまして連絡会で検討すべき、また（検討）しているものと思います。いろんな例を参考にしておるところでございますので、そういうふうにするべきだと思います。

それから、学校なんかでクラブ活動中の事故とかいろんなことも考えられると。そういうときの現場での対応というふうなこと、そういう教育も必要ではないかと。そういう点につきまして、学校のほうとも協議をしてみたいと思います。学校のほうで何か対応しているかもわかりません。

それから、AEDはそこにあるだけでは、音声で指導はしてくれますですが、ただ音声だけではだめで講習も受けないかんだらうということでございますが、そのとおりだと思います。市の職員なんかも講習を受けたりしております。講習は消防のほうに来てくれてやっております。AEDを備えたところは必ず、一度と言わずに定期的に消防のほうとかお願いをして講習を受けるべきではないかと思っております。

それから、AED、市単独でも助成制度ということでございますが、いろんなご質問にお答えしておりますが、いろんなことをやらなければなりません。その中でご意見も受けながら何を優先してやっていくか、順番にやっていくかということを経営的に検討していきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

乳幼児医療費助成事業について制度の拡大を検討するべきではないというご質問ですが、市の財政事情を考えますと年間1,000万円を超える補助金を増額することになりますので、困難だというように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎議員さんのご質問にお答えいたします。

生涯学習課とかいろんなところで、何と申しますか各課によって温度差があるというような質問でございましたが、基本的に生涯学習課なんかは特殊要因的な修繕が結構多うございまして、そういった部分で随契というふうに考えています。いわゆる小規模では対応し切れない部分が多々あります。それから、物部支所事務管理課におきましての小規模なんかは、財政と同じように住宅管理上の大工仕事とかそういった部分がありますので小規模で対応の部分があるということです。それと、年度当初、随時財政課がデスクネットのほうで小規模のこれぐらいの業者さんがおりますよということでは知らせて

おりますので、それに基づいて対応していただいておりますというふうに考えております。

それと、上限50万円を130万円ということですが、これは現在のところ考えておりません。130万円、小規模そのものが随契の中の随契と、いわゆる香美市内の業者を選定して50万円の縛りをつけます。そういった形になっておりますので、逆に言えば小規模の方が新たな展開を望むのであれば、いわゆる指名のほうへ展開を求めていただければと幸いと考えます。

次に地元業者を優先するというようなことだろうと思いますが、小規模的なものを優先して随契をやらせてやったらということだったと思いますが、これにつきましても同じような、いわゆる入札参加資格業者の指定を受けていただければ問題なく対応できると思います。

それと、税の問題ですが、いわゆる当市で随契で見積り等をとっておる業者につきましては入札参加指定業者の中から選んでおるとおられますので、この方々については滞納のない証明を全部提出していただいております。

それから、かつて私が発言したと思いますが、この小規模制度を利用して滞納整理をしようといった経過もございます。実際私にそういうふうな構想もありました。ただ、いろんな部分で調べたときに差し押さえ、いろんなことがございます。そういった要件の中で、現状では代金の10%を担保としてこういったことに回すことが司法上可能ではございませんので、現状ではできません。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午後2時52分 休憩）

（午後3時03分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

小規模工事等契約希望者登録制度のことですけれども、先ほど財政課長さんのほうから入札資格を取ってということでお話がありましたけれども、そうなると大きいところになろうかと思えます。小さいところがどうなるのかっていうところがありますので、この辺を大きいところに仕事を回すみたいに受け取れるがですけれども、その辺をどうなのか。小さいところも、小さい業者さんもあるわけですので、その辺、この小規模工事のこれを制度を充実させていくという点でもすべてそういった入札資格を取ってということにはならないと思えますけれども、その辺をちょっとお聞きします。

それと、あと何回かお聞きする中で特別な修繕であったとか特殊な業務だったので小規模工事にできなかったというお話がありましたけれども、このいただいた資料の中ではそれは、どれがどういうふうに特殊だったのかっていうのがちょっとこれだけではわ



かりませんので個別の資料をいただければというふうに思います。

それから、乳幼児医療費助成事業のことについてですけれども、先ほど1,826万円が市の持ち出しということでお聞きしたんですけれども。ちょっと市長さんのほうにお伺いしたいんですけれども、香美市としてどんなまちづくりをしていくのか、市長さんのまちづくりの視点とか目指す方向がいまひとつはっきりしないんですけれども、旧土佐山田町は「福祉のまち」を目指して取り組みをしていたということを知っています。旧香北町と旧物部村も目指すところは同じだったかと思いますけれども、香美市に住んでいてよかった、住み続けたいまちとなるよう福祉の充実を願うものですが、少子化対策、子育て支援策として、せめて小学校卒業年度までの乳幼児医療費助成事業の拡充ができないものか前向きな答弁をお願いしたいと思います。

以上で私のすべての質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎議員さんの3回目のご質問にお答えいたします。

基本的に、先ほども申しあげましたように小規模と申しますのは、いわゆる随契の中で地元の業者だけを優先した制度です。というのは、いわゆるうちの入札参加資格業者というのは、いろんな資格の中で土木事業の入札参加の申し込みがございます、そういった部分もあります。その中で、いわゆるそういった部分のない方についての、登録制度の要綱にあります第2条の内容が、「軽微でかつ履行の確保が容易であると認められ別表」というふうな、別表の10（種類）と、その中の業種に限られております。この中で例えば7番の草刈りについては、あくまでも草刈りだけです。これを外へ運搬すれば廃棄物の収集運搬業と、そういった部分も影響してくると。そういった部分の縛りがあるということです。ですから、先ほどのこれ、希望を上げるとか云々につきましては、やっぱりそういった部分もクリアしていただかないと、我々としては対応し切れないというふうに考えております。

それと資料。資料につきましては今回1と2というふうに資料をお渡ししましたが、その細かい部分についてはご指摘ではなかったのでつくっておりませんが、これはあくまでも財政課が統計的にとるための資料で見ておるわけですので、各課それぞれの判断において随契をしております。ですから、あくまでも抜粋でございますので、特殊要因とかいうのはこの、いわゆるこういった工事であったということについての私の発言でございますので、ご了承願ったら資料的には提供してもよろございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 山崎議員のご質問にお答えをします。

市長のまちづくりについての何か見えないというふうなことでございますが、私は個人的にまちづくりに向けて、私の私的な考えの中で進めていくことはいたしておりません。ですから、合併後作成をいたしております新市まちづくり計画をもとに第1次香美

市振興計画ができておりますので、それにもとづいて香美市の運営をさせていただいております。これが私の方針でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 1番、山岡でございます。私は人権問題と図書館の問題についての一般質問を行います。

人権問題でございますが、人権教育及び人権活動の推進に関する行動計画、仮称でございますが、この策定についてお尋ねをします。

今議会の補正予算で印刷代として35万7,000円が計上されておりますが、これは2000年度、平成12年度に旧土佐山田町行動計画を検証しながら、見直しを含め、年度内に策定する計画であるということですが、この旧土佐山田町の行動計画では基本理念として次のように書かれております。これを簡単に読まさせていただきますと、この行動計画でございますが、2ページの基本理念、「本町においては同和問題を初めさまざまな差別の解消に向け積極的な推進がされて、一定の成果を上げてきました。しかし、今なお同和問題を初め、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人、HIV感染者等の人権問題に関し、解決しなければならない多くの課題が残されております。本行動計画はすべての人権が保障され尊重される社会づくりを目指し、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画を踏まえて、さまざまな人権問題の中から身近な人権問題である同和問題、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人、HIV感染者などの課題に対して、就学前、学校教育、社会教育、企業等を初め、広報とさやまだや同和広報あけぼのなどのあらゆる機会を通じて人権教育、啓発活動を推進します。このことにより人権についての正しい知識と理解を含め、人権が尊重される社会をつくるために行動することを目指します。」というふうになっております。今回の行動計画の策定に当たって、旧土佐山田町の行動計画を統括した上で、検証しながら作成する必要があると思われま。この旧の土佐山田町行動計画をどのように総括していくか、お尋ねをします。

2番目の策定委員会の内容でございますが、市民の中から策定委員を選ぶようですが、委員の任務の内容、また委員の人数等についてお尋ねをします。

人権意識調査についてでございますが、人権意識調査をすることは今後の人権施策を推進するための資料として人権全般にわたって調査の必要がありますが、どのような調査をするのかお尋ねをします。また、委託先でございますが、委託料として補正予算で235万3,000円を計上しておりますが、この委託先が決定しておれば委託先についてお知らせ願いたいと思います。

次に、図書館の休日及び蔵書コーナーについてでございますが、香美市立図書館の休館日は図書館運営規則により、そのうちの本館は月曜日に、香北分館は火曜日に、物部分館は土曜日、日曜日となっておりますが、それぞれ違うわけでございますが、その理

由についてお教え願いたいと思います。

また、本館の月曜日の（休館日に）利用したいという希望があります。特に市民の中には月曜日が休日でない方がいるわけですが、特に理美容関係に働く人たちは月曜日が休日でございますので、ぜひ図書館の利用、できないものかという希望がっております。

また、この香美市の行政に関する資料が、蔵書コーナーが少なく、特に議会コーナーはありますけれども資料が非常に少ない。それから市政に関するにしても、市政コーナーとして整備する必要はありませんかというふうに感じられますが、以上、回答をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤愛水君） ふれあい交流センター所長、田中育夫君。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） 山岡議員の人権問題についてのご質問にお答えいたします。

先ほど山岡議員のほうで旧土佐山田町行動計画の基本理念をご説明がありましたけれども、私の回答もそれを総括しておりますので、ちょっと回答いたします。

行動計画の策定について、旧土佐山田町行動計画の総括につきましては、すべての人権が保障され尊重される社会づくりを目指し、さまざまな人権問題の中から身近な人権問題である同和問題、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人、H I V感染者等などの課題に対し、就学前、学校教育、社会教育、企業等を初め、広報や人権広報あけぼのなどあらゆる機会を通して人権教育、啓発活動を推進することにより、人権についての正しい認識と理解を深めることに努めてまいりました。また、人権に関する全庁的な推進体制を整備し、高知県及び公的機関、企業、関係団体等との連携を図り、行動計画を推進してまいりました。この計画によりある程度の成果を上げてきました。しかしながら課題解消には至っておりません。その背景としまして非合理的な意識の存在等が挙げられますが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども考えられます。根本的には人権尊重の理念について正しい理解や実践することが定着しておりません。このことを反省して、それぞれの人権を取り巻く諸情勢を踏まえての取り組みが必要と考えております。

策定委員会の内容につきましては、策定委員には人権まちづくり審議会委員、策定作業部会には人権対策推進本部の管理職を市長が委嘱し、計画の策定の進行状況や内容説明が遅延なく教示できるものとしたします。

人権意識調査についてでございます。人権意識調査の内容につきましては、本市の現状を把握し地域性を考えた計画として生かすことから、同和問題、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人、H I V感染者の7つの課題の現状、今後の取り組み、計画の推進についての掲載を考えております。調査項目は40問程度、対象者は20歳以上の、住民基本台帳から2,000人程度（後日「3,000人程度」と訂正あり）の無作為抽出をし、郵送による配付、回収、調査期間は2週間を予定しています。報告書の分析、グ

ラフ化、クロス集計、評価の作成等いたしまして、行動計画の提出は3月を予定しております。なお、策定に関しそれぞれの関係者のご教示をお願いし、充実ある調査、計画といたしたいと存じます。

委託先は指名競争入札により決定したいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 山岡議員の図書館の休館日及び蔵書コーナーについてお答えをいたします。

まず、図書館の休館日についてでございますが、香美市立図書館が月曜日、香北分館が火曜日、物部分館が土日、それと香北分館を除きまして祝祭日休館日となっております。その理由でございますが、まず香北分館におきましては2階にアンパンマンの図書室というのがございます。そういう関係がございまして、アンパンマンミュージアムの休館日に合わせて火曜日休館ということでございます。それから物部分館におきましては建物自体が開発センターということでございまして、その中に間借りをしておるような状況でございまして、この施設の設置条例に基づきまして休館日がこの開発センターの休館日に合わせております。それから本館でございますが、本館につきましては大体太いところは高知県下ほとんど月曜日と、休館日がということになっております。それともう1点は、この各地域の状況に応じた運営がされてきた図書館の休館日を変更しますと利用者が混乱するのではないかという理由で、合併協議におきまして旧3町村の休館日をそのまま引き継ぐということにしたものでございます。

また、本館の月曜日の利用についてでございますが、週1回の休館日でありまして、土曜日、日曜日も平常どおり開館をしておりますので、これらの日に利用していただくようお願いをしたいと思います。なお、先ほどの質問にございました理美容関係者につきましては月曜日、それから組合に入られておるところはひょっとしたら月に2回ぐらい火曜日も休みのところもございます。ただ職業的な分は、理美容関係にかかわらずかなり休みが土日とか、あるいは月曜に限らずいろんな曜日にまたがっておるということもございますので、できれば今の状態の中で利用していただきたいと。なお、本の返却につきましては24時間いつでも利用できる返却口を設置をしております。これは本館でございますが、いながら放り込んでいただいたらえいという形になります。

それから、行政資料についてでございますが、現在香美市立の図書館が所蔵している、本館でございますが行政資料につきましては、例規集であるとかあるいは市議会の会議録、広報、議会だより、地域防災計画、地球温暖化対策実行計画書、特定健康審査等実施計画、あるいは香美市の教育等いろいろございます。ただ、冊子について、薄い冊子につきましては背表紙になかなか題名が載せられてないケースもございますので、本館のに入った入口の左手に観光パンフレットとかそういう分を題名がわかるような形で展示をさせてもらっております。ただコーナーとしての設置はできておりません。それで図

書館の分類がそれぞれございまして、郷土資料とかあるいは行政とかいう分野の中へそれぞれその香美市にかかわる行政資料も入っておりますので、そういうもんも含めて書架のスペースの関係を再検討しまして、この本館のほうにつきましては書架、棚の配置がえを行いまして、入ってすぐ正面の段差があるところがございますが、そちらのほうに香美市の行政コーナーという形で整備をさせていただきます。そういうことでよろしくお願いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 山岡。

人権教育及び人権啓発の推進に関する行動計画でございますが、市民の中から選任をして策定委員をつくられるわけでございますが、市の人権対策推進本部会の中で作業部会を、行動計画についての作業部会をつくるということでございますが、この場で十分策定計画の内容について資料をつくられて、策定委員会の中へ意見を送るという方向になるように、再度の答弁をお願いいたします。

また、人権意識調査でございますが、人権意識調査、人権意識の調査をすることにより、今後市の人権施策を推進するための資料となるように人権全般についてを調査をするわけでございますが、特に香美市が発行しております人権広報あけぼの、これの、市民の方も読まれておるわけでございますが、関心度を知るために、ぜひこの項目を策定してほしいというふうに思います。

また、図書館の休館日でございますが、本館の月曜日でございますが、なかなか市民の中にはいろいろ、休日に対するいろいろの曜日があるわけでございますが、ぜひ図書館協議会で、これを年間、月曜日の利用をできるようにしてほしいというわけではないので、図書館協議会の中で再度検討できないものか。月の、偶数月には火曜日を休みにするとかということもできないのか、再度このあたりをお願い申します。

また、コーナーでございますが、市政コーナーでございますが、例規集がコーナーに設置をされておられません。事務員の持っておるものを借りて勉強しなければならない状態でございますので、そのあたりの整備をやはりしてほしいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ふれあい交流センター所長、田中育夫君。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） 山岡議員2度目のご質問にお答えいたします。

行動計画の案はうちの作業部会でも練り、それから策定委員会へかけて意見を聞き、充実した行動計画を策定したいと思っております。

それから、（人権広報）あけぼのへの質問は、前回も旧土佐山田町意識調査で載せてありますし、それは大事なことと思っておりますので載せたいと、希望は持っています。

以上でしたかね、抜かっちゃったら。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 山岡議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

図書館の休館日につきましては図書館協議会というのが設置をされておりますので、そちらのほうでちょっと意見も聞いてみたいと思います。

それから2点目の例規集なんですが、山岡議員も今月へ入ってですかね、ちょっと図書館の本館のほうへ行っておったようですが、例規集がちょっと受付のところに実はあった。そういう状況ではやっぱりいけないので、やっぱりコーナーへきちんと置いておくということで今後注意をしていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 人権意識調査でございますが、これの質問が抜かりました。

この調査をやりましての結果の公表をぜひ住民に、市民に知らせてほしいところがあると思いますので、その点をよろしく願い申します。これは答弁は（要りません）。これを持ちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 山岡義一君の質問が終わりました。

次に、5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） はい。5番の織田でございます。通告に従いまして3点ほどお伺いをいたします。きょうは一般質問の初日、最後の登壇であります。執行部の皆さんは大変お疲れのことと思いますが、もう少しだけお付き合いのほどをお願いしたい、そのように思います。

（笑い声あり）

○5番（織田秀幸君） まず1点目ですが、山林の固定資産税についてお伺いをいたします。

森林は生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源涵養、保健休養の場の提供など多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっているのであります。しかし、木材価格の下落や高齢化による森林離れは多くの問題を抱えています。その1つに山林の固定資産税があります。親が亡くなり子に相続されますが、相続の手続きが十分でないため子どもたちの持ち分も不明確であり、今後さらに年を重ねることによりこうしたケースはふえていくが、税の徴収については、しかしながら間違いなく納めなければなりません。物部町のある集落では80筆の山林を27世帯が所持し、地籍面積に応じて納税額を決め、一括して納税管理人が納めている状況であります。この管理人は自己の持ち分以外すべての世帯に自筆で手紙を添えて徴収をしているとのことであります。山林の所在地、課税面積、納税者も明確でありながら管理人が一括納税を強いられている現状であります。現在27世帯のうち物部町在住者は5世帯であり、香美市内、大半が土佐山田町であります。香美市内は10世帯、県内11世帯、県外1世帯となっております。地方税法にのっとり徴収していることは理解をしておりますが、あくまでこれ、私が思うに裁量権は市にあるのではないか、そのように思っておりますが、以上のことから質問をいたします。

1点目、本市の共有林で納税管理人により一括して固定資産税を納めている山林数と、かかわっている世帯数をお伺いをいたします。

2点目に、「納税管理人による税金徴収は今後困難を来す。」、そのような声があるが改善の余地はないものか、その点についてお伺いをいたします。

3点目として、保安林として申請すれば税金を免除される、そのように聞いておりますが、共有林で個人独自でも適用されるのか、その点お伺いをいたします。

2つ目に、公用車の見直しと財源確保についてということでお伺いをいたします。

本市には市が直接管理する公用車のうち、普通自動車38台、軽自動車66台、マイクロバス、トラックあわせて10台とのことでありますが、普通乗用車と普通小型乗用車では年間の維持管理経費、車検、定期点検費用、修繕、燃料費、そういったものを含めて小型車の1.5倍、軽自動車の3倍の経費を要しております。広大な面積を有する本市においては、公私にわたって車は必需品であります。しかし原油高騰による燃料費は、ガソリンで1リットル当たり、現在180円前後の高どまりで推移をしており、今後の見通しもまだまだ不透明感があります。こうした観点からも経費節減に向けた取り組みは必要ではないか。公用車の使用目的、業務内容を精査し、車両の小型化を図ることは燃料削減で温暖化防止にもつながると思っておりますが、小型化の導入に対する考えをお伺いいたします。

次に、公用車に広告掲載との観点からお伺いをいたします。今年5月ごろから大小の封筒に4社の広告が掲載されています。厳しい財政運営を少しでも軽減へと、そのようにつなぐ取り組みとしてこれは評価しております。そこで思いついたのが公用車の広告であります。本市の公用車の広告媒体として使用可能な車を選別して広告を募集し、財源確保につなげてはどうか。掲載料は大きさにより料金を定め、車の左右のドアと後部の3カ所に特殊フィルムで張りつけると。こら当然スポンサーを探すわけですが、広報やネットでの応募はもちろん、職員が営業活動も行うことにより意識改革にもつながるものである、そのように思いますが、この点についての見解を伺います。

最後3つ目ですが、本庁駐車場に思いやりをと題しお伺いをいたします。

最近車で走行中、もみじマークを表示した車をよく見かけるようになりました。6月1日の法改正でもみじマークの表示義務化によるものと思っておりますが、本市にあっても高齢運転者の多さが目立つようになったと思われまます。高齢化に伴う視覚、聴覚等の衰えは、運動神経の低下を招くのは当然であります。また、体の不自由を強いられている人は増加傾向にもあると思われまます。中でも「内部障害者は外見では健常者と間違えられやすいため優先駐車場が利用しづらい。」との声があります。そうした市民の声を受けとめていただき、本庁駐車場の障害者専用スペースに内部障害者をあらわすハート・プラスマークや妊産婦をあらわすマタニティマーク、さらにけがをした人にも開放する看板を設置してはどうか、見解をお伺いいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 織田議員のご質問にお答えをいたします。

山林の固定資産税についてということでございますが、まず1番目の共有林につきましてでございますが、香美市の山林所有者で共有名義は643件でございます。世帯数についてでございますけれども、世帯というより個人が所有ということになるわけでございますけれども、1人が幾つもの共有に重なって、重複して所有者になっているということもございまして、この人数については把握はしておりません。

2番目のこれから困難を来すのではないかとということでございますけれども、固定資産税の納税義務者といいますのは地方税法第343条、登記をされている者というふうになっておりまして、共有物については地方税法第10条の2におきまして共有者全体が連帯して納税義務を負うということになっております。したがって固定資産税の納税義務者共有分については、共有分であっても1つの納付書で発送をするということになります。代表者を決めていただく、あるいは納税管理員を定めていただいて納税していただいているということになっております。今後、困難を来すのではというご指摘がございまして、現在の税法上の取り扱いについては選択肢が今のところないという状況でございます。ただ、織田議員のおっしゃるようないろいろな困難なものにつきましては、うちも全然門戸を開いてないというわけではございません。法律上できないものはできない、そういうものはちゃんと区別をいたしまして、何か困難ごとがあればご相談には乗るというスタンスでおりますので。できないものはできるとはよういませぬけれども、いろいろなことにつきまして困っていることがあればご相談をしていただければというふうを考えております。

それと、保安林につきましては、保安林は森林法で定められておりまして、水源の涵養あるいは土砂の崩壊、その他特定の公共目的を達成するため農林水産大臣または都道府県知事が指定をする森林でございます。その保安林になれば登記が保安林というふうに変ってきます。1月1日現在登記が保安林になれば、翌年度からは保安林ということでは地方税法第348条によりまして非課税となりますので、税がかからなくなるということでございます。個人独自というのはちょっとあれなんですけど、共有林という、その共有林自体の指定ということになるろうと思いますので、その共有林の中で個人1人がその保安林の適用を受けるということはないと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 織田議員さんの質問にお答えいたします。

織田議員さんの公用車の見直しと自主財源確保についての中で公用車の見直し部分で、いわゆる経費削減のためにもさらなる小型ができないかという質問にお答えいたします。

現在市が直接管理している公用車におきましては、合併前の旧町村の公用車をそのまま集合して使えるものについては使っております。年数等が経過しておる部分で老化と化した公用車については、随時廃車の方向で進めております。今後におきましても同様



に、10年以上経過して安全性その他経費が要るものについては廃車としていきたいと。それから各課必要台数のまた把握も行い、台数削減も図って、検討していきたいというふうに考えております。なお、小型化につきましては、普通自動車の必要性がなければ基本的には小型化のほうに向こうていきたいと。それと、どっちみち平成23年3月、平成22年度末には新庁舎ができます。それにつきまして公用車の管理を、今現在各課で管理をしてもらっておりますが一元化等も含めた上で、台数もまだまだ削減しなければ経費節減になりません。例えば財政課が全体を管理して都度都度貸し出すという方向も踏まえた上で検討していきたいというふうに考えております。

次に、③の本庁駐車場の障害者スペースに内部障害者のハート・プラスマークということでございますが、この件につきまして、私初めてこのハート・プラスマークという言葉を見ましてちょっと調べてみましたら、これはいわゆる内部障害者、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱または直腸、小腸機能といった6つの、免疫機能障害も示したものであると。それから、NPO法人のハート・プラスの会が任意的に使っておるマークというふうな情報があります。基本的に障害者マークの駐車場に置ければ、置くことについてはやぶさかではないんですが、外見上、いわゆる身体障害者的につえをついたりですね、そういった部分がないわけで、一般に普通に見れば「そこへ置いといたらいけませんよ。」と言われる可能性があるというので、全国各地でそういう措置をとってこられたという経過もあるようでございます。この点につきましても他県等にいろんな、例えば奈良県の橿原市では文化ホールでつけておるとか、青森市でつけておるとか、(大阪府)寝屋川市で教育委員会の駐車場でもつけておるとかいった分の情報もありますので、そういった部分も検討しながら現在の2カ所あります障害者専用スペースにそういったものができるかどうかも含めて考えていきたいと。また、先ほど申しました、平成22年度末には新庁舎ができます。現在今の部分はすべて取り壊すようになりますのでそれも含めて、そういった分が移行できるのであればそういった(ものを)含めた検討には、なるべく入れていきたいと思っております。

○議長(中澤愛水君) 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長(濱田賢二君) 織田議員の公用車に広告を募集し財源確保につなげてはどうかというご質問についてお答えをいたします。

先ほどのご質問の中でもございましたけれども、本市では既に財源確保ということではございませんけれども、広告入り封筒の寄附を受けることによりまして行政経費の負担軽減を図っているところでございますけれども、公有財産等への広告掲載による財源確保については全国的な動向としては大変増加をしておるような状況がございまして、しかもさまざまにその工夫をされているようでございます。本市では、既に企画課の所管をいたします広報紙とそれからホームページを広告媒体として活用しています。広報紙につきましては毎月それぞれ広告をいただいておりますけれども、ホームページについてはなかなかまだ広告をいただくような状況になっておらんとところが残念なんですけ

れども、ひとつ皆さん方のご紹介もいただいてここも埋めていきたいというふうに考えておりますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

ご質問の公用車についてですけれども、各課管理分とそれから一括管理分があることからその取り扱いにつきましてはどうしているかという、一定検討を要するものと考えられますけれども、公用車以外にもその他の公有財産についても広告媒体としての活用がさまざま考えられると思います。ちなみに他の自治体では通知文書、税の通知文書なんかもそうですけれども、そういった文書等の裏面とか余白部分を活用しているなどの取り組みもありますので、今後本市においても各課の中で創意工夫ができるものについては、こういった財源確保あるいは経費の負担軽減という観点からさまざまに検討をされていったらどうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。時間が大変押し迫っておりますので割愛して、ちょっともう1点だけ伺います。

なお、看板とかそういう広告の件につきましては、また平成22年度内の庁舎の建設、それに合わせてまた出発ができるようになればいいなとそのように思っておりますので、またご努力のほどよろしくお願いいたします。

ちょっとこれ固定資産税で高橋税務課長にはいろいろ詳しく今答弁をいただきましたが、確かにこれ地方税法、そういう形でまあいうたらくくられております。実際この税法の発足時、どういう時代であったか私も詳しいことはわかりません。でも、今現在その所在地に住する人も本当にもう何割かになっておると。そして、やはり我々行政、執行部の皆さん行政をつかさどる、そういう人についてはやはり市民の思い、利便性いうんですか、そういうものに一生懸命担当課長も耳を傾けますよと、そういうご答弁をいただいたわけなんですけど、本当にまた真剣になってその現場の人の声をまた聞いていただきたいと思います。なぜこんなことを言うかいうたら、ある、広島県安芸太田町、我が市と同じく合併して2年ちょっとになるというそういうことなんですけど、そこが合併して安芸太田町になって8,000人の町であります。そして、その町では保有分、山林の共有分、固定資産税の分割納税制度いう形でそのところはやられておる、そういう実例がありまして、私もここに電話で問い合わせをしたりして、その後経過はどうですかというような形で問い合わせもいたしました。この中にも書かれておりますが「この共有林、共有者は年々年数の経過とともに世代が変わり疎遠になっているのが現状で、また共有者も相当数に及びますよ。」と。「共有の代表の方は相当なご苦労がおりかと存じます。そういった現状から共有者にそれぞれ請求してもらいたい。」、そういう声が多いため、分割納税に踏み切ったという、そういう経緯があったわけなんです。ほんで、税務課長にお伺いしますが、もし代表者、納税管理人が、私が質問したのは80筆、27世帯、26人の方に自筆で手紙で書いて、何とかお願いしますという

ことで手紙で送付しております。この、その方はこの平成20年がきて丸3年、3回そういう作業を繰り返しておるわけなんです。もし26人が1人でも未納になった場合はどうするんか、そこが大事な事です。そして、なぜ代表者としてこういう話を受けたんかと聞きましたら、「この税の滞納、それには莫大な利子がついてくる。みんなに迷惑をかけたらいかん、そういう思いで私は引き受けた。」と、そういう話もされております。

○議長（中澤愛水君） 暫時、4時から時間の延長をいたします。

○5番（織田秀幸君） えらいすいません。ほんで、その1点だけ税務課長、お伺いしますがね。もし欠が出た場合、そして本人が私はもう歳でこういう作業はできんがで、そういった場合はどういう指導をしていくか。その後26人の中からだれか選別をしていかないかんのやないかと思えます。その点1点だけお伺いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 織田議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

先ほどおっしゃられましたように、高齢化に伴いましていろいろな問題が生じてきておるということは承知をしております。ご質問のように、その今頼んでおられる方ができなくなった場合どうするかということにつきましては、先ほど申し上げましたけれども税法上納付書は1人の人にお送りをしておるという状況でございます。その方が何らかの都合でできなくなったということであれば、当然ご相談の上どなたかにお送りをさせていただくという協議をさせていただくということになろうと思えます。ご指摘の趣旨は非常によくわかります。ただ、現在やられておる分につきましては税法上のとっておりますので、その分につきましては今こうするああするということとは言えません。と、いうかできないということになります。どうしてもその代表者の方が大変であるということであれば、こちらはその分についてはご相談をさせていただいて、どなたか決めていただいとお支払いをいただくということになろうかと思えます。よろしく願いをいたします。

○5番（織田秀幸君） 滞納した場合、滞納者がおった場合。

○税務課長（高橋 功君） 滞納が？

○5番（織田秀幸君） 1人滞納になった場合。

○税務課長（高橋 功君） 1人滞納というた考え方はありません。というのは共有物件ですので、その共有物件の金額は1万円入って、1万円のうち1万円入ってなければその共有者全員が滞納ということになります。皆さんが納税義務を負うという、一人一人がその物件について納税義務を負うということになります。ほんで、仮に10人おったら10人の方がその固定資産税について全員が納税義務を負うということになっております。ほんで1人の方が納税すれば残りの方全員も納税義務から外れると、その期については、払った分についてはということになっております。だから、滞納になれば

全員が滞納、いうたらその納税義務を果たしてないということになります、税法上では。そういう扱いになります。よろしいでしょうか。

(笑い声あり)

○議長（中澤愛水君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会をします。

次の会議は9月18日午前9時から開会をします。

どうもお疲れでございました。

(午後 4時00分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 0 年 9 月 1 8 日 木曜日

平成20年第4回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成20年9月10日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月18日木曜日（会期第9日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環 境 課 長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	林 政 課 長	岡 本 博 臣
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住 民 課 長	山 崎 綾 子	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
保 険 課 長	岡 本 明 弘	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮 地 和 彦	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広  
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀  
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成20年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第3号)

平成20年9月18日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 13番 竹 平 豊 久 君
- ② 9番 門 脇 二三夫 君
- ③ 14番 島 岡 信 彦 君
- ④ 6番 比与森 光 俊 君
- ⑤ 3番 山 崎 龍太郎 君
- ⑥ 12番 久 保 信 彦 君
- ⑦ 2番 矢 野 公 昭 君
- ⑧ 4番 大 岸 眞 弓 君

会議録署名議員

23番、坂本 節君、24番、山本芳男君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

一般質問を開始する前に、昨日の一般質問の答弁内容の訂正についてふれあい交流センター所長、田中育夫君から発言を求められておりますので発言を許します。ふれあい交流センター所長、田中育夫君。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） おはようございます。まことに恐れ入ります。昨日の山岡議員の一般質問におきまして人権意識調査の件でございますが、「対象者を20歳以上、住民基本台帳3,000人程度」というところを、「2,000人程度」と回答いたしました。すいません、ご訂正をお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） ふれあい交流センター所長、田中育夫君の発言を終了いたします。ただいま発言がありましたように、発言のとおり答弁内容を訂正することに異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。したがってそのように決定をいたしました。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） おはようございます。13番、竹平です。昨日は同僚議員からの非常に暖かいご配慮のもとで本日は1番ということで質問をさせていただくことになりました、ありがたいことでございます。それでは、通告の前にレジュメの通告文の中の字句が抜けておりますので、すいませんがお願いします。1項目目の庁舎建設に伴うことですが、2行目で「この中で庁舎建設」となっていますが「後」と、「後ろ」という字ですね。「この中で庁舎建設後は」と続くように字句を記入をいただきたいと思います。それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

本日私がお聞きするのは2項目でございます。

まず1項目目でございますが、新庁舎建設に伴う事務機構の方策についてでございます。この件に関しましては、先の6月議会でも同僚議員が一部触れましたが、ここではこの質問に対する答弁をも踏まえ、改めてその所信をお聞きするところです。現在の庁舎は事務の統合や住民サービスの多様化とともに事務量の多さから庁舎が手狭になり、分庁も含め11の部署に分散し業務が行われており、市民の方々に不便がかかっているのは十分に認識するものであり、その不便の解消のため、また災害時の拠点基地としての機能整備のために、その政策の1つとして現在新庁舎建設に向けて事務協議がなされ



ているのは当然のことといたしまして、推進に何ら異論を唱えるものではありませんが、事務機構、すなわち課の配置、とりわけ林政課の所在について疑義があることから何うものであります。

現在、林政課は、機構図からも見てのとおり物部支所内に本課と位置づけ日々の業務が行われておりますが、この課を本課として物部支所に事務所を構えることの意義として私が認識するところでは、合併協定の確認事項の中には具体的な記述はないものの、その背景や趣旨として旧物部村では従前から直営林、分収林を合わせますと716ヘクタール余りの山林を所有し、林業立村として位置づけし、長らくさまざまな林業政策を実施し、地域振興に貢献し、経済浮揚の役割も担ってきた経過から、合併後香美市に移行しても市全体の森林林業行政事務を遂行する場所と位置づけするとともに、その地域特性をも考慮し林政業務の拠点として配置していることも理由の1つになっているのと考えるところです。こうした中で新庁舎建設計画のイメージの中に目を通しますと、庁舎建設後はここに本課を移動し集約することとしておりますが、その考え方や意味合いについて次の3点に要約して申し上げますので、所信をお示してください。

まず1点目の事務所の位置についてでございますが、林政課が物部支所内に本課として事務所を設置している意義としては、私の見解といたしましては先ほど触れましたが、さらにつけ加えて申しますと、香美市の総面積約538平方キロメートルの中で森林面積を見ると472平方キロメートルと、市内面積の87.7%を森林が占めております。またその内訳はといいますと私有林は338平方キロメートルで、このうち旧物部村163平方キロメートル、率にすると48%、旧香北町95平方キロメートルで、同じく28%、旧土佐山田町80平方キロメートルの24%といった面積と割合となっております。同様に国有林は134平方キロメートルで、そのうち旧物部村115平方キロメートルで、率は86%、旧香北町、旧土佐山田町を合わせて19平方キロメートルで、割合は14%ということになっております。また、私有林の蓄積、つまりこれ材積のことですが、ちょっと数字が大きいので前もって言うておきますが、今この国道をストックヤード方面、物部町の方面からトラックが材木を搬送しておりますが、大体あのトラックで4メートルものの、いわゆる1ブロック、1丈を積んだものが大体10立方（メートル）を積んでおるようです。乾燥もの、生ものとありますが、大体目安として、大体4メートル、1丈を1車積んでおるのが10立方（メートル）というようなことで頭を入れておいていただいたら大体数字が割り出せると思っておりますが、その総蓄積ですが、物部町の場合495万3,000立方メートル、香北町282万1,100立方メートル、土佐山田町191万5,600立方メートルの蓄積と、材積ということになっております。こうした数字から私有林面積を抜き出しますと、直営林、分収林含めて物部町716.2ヘクタール、香北町244.6ヘクタール、土佐山田町49.8ヘクタールとなっております。そして、林道として区分される道路について言いますと、市内80路線でその総延長は248キロメートルに及んでおりまして、そのうち物部町33路線で、こ

の中には生活関連林道 22 路線が含まれておりますが総延長 115 キロメートル、香北町が同じく 29 路線、91 キロメートル、土佐山田町 18 路線で、42 キロメートルとなっております。こうしたデータに加えまして、物部支所管内には隣接して物部森林組合及びストックヤード、また高知中部森林管理所、さらに香北支所管内には香美森林組合と森林林業の維持、保全、管理、そして販売に携わる関係機関が集中をしております。こうした行政環境の中で現在森林林業を取り巻く状況は厳しいものはありますが、政策的な面から将来を見通したとき、また、これにかかわる事務形態の機動化を求めるとき、位置的配置は周辺環境からも何ら無理はなくごく自然的なものであると同時に、合併後香美市の行政理念として「3 町の持つそれぞれの地域特性を生かしながら均衡ある発展を遂げる」とうたわれておりますが、この「特性」という言葉を事務機能についても借りるならば当然現在の状態へ帰結すると考えるのが順当だと思える中で、これを（新庁舎へ）集約するという意義や目的をどうとらえているのかお伺いします。

次に 2 点目といたしまして、庁舎建設と合併理念とを連動させたときの政策バランスですが、市民サービス向上につなげる新庁舎建設は意義のある事項の 1 つではありますが、ここでよく思考しなくてはならないのが、単に事務的思考で事務機構を当てはめてその部分だけで対処するのではなく、その事務内容の特性やこれに至った背景等も考慮した幅広い視野で臨まないと、ある意味別の不満材料を抱え込むことも出てくることになるということでございます。現在の基本のもとで計画が進行した場合、森林林業行政の拠点として、また地域の置かれた環境も考慮して配置していると認識している関係市民側からすると、何らの配慮もなく、結果的に何もかも中央へ集約し、周辺地域は置き去りにされ展望が開けるのは中心部だけという考え方がはびこってくると、政策への影響、すなわち香美市建設計画の基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」、これの看板にほころびが出てくるのではないかと。これは執行部としても本意ではないはずでございますが、そうであればこそ、よくわきまえて対処しなければならないことといたしまして、1 つの事柄であっても常に市民の感情に目配りし、慎重かつ弾力的に方策をとっていく。いわゆる政策のバランス感覚が求められることですが、その点どうお考えであるのか。

最後に、3 点目といたしまして、行政サービスについてでございますが、先の 6 月議会でこのことに関する同僚議員への答弁といたしまして、要約しますと「合併協定に準じて地域審議会の意見も伺いながら調整していくが、大事なことは市民への行政サービスの低下があってはならない。」という快い答弁でございました。が、林政課に限ってはありますが、このことを逆に言いますと現実にサービスに支障を来しているのかということになります。私の外からの感触ですと、支障を来す場合があるとすれば、むしろ内部的に事務機構が不十分であり、今後その体制を改善し確立していくことこそ（新庁舎への）集約以前の検討事項として優先的に取り組む課題ではないかと推察するものですが、この点についての見解を伺います。

次に、林道、市道のほう、交通安全対策のための維持管理面についてお聞きをいたします。

現在、香美市内には総延長600キロメートルを超える林道、市道が開設され、通院や生活、林業、農業、また山岳観光道として幅広く利用されており、産業振興や市民生活の利便性向上に大きな役割を果たしておりますが、この道路網の維持管理は建設都計課、林政課を主体に各関係課が連携して業務が遂行されていることは承知するところですが、こうした中で、運転者が安心して通行できる交通安全対策の中で、今回お聞きするのは造林、育林、林産物輸送等の産業振興のほか山岳観光道的な役割をもあわせ持つ林道西熊線を中心に現状を踏まえての今後の方針や取り組みでございます。執行部も既にご承知のとおり、現在林道西熊線におきましては大型工事車両が往来することもありまして、起点の久保影地区から三嶺登山口でもある光石間7.5キロメートルの舗装道路の至るところがアスファルトの破断により通行に危険を及ぼす状態となっております。そうした中で、先ほど申し上げましたとおりこの林道は造林作業や林産物輸送のほか山岳観光道的な役割もあわせ持つ道路であります。折々の行楽シーズンともなると市内外からこの林道を利用して三嶺や白髪山への登山客や遊歩客の入り込みもふえてくることもあり、今の状態のままですと、万一事故等が発生すると道路管理責任を問われることが懸念をされますし、既にこの道路を利用する方々からは「合併前は点検と修繕が割とスムーズに行われ、このほどになるまで放置することはなかったのに。」といったような苦情も耳にしておりますし、私自身の感触といたしましても、この路線を含め合併後道路行政に対する予算措置を含めた市の姿勢が見えづらく、十分な対応がとれてないように見受けられるところでございます。また、こうしたことに起因した事故例がございまして、これは以前、旧物部村時代でございますが、林道楮佐古川ノ内線で林道保全の不備が原因で入り込み客の車両事故が発生をして、看板等で走行注意の喚起はしているものの実際事故が起きると責任の所在を追及され、管理者側が保全面での瑕疵責任を問われ賠償に応じたということもあっております。事故が起こった後では事故車両、管理者である市の双方とも被害者となることから事故が起きる前に対策をとる必要があると考えますが、その点の考え方と対応についてお聞きするとともに、ほかの生活併用林道や市道の各路線の損傷の大きい箇所についても対応を講じる必要があると思われませんが、そうした維持管理面において今後の方針や取り組みについてあわせてお聞きをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） おはようございます。私のほうからまず最初に質問をいただきました新庁舎建設後の、いわゆる事務機構の方策についてということについてお答えを申し上げます。

まことに議員さんには、今後のいわゆる事務機構の方策についてのご提言をいただき

まことにありがとうございました。庁舎建設、今計画の緒についたという状況の中で、今後のあり方について、庁舎完成後の方策について具体的に早く詰めていく必要がございますが、なかなか合併して今3年目に入ったところということで、そういう中でまだ確定したところにはいっておりませんが、現状での考え方についておつなぎを申し上げます。

新庁舎完成後には、原則本庁方式での体制で検討をしていきたいというように考えていることは先の議員さんの質問においてもおつなぎしたところでございますが、まだ先も述べたとおり具体的にお示しできるところまでには至ってございません。が、新庁舎の建設計画も今申し上げたとおり、おかげさまでようやく実施設計に移行することができました。設計計画では現在の事務機構をすべて本庁に集合した庁舎としての建築計画を進めているところでございますが、完成は2年半後の平成23年3月を予定しております。完成時には香美市も既に発足から5年を経過することとなります。殊に最近、近年は地方分権に伴う権限の委譲などで事務量の増加の一途でございます。また、職員数の削減も求められ、事務の効率化を強く求められておることもご承知のとおりかと思えます。一方、ご承知のとおり合併協議において、一定期間ある程度の人員を支所に配置しなければ地域が急激に寂れるという思いの中で現在一部分庁で編成されておりますが、これも一定期間、先ほど申しましたように5年を経過をすることとなります。庁舎完成後は、これらを踏まえ、新庁舎の完成という機会に分庁のあり方、支所機能の充実も含めた視点で検証を行う必要があると考えております。先にも述べたとおり、これまで培ってきた旧物部村時代の林業行政の継続性の視点で、また住民の思いから林業課（後に「林政課」と訂正あり）を分庁として配置をされております。これは物部町地域でございます。ご承知のとおり林業課（林政課）は支所と連携をし現在活躍をされております。

2点目の市民感情に十分という状況の中で配慮した政策バランスの上でということでございますが、市民感情に十分配慮した政策ということで、全くそのように自分としても考えております。ご質問を踏まえ、また林業課（林政課）の現状を分析し、今後のあり方を十分詰めた上で地域審議会のご意見を伺いながら、地域の納得し得るよりよい林政に、住民サービスにつながるような方向で調整を進めていきたい。

3点目につきましては、「行政サービスの低下を来さない」という前回の私の答弁は（新庁舎への）集約後のことでございますので、現在低下を来しておるという意味の答弁ではございません。現在の位置に関することや行政事務の遂行面で支障を来すとすればという、むしろ踏み込んで、そのものが不十分で（なら）今後その体制を改善し確立していくことが優先課題である、そのとおりでございます。今住民サービスが低下しておるところでございましたら、そう（優先）するべき対応で進めていかななくてはならないというように考えております。質問にもありましたとおり市域の面積全体が538平方キロメートルという面積の中で、約88%は森林で占めております。農業面ではわずか3%という香美市ではございますけれども、林業課（林政課）で見た場合であっても、

林政課ですね、であった場合であっても林業単独での政策とはならないと考える時代が来ておると思います。本市の活性化、地域の振興策からの視点で見ますと、現在の場所が最適かという、今後ますます進むであろう職員数の減少など一概に言い切れないところにあるのではないだろうかというようにも考えております。1次産業、農林漁業での鳥獣害対策、また殊に最近叫ばれておりますCO<sub>2</sub>削減対策、原油の対策などに見られるように、行政各分野が連携して対応することが今後より重要となってまいりますし、また、他産業、2次産業、3次産業との連携なども視野にした市民の視点で、また行政サイドの両面から今後検証してよりよい方向性を見出していきたい。また住民につないでまいりたいというように考えておりますので、今後いろいろな面でご提言等いただければありがたいと思いますので、よろしく申し上げます。

答弁中、「林業課」とたびたび申し上げましたが「林政課」の間違いでございますので、ご訂正をよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 物部支所業務管理課長、西村博之君。

○物部支所業務管理課長（西村博之君） おはようございます。よろしく申し上げます。竹平議員さんの林道、市道の交通安全対策（維持管理）についてのご質問にお答えします。

林道西熊線の維持管理について早急に対処すべき課題であると考えているということについてですが、林道西熊線は県道久保大宮線の終点より光石登山口手前にかけて舗装が壊れた箇所が広範囲、多岐にわたり、ご指摘のとおり道路状態が極めて劣悪な状態となっています。早急に対処すべき課題であると思いますが、舗装復旧面積が広く通常の維持管理の予算では対処できませんので、計画的に整備するよう平成21年度予算要求しなければならないと考えております。

もう1つの質問ですが、その他の生活併用林道、市道についての維持管理の考え方と今後の取り組みについてというご質問ですが、物部町の例をとりましてお答えします。

予算の範囲内で劣化の激しい箇所を優先的に公平かつ効果的に、維持管理受託者の森林組合と協議しながら維持管理を行っていきたくと思っています。また、地元より要望のある箇所につきましては、現地精査を行い次年度以降予算要求していきたくと思っています。今後の方針や取り組みとしましては、定期的な道路点検パトロールを行うこと、地域担当職員にも協力をお願いして危険箇所の早期発見に努め、安全な道路環境を守りたいと思っています。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 再質問を行います。

まず1点目の新庁舎建設に伴う事務機構の方策について、先ほど副市長のほうからご丁寧なご答弁がございました。副市長も言われたように、やはりこれは私もその林政課、いわゆる林業のみでなくこの香美市には林業、農業それから工業、商業と各分野のいろいろな産業がございます。そういった中で総合的に、その産業は産業として総合的な中

で政策をとっていかなければならないということですが、特に私が先ほどの件につきましては、いわゆる林業、その各多くの産業がある中の1つの事項である林業の位置づけをも含めた問いかけということでご理解を願いたいと思います。特に、その体制を構築していくためにはどうしても、これは何事もそうですが人、物、金ということがございまして、その人員配置が非常にその産業、他の産業も含めてですが、いろんな好転をするか、あるいは縮小するかというようなことまでつながっていくというふうに感ずることとございます。その点について、重きを置いてお聞きしたわけですが、総合的に大体ご答弁をいただきました。私のこの、先ほど副市長からも言いましたこの、いわゆる林政課のあり方等につきましては地域審議会も設置しておるということでそこのご意見もということで若干私のこれ提言型の質問になろうかとは思いますが、先の行政報告の中とございました、これの中の新庁舎建設に関して水道課の移転の配置について報告がございました。これは水道課の抱える課題解決策として順当なこととございますし、移転配置の結論としての内容や理由づけも、第2北庁舎に配置するほうが将来の動向にも柔軟に対応でき有益にできるとして作業が進められておりますのは、これは結構なこととございます。まさに私の力点とするところはこういった、いわゆる業務内容、機構のあり方の関係とございます。したがって、この経過と結果の内容や理由づけを林政課に置きかえたとき、また読みかえたときの、私のは一応見解といたしましては、先ほど言いましたように林政課の場合現在地に配置して体制を充実していくことが引き続き有益であるというふうに置きかえれると、あくまでも私の私見とございます。その理由づけといたしましては、先ほども申しましたが事務系統はもちろんでございますが、これに加えまして林政課の置かれた地域の行政環境、業務の特性、政策バランス、森林林業ビジョン等の政策判断にも通じる背景ですね、これが含まれているのではないかとということとございます。要は、その判断について申し上げますならば、これ先ほどの地域審議会とも関連をいたしますがむしろ執行部側のほうからというか、3点ほどちょっと例を示しますが、まず林政課の置かれた背景をも考慮した総合的見地から政策として主体的に現行どおりをベースにした行動計画を策定するのか、あるいは主体的に策定した、今申しました前段の行動計画を地域審議会と有識者会議にお諮りをして進行させていくのか。または従来、今現在進行中であると認識しております事務的手順を整えるために地域審議会と有識者会議を介して、その結論に基づいて結果を導いていくといったような、こうした2通りのケースが考えられると思います。私の思いといたしましては、そこなあたりのところの見解をお聞きをしたいと思っております。

それから、市道、林道、交通安全対策につきましてですが、先ほど西村物部支所業務管理課長からの前向きなご答弁がございました。特に私がこういった状態の道路で心配するのは、とにかく事故とございます。これ、少し萩野物部所長にもお聞きしたいところですが、先ほど道路管理に関して事故例を挙げて申しましたが、この瑕疵責任という形の補償、賠償ですね。これは通常過失割合が10：0といった形の責任の取り方で、

当時（旧物部）村議会でも「これは全面的に管理者に責任があるのか。」「相手方にも過失割合があるのではないか。」といったような質疑がなされまして、結果的には（旧物部）村が全面、全額賠償したということでしたが、萩野物部所長はその当時の担当課長でもありましたし、この反省に立ってその後道路管理については注意を払って対応策をとられ現在に至っていると思うわけですが、そうした点についてのご認識をお聞かせ願いたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私のほうから竹平議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

具体的にお示しをいただきましたが、殊に林政課の問題につきましては議員さんのおっしゃるとおり、その置かれた背景等々も十分検証の上、今後どうあるべきかというようなことの判断も進めていかななくてはならない。あくまでもトップダウンではなしに有識者会議、この有識者会議についてはどういう形でつくっていくかということについては、まずは庁内に政策調整会議もごさいます、それから政策会議もごさいます。そういう中で詰めた上で次の、いわゆる地域審議会、それぞれの地域に地域審議会がごさいますので、そんな中でいわゆる案を示した上でどうしましょうじゃなく、そのようなことを十分詰めた上で提案していきたい。そのことに対して意見をいただき、その中でまた審議会（だけ）でなく、審議会のメンバーも十分つないでいただけるという組織になっておりますけれども、そのことをいわゆる林政課を中心に関係者につないでいく。その中でまた広く意見もいただいていくという形で、最終的にはあくまで長の決断になっていきますが、決断というと大げさになっていきます。そんな中で方向を長として決めていくという形になるんじゃないでしょうか。またそうあるべきであろうということで、2年半先と言いますけれども庁舎の建設、今現在は庁舎はどのような形でどう進めていくかということの庁舎の建設実施計画に対する事務機構の体制をつないでいかないと実施設計になりません。そういうことでお示しを皆さん方にしておるという状況で、たまたま前回は集約する庁舎という形が出ましたのでご提言をいただいたというように考えておりますし、今後もしもいわゆるトップダウンで決めていくというつもりは毛頭ございません。そのために地域審議会なるものもあると。それから特に、市民と協働で進めるまちづくりという点でいきますと特に大事な拠点的な整備になっていきますので、そういうことで進めていきたいというように考えておりますので、今後ともご提言、ご意見をいただいたらありがたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長（萩野泰三君） 竹平議員さんの林道、市道の維持管理につきましては2回目につきまして、西村物部支所業務管理課長の答弁の補足も含めまして答弁をさせ

ていただきます。

管内の道路につきましては、急傾斜地に開設された道路も大変多いというようなことで崩土また落石、また損傷が大変多いところをごさいます、先ほどご指摘をいただきましたように落石による車の損傷、また横断排水溝の溝ぶたの跳ね上げによります事故等が起こっております、大変運転者、車の所有者の方にはご迷惑をかけた経緯がございます。そうした点を踏まえましてということではないですけれど、管内の管理しております道路につきましては保険もかけて対応もしておるところでございますが、特に落石等につきましては、どういんでしょうか、管理区域外からの落石等もございまして、その辺の判断が大変難しいというようなこともございます。ただ、管理者といたしまして運転者に迷惑をかけたということは大変好ましいことではございませんので、先の議会の中でもそういう判断のもとに賠償をしたという経緯はございます。そうした点で林道西熊線の維持補修のご質問が出ましたが、西熊線からの接続いたします西熊別府線につきましては、平成17年度の台風の折に大変被害が多かったということで、通行どめも長くしたというようなことで大変皆様にご迷惑をかけたという経緯もございます。そうした中で昨年度につきましては久保区長の、久保自治会長の竹平さん、また地域の方々のボランティアによる協力によりまして、物部支所の業務管理課の職員並びに委託をしております（物部）森林組合の職員ともども軽易なところにつきましては、西熊の茶屋から放牧場の間は手直し、補修をいたしたところでございます、その節は大変お世話になったわけでございますが。管内の、先ほど申し上げましたとおり維持管理につきましては全体的に（物部）森林組合のほうに委託をしておりますけれども、何分にも路線が毎年、例年50路線ないし60路線、また距離数にいたしましても大体250キロから270キロぐらいを維持補修しております。そうした点で手が足りないというのは事実でございます。そうした中で予算的にも、合併いたしまして市全体の経費節減を図るといようなこともございまして、合併前に比べますと15%から20%ぐらいのカットもしております。それで（物部森林）組合の維持管理に携わります職員も5名から4名に削減したという経緯もございますが、しかしながら、そういっても迷惑するのは運転者の方、住民でございますので、先ほど物部支所業務管理課長が答弁いたしましたとおり生活道を優先して、また道路パトロール等を強化いたしまして今後維持管理を図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 3回目の質問をさせていただきます。

先ほどこの新庁舎建設に伴う事務機構の方策についての、2回目の副市長のご答弁了解いたしました。ありがとうございました。

林道、市道の交通安全対策の関係でございますが、先ほどは林道西熊線を中心として



ご答弁をいただきまして、物部支所業務管理課長、物部支所長とも一定前向きな取り組みのご答弁をいただきました。あわせてこれ市長にもまた、道路行政全般ということになります。その他の生活併用林道ですね、香美市内を走っておるそういった市道、こういった道路全般の行政ですね、道路行政という形で市長に伺いたいと思いますが。市長は、もう大分前のことですが鮮明に記憶があるかと思いますが、故溝渕増巳知事が県政を担当をせられた折に、この方が私にも、まあこれは今にも通ずる名言ではないかというふうに感じるわけですが、「道路は県政の顔」といったことで、この国道32号線、国道33号線、当時の土ぼこりのするこの国道を中心として県下の道路を重点的に整備をしたということでございまして、なかなかこの方は先の見えた方で、今現在この国なり地方なりで問題となっております道路特定財源、こういった対処策にもまた通じるような古くて新しい言葉というふうに思うわけですが、そうしたことを踏まえて、いわゆるこの市内に走っておる林道、市道、市が管轄する道路ですね、こういった道路行政に対して市の全体的なそういった取り組み、あるいは方針、そういったものを市長に一言お聞きしたいと思えます。

以上で質問を終わります。

- 議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。
- 市長（門脇槇夫君） 竹平議員の道路全般の行政が取り組む姿勢という、基本的な考え方をということでございます。溝渕県政の時代のお話をお聞かせをいただきました。確か溝渕県政の時代がそうしたこともあったと思えますし、また山のしわを伸ばすということで、いわゆる山間地域の活性化ですか、そうしたもんにも随分力を入れてこられたというふうな思いがございます。道路行政が非常にいろんな意味で大きく変わろうとしておることはもうご承知のとおりです。道路特定財源の一部一般財源化ということも政府のほうで決定をされました。そうした中で今後地方の道路がどういうふうな位置づけになっていくのかということが大きな今後の議論になっていくのではないかとこのように思いがいたしております。一部都会、都市に住む方々にとっては「もう道路は必要はない。」というふうな発言もあるわけでございますけれども、地方にとりましては本当に末端に至るまで道路は命の道だという思いがするわけでございます。やはり道路整備があつてこそその地域が、やはり今後生きていく上の大きな糧になってくるわけでございますので、そうした意味では可能な限りの市道あるいはまた林道、そうしたものについては整備を図っていく必要が今後もあるというふうな思いをしながら取り組んでまいらなければならないというふうに考えております。ただ、限られた財源であるわけでございますので、そればかりにすべてつぎ込むというわけにはいかないわけでありますので、やはりそうしたことを見ながら、そしてそうした実情というものを把握しながら的確なる対応をしていくべきであるというふうに認識をいたしております。今後ともよろしくお願いをしたいというふうに思えます。
- 議長（中澤愛水君） 竹平豊久君の質問が終わりました。

次に、9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三男君） おはようございます。9番、門脇二三夫でございます。議長の許しを得ましたので通告順に従って質問をさせていただきます。

まず、1次産業の振興策についてであります。まず農業についてお伺いをいたします。

農林通産省では8月28日、食料自給率の向上に向けた総合対策と、原油、肥料、飼料高騰対策などを重点に2009年度農林水産予算の概算要求を決定し、その額は2008年当初予算を13.6%上回る2兆9,967億円としています。新たな食料自給率目標50%の達成に向けた初年度予算として水田を有効活用し、米粉、飼料用米や麦、大豆など自給率向上効果が高い作物をふやすとしています。助成内容としては転作の拡大部分、調整水田など不作付地への拡大に対するものとして、米粉、飼料用米、10アール当たり5万円を3年間、麦、大豆、飼料用作物、10アール当たり3万5,000円を3年間。ただし、この飼料用作物等については配分総額の範囲内で地域で単価調整が可能としているものであります。また、水田裏作作付拡大については、10アール当たり1万5,000円を3年間、畑不作付地への作付拡大、10アール当たり1万5,000円を1年間としていて、その額は総額で3,025億円となっています。

一方、石油価格、飼料高騰対策としている肥料・燃料高騰対応緊急実証事業では11億円の概算要求額となっており、農林水産分野のこれらの高騰対策として要求している1,402億円とは余りにもかけ離れた額となっているのであります。また、農林水産予算の当初予算は1980年の3兆7,010億円を頂点に減少し、一般歳出に占める割合も6%と半減をしており、国の農政は大きく地盤沈下をしています。本県のJAグループと県農業会議は、8月23日、農家の方など3,200名を集め農業危機突破高知県大会を開催し、重油、肥料など資材高騰が農家経営を大きく圧迫している現状を明らかにしています。本県施設園芸の重油の使用量は年間10万キロリットルで1リットル価格が1円上がると1億円のコスト増となって、平成16年当初1リットル当たり40円が現在120円となっていますので80億円のコスト増となっていますが、消費者への理解を得る努力は必要なものの、製造業と異なり燃料油価格変動調整金導入、これは燃料サーチャージという言い方でも言われておりますけれども、極めて困難な状況にあります。また、肥料については世界的な食料自給増、エタノール燃料製造を目的とした穀物の作付増加によつての肥料原料の高騰から昨年に比べ50%から60%増となつていて、農林水産省によりますと水田作で8.8%、露地野菜で12.3%、果樹で8.9%のコスト上昇となつて、他の生産資材の価格上昇を合わせるとさらに厳しくなつているのであります。また、本県の野菜の過去10年間で5年間比較をしますと、価格はシトウ、ナス、キュウリ、ミョウガ、小ねぎは下がつていて、ピーマン、ニラ、メロンは上がつていますが、ピーマンは直近の5年間は10年前に比べて面積は60%に減少していますし、メロンは約半減しています。ニラはまた大袋1キロ包装から100グ

ラムの小袋包装が増加したための単価高であります。平成15年から平成19年の5年間の平均価格は、シシトウが1,175円、99%、ナス321円、85%、キュウリ291円、92%、ミョウガ1,666円、82%、小ねぎ、これはやっこねぎですけれども、888円、89%となっています。県内のJAが平成19年度と同じ収入として平成20年度の試算した内容では、10アール当たりニラでは34万9,000円の経費増で所得は99万1,000円、ピーマンでは101万3,000円の経費増で所得は5万6,000円、ミョウガでは125万8,000円の経費増で所得は1万9,000円となっているのであります。また、北海道農政部調査によりますと来年のかかりまし経費は、畑作農家では年間343万円、水田農家では149万円、酪農農家では207万円と試算をしています。このように今農業経営は極めて厳しくなっていることから、食料自給率の向上に向けての対策として農家の所得を確保する対策をとらなければ米粉や飼料用米、大豆、麦などを栽培する以前に離農する農家が増加するのではと心配されるのであります。幸い本市では加温の必要のないニラや小ねぎを主幹品目として経費負担は少ないものの、他産地の作付がこれらの品目に転換されることも念頭に置かなければなりませんし、もし転換された場合には価格の低落は必至であります。そこでお伺いをいたします。

現在国では野菜価格安定制度の中でジャガイモ、キャベツ、タマネギなどを対象とした重要野菜価格安定事業、ピーマン、キュウリ、ナスなどを対象とした指定野菜価格安定事業、シシトウ、ニラなどを対象とした特定野菜価格安定事業などで対象市場の平均価格を一定下回った場合その差額の一部を補てんしてはいますが、コストが反映されたシステムとはなっていないのであります。こうしたことから価格を保障する制度か、またはスイスのように所得を補償し、65歳になると打ち切って、後継者のいる場合にはその後継者に引き継ぐ制度の創設が必要だと考えているところでありますが、県を通じ国に対してこれらの要請をする考えはないかお伺いをするものです。

また、産地側としては野菜、果実の消費拡大のための努力が必要であります。厚生労働省の研究班によりますと、野菜、果実を多く食べると食道がんにかかる危険が下がるとしています。調査は1995年と1998年に全国9カ所で食生活や喫煙、飲酒などの生活習慣に関するアンケートを実施、その後45歳から74歳の男性約3万9,000人を対象に2004年まで追跡調査をした結果、野菜や果実を余り食べないグループに比べ、よく食べるグループは（食道がんが）発生する危険度が半分になっているようであり、よく食べるグループの野菜、果実の摂取量は余り食べないグループより3.2倍多く、喫煙習慣があり1日当たり日本酒換算で2合以上の酒を飲む人が野菜、果実を食べる量をふやした場合発生危険が60%以上上がり、1日当たりでは100グラム増で危険が約20%下がったとのことでもあります。このように野菜や果実の持つ健康効果などについて消費宣伝活動等への金銭的あるいは人的な支援や、あるいは生産を確保するためのレンタルハウス事業などの拡充などを図ることが産地を守ることと、市長

の諸般の報告にもありましたけれども J A グループ高知が目標とする 10 年後の高知県農業像と協働することにつながるのではないかと思います、所信についてお伺いをいたします。

次いで、林業についてであります。

まず、森林セラピーについてお伺いをいたします。

林野庁は 2005 年に森林セラピー基地構想を打ち出し、その基地は山間の市町村などが設置、林野庁が支援するとした内容でありました。自治体は宿泊施設の確保、森林保護や森林セラピストの養成などを行うこととして 1 月から募集、林野庁が森林の管理状況や散策路の整備計画を審査し 2006 年春に数カ所を選定するとしていましたが、全国 31 カ所から申し出があって、その中から森の評価とともに地域の文化的蓄積やアクセスの容易さなどを視点に、2006 年 4 月に全国 10 カ所でセラピー基地、セラピーロードとして選定されたものであります。岩手県（下閉伊郡）岩泉町、山形県（西置賜郡）小国町、長野県（木曾郡）上松町、飯山市、（上水内郡）信濃町、（上伊那郡）南箕輪村、佐久市、山口県山口市、高知県（高岡郡）津野町、宮崎県（西臼杵郡）日之影町であります。ちなみに津野町は国民宿舎天狗荘を起点として大引割、小引割などへの道がセラピーロードの認定となっています。このように国の事業は既に進められていますが、べふ峡温泉は基地となる宿泊施設や散策路もあることからお伺いをするものであります。

日本医科大学の李博士は、森林総合研究所などと共同で森林浴によってがん細胞の増殖を抑えるナチュラルキラー細胞が活性化することを立証しているのであります。そして、森林面積とがんの死亡率の関連性を林野庁、厚生労働省のデータから解析をしています。森林率が 84% の高知県は、乳がん標準化死亡率平均値を 100 としていますけれども死亡率比が 79 と低くなっていますが、森林率 36% の東京都は 132。また、前立腺がんによる死亡率比は、森林率 75% の徳島県では 69 に対して東京都は 109 と大きな差が見られるのであります。ただ、がんの種類や性別で統計数値にはばらつきがあるために、死亡率比に大きな影響を与える喫煙率と医療や経済などの地域格差を調整する人間開発指数という通常の統計で補正をしたところ、森林率ががんの死亡率に及ぼす影響度、相関係数 1 で寄与度を 100 とした場合に、乳がんでは 0.3、子宮がんでは 0.29、前立腺がんでは 0.34 と 3 割の優位性がある。逆に言いますと森林によってがんの発生率は 3 割少なくなるとしているのであります。樹木から放出される揮発成分のフィトンチッドが人の免疫力を高める効果があることが実証されていることから、森林の多い農山村ほど抗がん作用が期待できるとしています。ドイツでは各地に散策路コースが整備をされていて、その数は 320 カ所あります。定年後の夫婦を中心に多くの方が森林を歩き楽しんでいて、温泉やハーブ、植物を利用したアロマセラピーとともに森林散策が自然療法の 1 つとして位置づけられているのであります。さらにドイツでは自然療法が健康保険に組み込まれていて、被保険者は 3 年に一度 3 週間を限度に好き

な自然療法を選んで休暇を取ることができます。そして法律で義務づけられているのであります。ミュンヘン大学のユルゲル・クラインシュミット教授は温泉と森林を組み合わせた保養リゾートの人気の高いとしています。林野庁が2003年に保養のための森林活用プログラムを作成していますが、どのようなサービスを提供するかとの項目では、1つ目として森林のある地域に旅行して保養する。2つ目に健診を受けた上で森林ウォーキングや滝の飛沫浴、伝統文化体験、簡単な林業体験。3つ目に森林内で史跡めぐりや温泉浴、飲泉などとしていますし、どのような森林を活用するかとの項目では、都市から離れた森林や観光地にある森林がよいが、余り陰し過ぎる森林は向かない。2つ目に、温泉があつたり神社仏閣などの文化施設が点在したり、森林公園が整備されていたりするような森林が望ましいとしていますのであります。2008年6月11日付日本農業新聞によりますと、長野県上松町では森林のいやし効果に着目し、森林と健康によるまちおこしに力を入れているようであります。少し紹介をしますと、「地元の県立木曽病院と連携した健康相談、森のお医者さんや、健康診断と森林浴を組み合わせた1泊2日の森林セラピードックなど地域資源を生かした振興策を打ち出している。最初にストレス度をはかりましょう。あるいは森林浴でリラックスしたので血圧が下がっていますねというようなことで、5月から10月の毎週木曜日、森のお医者さんが赤沢自然休養林に開設される。木曽病院の医師5人が交代で町の保健師らと一緒に健康相談に応じる。散策や森林浴に訪れる客を対象にストレスの度合いや血圧をはかり、8つある散策コースから体調に合ったコースを勧める。ただ、健康相談だけでは適切な診断ができない。そこで勧めているのが病院で健診を受ける森林セラピードック。初日に最新の機器を使った検診を病院で受け、その日は郷土色を堪能して宿泊、翌日に医師の処方せんに沿ってガイドが赤沢の森林を案内する。宿泊費込みの基本コースが1万8,000円からで各種コースを用意。木曽病院の久米田茂喜院長は「緑豊かな森林が健康増進に役立てば、自治体の医療費削減にも寄与できる。先進地ドイツのような長期滞在型の施設などが整えば地域の活性化につながる。」として、地道な活動を続ける考えであります。また、特定非営利活動法人、木曽ひのきの森の上條靖男理事ら16人がガイドで赤沢の案内をする。歩くペースはゆっくり、植物の香りをかいで五感でリラックスしてもらうように心がける。いやしを求めて森林を訪れる客がふえている。」としています。本市にあるべふ峡温泉にもふるさと林道、杉熊林道、中尾への林道など散策可能なコースもありますし、林野庁の森林活用プログラムにあるように温泉施設でもあることや、有宮神社など神社、いざなぎの神楽など伝統行事もあつて条件的には恵まれているのであります。べふ峡温泉の集客力を高め経営改善を行うためには森林の持つ健康効果や自然条件を生かした取り組みが必要と考えますが、所信についてお伺いをいたします。

続きまして、同じく林業の木材の活用についてお伺いをいたします。

三重県名張市でデイサービス事業を行っている施設、赤目の森では、ストーブの燃料として超小型の木質ペレット製造機、ミニペレタイザーと言うようですが、製造機で本

年に1.5トンの木質ペレットを製造した。石油換算で800キロリットルに相当する量としています。導入費用は、ミニペレタイザーで約200万円、粉碎機やまき割り機、ストーブなど一式で300万円、合計500万円と比較的安価に導入をしています。また広島市のバイオ関連企業のジュオンは、2009年を目途に間伐材などからバイオエタノールを生産する工場を広島県庄原市に建設中としていて、バイオエタノールの生産過程で生まれるリグニンを粉末化し、ポリプロピレンなど従来の石油系原料に最大25%をまぜて使えるために石油の使用量を減らせ、バイオ発泡スチロールの原料としてリグニンを年間3,000トン生産する計画であります。このリグニンは2004年、三重大学生物資源学部の船岡正光教授の植物系分子素材の持続的循環活用システム開発で注目されるようになりましたが、大半が焼却処分をされていたものでありますし、2004年当時は古紙や廃材をパウダー状にしたものとリグニンをまぜ型に流し込んで固めれば一般の木材よりかたい人工材ができ住宅や家具用に使えるとしていましたが、石油化学製品の原料に変化されるまでには至っていませんでした。このリグニンは間伐材1トンから500キロがとれ、原料は従来の石油系原料と同じ1トン当たり20万円で販売可能としているのであります。また、もう1つの副産物として発生する炭素は、植物由来のインク原料として複写機メーカーやインクメーカーに向け販売するとしています。また、エタノールの製造方法も急速に変化をしており、セルロースを糖に分解する種類も硫酸法から酵素法、固体酸触媒法などが次々に開発をされてきているのであります。本年に入ってから動きでは、2月6日、日本経済新聞によりますと、サッポロビールの技術を使ったプラントが3月に稼働するほか、サントリーやキリンビールもセルロースからエタノールを生産する技術に着手。3月29日、日本農業新聞には、稲わらを原料に月桂冠と京都、神戸、東北の各大学が共同開発。4月30日では日本経済新聞によりますと、ホンダと独立行政法人地球環境産業技術研究機構がバイオエタノールを低コストで量産できる技術開発をし、生産コストを30円程度に抑えられ、稲わら1キロから約400ミリリットルのエタノールがつかれるとしています。また、8月25日付日本経済新聞には、東京工業大学の原教授らによって稲わらや廃材からバイオエタノールを安くつくる方法を開発した。独自の触媒を使う方法で、原料を沸騰水に入れるだけで分解し、エタノールのもとになる糖ができ、現在の分解法に比べて3割以上コストが下がるとしています。大成建設、大栄環境、丸紅などが設置しています商用プラントは硫酸法によるもので、大規模な薬剤処理施設が必要でしたが、月桂冠が開発した酵母や東京工業大学の原教授の方法を使うと小さなプラントで製造できますし、月桂冠総合研究所長の話として「JAや地域単位でエタノールを生産できる可能性があるとして、今後複数の研究機関と共同で実用化を進めたい。」としています。本市は538平方キロの約90%を占める山林と高知工科大学が立地するまちですがこれらの森林資源活用を、林業活性化のため高知工科大学等と連携しバイオマス燃料等の研究を進めるべきと考えますが、所信について伺いをいたします。

続いて、竹平議員と多少ダブる面がございますけれども、交通安全施設についてお伺いをいたします。

市民の方から交通安全施設、特にカーブミラーについての苦情があり、物部町内の市道と生活道となっている農道、林道について調査を行ったところであります。苦情の内容は「カーブミラーはあるが、カーブの先が見えずに空が見える。」「ミラーが曇って見えない。」というものでありました。最もカーブミラーの破損が見られたのは開設の早かった市道楮佐古線、亀ヶ峠線で、落石や長年の風雪によって裏面の塗料剥離したものや凍結によって一部割れたものが多く見られたのであります。また、ミラーが古いために直径が小さく、現行のものに比べ視野が小さいために正常に見えづらい感を受けたものであります。なお、その他の路線でもガードレールやカーブミラーの必要な箇所がありました。現在各自治体で交通安全施設の設置要望調査を行っているようですので新規設置場所については差し控えさせていただきますけれども、物部町内を初めとする市内の山間地域には公共交通機関のない集落も多く、自家用車は必要不可欠であります。また、高齢化も進んでいます。現在の厳しい財政状況では道路の拡幅やカーブの切り取りは困難であると思っておりますから、せめてこれらの安全施設の充実が望まれるところであります。特にスクールバスの路線として利用している市道、農道、林道を優先し設置すべきと考えますが、所信についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 門脇二三夫議員の農業について、1点目の価格保障、そして所得補償制度についてお答えをさせていただきます。

国政の中で農業者戸別所得補償法案が先の参議院で詮議されまして、衆議院で否決をされました。内容は農産物の販売額が生産コストを下回った場合に差額を補てんする内容ですが、財源の裏づけ、また公約の不明確さなどの諸問題の指摘の中廃案となりました。農業所得減少は、石油、肥料、飼料高騰は今直面しておりますが、高知県においても近い10年間の経営統計の結果でも50%の減少推移となっております。景気の低迷、またさまざまな理由から農家の経営の厳しさはましています。高齢化、後継者不足、地理的条件の不利により、規模拡大や生産性の向上、コスト削減にも一定の限界もあります。指摘の制度でございますが、食料の安定的な供給、また安全性確保のため国内生産をふやし食料自給率を上げることは、農業経営安定を図り、地域と社会の維持、活性化につながり国土の保全にも重要な役割を果たしています。このことを国民に十分説明し理解を得ることができれば指摘の制度の導入も可能と思っておりますので、機会あるごとに国、県に要望していくことも必要と考えております。

2点目のレンタルハウス事業の拡充、また野菜を多くとればのピーアール活動でございます。消費拡大の件でございますが、レンタルハウスの事業の拡充、野菜の消費拡大の助成については、高知県においても消費地に信頼される園芸産地づくりを推進し、産

地基盤の強化の中、レンタルハウス事業を位置づけております。またそのことに関して効果のある提案があれば、関係機関と連携のもと拡充も要望していきたくと考えております。消費拡大を図ることは農産物価格の安定、向上に向けた重要な課題でございます。食の大切さや健康づくり、食文化の伝承や地域づくり、地域の環境と景観の保全が地産地消の柱と考えております。取り組みの1つとして地産地消を推進しており、学校給食では食材供給など定着しつつあります。今後は一般家庭や医療、福祉分野に普及するよう関係機関と連携し、現行の各種イベント時の啓発、またピーアール活動の拡大も視野に入れ進めたいと考えております。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長（萩野泰三君） 門協議員の森林セラピーについてお答えをさせていただきます。

森林セラピーにつきましては近年認知度も高まりまして、保養ゾーンにおけます地域資源との組み合わせ等によりましてより効果が上がっていると承知しておるところでございます。ただいまの議員のほうからご提案いただきましたべふ峡温泉を利用した取り組みについてでございますが、別府地区につきましてはご承知のとおり山地水明の地でもあり、ただいま林野庁のプログラム、また活用のための地域条件等も紹介をいただきましたが、そのほかにも温泉のバンガローの1棟を利用いたしましていざなぎ流の神楽の見学体験ができる専用の部屋もとっておりますし、また近くには農林漁業体験実習館、それから歴史民俗資料館、分収林ではありますが市有林も27ヘクタールほどございます。門協議員さんも会員でもありますが、町内の巨木や植物等を案内していただけます物部山楽会という組織もありますので、森林、エコセラピーの条件は十二分に整っておるといふふうに考えております。温泉の経営につきましては全国的な傾向とはいえ年々利用者も減少しておりますし、経営改善策等につきましてもいろいろと模索をしながら取り組んでおるところでございます。実施できれば経営改善の一助、また利用者の方々の健康維持、回復にもつながると思われませんが、実施に当たりましては運営を行っております開発公社、医療機関、また医療関係担当課、すべての所管課との連携、調整も必要かと思われしますので、先進地の事例等を調査等をいたしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 門協二三夫議員の木材の活用についてのご質問にお答えいたします。

現在、香美市内における木材の活用につきましては、主に建築用材、製紙原料などとして利用されております。県内外の企業におかれましては木質ペレットに加工しましてストーブの暖房用、園芸用ボイラーの燃料用として利用しております。また研究機関、企業においてはバイオエタノールの製造等各種工業用製品の生産に結びつける研究開発



を行っておるようでございます。木材の活用につきましては、従来のように建築用材、製紙原料などの利用だけでなく、地元の大学である高知工科大学と連携しバイオマス燃料など新しい利用に向けた取り組みを行うことは必要と考えますが、高知工科大学に研究をお願いする場合、研究のテーマ及び研究に参加していただける企業を確保できないと研究に入れないうございまして、門協議員並びに関係者のお知恵も借りながら、まずはそのあたりの調査から作業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 物部支所業務管理課長、西村博之君。

○物部支所業務管理課長（西村博之君） 門協議員さんの交通安全施設についてのご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、市の財政状況を考慮しますと、幹線の道路であってもよほどの事情がない限り拡幅工事やカーブ是正の大幅工事は困難であると考えます。市道楮佐古線を初め物部町内の主要道路の交通安全施設を点検したところ、カーブミラーの鏡面が劣化したり、中が割れて見にくい箇所、支柱が傾斜したり角度が悪い箇所等多数見られました。また、カーブミラーやガードレールがないと危険な箇所も多数確認しました。地元から要望を出されている交通安全施設の設置とあわせて計画的に整備するよう予算要求していきたいと考えております。ご質問のありました市道楮佐古線、林道亀ヶ峠線は物部町でも比較的人家の集中した路線でありますし、スクールバスも通行しておりますので、維持管理受託者の（物部）森林組合とも協議し、不備な箇所より直していきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三男君） 9番、門脇です。2回目の質問をさせていただきたいと思うんですけど、まず農業部門はわかりましたので、市長のほうにもお願いしたいですが、強力にこの所得補償というのはやっていたかんと農家自体がなくなるということに、非常に危惧をしておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

林業のほうですね。森林セラピーについて、これは萩野（物部）所長に答弁いただきましたが、いろんな分野へわたると思うんです、観光にもわたりますし健康づくりにもわたると思いますが、お構いなければ健康づくりの面から1点お答えをいただきたいと思いますが、これ先ほど李先生のお話をしましたけれども、このことは韓国の忠南大学の孫教授も調べられてまして、都会と森の写真をそれぞれ見せて脳の活動ぐあいを見るということで、脳の活動、FMRIで調べて健康な女子大学生12人に協力をいただいたということでありまして。その結果、「森の写真を見たときは見たときと都会の写真を見たときとは明らかに脳の反応が違う。森は安らぎなどに通じるハピネスをつかさどる脳の領域の活動が活発化した。それから都会の写真からは人ごみの喧騒や雑音などがイライラを連想させるのに対して、森の写真は平穏を想起させたに違いない。」というふうに結んでます。そして、孫教授の言われるには、「人類は森から生まれたと言っ

てもよい。森での生活が長かったため、森林を見るだけで快適さが得られるのではないか。」というふうにお話をされています。これは飛躍しますが、私はこの森林セラピー等々の問題についてはやっぱり高知大学の医学部等と協力して、一緒にどういう効果があるかというのを私調べる価値があると思うんですよ。これは観光面に移りますけれども、健康づくり推進課の課長さんのほうからそういった、やっぱり健康づくりってというのは基本的に大事、先ほども言いましたように森とか野菜やとか、高知県の1次産業が持つ、がんとかいう抵抗力、免疫力を高めるといふ働きをやっぱり全面に打ち出すべきやないか。それと、先ほど言いましたように香美市というのは市の90%を森林が占めていますし、そのほかでは農業が非常に盛んであります。というのは特に高知県でもニラとやっこねぎというのはブランド化をされています。そういった意味からもやっぱりそういったことを訴える、1つの事業として取り上げられないかなというのを考えてます。

それからもう1つ、木材の活用ですけれども、1つは先ほど言いました月桂冠、各研究機関と協調して調査をしたいということですので、これ問うことはただなんですよ。おたくは高知工科大学もあって原料は香美市の山にいっぱいありますよ。いかにいったら南国市とか香南市、その流域で物事を考えていくってということが1つだろうと思います。それからもう1つは私が、単なる私見ですけれども企業局、これは物部川には3つのダムと発電所があります。年間どれぐらい発電するかというと5年間の平均で1億6,000万キロワットです。7円で売電すると11億2,000万円の売電価格になる。それからもう1つは甫喜ヶ峰に風力発電があります。これも企業局がやっています。言うと100%に近い電力供給を香美市がしゆうと、極端に言うたらなるといふふうに考えています。それと、もう1つの問題は、永瀬ダムがありますけれども、何回か質問させてもらいましたが川の汚濁の問題、その原因がやっぱり川床が上がって川の流れるその流域の、いうたら壁を洗う、土砂を洗う。そして満水になると、いうたら宙ぶらりんになってますからそれがどっと崩れるということで、この5年間で平井で3カ所、柳瀬、平井で3カ所、それから北村水道の水源の下で1カ所、それから楮佐古線の対岸、シモタビバシの下で1カ所、5カ所の崩落が出てます。これは逆に言いますと市にとっては迷惑ですよ。それから市民にとっては財産を流されるというようなことがありますので、やっぱりそういうことも訴えながら協力をしてもらえんかなということでもあります。そういうふうに、たまたま企業局というのはいろんな事業に手をつけれるということがありますので1つは月桂冠に、先ほど、これは新聞の内容ですね、明らかになりませんが月桂冠というところがいろんな研究機関と研究開発をしたい、実証に向けたいということを書いてますし、先ほど言いました企業局も1つの方法ではないかというふうに思ってますが、そのあたりはどのように考えておられるのかお伺いをいたしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 門脇二三夫議員さんのご質問にお答えをいたします。

がん細胞を破壊するとされますナチュラルキラー細胞の機能が高まれば抗がん能力は高まると現在のところ考えられております。このナチュラルキラー細胞を高めるには森林浴が効果的であるという研究が報告されておりますが、まだ研究途上です。森林浴をすればリラックス効果等もあり、心身がリフレッシュできることはおっしゃるとおりです。ご指導いただいております健康診断と組み合わせる等について、今後の研究結果によりまして医師会や他の機関のご指導を受けながら検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 月桂冠につきましては酒造メーカーであると思っておりますが、高知県企業局につきましては水力とか風力における電力事業などで地域エネルギーの開発にも力を入れておるようでございます。例えば永瀬ダムにつきましても台風のたびに上流からかなりの流木が流れ込んでおりまして、現在それ私が知る限りでは業者に頼んで引き上げてまきとかにしまして、地域の方に配付をしておるようでございます。こうした流木等につきましても基本的には木材でできておりますので、バイオマスエネルギーの資源として有効利用もできる可能性もあるというふうに考えますので、とりあえず先ほども言いましたように企業にも働きかけをしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三男君） 9番、門脇です。3回目の質問をさせていただきます。

健康づくり推進課の課長さんにはお願いですが、イエスかノーかだけでいいです。1つ大事なのは、何で（高岡郡）梶原町にコクヨ、荏原製作所が（何で）来たかっていいますと、これは国際認証制度を利用して木材の認証をもらうちゅうがですよ、国際認証。これ三重県の速水林業が日本で1番でした。次いで梶原町の森林組合が認証をもらって。これ旧物部村のときに私も、国際認証と国内認証があつて国内認証を取得すべきやないですかという質問をさせていただきましたけれども、当時（議会）事務局長が（旧物部村）林政課長でしたが300万円（後に「800万円」と訂正あり）要するというのでやめた経過があります。大事なのは企業というのは今イメージをすごく大事にしています。ですから荏原やとかコクヨとか入ってきました。そういう意味で言いますと時代、電車に乗る、切符を買うのが遅かったら電車に乗れません。1本しかないがですよ、こういう電車っていうのは。次々に都会の電車みたいにありませんので、やっぱり切符を買いおくれのないように検討することはできます。できるだけ早目に取り組んでいただけたらというふうに思います。

以上で3回目を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 門脇議員さんのお答えになるかどうかわかりませんが、おっしゃることは十分わかりますけれども、何様私どもは素人でございますので、医師の先生方のご指導下でないという重大な事項についてお答えできませんので、申しわけないですけれども先生方の専門的な知識をお借りした後に、それから行政としてどうするかという全体的なこともございますので、申しわけございません、イエス、ノー、控えさせていただきたいと思います。申しわけありません。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時47分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

9番、門脇二三夫君。訂正があるようでありますので。

○9番（門脇二三男君） 9番、門脇です。

先ほどの質問の中で国の認証制度費用を「300万円」というふうに言いましたけれども、「800万円」でしたので訂正をさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） ただいま訂正がございましたが、訂正することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。それではそのように決定をいたします。

次に、14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦です。背中がやや軽くなりましたから、通告に従いまして一般質問をいたします。

（笑い声あり）

○14番（島岡信彦君） 総務関係についてであります。職員の心の健康についてであります。健康とは、生活、仕事をしていく上から最も大事なことは健康な体を常に維持していくことが大切であると考えます。また心と体が伴わなくてはいけないと考える。体の調子がよくても気持ちがついていかないとか、気持ちがあるのに体がついていかないとかが、常に心と体のバランスが保たれてこそ健康と言えるのではと考えます。健康を保つことが生活する上でも仕事でも重要です。合併して2年を経過した今、職員の方々におかれては行政改革また住民サービスの質の向上をしていくために日々創意工夫を凝らしていかれていると思います。職員一人一人の健康は本市が発展するためにとっても大切であります。3月議会でも質問しました心の健康については業者に委託して調査を行うということでありましたが、その後の取り組みについてお伺いします。

2の防災関係ですが、東南海・南海地震と大規模災害についてであります。

南海地震につきましては今世紀前半とも、今後30年以内に発生する確率50%となっており、南海地震に備える取り組みは本市においても重点施策の柱であると考えます。この地震の特性については震度6弱から震度5強の強い揺れが約100秒間という非常に長い時間続くと想定されていますが、地震の強い揺れによっての家屋の倒壊、斜面崩壊等を引き起こし、人的被害を引き起こすのではとされています。そういったことから、住民みずからによる建物の耐震補強や家具の転倒防止対策の自助の取り組み、地域での支え合い、助け合い、連帯感を持った自主防災組織の全地域への設立に向けた取り組み、公共施設の耐震補強といった取り組みを行い、自助、共助、公助による連携と役割分担によって少しでも巨大地震の被害を減少させる取り組みを継続して行うことが大切ではと考えます。地震によって火災の発生も予想されますが、阪神・淡路の震災時にテレビの画面から流れる火災のニュースは忘れることができません。火災の発生を考えたときに次の点をお伺いします。

火災のとき重要な水利の1つであります防火水槽の耐震性についてはどうか。また、今後の設置及び管理のあり方についてもお伺いします。

次に、ライフラインの確保の点からでございます。市民には災害への備えとして3日分の食料、飲料水、物資の備蓄等防災意識を高める普及などに努めていると考えます。ライフラインの中でも電気、ガスについては早期に回復するのではと私の考えでは考えます。水については香美市全体の敷設管もかなり老朽化されており、一たび大災害に見舞われたときには相当の被害も予想されるのではと考えます。復旧工事も時間がかかると思われるが、また地域防災計画書にも載っておりますが、それと並行して給水計画、給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬、給水などさまざまな業務をこなさなくてはならない。そういった人的なことを考えたときに行政の危機管理のとらえ方としては少し無理があるのではと考えます。そういったことから高知市などが積極的に進めていまず非常用耐震性貯水槽の設置を進めることについてはどうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 島岡議員の職員の心の健康に関する委託調査のその後についてでございますけれども、新年度に入りましてメンタルヘルスチェックを行っております。職員431名を対象にしまして調査をいたしまして、回収が421名でございます。率にしますと97.7%ですけれども、その後委託先におきまして分析をしていただきました。その結果レポートをすべての職員に回しております。その後、フォローアップに入っておりますけれども、7月の結果は電話での相談、あるいは面接での相談の件数につきましてはゼロということで報告を受けております。8月につきましては、この9月20日以降の報告ということで現在手元にございませぬけれども、このフォローアップにつきましては明年6月30日まで続けることになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 14番、島岡議員さんの防災関係についてのご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の防火水槽の耐震性についてどうかということですが、先ほどご質問にもありましたように、地震に伴います火災の発生は人的被害を含めまして被害を拡大する要因であり、対応のおくれは甚大な被害を招く結果となります。このため、地震による火災の発生につきましては全力を挙げて速やかに鎮圧することが重要であるというふうに認識しておりますので、消防水利の確保につきましては日常的に取り組んでいるところでございます。ご質問の防火水槽につきましては、現在市内全域で183基ございます。そのうち耐震性貯水槽という防火水槽は15基でございます。残りの168基につきましてはそれ以前に補助事業等により設置されました防火水槽でございます。この防火水槽の耐震性につきましては、防火水槽の設計を行うときの指標となります設計技術指針というのを見ますと、設計する場合に考慮しなければならない設計水平震度、また垂直震度というのがございますが、その値が重要構造物と言われるダムとかガス、鉄道施設等と比較いたしまして同程度であり、また防火水槽というのは地中への埋設をしますので震度の低減等を考えますと安全側の値であるというふうに思われます。つまり、これまでに設置されました防火水槽も新耐震設計法で用いる設計震度と同等もしくはそれ以上の係数を用いて積算しておりますことから、新基準の二次製品の耐震性貯水槽、いわゆる現在補助事業として設置しております新規準の貯水槽でございますが、それと同程度の耐震性があるものというふうに考えております。それ、技術指針以外で設計された空地用とか昭和53年以前だと思いますが、それ以前の古い防火水槽につきましては耐震性は若干落ちるというふうに思われます。その場所等については把握しておりますので、署員すべてが認識の上対応できるようにはしております。

それから2点目の防火水槽の設置及び管理についての今後の取り組みとのご質問でございますが、防火水槽の設置につきましては先ほど申し上げましたように地震の対策のみならず消防水利の確保という観点から、今後におきましても順次設置していきたいというふうに考えております。現時点でも既に数基の設置の要望書も提出されておりました、現地の確認も行い設置すべきであるというところも出ておりますので、優先順位等検討の上、順次設置に向け取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、防火水槽の管理の状況でございますが、これは日ごろより署員が定期的に巡回を行いまして、ふぐあいがあれば対応しておるような状況でございますので、今後におきましてもこれまでと同様に良好な管理を行っていきたいというふうに考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 島岡議員の防災関係のご質問で、災害時に早期に飲料水を確保する観点から耐震性非常用貯水槽を設置してはどうかというご質問にお答え

いたします。

災害が発生いたしましてライフラインである水道管が破裂、破損した場合、飲料水の供給が断たれることとなります。その場合に備え考えられるものの1つが議員が言われました非常用貯水槽であります。地震や何らかの事故による非常時の飲料水の供給それから火事の際の防火水槽の役割も果たしますし、災害時には大変有効なものであると考えます。ただ、非常用貯水槽は1基整備するのに5,000万円以上かかるのでありまして、市のほうでも今のところなかなか計画をするまでには至っておりません。一方消防のほうにおきましては先ほど消防長の答弁もありましたが、火事への対応といたしまして防火水槽を予算のつく範囲で徐々に整備をしていっておるところでございます。可能な限りの備えをしていかなければならないということも大事でございまして、非常用貯水槽は防災施策全般の中で検討すべき1つの課題と考えます。

それから、現在の地域防災計画での体制ですが、島岡議員が言われましたように地震等で災害が発生し、水道管が被害を受け水の供給が断たれましたときに、初動体制といたしまして災害対策本部の水道班であります水道課が飲料水を供給することになっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡です。2回目の質問を。

心、メンタルヘルスのことですが、その431名（チェックを）出して421名返ってきた。そのあとの10名についてのことはどのようにお考えか。

それと、あと市の分析をされたら、調査会社のほうで。で、分析結果が市として職員の心の健康についてどのようにとらえたかということをお聞きしたいと思います。

それと、そのとらえた結果によって、分析して調査結果をとらえて今後の職場づくりをどんな形で進めていられるか。また職員研修のあり方をどのような形で進めていられるかということをお聞きしたいと。

それと、防災関係ですが、先ほど消防長からのご答弁の中で183基の中で15基が耐震性と。昭和53年ごろにつくられた防火水槽については危ないのではないかというような、（答弁は「新基準の耐震性貯水槽と同程度の耐震性があるものと考えている。」というもの）危ないとは言い切れませんがその辺はどうです。昭和53年以前につくられた防火水槽、残りの防火水槽は大丈夫なのか。そして、我々考えてみますに災害時に、自分の頭ですけど阪神・淡路の際の消火栓がもうずたずた、防火水槽もずたずた、ほんで大阪湾から（兵庫県神戸市）長田地区は列になって海水をくみ上げて消したという事例がある中で、今後うんと防火水槽というのはうんと大事な、水道事業の計画の中でも今回示されて漏水が20%もある。ほんで敷設管が古いのでどこで、消火栓自体がどこが生きちゅうのかということになってきた場合、住宅、183カ所ある防火水槽の中でとりわけ住宅密集地の中にあつてなおかつ水利が、川とか水路がないと

ころをピックアップして、そういうところをやっぱり重点的に耐震化にしていく。またそういうところで設置、毎年2基ずつつくっておりましたが、今回は何かつくられてないと。今後の設置に当たっては、あれ土地を提供したりせんといかん。ほいたら地元の要望がなかった場合は、流れてくるといったときにその予算をそういう住宅密集地とか優先順位を決めておいて、その間へ防火水槽を入れていって補修していくとか耐震化していくとかいった計画立った取り組みのことが重要であると考えますが、その辺についてお願いします。

それと防災対策課長、（整備するのに）予算が要ると、5,000万円ぐらいかかると。確かに予算要ります。けど、この耐震性防火水槽というのは、言うたら防災対策課で取り組むだけやなしに今後水道課、消防、3者が、ここでできるとかできんとかいう答えやなしに、その防災対策課と水道課と消防、そういった中で国のえい制度に乗っけて、水道やったら厚生労働省とか、ほんで消防、防災ではそんな補助金で、国が2分の1とかいう形で補助金を出してくれるき、5,000万円と言いましたけどそれは5,000万円で半分起債でできるとかいう事例もありますき、ここでやるやらんやなしに一応消防と水道課と防災対策課が協議する。研究するか協議する、3者でということについてお答え願いたいと思います。

これで2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 島岡議員の2回目の質問にお答えしたいと思います。

431名を調査対象といたしまして10名漏れたがそのことについてどうかということでございますけれども、議員が3月にご質問いただいたときにもお話を、前議会の（総務）課長からも報告したと思うんですけれども、この事業につきましては年度末ということでなかなか実施が困難ということで、新しい年度でということで新しい年度に転がしましてゆっくり調査をしておるわけでありまして、1カ月間ぐらいかけまして用紙を送りまして、そして回収をもうそれぞれ個人に促して、そして集めておると。したがって97.7%という大変高い率で回収をしておるわけでございます、どうしてもその中には、400名余りおればどうしても左と言えば右という方もおられますのでなかなか思うに任せない部分がありまして、そういう点では、そういう方についてはこれ以上追求することは難しいんじゃないかなというふうに思っております。ただ、分析結果につきましては、これは個人のチェックでございますので個人に返すと。そして自分の健康ということについて考えていただくということになっておりますので、私どもの手元のほうにはその分析内容というものは来ないわけでありまして、したがって個人に対しましては、心配な方については相談をしてほしいという、こういうチラシでありますとかさらにコンパクトにまとめたシールを渡して、今は大丈夫だけれどもぐあいが悪くなったときにはこういう相談場所があるから相談してくださいよということで個人のその管理を促しておるとございまして、ただ、分析になるかどうかはわかりません



けれども、私自身がこの香美市の中で心配をしている職員というのは20人余りございます。現在休職されている方あるいは病気で休まれている方、それから病休から回復して復帰をされた方もいますけれども、20人余って心配をしていかなければならないなと私自身が思っておる職員があります。したがって今後もこういう、形は変わりますけれども研修の取り組みは引き続き行っていきたいというふうに思っています。8月の政策会議の中でもこうした増加の傾向のあることについても報告をいたしておりますし、9月の課長会でも管理職のほうでもこういう心配な方についてはやはりおります、保健師が特別におりますので、その保健師のほうにつなぐようにという要請もして努力しておるわけですが、今後につきましていろいろお知恵をお借りしながら職員の心の健康に努めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 島岡議員さんの2回目のご質問にお答えを申し上げます。

まず昭和53年以前の防火水槽は安全かということでございますが、先ほど申し上げましたように現在国の補助事業として認められております耐震性の防火水槽という名称の、主に香美市の場合も設置しておりますのは造船技術を入れた鋼製の防火水槽を設置しております。あれが一般的に震度7、8ぐらいまでには十分耐えられる、それ以上多分耐えられると思えますがそれぐらいのものに耐えられると。先ほど申し上げました設計の震度を考慮した構造計算をした防火水槽というのは、いわゆるRCという鉄筋コンクリートの防火水槽でございます。平成13年か平成14年ぐらい以降の防火水槽については耐震性の貯水槽という制度的に変わって、いわゆる鋼製の分を設置しておりますが、それまでには鉄筋コンクリートの防火水槽を設置しております。その防火水槽につきましての構造計算と言いますか設計をする段の設計の震度が、先ほど申し上げましたように重要な構造物とほぼ同等のもので設計をしておりますので鉄筋コンクリートの防火水槽も安全ではないかというふうに考えております。それが183のうちの168。ただ、先ほど申し上げた昭和53年というのは宮城県沖地震があった年でございますがそれを機に若干の見直しを、構造、いわゆる指針を見直しをしております。で、それ以前の指針がちょっと見当たりませんので正確には申し上げることはできませんが、設計の震度というのは極端に変わるものではないというふうには考えております、若干は上がったのではないかというふうに思いますが。ただ、その先ほど申し上げましたように貯水槽というのは埋設物でございますので、いわゆるこの建築物とかいうのとは若干違った横揺れ、垂直に対しても数値的には下であっても強度はあるというふうな、一般的に、専門的に見込んでおりますので、かなり老朽化しちゅうとか、昭和20年代、昭和30年代とかいうことで古いものについては若干耐震化は低いと思えますけれど、昭和53年以前の分でもきちっと鉄筋コンクリートの設計をして設置したものについてはほぼ安全ではないかというふうには見込んでおります。

それと、消火栓につきましては、確かに神戸の震災のときも現実的に消火栓ほとんど

役に立たなかったということでございますが、そのためこちら、先ほどは申し上げませんでした。消火栓については一応考慮せずに防火水槽その他の水利での対応という形のことを考えております。防火水槽につきましても議員の言われるように新規準の耐震性の貯水槽に予算の許す限り順次切りかえをしていきたいというふうに考えております。ちょっとその消防そのものは予算的にも救急車とか消防車の車両の買いかえの時期ともちょうどバッティングしておりまして、財政的などころも厳しいところがありますので、計画的に新規準の防火水槽に切りかえていきたいというふうに思っております。ほんで、強度につきましても、何度も申し上げますが大体、一般的に言うように震度7以上は耐えられるということで、南海・東南海（地震）でこちらのほうが5ないし6ぐらいの震度があるのではないかと、これはあくまでも予測ですが、のところには耐えられるのではないかと、このように判断をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 島岡議員の非常用貯水槽に関する2回目のご質問にお答えさせていただきます。

非常用貯水槽、飲料水への対策、これについては防災対策課、水道課、消防本部、協議をしながらいかなければならないのではないかと、このご意見でございますが、まことにそのとおりだと思います。かならず南海地震はくるということで、くるのが歴史的にも証明されておりますし、その対策を考えていく上で大変大事なことだと思います。話し合いをしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 6番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしくお願ひします。

初めに教育関係4項目の1点目ですが、今春実施されました全国学力・学習状況調査、全国学力テストに関してお尋ねいたします。

去る8月29日に学力テストの結果が公表され、昨年同様全国学力テストの実施、そのこと自体について賛否両論報道されました。門脇市長、明石教育長ともに実施には前向きであると理解してはいますが間違っていれば答弁をお願いします。私は学力テストを実施し、その結果が出たからこそ全国平均に対して高知県そして香美市の実情がわかるわけで、それだけでも大きな成果だと思っております。学力テストの公表を受け、今年も食事のあり方や就寝時間など規則正しい生活習慣を身につけることの大切さも指摘されました。このことも全国学力・学習状況調査を実施したからこそ明確に知り得た立派な成果であり、こうしたことの改善こそ学校、地域、家庭が一体となって取り組む教育ではないかと思っております。今回の学力テストで高知県は小学校ではほぼ平均を保っておりますが、中学校では全国水準を大きく下回り、前回同様沖縄県に次ぐ低い正答率との

結果になっています。高知県教委では今年1月に職員を秋田県に派遣、家庭で勉強している児童・生徒の割合が低いことがわかり、放課後に勉強の相談に乗れるよう退職教員ら30人を対応の必要な学校に重点配置しています。県教委、小中学校課の笹岡課長補佐は「今後効果が出てくるはず。」と語っています。また、中沢（県）教育長は「重要なのは授業改善をしながらそれを家庭に結びつけていくこと、家庭学習の質の問題も県教委として調査しなければならない。」と語っています。昨年に続き2年連続全国トップの秋田県の地元新聞の社説を紹介してみますと、見出しは「全国学力テスト、本県の教育力に誇りを」となっています。社説の内容ですが、「全国トップの要因はさまざまな角度から分析できるが、教育行政面で見ると県教委が平成17年度に義務教育課程に配置した算数、数学学力向上推進班の取り組みや、平成18年度から教育専門監制度などの施策の成果が出てきたと言える。専門監は当初4人だったが、本年度は地域別に小・中・高へ計15人の配置。周辺校も含め国語、算数、英語の模擬授業や現場教師の指導に当たっている。こうした学力向上へ向けた県教委の姿勢を現場の教師が理解し、定着させてきたことが何よりも大きな要因だろう。さらに見逃せないのは家庭や地域の教育力だ。学力テストと同時に行われた生活習慣や学習環境に関する調査によると、秋田っ子は早寝早起き型で朝食も家族とともにしっかり食べている。また自宅での復習にも時間を割いている。祭りなど地域の各種行事にも積極的に参加するなど、家庭や地域に子どもを育てる力が備わっていることが伺える。さらに地域住民が自由に授業参観したり、地域に学校だよりを配付するなど学校と家庭や地域の連携、きずなが強い。こんな点が全国トップの背景にあるのではないか。」という内容の記事であります。また、読売新聞の解説の記事には、「今回学力テストで好成績を上げた秋田県、福井県、富山県の3県は何が共通しているのか。文部科学省は3県の今年のデータを抽出し傾向を分析した結果、「補習をよく行っている。」と回答した学校の割合が全国平均より10ポイント前後も高く、「宿題をよく出した。」と回答した学校の割合は3県とも全国平均を大きく上回っています。もう1つ、成績上位県に共通する要素の1つとして、教育界でも指摘されている教師の熱心さで、多くの教師が授業や教材の研究に取り組んだり、教材ごとに開かれる研修会にも参加し授業研究の活動が盛んだ。」ということです。門脇市長の諸般の報告の中で市教委として結果を分析するとともに検証しながら課題克服に取り組むとのことですが、学習面、生活面で具体的に今後必要と思われる対策をどのように考えているのかお尋ねします。本市はどのような傾向にあるのでしょうか。

同じく学力テストに関することですが、その結果の開示について見解をお聞きいたします。

鳥取県では市町村別、学校別の結果を開示するよう求めた県情報公開審議会の答申を受け、県教委は臨時議会を開き非公開とする議案を可決しています。非開示になったことで条例違反になりかねず議論を呼びそうな気配です。埼玉県でも開示請求が出されています。大阪府では橋下知事が学力テストの結果について市町村別の成績公表を府教委

に要望し、府教委側が拒否していた問題では、今月初めに一転して知事の意向を受け入れ大阪府すべての市町村教育委員会に対し自主的に結果を公表するよう求める方針を固めています。都道府県教委が市町村教委に対し結果公表を要望するケースは全国で最初のようなのですが、今後このような都道府県が出てくることは十分考えられると思います。橋下知事は昨年が続いて小・中学校の4教科8分野すべての平均正答率が全国平均を下回ったことを受け、「結果が示されていないから市町村教育委員会が甘えている。」と厳しく述べ、結果の公表を要請しています。その後も市町村教育委員会に対し、「くそ教育委員会」などと過激とも思われる発言がテレビ報道されたことは周知のとおりであります。富山県南砺市教育委員会は9月1日に市内結果を公表していますし、富山県教育委員会は9月中に公表する予定で準備を進めているとのことであります。こういった自治体は今後増加していくのではないかとも思われますが、香美市教育委員会として学力テストの結果公表についてどのような見解かお尋ねいたします。

次に教育の2点目、特別支援教育についてお尋ねいたします。

特別支援教育につきましては、原前教育長のときから何度か質問をしてまいりました。明石教育長もご存じのように、教育長が山田小学校校長時代に学習障害や多動性障害児童・生徒の保護者の方々がともに支え合って頑張っていこうとの趣旨からグループを設立し、数名でスタートしたグループは現在25家族ほどになっています。私は設立当初からたびたび対話を重ねるとともに、国会議員との懇談の場も2度設定し国への要望も進めてまいりました。昨年9月議会一般質問では支援員の配置について質問したわけですが、その際1校当たり84万円の国からの財政措置があるので支援員はぜひ置きたいとの趣旨の答弁をいただきました。そして鏡野中学校へはぜひ置きたいとのことだったと思います。本年度、鏡野中学校に特別支援教育支援員が何らかの手違いで配置されていないと聞きましたが、来年度への対策はどうなっているのでしょうか。香美市小・中学校の支援員配置はどのような現状か。そしてその問題点と来年度への対策もあわせてお尋ねいたします。

次に教育の3点目、携帯電話の利用についてですが、6月議会で学校裏サイトなどによるいじめ問題も含め質問しましたが、その後文部科学省初等中等教育局長及びスポーツ青少年局長名で、7月25日付で都道府県教育長あてに「児童・生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取り組みの徹底について」との通知されています。市教委へも県教委から指導があったのではないかと思います。ネット上のいじめや情報モラル、有害情報に関する5項目の内容の中で、特に携帯電話等の利用の実態の把握についてと学校における携帯電話の取り扱いに関する方針の明確化についての2項目についてお聞きするわけですが、県教委からどのような通知がされているかわかりませんので文科省から県への通知を紹介してみますと、「携帯電話等の利用の実態の把握について。児童・生徒の携帯電話の利用をめぐっては、過度に携帯電話に依存している状況や携帯電話を通じたいじめ、犯罪、被害に巻き込まれたりする問題が指摘されている一方、いま

だ保護者を初めとする関係者の認識が十分でないことも課題として指摘されている。このため、各教育委員会等においては、個人情報取り扱いに留意しつつ、インターネットやメールの利用を中心に携帯電話の利用の実態を把握し、その結果を踏まえて、教職員や保護者等が適切に対応することが必要である。このため、各地域の実情を踏まえつつ、日ごろより児童・生徒の携帯電話等の利用の実態の把握に努めること。2点目に、学校における携帯電話の取り扱いに関する方針の明確化については、各学校及び教育委員会においては、学校における携帯電話の取り扱いに関して、以下の指針令を参考とし、児童・生徒の発達段階を踏まえつつ、各学校や地域の実態に応じて方針を明確化し、指針を作成するなどして、児童・生徒及び保護者に周知するとともに、児童・生徒への指導を徹底すること。指針例として、発達段階を考慮し、小・中学校においては、学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とすること。2つ目に、児童・生徒の通学時における安全等の観点等特別やむを得ない事情から、携帯電話の学校への持ち込みが必要と判断される場合は、学校長の判断により、例えば居場所確認や通話機能に限定した携帯電話の持ち込みを可能とすること。3点目に、学校へ持ち込みを認める場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないように配慮すること。」といった指針例が出された通知がされています。以上のことから携帯電話の所持と利用に関し、香美市教育委員会として、また各学校では明確な指針は示されているのでしょうか。夏休みであったり通知から日もまだ浅いのですが、現在の状況とその内容をお尋ねいたします。

次に教育の4点目、不登校について質問します。

高知県の年間30日以上欠席した不登校児童・生徒数は、前年に続き1,000人当たりを占める割合は全国で2番目に多いとの調査報告がされました。香美市ではふれんどうの一むが設立されて以来、その取り組みは十分認識しています。県内全体で見ると公立中学校では27人に1人が不登校という悪い状況から抜け出せていません。香美市ではそんなに最悪ではないと思いますが、数年前とは生徒の態度等も変わってきたような気がします。香美市の小・中学校の不登校の現状をお尋ねするとともに、今後の課題と対策をお聞きしたいと思います。児童・生徒各自に応じた対応が違って当然ですが、以前とは違った対策が考えられるのではないかと思います。

以上で教育関係を終わりにして、自主防災について質問いたします。

去る8月31日、防災対策課の指示のもと避難訓練が実施され、私どもの防災会も参加した次第であります。防災会では山田小学校に避難した後、消防署員の指導のもとバケツリレーや消火器を使っでの消火訓練などを実施した次第であります。65名の参加があったわけですが、消火器を初めて使用する人はその中で半数近くいたように思います。初めての防災避難訓練でしたが、参加者からは大変喜んでいただきました。今回の訓練には市内で27組織、1,310名の参加があったとのことですが、現在の防災組

織設立数は何組織で自治会全体の何%になるのでしょうか。防災会が設立されていない、市民の声に「自治会長や日ごろ地域のリーダー的存在の方々に防災への意識が低く、防災会設立に向けた話が進まない。そのため避難経路もわからないし、ブロック塀などの危険箇所もわからないので防災会を設立してほしい。」との声を耳にしました。香美市地域防災計画では、「自主防災組織の育成強化について。自主防災組織の活性化では、市では自治会等を単位として自主防災組織の結成促進を進めている。今後、すべての自治会等において自主防災組織が結成されるよう、計画的に推進する。2点目に、地域住民に対し、自主防災組織の必要性等について、積極的、計画的な広報等啓発活動を行い、防災意識の高揚を図るとともに、防災活動が効率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求める。」と記されています。これまでに講演でも聞きましたし、訓練当日消防署員からの話にもありましたが、自助、共助、公助、災害時には公助である消防署等の公的機関は発生から2日間は機能しない可能性があるということです。私ども町内会にも身体に障害を持つ人や高齢でひとり暮らしの要援護者の方もおいでます。今後そういった方々への避難計画も私ども防災会の大きな課題であると今回の訓練で教えられました。行政に頼るのではない自助、共助の充実、その意味からも自主防災組織設立は非常に大切だと今回痛感した次第です。以上のことから今後防災会設立や避難訓練への参加に対し積極的な啓発活動が求められていると思います。新たな対策も考える時期ではないでしょうか、今後の対応をお尋ねして1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 比与森議員さんの教育に関して、第1点目、全国学力テストについてお答えをしたいと思います。

今年4月22日実施しました全国学力・学習状況調査の結果が、8月29日それぞれの市町村また学校別に返ってまいりました。香美市の小学生の国語、算数の平均正答率は県と同様に全国の平均正答率とほぼ同じ状況にあり、中学生の国語、数学の平均正答率は全国に比べて低く、学力の定着状況に大きな課題がある結果となっております。香美市教育委員会としましてもこの結果を厳しく受けとめ分析を深めていくとともに、これまでの取り組みについて検証しながら、小・中学校が連携して学習面、生活面のそれぞれの課題に対して、課題克服に取り組んでいきたいというふうに考えています。

具体的には、前にもお話をさせていただきましたけれども、まず1時間1時間の授業を充実させていくこと。児童・生徒が意欲を持って学習に臨めるように、そして一人一人の児童・生徒がわかる、またできる、そういう授業にしていかなければならない。さらにそのわかったことを実際に使えるように、活用できるように、そういうことを教育にかかわる者として、指導する者として工夫、努力を常にしていかなければならないと考えています。

次に、補習や加力の時間を確保していくこと。単に一担任に任せるのではなくて学校全体として取り組んでいく体制をつくっていくこと。また具体的にかかりの学校がそう

いう取り組みを始められています。

第3に、家庭との協力体制を築いて、家庭学習と授業とを結びつけながら適切な評価と、また正解には至らなくても頑張っている子どもたちに対して激励をしていく等継続した取り組みが必要であろうというふうに考えています。また、そういった学習を支えるものとして日々の基本的な生活習慣の確立、早寝早起き朝ごはん等もその1つでありますけれども、さらにさまざまな体験活動あるいは読書活動、そういったものも学習を支える土台として、また豊かな心を育て本当の意味での生きる力に結びついていくものと考えて取り組みを深めていきたいと考えております。

(全国学力テストの)結果の開示ということにつきましてお答えをします。個人の結果につきましては、この9月、10月中に保護者にお返しをする予定であります。ただ、この調査によって測定できること、わかること、それは学力の一部であります。また学校におけるさまざまな教育活動の一側面に過ぎない、そういうこともしっかり押さえておく必要があると思います。そうでなければ点数だけに追われて、点数さえ上げればいいのかというふうなことになるかねないと思います。序列化や過度の競争につながるように配慮をしていくことが必要であると私は考えています。ただ、教育につきまして、やっぱりみずから取り組んでいる教育が、あるいは教育施策がどういう成果を上げどう課題を持っているのか。また児童一人一人が学習に対して本当に意欲を持って取り組んでいるのか。そしてその学習の状況が改善されているのか、そういったことについて一人一人の実態を把握し、それに対して適切な取り組みをしていくことができるように、そういうことをするための調査は必要ではないかと考えています。

2点目の特別支援教育についてお答えをしたいと思います。

議員さんもおっしゃいましたように、現在香美市において小・中学校の大きな課題の1つがこの特別支援教育であると考えています。教育上特別な支援を必要とする障害のある児童・生徒に対して、その障害を克服するための教育を行うことが明確に位置づけられています。香美市におきましても、その観点から本年4月より6人の特別支援教育支援員が配置をされておまして、鏡野中学校にもその支援員が配置をされております。そしてそれぞれの小・中学校で児童・生徒に寄り添い、またそれぞれの小・中学校の実態に応じた形で支援に当たっております。しかしながらその支援を要する児童・生徒の数はかなり多く、また増加の傾向にあります。各小・中学校の教職員も本当に日々大変な努力をしながら取り組みを続けて来ています。しかし、先ほど議員さんもおっしゃいましたけども一人一人状況が違いますので、例えば10人いるからといってそれを一緒にしてというふうなことは非常に困難な状況があります。一人一人に対応していくことが非常に必要な支援の内容となってきました。そういうことでそれぞれの小・中学校、大変その対応に苦慮をしている実態もございます。そういう現状を理解をしていただき、この9月補正でさらに2名の特別支援教育支援員の増員をお願いをしているところでございます。そして、来年度へ向けましてもそれぞれの小・中学校の実態をよく把

握して、教育委員会としてもできる限り教育条件の整備に努めていきたいと考えております。

3点目の携帯電話につきましては、後ほど教育次長のほうから答弁をさせていただきます。

4点目の不登校についてお答えをさせていただきます。

昨年度の小・中学校の不登校児童・生徒の出現率を見ますと、小学校では全国が0.34%、高知県が0.49%、香美市が0.31%となっております。また、中学校では全国が2.96%、高知県が3.40%、香美市が2.87%でありました。香美市はほぼ全国平均並みと、若干それよりは低い状況でございますが、それは議員さんもおっしゃってくださいましたように各小・中学校の大変な努力があると思っております。各小・中学校とも連絡のない欠席者に対しては、たとえ1日でも電話を家庭へ入れたり、あるいは担任の家庭訪問はなかなか難しいですので級外教員、あるいは管理職等が家庭訪問をするなど努力を続けています。また、ふれんどる一むや育成センター等でも不登校児童・生徒の学習指導に当たったり、また保護者との相談活動等積極的に取り組んでいただいて、登校できるようになった児童・生徒の例も少なくありません。ただ、社会情勢の非常に厳しくなっている中で、離婚された家庭であるとか生活的に非常に苦しい、そういった家庭もふえてきている状況がありまして、登校できるようになった生徒がいる反面、新しいといいますか、今まで来ていた子どもたちが不登校の心配な状況になってきている、そういう例もございます。また、児童・生徒の基本的な生活習慣が乱れてきている状況もございます。本年度も引き続いて各小・中学校はもちろんふれんどる一むや育成センター、その他の関係機関と連携をとりながら努力をしているところでございますけれども、現在この1学期末の状況でやはり長期欠席者の数が若干ございます。特に規模の大きい山田小学校や鏡野中学校においても長期欠席者が数名おりまして、その子どもたちの中には不登校が心配される状況もございます。また、病気で長期欠席ですので、病気等で欠席している子どもで、これがそのまま不登校等に結びつくのではないと思われる子どもの状況もございますけれども、そういった心配をされる状況も引き続いてあります。今後とも子どもの思いに立ちながら地道に取り組みを続けていくとともに、さらに関係機関との連携を深めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えさせていただきました。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 比与森議員の教育関係、3点目の携帯電話についてお答えをいたします。

平成20年度の全国学力・学習状況調査での香美市の携帯電話の所持状況につきましては、小学6年生で23.3%、中学3年生で41.4%となっております。これは全国の平均からいたしますと小学生で8.3%、中学生で20.1%低くなっております。所持率が低いということでございます。このご質問の携帯電話の所持と利用については、



香美市教育委員会では現在明確な指針は示しておりません。6月議会後の校長会で、比与森議員からご質問をいただいた関係もございまして学校教育現場での情報モラル、特に携帯電話やインターネットの使用について、もともと子どもの安全を目的に持たせた携帯電話が逆の状況を招いている。携帯電話やインターネットの怖さを子どもや保護者に知ってもらい、携帯電話の使い方を親子でルールを決めて使用していただきたい旨の啓発について協力をお願いをいたしております。また、学校別の明確な指針、決まりとありますか、について調査をしてみますと、決まりをつくっている、口頭とかあるいは文書でございしますが、小学校で2校、中学校で3校。決まりをつくっていないという学校が、小学校で7校、中学校で1校となっております。ただ基本的には勉強道具以外は学校に持ってこないということになっておりますので、改めて携帯電話を持ってこないよう（にとの）指導（を）してない学校もあるようでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 比与森議員の自主防災組織の関係のご質問にお答えいたします。

自主防災組織の自治会における設立数、それから組織率、それから今後自主防災組織の設立、避難訓練への参加等の啓発についてご質問にお答えいたします。

まず、自治会におけます香美市内3町別に見ました自主防災組織数と組織率でございますが、土佐山田町の自治会で自主防を組織している自治会数は125自治会中66自治会、組織率52.8%、香北町が41自治会中5自治会で12.2%、物部町が27自治会中1自治会で3.7%となっております。香美市トータルでは組織している自治会が72自治会で37.3%の組織率となっております。なお、複数の自治会で1つの自主防災組織を形成している場合もあり、正式な自主防災組織数としては現在68組織です。未組織自治会につきましては順次働きかけを行っておりますが、特に今は香北町内の自治会とやり取りをしております、近いうちに幾つか立ち上がるものと思っております。8月31日の自主防災組織訓練では、ちょうど稲刈り時期と重なって訓練を実施できないというところもありました。自主防によりましては防災週間だけでなく自主的に訓練を実施しているところも多くありまして、中には年に数回訓練を行っているというところもございまして。自主防災組織の組織数をふやすため、防災対策課の職員も日々地域へ出かけて行って努力をしておりますが、なかなか思うようにいかないところもございまして。例えば高齢率の高い自治会などは組織の役員になる人がいない、動ける人がいないなどの現実がありまして結成できないというようなこともございまして。結構そのようなこと、例があるわけです。このような場合には幾つかの自治会がまとまって1つの自主防を結成するという方法もあります。全般的に草の根的な働きかけをしないとなかなか簡単に立ち上がらないというような状況があります。今後さらに組織率を上げるための努力をして、避難訓練等にもより積極的に参加する組織が育つよう働きかけ努力してい

きたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 暫時昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時59分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 2回目の質問をさせていただきます。

教育長には明快な答弁をいただきまして、（結果の）開示につきましてはよくマスコミ等でも言われてます学校間の格差、それだけの開示反対ならいろいろ言いたいことも構えてましたけど、やっぱり個々に合うた教育、子どものためのというその観点での教育長のとらえ方に非常に賛成をするところであります。ただ、香美市の小学生の平均点が全国平均並みでありながら中学校では非常に悪い結果になっているわけですが、その辺のどのようなことが考えられるか。現在分析されている範囲内でわかればお聞きしたいと思います。

それと1回目でも少し触れましたが、開示請求がされてそれを非公開にした場合、条例違反ではないかというようなことで議論がされているところがありますが、香美市の条例を見ましても香美市情報公開条例ですか、を見ましてもこの公開をしないことができる情報内の中にこの学力テストの結果開示は含まれないのではないかというふうに思いますけど、その辺の、もし、もしです、開示請求があった場合の条例との整合性をどのようにとらえているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、特別支援教育ですが、9月で2名増員をされるということで、先日山田小学校の校長先生ともお話しした際に鏡野中学校の校長先生が小学校へも訪れて、その特別支援にかかわる連携をとっているということで非常に自分も、もともと「そういう連携がほしい。」という保護者の声もありましたのでいいことですが、特に今年山田小学校に関しましては例年よりも多い支援を要する児童が入学しています。その辺は教育長もしっかりわかっていることとは思いますが、今後この後学校評価の中でも議論もされるところだと思いますけど、これ答弁は構いませんが支援教育につきましてはしっかりこの後もお願いをしたいというふうに思います。

それと、携帯電話ですが、携帯電話はやっぱり子どもを守るという観点からも学校と家庭がしっかり連携をとりながら、先ほど文科省からの通知でも言いましたようにいろんな例も示してくれてますので、教育委員会としてまた各学校として明確な指針を持つことが子どもを守ることに通じると思いますので、この辺の見解をもう一度教育次長に答弁をお願いしたいと思います。

それから、防災につきましてですが、自分のところも防災会議設立で1年経過したわけで、香美市防災計画にありますその自主防災組織の育成に関する支援、情報の提供な

ど6項目ありますが、その辺につきましては自主防災組織を立ち上げて活動し始めると本当に担当課であります防災対策課では適切、迅速に、自分是对応していただいたというふうに感謝しています。ただ、今後の課題として、先ほども言いましたようにすべての自治会で自主防災組織が結成されるよう計画的に推進する、この命題は非常にハードルの高い部分があると思います。答弁の中にも役員になる人が高齢化でなかなか見つからないとかその地域性もあろうかとは思いますが、特に早くから取り組んでます土佐山田町に関してはまだまだ結成されている数も52.8%ですか、悪いんじゃないかというふうに思いますが、これまでの取り組みと違ってやはり地域の人の意識の高揚という部分でミニ講演会とか、そういう違う観点での勧誘、設立へ向けての推進啓発をしていかないうちにもこのままで終わるんじゃないかなというような危惧もするわけです。やっぱりそこでやる気のある人がもうある面、自分勝手ではないですけどもうやらなくてはいけない人を募ってとにかく前へ進むと、そういう取り組みの防災対策課の指導も今後必要ではないかと思うわけですが、その辺もう一度、今後の設立へ向けての取り組みの見解をお聞きして2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 比与森議員さんの2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、香美市の子どもたちの学力の状況、どういう状況にあるのかということにつきましては、特に小学生については午前中に言いましたようにほぼ全国平均並みと。ただ中学生の国語、数学につきましてはかなり低い状況にあって学力の定着状況に大きな課題があるということをおっしゃっていただきました。このことにつきましては、香美市としても毎年実施していますCRTの到達度把握調査におきましてもほとんど同じような傾向があらわれていまして、そのことにつきましては数字も挙げて香美市の広報でまた市民の皆様にもお知らせをする予定にしております。ただ、中学生の学力を考えたときにいまひとつ大きなポイントとしては、やっぱり中1ギャップということがあると思います。これは香美市だけの問題ではありませんけれども、やはり小学校から中学校に変わったときに1つ指導の仕方についても大きく違う部分があります。小学校では基本的に学級担任制で学級担任が1日じゅう子どもたちの学習面、生活面を見ていると。ところが中学校に入りますと教科担任制が主になりますので、それぞれの教科によって指導の先生が変わっていくわけですので、そういった部分での戸惑いがあったり、あるいは中学生になりますとこの発達段階から見ましても自主性をいかに育てていくのかということが非常に大事なポイントにもなってくるというふうに思います。そういう中で子どもたちが学習方法や自分の将来の夢や希望、そういったものに向かってどういうふうにその努力していったらいいのかということが明確につかめなくて悩んでいる生徒の実態もあるのではないかなというふうなことも考えられるわけです。そういう中で、今、香美市だけではありませんがどこもこの中1ギャップ指導法の、変化に伴う子どもたち

の戸惑いをなくしていくためにいろいろな取り組みをしようとしています。例えば中学1年に入ったときに学習方法について、あるいはこの中学3年間でどういうふうに学習を積み重ねていったらいいのかというふうなガイダンスと言いますか、こういったものが全く今までなかったわけではありませんけれども1回2回行われるぐらいで、もうあとは子どもたちに任されているというふうな状況もあったのではないかと。それを、ガイダンスをもう少しきめ細かく徹底的に、あるいはある一定の期間を持ちながら生徒にやるべきではないかということでの見直しと言いますか、が進んでいる部分もございます。

それから、香美市におきましてはこの小・中の連携をいかに進めていくのかということ大きなポイントに置きまして、この4月の市教研、香美市の教育研究、それぞれの部会があるわけですが、すべての共通テーマとして小・中の連携をどう進めていくのか、どこに問題があってどうすればその解決につながっていくのかということすべての教科、すべての領域においてテーマに据えながら今研究に取り組んでいます。さらに香美市としても学力向上ということに向けて研究主任さんを中心とした会を開きまして、それぞれの学校のよさを交流したり、どこに課題があるのかということもお互いに共通理解をする。また、その研究の方向性をこの学校ではこうやりゆうけんどこちの学校では全く違うことをやりゆうと。それがばらばらではやっぱり成果が上がらないだろうというふうなことを考えまして、研究の方向性をやっぱり1つにしていこうではないかということで研究主任の会を開きながら、こういう方向で最低限どの学校も取り組んでいこうというふうなことを話し合いながら研究を進めていこうというふうにしています。すぐに成果が上がるとは言えないと思いますけれども、そういうことをやっぱり着実にやっていくことが大事ではないかというふうに思っています。また、今年も素晴らしい成績を上げた秋田県（山本郡三種町）湖北小学校の校長先生にこの8月30日、香美市に来ていただきまして、校長会が主催でしたけれども教職員にも呼びかけながらこの秋田県湖北小学校の取り組みについて学びました。その中で特に私が強く感じたことは、高知県が今までやってきたことと全く違うこと、あるいはアッとびっくりするような、そんなことはほとんどありませんでした。ただ当たり前のことをいかにきめ細かく一人一人の子どもたちにわかるように、そしていかに徹底をしてやっているのかということがすごく素晴らしいなど、学ばなければいけないなど思ったことでありました。ぜひそういった点でもう1回見直しをしまして、子どもたちにしっかり基礎的、基本的な学力をつけるための取り組みをしていきたいと思っております。

また、その学力だけではなくて学習状況の調査も行っておりまして、その中で学力の結果にはまだ結びついてはいませんが、明るいと申しますか方向性も若干見えております。ご紹介をしますと、例えば香美市の中学生で朝食を毎日食べている、あるいはどちらかといえば食べているという生徒の割合ですけれども、全国平均よりも3%ほど高い。また平成19年度から見ても4.7%高くなってきています。これは例えば朝ごはんの取り組みですね、そういったものが少し成果として見えてきているのではない

かと。また鏡野中学校が取り組んでいました朝ごはんの取り組み、そういったものも1つのきっかけになってこういった結果が出てきたのではないかというふうに思います。それから、2点目として1日1時間以上読書をしている中学生の割合、これは全国平均を4.3%上回っております。また全く読書をしらないという生徒の割合も12.2%低い、全国平均よりも。だから読書についてもある一定、読書をするということが定着しつつあるのではないかと。これも各小・中学校で朝の一斉全校読書を実施していたり、あるいは読書まつりであるとかさまざまな地域のボランティアの方が子どもたちの読み聞かせに来てくださったりと、さまざまなそういった取り組みが一定の成果を上げてきているのではないかというふうに思います。また数学が好き、どちらかというところ好きという生徒の割合も、全国平均から比べて12.1%高くなっています。さらに数学の授業がわかる、どちらかといえばわかるという生徒の割合も、平成19年度から言うと14.8%高くなっています。まだこのことが即学力にどうか結果にあらわれてはいませんが、1つのいい方向も見えているのではないかということも思います。さらにこれが広がっていき学力につながっていくように指導をしていきたいというふうに思います。ただ、そういった状況の調査の中にやっぱり課題も当然あるわけですし、家で学校の宿題をしているというこの生徒の割合は、小学生は全国平均とほぼ同じですが中学生は18.2%下回っている。だから家で学校の宿題をしている生徒の割合が低いということがあります。また1日当たりの勉強時間が30分より少ないという生徒の割合も、全国平均より7.7%高いと。あるいは家で学校の授業の復習ではなくて予習をしている、どちらかといえばしているという割合も、中学生は全国よりも6.4%低いというふうな結果も出ておまして、このあたりについてもやっぱりしっかり目を向けながら家庭と連携して取り組みをさらに深めていかなければならないというふうに思っております。ご質問にお答えできましたでしょうか。

最後にこの結果の開示につきまして、これは昨年度文部科学省のほうから届いた通知ですが、「全国学力・学習状況調査の調査結果の取り扱いについて」ということの中にこういうふうにかかれております。「調査結果の公表について。都道府県教育委員会は域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこと。また、市町村教育委員会は域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないことを定めている。」そして留意事項の中には、「市町村教育委員会、学校がそれぞれの判断でみずからの結果を公表した後においても、都道府県教育委員会は個々の市町村名、学校名を明らかにした公表を行わないこと。」というのが通知文書で出てきております。ご存じのように今現在都道府県名を明らかにした公表がなされているわけですが、それの中でもかなりの競争意識といいますか、そういったものがあらわれている、弊害としてもあらわれているのではないかとと思われる節がございます。先ほども言わせていただきましたように点数にこだわって、点数だけにこだわってそれを上げるということではなくて、やっぱり一人一人の児童・生徒を

しっかり見詰めた、そして学校としてどういう取り組みをしていくべきなのか、どういう支援を一人一人の子どもたちにしてくべきなのかということをしっかり見詰めながら取り組みをしていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

子どもを守る観点から学校と家庭の連携が重要であると、学校においては明確な指針が必要と思うがどうかということでございます。先ほど第1回目の質問のときにご紹介がありました、7月25日付の児童・生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取り組みの徹底について通知、これ国からの通知でございます。これを受けまして8月13日に県教育委員会の事務局の人権教育課長から教育長あてに同じ通知が来ております。その中では比与森議員が申されました携帯電話の利用実態の把握や保護者等への理解促進とともに、学校での携帯電話の取り扱いに関するルールを策定することが提言されておるということでございまして、この指針例といたしましては「発達段階を考慮し、小・中学校においては学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止する。」ということの指針例でございます。このことは学校において一律に持ち込みを禁止しているとか、あるいは条件つきで持ち込みを認めているとか、学校においてばらつきがあるということでの問題からして、一律的に指針をつくってはということの徹底を市町村教育委員会のほうに対して指導があつておるというふうなことに受け取っております。そういうことからいきまして、基本的には香美市だけではないかと思いますが、学校には勉強道具以外は持ってこないというのが、これが原則であるということでございます。この経過につきましてでございますが、生徒の安否確認やかぎっ子でどうしても連絡をとらせたい保護者もいるようでありまして、いろいろなケースで保護者が持たせたいケースもあるということでございます。この通知文書の中にも特別なケースについては認めるというふうなことでございます。この法律が6月12日にできたわけですが、この政府の会議の教育再生懇談会というのがございますが、子どもの携帯電話利用を制限するように提言しております。この提言の中には、「小・中学生にはなるだけ携帯電話を持たせないように親や学校が協力する。持たせる場合、メールを使わず通話や今どこにいるかわかるGPS機能だけにする。これらの機能だけの携帯をつくる。」という、こういう内容でございまして、これを受けまして福田首相は、「子どもが携帯電話を持ってもろくなことがない。」と、「悪い大人に利用されるだけ。人間関係にマイナスだし教育面でもよくない。」というふうな発言が新聞報道でされております。この発言に対しまして、新聞協会が国のほうが直接、間接的にこういうことに、有害情報の定義、判断による明言をしたということは憲法第21条が保障する表現の自由の観点から情報規制を招く根拠ともなりかねないということで反発しておったわけですね。これに対しまして、結果的にはその所持については規制がかかっておりません。使用の方法を十分に、保護者理解のもとに所持していくというふうな形でフィルタリングサービ

スというのが義務づけられておるとというふうな結果となっております。この文書が8月13日に県のほうから届いておりますので、香美市の各学校に対してはまだちょっと配っていないわけですので、早急に校長会等でも説明もさせていただいて、ある一定その説明と理解をしていただくようお願いをしていきたいと思っております。

それから、学校のほうでどのような研修をやっておるかということにつきましては、大体決まりをつくっておるところが多いわけですが、PTA総会とかあるいは学年の懇談会で口頭説明をするとかいうことで、対象は児童・生徒あるいは教職員それからPTA、保護者ですね、それから地域の方を対象にしてこういう研修会もやっておるということの結果でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

自主防災組織の設立に向けてもっとハッパをかけろというご質問でございますが、組織率の低いのは間違いないところでございます。土佐山田町地区は52.8%、早くからやっておりますが現在はそのような状態でございます。しかし香美市全体を見まして、現在防災対策課としましてはターゲットをそこだけというわけではないですが香北町に重点を当てておまして、各自治会へ働きかけをしておるところでございます。そのほかでも、香北町以外でも当然ですが少しでも話があれば、何か感触があれば連絡をさせていただいて説明会等を開催させてもらえないかというようなことも言っておるところです。そのほか防災対策課としましてターゲットを選定しまして、香美市内で次はここをちょっと頑張ってみようというようなところを選定しまして、自治会長さんのところへ訪問をしまして、2つ3つの自治会をまとめたりもしますが講演会や説明会それから話し合いもさせてもらいたいと、そういう場をつくっていただきたいということで地域の自治公民館でそういう会を持ったりしているところでございます。そして、自主防災組織というのは、自主ということがついておるように意識を、まず自主という意識を持ってもらうことが非常に大事なことだと思っております。今言いましたような講演会、説明会、話し合い、そういうようなことをして認識を持っていただいて、これはつくらないかというふうな考えを持ってもらう方向でやっていっております。形だけをまずつくってもらうというようなこともあるかもしれませんが、自主ということでそのようなことを考えてやっております。市内各地いろいろこういうふうな話し合いなんかもしておりますので、その土の中に竹の根が徐々に伸びてきていると。これからその分タケノコも生えてくるというふうに思っております。とにかく多く働きかけて自主防災組織をふやしていく努力をしたいと思っております。最終目標は当然ながら100%であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎龍太郎君。

○ 3 番（山崎龍太郎君） 3 番、山崎龍太郎、通告に従い順次質問をいたします。

まず、水道ビジョンについてお尋ねをいたします。水道課長、体調のほうはいかがでしょう。すぐれないようでしたら市長が後ろに控えておられますのでよろしくお願いたしたいと思います。

（笑い声あり）

○ 3 番（山崎龍太郎君） 今年 3 月にでき上がっておりました基本計画がやっと日の目を見たわけであります。議員協議会にて水道課長の説明を受けてから若干の質問をさせていただこうと考えておりました。順序が後先になったところですがよろしくお願いたします。

担当課におかれては良質な水の安定供給に対しご苦労されている点、敬意を表するところであります。さて、水道法第 1 条では、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」とうたわれております。私はその中の「清浄にして豊富低廉な水の供給」について、こだわって数点お尋ねいたします。

1 点目に、水質についてですが、将来に不安を抱えつつも上水道は現在問題のないレベルとのことでありますが、簡易水道の状況は水質基準値から言えばどのような状態なのか。地下水、表流水ごとの傾向はいかがなのか。また検査の頻度について伺います。

2 点目に、有収水率の改善についてですが、平成 19 年度決算では上水道で 86.9%、簡易水道で 70.6%、残りは漏水であったというふうに伺ったわけですが、市民の責任ではないのに供給単価として市民の負担となっている現実を見ると、鋭意努力されているとは思いますが改善の見通しをお聞かせいただきたい。特に簡易水道の 70%の有収水率を 10%上げれば計算上は 20%近く供給単価を抑えられる理屈になります。あわせてほかの市等の現状も把握されているのであれば見解を伺います。

3 点目に、簡易水道の公営企業法への移行についてであります。平成 28 年をめぐりに検討を加えるとのことですがその背景を伺います。また慎重に検討しなければと考える移行決定のタイムリミットはいつなのか。また考えられる移行に伴うメリット、デメリットをお尋ねいたします。

4 点目に、水道料金の改正の計画についてであります。最終的に現在の料金の 50%以上の値上げとなる計画案には、私は市民の理解は得られないと考えるところであります。水道事業基本計画では「人口 2 万 8,800 人にて事業は計画する。」、しかし財政計画では「人口は減少していき水需要は減少する。」となっております。私が危惧するところは、そこに必要以上の事業等が発生し、それが料金上昇という形で市民負担につながらないかという点であります。事業計画では 37 億 5,000 万円を事業費として見込んでおられますが、市民要求に応じた、また需要と供給のバランスのとれた事業を遂行すべきと考えます。見解を伺います。

現在、簡水では基準内繰り入れ 1 億円、基準外繰り入れ 6,000 万円であったと思



いますが、（公営企業法への）移行後の財政計画では限度内繰り入れを想定しての料金改定を見込み、考えているはずであります。本市のように多くの困難を抱える水道事業との統合を図るのであれば、一般財源からの繰り入れも限度にこだわらず行い市民負担への影響を極力避ける努力が必要であります。見解を問うものです。

5点目に、施設利用率はおおむね適正な運用状況にあるにもかかわらず美良布簡水ほかの増設改良を進めるとなっておりますが、水量不足等のような見通しの上に立っているのかお尋ねします。また、上水の施設利用率0.55のみを見る場合、新水源にかける費用、規模等についても議論、検討が必要と考えますが見解を問うものです。

続きまして、介護保険制度についてお尋ねいたします。

介護保険制度は社会全体で介護を支えるという理念のもと平成12年4月から開始されました。高齢化に伴って介護を必要とする人がふえ、そのための費用が膨らんでいくことは避けられない状況であります。膨張する介護給付を抑えるため国は在宅重視へと政策転換をしました。しかし介護疲れによる殺人や心中など痛ましい事件は後を絶ちません。本日はこの介護保険の問題点などについてお伺いするものですが、この間介護関係者や利用者などと対話し、その中から疑問に感じた点を数点お尋ねいたします。

ここで介護保険の申請から認定までの流れを簡単におさらいしておきます。高齢化や疾病などの原因により何らかの介護が必要な状態となり、介護保険サービスを利用しようとする場合、まず要支援、要介護認定の申請を行います。申請を受けて調査員が身体状況や介護状況などについて82項目にわたって聞き取り調査をします。そしてかかりつけの医師が主治医意見書を作成しコンピュータで判断する1次判定の後、要介護認定審査会による2次判定を経て初めて要介護度が認定されることとなるわけです。

以上の流れの中から1点目の質問として認定調査についてお尋ねします。この認定調査は全国統一のマニュアルに基づいて聞き取り調査を行うものですが、「身体状況や介護の状況が変わらないのに、あるいは体の不自由さがまして介護にかかる手間がふえたにもかかわらず介護度が軽くなってしまった。」という話を耳にします。また、認知症の方に場合、本人の話を機械的に聞き取っただけでは状態を正確に掌握できない場合が多いと聞きました。対象者は何らかの支援の必要な方々ですからより優しく、より丁寧に聞き取ることが求められます。また、福祉関係者の声の中には、「全国統一のマニュアルのチェック項目には設問されていないような身体状況の方もおり、一律に統一された調査項目では判断しにくい場合もある。」と伺っております。このような認定調査にかかわる問題点について担当課の見解と対応策をお聞かせ願いたいと思います。あわせて、「この認定調査は来年4月から判定基準を見直し74項目になる。」との新聞記事もありました。この点についての見解もお聞かせください。

2点目に、本市の介護状況の現状についてお尋ねします。前もって資料等をいただいておりますのでそれに基づいての説明をよろしくお願いします。

3点目に、訪問介護についてお伺いしますが、訪問介護は在宅で生活するための必要

な介護保険の中核的なサービスであります。現在食事や排せつ介助などの身体介護と掃除や調理などの生活援助のサービスを提供していますが、2006年度から要介護度が軽度の人の訪問介護利用が制限されたのに伴って、家族が同居、家族が通える範囲に住んでいることを理由に全国各地で生活援助の打ち切りが行われております。このことについて厚生労働省は、基本的に単身の高齢者で家族がいても病気や障害などの理由で家事ができない場合にはサービスの対象となるとし、これ以外の理由の場合は、給付の対象になる、ならないは個別、具体的判断になるとして各市区町村に判断をゆだねております。このことについて本市での対応はどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、来年からの第4期介護保険事業計画では、療養病床から老健施設などへの転換分の取り扱い規定や介護予防事業等の実施効果による認定者数を見込むこととなっております。そこで4点目としてお聞きいたします。療養病床からの転換について医療機関の意向は未定のところが多いようですが、香美市内の療養病床の転換状況については、先ほど資料等もいただきましたがそれについての説明をお願いしたいと思います。また、介護予防の効果は上がっているかという点もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

5点目に、現在政府内で軽度者への介護保険サービスを削ろうという動きがありますが、このことについての見解をお尋ねします。財務省の審議会は要介護2までの軽度の人を介護給付の対象外にすれば約2兆円が削減できるという試算を出しました。このほか生活援助のみの利用者を外すなどのケースの試算をしております。また利用料を1割から2割へ引き上げる案も出ております。生活援助を利用しながら在宅で生活されている人は、介護保険のサービスを利用することで症状の重度化を防いでおります。もし軽度者のサービスを削れば数年間は介護給付にかけられるお金は少なくて済むかもしれませんが、結局重度化のスピードが上がり、長い目で見ればもっとお金がかかるということになるのではないかと考えるところです。このような動きについてどのような見解をお持ちなのかお尋ねします。

6点目に、介護労働者の人手不足の問題ですが、今介護労働者の離職率は20%を超えております。介護士の平均賃金は年300万円以下で、他の業種よりもかなり低い水準であります。舛添厚生労働大臣は、7月27日東京都内で開かれた福祉人材フォーラムで「介護従事者の処遇をよくするには介護保険料を引き上げる必要がある。」と述べ、2009年度の改定で介護保険から事業所に支払う介護報酬の引き上げを目指す考えを明らかにしております。私が考えますに、国は介護報酬を引き上げて高齢者に負担を課しながら介護従事者の処遇をよくすることを考える前に、国の負担を現在の25%から50%に増額するなどの手を打って介護従事者の処遇改善につなげるべきだと思いますが、担当課としての見解をお尋ねします。

7点目に、本市独自の減免について伺います。本市は現在6段階の介護保険料を設定しております。常々思うことは65歳以上の方、最低でも2万3,000円の保険料負担は国保税、後期高齢者保険料と比較しても負担としては高い水準であります。あわせ

て本人非課税で同居人課税の場合も年金からの特別徴収で負担感が高いわけで、介護離れを起こさないためにも低所得者層に配慮した、より細分化した独自減免を第4期の（介護保険事業）計画にて検討すべきと考えますが、見解を問うものです。それと、香美市介護保険料減免基準というのを定めておりますわね。それですけれども第3条に「所得激減による減免」という1項があります、これ国保等にありませんわね。申請状況等がわかれば。結構この所得激減による減免というのは介護保険料の中で設けられているのは、やっぱり重たい負担という部分を軽減するために設けられていると思いますが、申請状況がわかればお尋ねいたします。

もう1点、税制改正にて市民税が非課税から課税された方の激変緩和措置、平成20年度も延長されておりますけれども、この延長の取り扱いは第4期（介護保険事業計画）においてどういうふうに検討されていくのか、その点をお尋ねいたします。

最後に生活保護行政についてお尋ねいたします。

保護申請に至る要因として無収入、低収入の方が基本であります。付随して病気、借金、収入面、住居などについても課題を抱え解決を図らねばならない点が多く、たくさん見受けられます。今回は特に生活保護申請前後における関係各課との連携はスムーズに運んでいるのか。一通りのマニュアル化された点については日常業務として遂行されているでありましょうが、生活レベルが困難なほど多くの課題があると考えます。また、関係機関への要請、連絡等も、申請者、受給者の権利擁護の点からも大切な事務であると考えます。具体的に伺います。

1点目に、病気に至った場合であります。申請者が病気入院にて医療機関から申請するケースも増加していると思います。医療機関との連携また手続き等は順調に進行しているのか。

2点目に、借金についてですが、申請時に借金がある場合は債務整理等を行ってから申請の手続きに入るのが基本線ではあります。その事務は、本市であれば商工観光課等と連携して解決の方向を見出しているのか。また保護受給後においてもそのような方がおられると思いますが対応はできているのか。あわせて平成18年3月30日に出ました適正化の手引きでは、年金担保貸付者への対応について改善がうたわれていたわけですが、現在マニュアルどおり運用されているのか。生活保護受給者の年金担保貸付を受け付けない仕組み、連携は大丈夫なのか、その点伺います。

3点目に、仕事、収入面についてですが、仕事の面では仕事のない状況の中で本人の健康状態や意欲に応じケースワーカーの方々、ハローワーク等を通じて稼働能力の活用等を目指していると思いますが、現状はどういう取り組みなのか。また、稼働能力の活用が無理のない適正な運用をされているのか、その点をお願いいたします。あわせて、年金問題がクローズアップされて無年金、低年金の方の再調査をされてると思いますが、取り組み状況や結果等についてお聞かせをお願いします。

4点目に、住居についてですが、今後ホームレスの保護等において住宅確保も大事な

視点であると考えます。市営住宅への緊急入居や民間不動産業者への依頼等、課題と考えますが見解を伺います。また、入居時の保証人等の問題も多くなってくると思いますが、親族等に協力を求める場合、困難な案件もあろうかと推察いたします。取り組み状況を伺います。

その他のこととしまして、暴力団員への生活保護の適用について警察に情報提供等を求めるよう適正化の手引きにはうたわれておったと思います。そのようなケースがあったのかどうか、その点について伺います。

以上で1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） すいません、私の不摂生で体調も復帰していなくてお聞き苦しい点があると思いますが、すいませんが、おわびとご無礼を申し上げたいと思います。すいません。

それでは山崎議員さんの1番目の質問の、水道ビジョンについての5つの項目についてご説明を申し上げたいと思います。構いませんか。

すいません、1番目の簡易水道の水質に問題はないかとお尋ねですが、上水道につきましては戸板島の地下約20メートルの伏流水をポンプで揚水し、塩素滅菌して給水しております。質問の市内15施設の簡易水道と11施設の飲料水供給施設につきましては、主に河川、谷川、水路の表流水を取水しまして、そのろ過をしまして塩素滅菌の後に給水しております。双方とも水道水として水質に何の問題もなく、安全でおいしい水を供給していると確信をしております。水質検査につきましては、水道法に基づきまして個人宅28人に現在依頼しておりますが、色、濁り、残留塩素の1日1回の毎日検査と、市内全水道27施設におけます月1回に9項目、3カ月ごとに22項目、年に1回の51項目と原水の法定検査を水道法の検査基準に従いまして実施しております。結果を市のホームページなどで公表をしております。しかし、今後は塩素滅菌できないとされておりますクリプトスポリジウム対策が全国的な問題となっております。

次に、2番目の漏水の修繕等はしているが漏水して大変もったいない。供給単価にも反映しているが改善の見通しはどうか。また他市との比較をしてどうかとお尋ねですが、まず有収水比率、有収水量を分子に配水量で割ったものですが、この説明をしますが、水道ビジョンに示してあります漏水対策による何上についてのお尋ねですが、これは配水池の配水メーターと、各家庭の水道メーターの合計給水量との比較率で香美市の水道は86.9%、簡易水道につきましては70.6%となっております。両施設で78.5%であり、換言すれば、言い換えれば21.5%、年間約75万トンは施設整備用水、無収水量言いますが、それと漏水であると言えます。これは配水管の施工時期、施工方法による老朽化が挙げられまして、当市におきましても昭和30年、昭和40年代から昭和50年代にかけおおむね施工されております。管の接合状況、保護砂などの施工技術、資材の品質など現在とは著しく違って劣っております。また、山間地の分散

化されました給水区域でありますので市内の管路の総延長が約388キロメートルと非常に長く、1人当たりの管路の延長は上水道で7メートル、土佐山田町地区ですが上水道で7メートル、簡易水道につきましては40メートル、飲料水供給施設におきましては70メートルと非常に長くなっております。よりまして、維持管理費に多くの経費を必要としています。現在漏水探知機、水圧異常、路面への漏水、専門業者への依頼などで最善を尽くして修復しておりますが、何分地形的な理由、物理的な理由など難題要素が多くて、その完全な解決、修繕に至っていないような現状でございます。

他市の状況とのご質問ですが、この漏水対策におかれましてはどこの市町村も大変苦労しているようでございます。平成18年度の公表数字でございますが、上水道の有収率におきましては高知市93.2%、南国市81.2%、香南市76.2%、そして香美市におきましては85.2%と近隣市よりよい状況ではあります。また、簡易水道におきましては、高知、南国市には簡易水道の施設がありませんので、香南市79.4%、隣の（長岡郡）大豊町76.9%、そして香美市におきましては78.2%と、山間部に施設が多くあることから大体同じような状況になっております。

続きまして、3点目の簡易水道の公営企業法への移行の背景と移行によるメリット、デメリットはとのお尋ねでございますが、国の水道ビジョンを受けまして市域全体の将来的な水道事業のあり方や運営を具体的に計画策定しました地域水道事業基本計画、地域水道ビジョンでございますが、それで現在の経営課題の対策としての事業方針を示しております。また、平成19年6月の厚生労働事務次官通知では、「既存の水道事業に統合可能な簡易水道事業は補助の対象としない。」と。また「給水原価や施設整備が安価な、安い事業も補助の対象としない。」と。そうする一方、「統合計画を策定しました簡易水道事業は補助事業を継続する。」とされています。これらのことを総合的にかんがみまして、水道事業を公営企業へ移行することが本市にとっては最適な選択であると判断しました。その期限につきましては、平成21年度末までに水道事業の統合計画を厚生労働省のほうへ承認申請しまして、平成28年度末までに統合するようになっております。

次に、企業会計への移行メリットでございますが、現在特に示された記述はありませんが、一般的に、1点目としまして経営状態が明確となります。2点目としまして資産の分析による総合的な事業経営が行われます。3点目としまして水道料金が適切に算定される、3つのメリットが挙げられております。またデメリットは特にないように思われます。

4点目のご質問で、財政計画では水需要は減少すると設定しているが、基本計画は人口2万8,800人を基準にしている点に矛盾を感じる。事業はやるが水は使わなくなるので料金が上昇するというのはいかがなものか、料金の改正は慎重にというお尋ねですが、香美市水道ビジョンは平成19年3月、合併後初となる夢ふくらむ第1次香美市振興計画に従いまして、積極的な人口誘導政策によりまして平成28年度には推定人口

2万8,800人と計画されております。一方、現在最も信頼度の高い人口予測値のロジスティック最小二乗法では2万5,600人であり、10年先の平成28年の人口見通し差は3,200人となります。この双方に現実性を加味しまして、今後の水事業に置きかえましてシミュレーションしました財政計画となっております。

次に、今後の料金改定と事業実施との関連につきましてのご質問ですが、市民生活の根幹をなしている水道水の確保は環境の変化、少雨、少子高齢化、森林保水力の低下、水源枯渇などさまざまな問題で、年を追うごとに取水水量の確保が困難を極めております。今後、新水源の開発など水源の確保、老朽管の更新、耐震対策、未普及地域の解消など香美市発展には欠かすことのできない施設整備が控えております。料金改定につきましては、受益と負担の原則を市民の皆様方にご理解、ご協力を求め慎重に対応したいというふうに考えております。

最後になりますが、5点目の施設利用率と設備投資の関係はというご質問ですが、施設利用率につきましては水道施設の整備時に水道給水区域並びに計画給水人口を設定しまして、計画1日最大給水量を決め配水池などの施設規模を決定しました。お配りしております水道ビジョンの19ページの中にありますが、各施設の使用率を示しておりますが、計画の配水量率は計画給水量に対しまして、余裕を残しまして70%台がよいとされております。ただ、香長簡易水道につきましては、1.02%は別としまして市内の各水道は50%から75%の範囲にありまして、今後の人口動態を考慮をいたしましても施設利用率の上では規模の拡大の必要がございません。しかし、土佐山田町地区の水源である戸板島の井戸におきましては特に渇水期に伏流水の枯渇状況が近年顕著にあらわれまして、2号井戸の空転防止機能によります取水停止も頻繁に起こっております。その対策が以前より計画されております。その新水源の開発と将来クリプトスポリジウム等の水質保全対策に膜ろ過施設または給水ろ過装置の大型設備投資が必要な現状となります。また各施設の老朽化対策、耐震化対策そして未普及地域の解消など設備投資も大変重要となっております。

以上、ご答弁にかえさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員のご質問にお答えします。

まず、質問にお答えする前に要介護認定についてどのように認定されるのかというのが、少し議員からも紹介がありましたが、質問に対するお答えにも関連する部分もありますのでもう少し詳しく紹介をさせていただきたいと思っております。まず申請が提出されて、申請を受けて市の職員が本人と会って面談調査を行います。この面談のための調査は市が基本的には直営で実施をしております、調査員には6名の嘱託職員を雇用をしております。認定調査では本人に会うために在宅であれば本人宅、施設入所者であれば施設へ行って直接本人と会って調査をします。調査内容は心身の状況、置かれている環境、その他厚生労働省令で定める事項となっております。調査の際、家族の方などに

立ち会っていただいたりもしております。定められた調査項目では被保険者の状態を十分あわせない場合、ご質問の中にありましたが、そういった場合には特記事項として調査員が文章で状態を記録します。調査と並行して医師に対し意見書の作成を依頼します。この訪問調査結果と医師意見書は、あらかじめ国の定めた基準により介護にかかる時間に評価されます。認定調査の結果と医師の意見書の内容をコンピュータに入力し、全国一律の基準により介護にかかる時間を1次判定結果として算出します。1次判定の結果として介護度が定められますが、認定審査会では医師の意見書や調査のときの特記事項等勘案し、介護度と認定有効期間が決定されます。なお、認定審査会は介護認定の審査判定を行う機関として市が設置しておりまして、委員は保健、医療、福祉の学識経験者を市長が任命し、香美市では3つの合議体に分かれて審査をしております。それぞれ医師を含む5名の委員で構成されております。

改めてご質問に順次回答をさせていただきます。

まず、認定調査と介護度に関してですが、平成18年度の法改正によって法改正前の要介護1が要支援2と要介護1に分かれたことによって、要介護1だった方が要支援2になった場合、介護度が低くなったと誤解をされ混乱をされている方が多くいました。法改正から2年を迎え周知されてきていますが、今でも低くなったと認識されている方がいます。また、身体状況、介護状況が変わらないと訴えている人も、前回の調査時点と今回の調査時点では若干要介護者の身体状況が改善されているケースがあります。実際に身体状況、介護状況が変わらない、身体がさらに不自由になった等にもかかわらず介護度が軽くなった対象者は、少数ではありますがあります。その事例について認定審査会の各合議体に集ってもらい事例検討をしております。また、適正化事業として国が実施した認定適正化専門員を派遣してもらい意見をいただきました。公平、公正さを保つため全国の高齢者をもとに項目ごとの要介護認定等基準時間を設定していますが、まれなケースについては導入しているシステムではカバーできていない状況です。その小数の例については研修内容として事例検討をしていかなければならないと考えております。

また、調査員の調査時点で、被保険者本人の状態がいい状態のときに調査した場合と悪い状態のときに調査した場合では調査結果に相違が出てきますし、同じ状態であっても調査員の調査の仕方によって調査結果に相違が出ることがあったということを聞いております。調査員によって違いが出ることをないように県が行う研修に参加させたり、調査員同士のレベルの平準化を図るようお互いで研究し合ったりしており、調査結果に違いがないよう努力はしておりますが、なお研修、研究を重ね適正な調査に努めていきたいと考えております。

次に認知症の関係ですが、本人から機械的に話を聞き取っただけではなく、立ち会っていただいた家族の方にも同じような質問をして状態を確認しております。1件の調査に40分ぐらいから、かかるときで2時間ぐらいかけて調査を行っております。認知症

の見きわめはなかなか難しいですが、正確な調査結果となるよう今後も努めていきたいと考えております。

来年4月から判定基準が変更になる点についてですが、現在の82項目が74項目になる点については、14項目削除され新たに6項目が追加されました。削除された項目については判断しにくい項目でありました。追加されたものについては以前から介護状況として注目されていた項目であるので、さらに公平、公正な判定が出るよう期待をしております。

次に、要介護認定者数と介護度別の推移については本日お配りしたとおりです。資料を参照していただきたいと思っております。説明をする予定ではなかったですが、簡単ということでしたので、本日お配りした資料の1枚目ですが見ていただきたいと思っております。平成18年3月に合併をしまして、ちょうどその合併をした後に制度改正がっておりますので、要支援の方は順次、認定切れになったら順次新たな、例えば要支援1とか要支援2とか要介護1、2とかに振り分けられるわけですが、残っている人については経過的要介護というところがありますが、ここへ残ってきております。そして、平成18年3月に要介護1であった方485人は、その認定切れで新たに認定された場合には、もともと要介護1であって引き続き要介護1になる場合には、先ほどご説明したとおり要支援2になるか要介護1になるかということですが、状態が変われば要支援1とか要介護2に変更になるものと思っております。現在あんまり総人数は変わっておりません。大体定着をしてきたものというように考えております。高齢者の方々の総人数は多くなっておりますので、率で言うと認定率が近年若干下がったということにはなっております。それで、介護度が高い人について多くなってきておりますので、そういったことからそういった変化があつておるのだというように思います。つまり高齢化が進んで介護度が上がったということになるかと思っております。

次に、病状等の傾向についてですが、これは脳卒中などの循環器の疾患が最も多く、認知症などの精神及び行動の障害、骨折などの筋骨格系及び結合組織の疾患の順となっております。

次に、要介護度が軽度の人々の訪問介護利用については、2006年度に制限されたものではなく、介護保険発足当初から変わっておりません。制度の周知不足であったものというように思います。2006年度に通知があつて、それからさらに昨年12月に改めてまた国から通知がありまして、機械的に判断することのないようにという事務連絡がきております。家族が同居の場合は原則的に生活支援はできないことになっております。香美市では、具体的な利用内容を聞いた上で本人の身体状況、介助者の身体状況、介護状態それから生活環境などを勘案して可否について判断し計画を作成しておりますので、適正なサービスの利用がされていると考えております。

次に、本市における療養病床の転換状況及び予定はということですが、これも本日お配りをした資料の2枚目をごらんいただきたいと思っております。この資料は先日、8月27



日に策定委員会を行った際に使った資料です。香美市内には5つの病院で療養病床を持っておるところがありまして、それぞれの病院の事務長と面談をして移行について調査をさせていただきまして、こういう表を作成をさせていただきました。簡単に上から説明しますと、香長中央病院、それまでは、現状というところですが、それまでは療養病床、介護が32床で医療が179床あっております。介護の32床については認可はとっているが今まで稼働してなかったという状況でして、転換予定のところですが、転換が平成20年3月に申請をして介護の32床を医療に転換をしておりますが、まだ32床は稼働してなくて179床が稼働しているということで、ほぼ満床の状態でした。香北病院については、介護の30床については平成24年3月まで転換予定はなくて、そのまま転換をしなければ医療に移行するということですので、介護がなくなって医療に移行するということ平成24年4月に医療の分で90床ということになる予定です。間崎病院については、介護の29床をすべて介護老人保健施設に転換して、医療の9床のうち5床だけ残して、5床だけ医療の療養に残して4床を介護老人保健施設に転換ということで、38床のうち5床を医療療養病床に残して介護老人保健施設に転換が33床。部屋の関係からひょっとしたら29床になるかもしれないという、括弧書きで書いてありますがそういうように言うておりました。できるだけ早く転換をしたいという希望でした。それから同仁病院についても、香北病院と大体似通った形でして、介護の12床は平成24年3月までにできたらするけど多分しないだろうということで、引き続き病床数が残るということ医療に自動的に転換ということで、医療の療養病床38床になるということ、平成24年3月までになるということでした。楠目病院については、26床の医療を介護老人保健施設に転換を、できるだけ早く転換をしたいということで、先日の策定委員会では平成20年11月ごろに転換をしたいという希望、話がありました。病院そのものは百石にあるわけですが、百石の病院はもう閉鎖をして何らかの、老人の住宅にするのか訪問介護の事業所にするのかということ、まだ決まってはないうですけれども建物は残ってこの病床数だけ北組西のほうにある施設の中へ組み込むと。70床現在あるわけですが、96床に内部を改修をして、その中へ病床数を、施設の中へ別途新たにつくりたいということで現在改修が進んでいるかと思えます。この療養病床の転換については以上です。

また、これまでの介護予防の効果についてですが、今回の計画策定に関連して国が例を示しております。それに当てはめてみました。制度改正前の平成17年1月時点の方が以降1年後の追跡調査をした場合と、介護予防事業実施後の平成19年1月時点の方が以降1年後の追跡調査をした場合との比較では悪化率が減少をしております。改善効果が見られたというような調査結果となっております。今後も引き続き悪化率に歯どめがかかるよう事業推進に努めていきたいと考えています。

次に、軽度者への介護保険サービスを削るという動きについては存じておりません、把握をしております。一部の人であっても介護給付の対象者を対象外にすれば幾らか

の削減はできると思いますし、利用料を1割から2割へ引き上げれば市町村の負担金や保険料の削減が可能と思われます。しかし、支援や介護の必要な方のサービスを削ぐことは制度の逆行だと思います。現在の介護給付の対象者を対象外にするべきではないというように考えます。また負担金の引き上げは結果的に利用者の利用量を制限することになるし、低所得者も負担増となり施設利用ができなくなるおそれが出てくると考えますので問題があると考えます。

舛添厚生労働大臣の発言についてお答えさせていただきます。介護従事者は低賃金での労働を強いられており短期間で退職していく方が多いと聞いていますので、介護報酬の引き上げには賛成です。しかし、そのことによって保険料や市の負担がふえることは抑えてもらいたいので、介護報酬の引き上げをする場合はご質問のとおり国の負担割合を増額するべきと考えております。

次に、保険料の独自の減免についてですが、平成20年度までは香美市では所得に応じて6段階に設定されており、所得の高い方は高い保険料がかかり、低い方は低い保険料で設定されておりますことから、これ以上の市独自の減免は考えておりません。そのほかに、減免の基準について設定しておるが申請はあったかどうかというご質問ですが、今まで相談を受けたのが1件ありますが、この基準に当てはまらないということで申請には至っておりません。

それから、税制改正によって第3期（介護保険事業計画）の2年目、3年目で激変緩和の措置がとられておりますが、第4期（介護保険事業計画）はどうなるかというご質問ですが、第4期についても第4段階と第5段階の方について緩和措置が、緩和措置をとってもいいというように国が示してはおります。香美市でも現在策定委員会において今後検討していかなければなりません、全体がする場合にはうちだけやらんというわけにもいかんと思いますので基本的には緩和措置をする方向でいきたいとは考えておりますが、これも策定委員会に諮って意見をお聞きしなければならないと考えます。これは幾ら緩和措置をやったとしても国からの補助は、その分の補助はありませんので全体の保険料で賄うということになってきまので、また緩和率も、これは県に示してもらいたいということを言いましたけれども県はなかなか示すことができないということで、それぞれ市町村の判断になると思います。緩和率にしても近隣と合わせるのかどうか、ちょっとまた検討しなければならないところですが、保険料そのものがそれぞれの町村によって違いますので、近隣で言うと香美市は低い保険料に設定をされておりますので、周りからすると率が低くても高くてもそれほど、周りほどは影響がないのではないかとはいえるように感じております。

そんなところ、以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の生活保護行政についてお答えします。

生活保護受給世帯を含めた生活困窮世帯の貧困の背景は、収入が少ないなどの直接的

な問題だけでなく多様な問題が存在することから、問題解決には多面的なアプローチが必要となりますので、関係各課や関係機関と十分な連携を図っていくことは必要であります。面接相談時におきましては、他法、他施策を活用することで問題解決に至る場合や、生活保護の支給要件には該当しないが何らかの支援を必要としている場合には関係施策の制度概要及び窓口となる関係機関の紹介などを行っております。また、申請をした場合は速やかな調査を行い、保護の要否、種類、程度及び方法を決定する必要があるため関係機関の協力、情報提供が必要となってきますので、これも連絡等行っています。生活保護開始後、被保護者の抱えるさまざまな問題に対して、必要な自立に向けての支援を行うこととなりますので、個別に支援していくに当たっては関係機関との連携は欠かせないものとなります。日常生活の自立支援とか社会生活の自立支援とか就労自立支援なんかを行います。また、今回個々の具体的な事例についての質問がございましたので、それぞれ、それについてお答えをさせていただきます。

入院等で医療機関との連携の手続きにつきまして、病院からの連絡が入ってくるケースは増加傾向にはあると思います。ただ、扶養義務者等に連絡をとりまして、ほとんど親族の方などから申請は出てきております。

また、借金がある場合、申請時にほとんどあります。借金が保護申請時の理由などになっております。それで、借金があるまま生活保護受給となりますと保護費で借金の立てかえということになってきますので、債務の整理をしてもらうよう指導しております。商工観光課を介して弁護士、司法書士などの協力を得て破産宣告の手続き等を行っています。保護の審査とは同時進行で行っています。また、保護決定後も債務が残っている方などは保護費をその借金の返済に充てないような指導はしております。

それから、年金を担保にしている場合にマニュアルどおりに取り扱っているかということで、これマニュアルどおりに取り扱っています。平成19年度から保護受給中に年金を担保に借り受けはできなくなりました。ただ、平成18年度中はこの通知がなかったので受給中の年金担保の借り受けは2件ほどあったようです。平成19年度につきましては申請時に既に年金を担保に借りていた方は1件ありました。

それから、稼働能力の活用ですが、収入申告や求職活動状況の報告書を提出させるとともに、求人情報の収集、提供、公共職業安定所へのケースワーカーの同行訪問などをしまして、就労プログラムの有効活用によって早期の自立助長に向け積極的な指導、援助を行っております。

年金調査をして（年金の）申請をしていなかったことなどがあるかどうかとかいうことですが、（生活保護）申請時に（年金）受給権があるのに申請をしていなかった気づいてないっていうのは年に何件かあるようです。保護受給中ですと年に一度年金の受給資格調査を実施しておりますので、保護受給中で国民年金の申請ばかりはほとんどありませんが、障害年金なんかを申請していないケースは時々あるようです。ケースワーカーがその方の状態とかを見て、これは障害年金がもらえるのではないかとということで社会

保険事務所とかに問い合わせをして、指導をして、新たにもらい出したケースとかは何件かあるようです。

それから住宅、ホームレスを保護した場合の住宅問題ですけど、これは大変うちのほうも苦慮しております、福祉事務所で直接住宅のあっせんとかはできませんので民間の団体などに協力をしていただいて、いろいろな物件を探してもらったり情報提供をしてもらっております。最近ではNPO、うろこの会ですかね、に大変お世話になります。それから、保証人等が必要な場合の取り組み状況ですね、これも家族等に連絡とかして何とか、親族の方とかになってくれる方を探しております。

それから、暴力団からの申請ですが、暴力団員からの申請はございませんが警察に照会したことは1件あるようです。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をします。  
（午後2時44分 休憩）  
（午後2時55分 再開）

- 議長（中澤愛水君） 正場に復します。  
休憩前に引き続き会議を行います。

3番、山崎龍太郎君。

- 3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎、2回目をさせてもらいます。

各課長におかれては本当に丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。水道課長、大変申しわけありません、あと2点だけ。

1つですが、監査の意見書で工事用水の方向転換等が言われてたわけですが、実際問題現状、また今後も見通して可能かどうかということについて見解を伺いたい。

それから、やっぱり今後、もちろんビジョンは出たんですがいろいろ審議していく中で下水道なんかの場合、下水道審議会等の条例もあっていろいろ検討も加えるんですが、水道の場合ですわね、そういうさまざまな、私らあ、もちろん水道課長の言われたように慎重に扱くと、料金改定なんかについてはしなければならないというのが基本線でありますけれども、そういうことをどういうふうな、市民を巻き込んだ立場で検討していくのか。その2点をお答えをいただきたいと思います。

介護保険についてですけど、本当に率直な答弁をありがとうございました。ほとんど聞くことはないと思ってましたが、やっぱりちょっと聞きたいと思ひまして。介護認定についてですけど、脳卒中とか認知症の増加だということ言われてたわけですけど、ここで1点だけ、認知症の予防対策ですわね、認知症の予防対策として今後どんな取り組みを考えているのか。もしあれば、体が不自由な場合なんかやったらいきいき体操なんかで予防に努めるなんか行っているというふうにするんですけど、なかなか認知症の場合は、なかなかよくなるという方向は難しい側面もあるんですけども、やっぱり進ませないということに対してどういうふうなことを考えられているかなど、ことを伺いま

す。

それと、減免等についてですが、（税制改正による）激変緩和の措置等については継続の方向でということで検討されている。また近隣と比べても低い保険料であるということも言われてたんですが、実際問題国自体がやっぱりその25%、50%にそしたら増額していくとか、負担をね。そういうことは今の時点では考えられませんわね。そういう中でやっぱり第4期（介護保険事業計画）においても基本的には2003年、2006年も10%、20%と上がってきてますわね、1号被保険者の介護保険料は。そういう中でやはり上がっていく方向と私は考えるんですよ。その中でやっぱり、認定率がたしか16~7%やったと思いますけれども、市民感情として負担感が大きいというふうには考えます。その行政として議論の必要があるんじゃないかというふうな点です。介護の基金は9,000万円弱やったというふうに思いますけれども、私は市独自でやっぱり国保税並みの7割減免等についてですわね、そういうことを施策に盛り込めないかと、保険課長の一言でできないと言われてたらまたむなしいところがありますけれども、第3期（介護保険事業計画）のとき、旧土佐山田町のときでしたけれども、保険課長に聞かせていただいたんですけど、なかなか独自の減免ということについては前向きな答弁を得られないわけですけど、やはり多くの人に支えられている割には、介護離れをさせないためにも私はやはり、市民に理解が得られるやっぱり保険料の設定というものがどこにあるかということはいさ少し慎重な論議が必要じゃないかということをお話させてもらいたいと思います。

生活保護についてですが、丁寧な答弁ありがとうございました。1つだけその借金についてですけども、商工観光課と連携されてということですので素晴らしい取り組みというふうに思いますけれども、破産の方向だけじゃないかとも思いますけれども、実際のところ申請時の門前払いということはもうないわけですね、それちょっと確認しておきます。借金があるから保護の申請はいけませんよというふうな門前払いはないというふうに私は福祉事務所長の答弁から伺ったわけですけども、それをお尋ねします。福祉事務所がやっぱり果たす役割というがは、ケースワーカーの方々、大変重たい任務を持ちながら頑張っておられるということは評価しますが、生活改善に、最終的にやっぱり果たす役割というがは大変大きいものがあると思います。そういう立場でこの、特に借金の解決について、またその他の部分に対してもやはり福祉事務所長としての全体的な取り組みの部分についてお尋ねして、2回目の質問を終わります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） 山崎議員さんの2回目のご質問にお答えしたいと思います。すいません、ちょっと声を変で申しわけないです。

まず1点目の工業用水道、企業会計の監査意見書に対しまして、今後の事業方針はというお尋ねですが、土佐山田町間（地区）に高知県施工で高知テクノパーク工業団地を、

平成16年4月から企業誘致、7団地ございますが、に向けまして工業用水道を整備しました。事業費につきましては企業債2億5,500万円、1日最大給水量1,000トンを整備したところでございます。平成18年に1事業者に7月から翌3月まで給水をいたしました。事情がございまして平成19年4月より給水を休止したところでございます。現在7団地のうち4団地に企業誘致いたしまして操業いたしております。しかし、1社の給水休止状態のみで、今後3社につきましては、3社につきましては現在の操業内容から工業用水道の利用率は低いとは思われます。工業用水の給水が可能なことを立地条件に企業進出しておるものと考えております。また、残る3団地につきましては現在2社と交渉中とのことでございます。企業誘致に対しまして鋭意努力をしているというところでございます。しかしながら今後も給水を行うとして維持管理、企業債の償還に年間約1,500万円も他会計補助金を必要としています。これが将来にわたって、償還期限が終わる平成43年までとなっております。そこで、ご質問の監査意見書の指摘事項でございますが、内容を申し上げますと、「工業用水道としての利用が見込めない現状では、思い切った方向転換を実行する時期が来ているのではないか。」という指摘、喚起されてはいますが、まだ残る3団地への企業誘致と今後の企業誘致も考慮し、またする必要があります。このたびの監査委員さんのご指摘を真摯に受けとめまして、今後の商工業の発展に努めたいと、努めていく所存でございます。

続きまして、2点目の水道審議会の設置をとのお尋ねでございますが、条例上の設置規程はございませんが、先ほどご質問の中でもありました、今後水道事業を取り巻く諸問題、とりわけ料金改定など、市民の皆様方のご理解、ご協力を賜る案件が多々ございますので、時期を見計らいまして市民の皆様方また議会の皆様方、知識を有する皆様方のご協力を得まして水道審議会を設置して、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

認知症対策についてですが、認知症対策については重要な課題と考えております。今年度は研修会を実施する予定です。それから、現在地域包括支援センター、社協、健康づくり推進課などで連携しながら行っておりますいきいき教室も効果があるというようには考えております。各地でそういった同じような教室も自主的に立ち上がっております。そういった教室が全地域に広がっていくようにこれからも支援していきたいというように考えております。引き続きその講習会については来年度以降も行っていきたいと思っておりますので、合併当初はなかなか対策について手がけることができなかったんですけれども、徐々に事業を広めていきたいというようには考えております。

次に、介護保険料の関係ですが、確かに基金が平成20年度末で多分9,000万円ぐらいになるかと思っております。この事業計画が基本的には3年間で完結するということ

で、本当はその、こういった基金はためていくものではないですので、第4期の（介護保険事業）計画に何千万円かを取り崩して充てるような計画で進む予定をしております。これは策定委員さんにも了解を得て検討してもらわないかんですが、そういった方向で進めたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の2回目の質問にお答えします。

借金を抱えた方の申請の門前払いはないかということですが、保護の申請が出てくれば受け付けをしまして審査を行います。ただ、保護の申請に来る方は借金の額も多くなっておりますので、保護費自体は基準額以上はもう出ませんので、借金返済に保護費を充てますともうたちまち生活が困窮してきます。また保護費で借金を返すということとは不適切ですので、その辺の問題の解決がもう必要になってくると思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、久保信彦です。質問の前に通告の訂正を少しお願いをしたいと思います。繰上償還についての3番目の質問ですが、「公営企業に対する基準外繰り出しを求められるのではないか。」となっておりますが、「基準外繰り出し」の後に、その括弧して「の解消」と入れていただき、それから括弧して「公営企業に対する基準外繰り出しの解消も求められているのではないか。」と訂正をお願いいたします。

それでは、市長に質問をさせていただきます。消費税についてであります。

社会保障の財源を確保するため来年度の税制改正の引き上げという議論がありますが、反対の人が56.6%にのぼり、大多数の人が「引き上げに賛成できない。」と言っています。一番の理由は消費税が庶民の暮らしに過酷な税金だということであります。福田首相が辞意を表明する前の閣僚や自民党総裁候補5名の発言の内容からすると、財政再建にとっても社会保障財源にとっても増税はもはや避けられないものとされています。しかし、実際は国民の反発が高まらないよう地ならしを図りながら進めようというものではないのでしょうか。また、日本経団連の内閣への要望事項は、一番に消費税を含む抜本改革を掲げております。政府自民党は法人税を消費税導入後に42%から37.5%に引き下げ、さらに消費税増税後の1998年には34.5%、そして1999年には30%へと連続でこの減税をしました。つまり、大企業、高額所得者には減税をしながら庶民には増税を押しつけてきたのです。財政再建をする道は国民の懐を豊かにし税金を払える能力を持つようにすることです。国民の生活を犠牲にして財政をよくするという事は古今東西、人類の長い歴史の中でもあり得ないことでもあります。そこでお聞きをします。

今年度も税制改正で（消費税率を）引き上げるという議論がされていますが、本県のこの尾崎知事は消費税増税は慎重姿勢をとっております。このような増税論議について市長はどうとらえているのか見解をまずお聞きをいたします。

それから、2番目であります。香美市には高齢者も多く、逆申請が最も強く働きます。現在の（消費税）5%ですら家計のやりくりが大変な状況の中で、仮に二けたの10%に引き上げた場合、香美市民への影響はどのようになるとお考えになられるでしょうか、お聞きをいたします。

2番目であります。政府管掌保険についてであります。

医療保険改革法では、社会保険庁が全国一律で行ってきた政管保険の業務を全国健康保険協会に移管し、運営を都道府県に分担することが決まりました。10月からは全国均一だった保険料も県ごとにその格差が生じます。自治体の共済組合もそれに連動して年金そして医療の分野で引き上げるのではないかとおもわれますがいかがでしょうか。その影響についてお伺いをいたします。

それから、3番目の契約と議会への報告であります。

1番としまして、毎月発行されている広報香美については内容が充実しており、「生活に役立つ情報が非常に多い。」との声が複数の市民から聞いております。これも企画課編集担当者の努力のたまものであると思います。さて、この広報香美の掲載記事に関してですが、私は1年前にこの情報の公開と入札の透明性を期すために、市民に広く親しまれる広報に市が発注している事業の入札結果を掲載してはどうかと、この質問をしました。そのときの答弁では、財政課で公表しているからとかホームページに載せることを検討しているとしながらも、最終的には検討するということであったと思います、この掲載をしますということであったと思います。しかし、あれ以降一度も掲載されていないということは、1年たった今もまだ検討中ということなののでしょうか、それとも検討が終わって掲載するという結論が出ているのでしょうか。もしそうであるならいつから掲載するのかをお聞かせください。

それと、あわせて議会へも文書で報告することが必要ですが、いかがでしょうか。お願いをいたします。

繰上償還についてであります。

1番としまして、政府は高金利地方債を対象に2007年度から3年間まで、この総額5兆円規模の公的資金補償金免除繰上措置をとりました。繰上償還自体は高金利に悩む自治体財政の改善につながるものでありますが、繰上償還を認める条件として公営企業経営健全化計画を作成をしなければなりません。このことは徹底した人件費の削減や公共料金の引き上げにつながっていくおそれがあるのではないのでしょうか、見解をお伺いをいたします。

財政健全化法の本格施行は3年後ですが、2007年度決算からの適用で多くの自治体では財政健全化志向が強まっています。財政悪化に直面した自治体は財政健全化法に



おける指標等に対してきわめて神経質になっているようであります。もし住民の生活権よりも財政健全化が優先されるようであれば、それは本末転倒であり住民の、住民生活を守るための対応のあり方が問われているものと思います。そこで伺いますが、この繰上償還は財政健全化法の適用の先取りともとれるものでありますがいかがでしょうか。

3番であります。職員数削減について年度ごとの目標設定をしなければなりません。また、簡易水道事業会計1,770万4,000円、公共下水道事業会計2億1,212万6,000円、特定環境保全公共下水道事業会計1億1,746万9,000円の、この公営企業の繰出金についても問われると思います。もちろんこれは基準外繰出金ではないと思いますが、公営企業に対する一般会計からの基準外繰り出しの解消も求められていると思いますがどうでしょうか。

4番であります。公営企業経営健全化計画には、経営計画の経営形態の見直しの項目も盛り込まれ、これらの内容には財政健全化法が目指すものが示されているのではないのでしょうか。例えば、簡易水道は常に給水人口が小規模というだけではなくて、給水エリアに中山間地域を多く抱え、給水人口が人口密度が低いほどこの採算ベースに乗りがたいと言えます。そのために福祉保護水道とも呼ばれています。そうでありながら公営企業経営健全化計画には経営形態の見直しの項目、つまり民間のような経営手法が求められているのではないのでしょうか。見解をお伺いをしたいところでありますが、久保水道課長は非常に答弁が大変のようですが、答弁、質問はしましたけど構いませんのでよろしくお願いします。

(笑い声あり)

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 久保水道課長への思いやりをまことにありがとうございます。久保信彦議員さんの消費税につきましての答弁をさせていただきます。

消費税の引き上げに対する議論は、今大変にぎやかに行われております自民党の総裁選挙でも大変争点になっているわけですが、そうした中で今日本の経済というものは大変厳しい、非常に厳しい局面を迎えておるのもご承知のとおりだというふうに思います。そうした中で財源、特に増税問題につきましては、先ほど言いましたようにそれぞれの候補者が議論をされております。そうしたことを聞く中でも、やはり今消費税を直ちに上げるということにつきましては、ご承知のような時代でございますし、景気が後退をしている中で直ちに引き上げをするということにつきましては、大変厳しい状況にさらになりはしないか、景気の回復を目指す中でそのことが水を差すことになりはしないかということも危惧をされます。しかしながら、年金、福祉、医療など社会保障の維持や、また長期的な日本の財政のあり方からすれば、やはり消費税の引き上げは避けられないのではないかというふうにも考えております。今後その時期としましては、やはり景気の動向あるいはまた経済状況を見定めた上で慎重に判断をすべきではないかというふうに認識をするものでございます。

また、増税をされた場合、香美市民への影響ということでございますが、当然消費税がアップをされますと市民にも少なからず影響があるというふうに考えられます。一時期でありましてもやはり消費の減退、また同時に買い控え等も起こるということも予想はされるわけでございますので、そうした市民に対する影響も少なからずあるということとは認識をしなければならないというふうに考えます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 久保議員の政府管掌保険の法人化に伴う市町村共済組合の影響についてのお尋ねでありますけれども、この質問通告を受けまして大変びっくりいたしましたして、その後いろいろと動向調査なんかをしましたところですが、特にその新しい情報が入ってきているわけではなくて、今言われた、議員がご説明されたような内容だけしか伝わってきていません。そういうところからしまして、この市町村共済組合への影響は直接的にはないものだというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうから久保議員さんの契約と議会への報告の件についてお答え、ご答弁申し上げます。

住民の方が広報香美を熟読していただくことにつきましては非常にうれしくは思っております。昨年私が、当時（財政課長）ではないんですが広報掲載についての検討をするということについて、答弁してるといふことの引き継ぎは受けております。現在その検討の結果、ホームページ（へ載せる）ということになっております。ホームページへ載せるということにつきましては、広報はいわゆる、ご存知のようにこの4月から（発行が）月2回が1回になってます。それと紙面の都合もございまして。いわゆる入札結果というのはこういったような形で載せてます。これには何が載るかといいますと、入札件名、入札日時、入札場所、落札業者、契約金額、指名業者が何件それから予定価格、最低制限価格、工事場所、契約日、着工、完成日、工事の種別、工事の概要と、これが1件です。これを広報の紙面に載せると何ページにもなります。それともう1つ、ホームページのほうが広く、迅速に周知徹底できます。というのは午前中だけで入札がありましたら当日のうちにホームページに載せてます。遅くとも明くる日には載ります。そういったことで現在ホームページを活用させていただいておるといふ結果になってます。なお引き続き、財政課の閲覧所においては常時こういう形のものを閲覧できるようにしております。

それと議会への報告する義務が、必要があるのではないかとございまして、契約そのものは自治法上の、第二節、権限の中の議決事件、第96条第5項で政令で定めるもの以外は議会に付す必要がございません。それで第96条第2号に議会への議決事件としまして予算を定めることとなっております。いわゆる契約の締結そのものは議会の議決を得た数字、予算の執行でございまして。これは長の権限に属するものです。ですから通常の契約行為については報告義務は何も負っておりません。ただし、重要な経

済行為にかかっている契約につきましては住民の利益の保障ということがありますので、第96条第5号の中で議会に付しなさいと、これが1億5,000万円以上の建設でございます。続きまして、この議会の議決を得た案件について修正とかいろんな契約変更があった場合に随時、（地方自治法）第180条第1項に基づきまして議会へ報告する義務があるというふうに法令ではなっております。議会にも報告の必要があるではないかということでございますが、これは議員さんの要望であると受けとめております。ただ、私ども日常、件数におきまして平成19年度の実績を申し上げますと、入札件数は、工事176件、委託37件、物品25件、合計238件です。入札開催日数は、1年間大体52週ありますが45日、週1回です。これを一月、1回、1日大体5件強、それから月に直しますと20件。これを議会ごとに、三月でありますと大体60件、こういったものを毎議会へ報告するというにつきましては、事務量的に考えましても今のところ考えておりません。よろしく。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和明君） 久保議員さんには同姓のよしみもありまして、温かいご配慮ありがとうございます。改めましてご迷惑をおかけしたことをおわびいたしますとともに、ご無礼をお許しいただきたいと思っております。

それでは、久保議員さんの4番目の繰上償還についてご答弁させていただきます。

まず1点目の、繰上償還が認められる要件として公営企業経営健全化計画を策定しなければならなくなっているが、徹底した人件費の削減、公共料金の引き上げなどにつながっていくおそれがないかとのお尋ねにお答えさせていただきます。

今回の補償金なしの繰上償還の対象会計は、一般会計、水道事業企業会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の4会計が繰上償還の対象会計でございます。そのうち公営企業経営健全化計画の経営改革促進効果は、水道事業企業会計におきましては水道使用料金の未収金の徴収対策、維持管理費とサービス供給コストの節減、合理化、職員給料費などの適正化によりまして、平成19年度から平成23年度まで5年間で2,300万円の改善額を計画し、承認を得ております。また、簡易水道事業特別会計におきましては水道使用料の未収金の徴収対策、それとご質問にもありました職員数の純減によりまして人件費の総額削減によりまして、5年間で改善額を8,200万円を。また公共下水道事業特別会計におきましては下水道接続率の向上による有収水量の増加、下水道使用料の収納率の向上による収入の確保と集中改革プランとの整合によりまして職員数の適正化によりまして、5年間で7,100万円の改善額を計画し、承認を国のほうから得ております。今回計画の公営企業の経営健全化策には、ご指摘されました人件費の削減計画が入っております。職員負担は増しますが、限られた人員で職務に当たりたいと、このように考えております。また、公共料金の引き上げにつきましては議会の同意が必要なため今回の計画には入っておりませんが、今後におきましては財政健全化には避けて通れない問題でございますので、受益と負担の原則それと応分負担の観点か

ら慎重に検討したいというふうに考えております。

続きまして、財政健全化法の先取りともとれるがどうかのご質問ですが、まさにお見込みのとおりでございます。平成19年6月に施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が策定がされました。財政の健全化に資するために国の施策としまして、国が貸し付けた5%以上の高金利の起債の残り、償還金の償還利子を援助しまして、地方の公債費負担を軽減するものが今回の繰上償還でございます。ちなみにこの有利な繰上償還のメリット額といたしまして、水道事業企業会計にありましては2,440万円、簡易水道事業特別会計におきましては6,550万円、公共下水道事業特別会計におきましては正確な数字がわかっておりませんが1億6,000万円ぐらいだろうと思っておりますが、このような高額なメリット額がございます。

続きまして、3点目のご質問の公営企業に対する基準外繰出金解消も求められているのではないかとご質問でございますが、このことは一般会計側の話ですが、基準外繰出金は、一般会計が支出しています各特別会計の歳入不足によります収支差、補てん金で支出側の、一般会計の財政健全化計画によりましては公営企業会計に対しまして公共料金の見直し、公営企業健全化などを指示されております。また市税等の、一般財源による基準外繰出金の縮減にも努めることというふうにされております。また、今回市の監査委員さんから平成19年度決算審査意見書におかれまして、例年の意見書と多少異なりまして文末に「しかし」と続きまして、この基準外繰入金のことを実質赤字決算であると警鐘を鳴らしています。今後におきましては市民の皆様方の理解、ご協力のもと基準外繰出金の抑制に取り組んでいく所存でございます。

最後の4点目のご質問の、民間のような経営手法の導入が求められているのではないかとご尋ねでございますが、まさにお見込みのとおりでございます。民間経営手法を導入でなく見習ったらよろしいかと思われま。地方公営企業法によります会計の運営維持が基本でいろいろございます。今回の公営企業の財政健全化計画及び水道ビジョンにも策定しましたとおり、民間経営手法の利点を生かしながら維持管理業務などの第三者への包括委託につきまして検討しているところでございます。結果、経営コスト縮減効果を期待しまして維持管理費の経営健全化に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番。

まず、1点だけ市長にお伺いをしたいと思います。まず日常、皆さんもそうであると思いますが朝起きて何をしますか、顔を洗うんですよ。まず顔を洗う、そして蛇口をひねると。そしたらこの、はい税金でしょう？税金、その蛇口をひねれば税金と、そしてごはんを食べる、これも税金になります。ごはんを食べるときには大金持ち、何千万円、何億円の大金持ち、この人も食べるときには2杯、朝まず食べても2杯、それ以上は食べませんね、その場合に税金は庶民も大体同じことです。庶民にかかる税金はやっぱり

同じようにかかってくるわけですので、これは所得から言えば当然税金が高くなるわけです。高いというのは、税金は（所得に）対して高いわけですが、それで所得（が多い）の人は（税金が）高くなるわけですね、そういうことであります。それから大企業、法人税への減収分ですね、今までの減収分165兆円と、160、5,000億円と言われております。（後に「165兆円」と訂正あり）そいでこの間の消費税の税収は180兆円（後に「188兆円」と訂正あり）と言われております。ほぼ同額であります。こういうことですから本当にこの、さらに10%へと（消費税を）引き上げるということは大変なわけですね。そのことについて直ちに、市長は引き上げることには（景気回復に）水を差すと、このように言われましたが、増税は避けられないものであると言われましたが、これについて、この大企業への減税、（消費税の税収）180兆円（後に「188兆円」と訂正あり）と、ほぼこの消費税の税収と一致するわけですが、どのように思いますか。まずそれを1点尋ねたいと思います。

まず、この政府管掌保険であります。1月に確かに共済年金が上がっております。そして、9月には共済保険料が上がっております。これを含めると町（市）の財政負担がどれくらいになりますか、お聞きをします。

それから、議会への（契約の）報告であります。この件は私もはっきり覚えておるわけですが、ちょうど昨年9月定例議会でありました。そのときに私の1回目の質問（答弁）でしたか検討すると、こういう、1回目の（答弁）ときに検討するというわけでした。そして2回目のときに検討するでは、どうもこれは後先になるのか、そして前向きな検討をするのかということについてはわからないのでもう一度はっきりした答弁をお願いしたいと、こういうことでありましたが、そしたら2回目の答弁ではやりませぬ（答弁は「検討をいたします。」というもの）と、こういうことでありました。それと先ほどの答弁とは矛盾するのではないかと、私はそのように思いますがこの点はいかがでしょうか、お答えを願いたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 久保議員、議事録のほうに単位がきちっと載りますので、後では直せませんので、あなたの発言時間の中であつたら訂正は議会の承認がなくてもできますので正確な数字を言ってください。「160、5,000億円」といいますと、1,000億の次は兆になりますのでそこな辺もきちっと単位を言うておかないと、この議事録は県にもいきますし、一般の情報公開でなくて情報提供で市民にもすべて渡りますので、議会の品位にもかかわってきますのでその点訂正しておいてください。壇上で、質問席で。

○12番（久保信彦君） 訂正をします。「大企業への法人税減税分160、5,000億円」であります、165兆円か、「165兆円」であります。そしてこの間の消費税増収は「188兆円」と、ほぼ一致するわけであります。

以上、訂正をいたします。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○**税務課長（高橋 功君）** 久保議員の消費税について2回目のご質問にお答えをいたします。

消費税、ご存じのように本来は消費税等と申しまして、国税が消費税4%、都道府県税が1%、合わせて5%ということになっております。国税、都道府県税でありますので、この税のことについては市町村のほうは干渉しないといえますか課税をしないわけです。この分につきましては当然市長が申しましたように、この消費税率が上がれば市民の方に少なからず影響は出るということでございますが、現在のところはどれぐらい上がるとか税率がどうなるかとかいうことがまだ全然決まってない状態ですので、ちょっとこれについては市長が申しましたように何とも言えないというところでございます。それと法人税につきましても、これは国税ですのでその関係とかいうことについてはちょっとわかりかねるということでございます。

以上です。

○**議長（中澤愛水君）** 総務課長、法光院晶一君。

○**総務課長（法光院晶一君）** 政府管掌保険に関する2回目のお尋ねについてお答えをしたいと思います。

この間共済組合の保険料が値上げをしておるのではないかとということでもありますけれども、値上げはしてもらいたくないですけど、これは、この法人の見直しによって値上げをしたのではなくて、毎年毎年これ見直しをしておりまして上がっておるということですので、これは関係なくこの値上げをしておるということだと思います。

しかしながら、年金に影響したのではないかとというようなお話がこういろいろされておりましたけれども、整理をして申し上げますと、保険っていうのはいわゆる健康保険と年金とがあるわけですし、その政府管掌保険というのは健康保険組合に加入してないところでの被用者を対象にした、そういう中小企業の従業員などを対象にしたものが政府管掌保険と、こういうふうになってきます。市町村共済組合は市町村に勤める職員を対象にしておるということなんですけれども、これは健康保険というか我々のほうでは短期というふうに呼んでおりますけれども、そういう保険があります。これはまた別々の仕組みでありますので直接関係はないと申し上げました。ただ、年金に関して言えば、この間の年金の改正がありまして、2階建てですとか3階建てであるとかいうことで国民年金に、その規則的な部分について合わせようというようなことで、等しく他の年金を構成するものについても拠出を求められたということで市町村共済も影響を受けたということは言えると思いますけれども、今議論されておるのは、これは健康保険のほうでございますので直接は関係ないということでございます。

○**議長（中澤愛水君）** 財政課長、後藤博明君。

○**財政課長（後藤博明君）** 久保議員さんの2回目のご質問にお答えします。

確認したいですが、広報掲載と議会へ報告をするという約束をされておったということでしょうか？広報への掲載につきましては、私の引き継ぎの中では「検討することと



地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員



平成 2 0 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 0 年 9 月 1 9 日 金曜日

平成20年第4回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成20年9月10日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月19日金曜日（会期第10日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環 境 課 長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	林 政 課 長	岡 本 博 臣
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住 民 課 長	山 崎 綾 子	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
保 険 課 長	岡 本 明 弘	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮 地 和 彦	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広  
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀  
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成20年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第4号)

平成20年9月19日(金) 午前9時開会

日程第1 一般質問

① 2番 矢野公昭君

② 4番 大岸真弓君

会議録署名議員

23番、坂本 節君、24番、山本芳男君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長(中澤愛水君) おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をいたします。21番、西山武君は通院のため遅刻という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

日程に入る前に、12番、久保信彦君から発言を求められておりますので許します。

○12番(久保信彦君) おはようございます。久保信彦です。12番。議長のお許しをいただきましたので発言をさせていただきます。

昨日の私の質問で不適切な部分がありましたので、その3回目の質問を全部取り下げていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

○議長(中澤愛水君) ただいま久保信彦君から昨日の一般質問の3回目の質問を取り下げたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか、取り下げること

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。よってそのように決定をいたします。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

2番、矢野公昭君。

○2番(矢野公昭君) 2番、矢野でございます。皆さん、おはようございます。私も今まで何回か質問をさせていただきましたけれども、「おはようございます。」と言われるこの時間帯の質問は初めてございまして、何か爽快感を持っております。願わくばこの爽快感が質問終了時まで続きますように、市長、よろしく願いをいたします。それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、教育関連で2～3質問をいたします。

榊原英資さんという方が出しておられる本の中で、「世界は今、数百年に一度あるかないかの大転換期にあるのに、その変化に対応できていない日本、日本経済を支えてきて土台が大きく崩れてきたと言えるが、その影響が最もあらわれているのが教育現場だと言える。今後日本経済を立て直すのに必要なものは技術と知識と情報であり、そのすべてを下支えするのが教育である。」と、このように言っております。私も同感であります。先の6月議会におきまして、数名の同僚議員の方々より教育長に対し質問がありました。それに対します教育長の数多い答弁の中から少し抜粋をしてみました。「教育現場では、話し合いによって、共通認識を持って事に当たるように今後も取り組んでいく。また、家庭は子どもの教育に対し大変重要な場であると認識をしている。教育の成果はすぐにあらわれるものではない。」とも言われ、次には、「外部評価により外部の方から評価をしてもらい、学校の実情を知ってもらうことが重要であり、外部評価は今

後も続けていく。」これらを抜粋し質問をいたします。

まず1つ目には、「教育現場では、話し合いにより、共通認識を持って事に当たる。」と言われておりますけれども、だれと、そしてまた人数はどれぐらいでの話し合いであるのか。そしてまた、共通認識とはどのような事案についての共通認識であるのかをお尋ねいたします。

次には、外部評価についてお聞きをいたします。外部評価には学校関係者評価と第三者評価、この2つがあります。以前には当事者評価、設置者評価そして第三者評価の3つがあったようでありますけれども、今は概念上2つになっているようであります。本市の場合は学校関係者評価として先生方が行うところの自己評価を参考にして評価をしているとお聞きをいたしております。いずれにしろ学校を評価するということは、その教員を評価することになると考えております。教育長の6月議会での答弁の中で、「外部評価により学校の実情を知ってもらうことが重要である。」と言われております。それにつきましては私もそのとおりで思っております。ただ、教員になるための高度な教育を受け教職についての方々が、学校関係者と言えども他人からの評価を受け、何をどのように正していくのか疑問であります。それよりも個々の教員が教育者であることへの誇りと信念と責任を持って事に当たり、社会で通用する、これは私の考えでありますけれども、前に教育長に聞いたような気もいたしますけれども、社会で通用する、社会で生きていける、そして社会に迷惑をかけないと、このような社会人になるための教育を行っていくのが教員本来の姿であると私は考えております。しかしながら、これがまたころころと変わってまいります、いわゆる猫の目行政といいますか、教育関連につきましてもころころと変わってまいります、この教育施策。そしてモンスターペアレントに代表されますところの保護者からの学校、先生方への無理な要望等を考えましたときに、教員の方々が個性を出し、そして自分の思いを素直に子どもたちにぶつけていく、そして接していく、それはかなり難しいとは考えております。6月議会での教育長の答弁で、「家庭は子ども教育に対し大変重要な場だと認識している。」と、私ここまで先ほど申しました。その後続く教育長の言葉があります。それは「家庭教育は大変重要だと認識をしているが、またそれぞれの家庭事情、内情のいろんな違いの中で子ども教育は本当に難しい。その家庭にどのような支援をすればよいのか、本当に難しい。」このように家庭教育に関して本当に難しいとの声を振り絞っての連発が、家庭教育の重要性を深く認識しながらもそれが全うできないことへの教育長のジレンマであり、その胸中を察するときにも私も胸が痛み張り裂けそうな思いをしたのであります。がしかし、思いは思い、質問は質問でありますのでお聞きをいたします。それぞれに違う家庭環境、事情の中にいる子どもたちではありますけれども、今後20年あるいはまた30年後の日本を背負っていくべきこの子どもたちに対して、教育者として先生方はどのように接していくべきであるのか。そして個々の人間がそれぞれの考え方、性格が違いますように、教員と言えども同じく性格、考え方そして行動もおのずから違うのが当然であります。外

部評価また保護者からの無理な要望等によりまして、教員として、また人間として大事であるところの個性というものが抑えられてはいないか心配をすることがあります。そこで質問です。

外部評価によるところの学校へのメリット、デメリット、そして現場教員への影響をお伺いをいたしますとともに、厳しい現場状況とは思われますけれども、いかなる状況でも、いかなる時代であっても変わってはいけないと思われる教員本来のあるべき姿をどのようにとらえているのか、教育長の見解を問うものであります。

次に、日本政府の国家としての長期見通し、戦略と、それに関連した本市の方向性について市長に伺います。

ご承知のとおり、今日本政府の累積赤字、これは国債借入金そして政府短期証券、それらを合わせますと平成20年6月末現在で848兆円余りあります。それが毎年20兆円余りふえ続けているのが我が国の台所事情であります。我々日本人は今、高度成長期の遺産を食いつぶしながらバブル時代そのままの生活水準を維持しようとしているといたしております。毎月の生活費を借金に頼っている家庭がやがて破たんを免れないように、このままでは日本政府そして国民も、やがては破たんをするのは目に見えておるところであります。日本政府は今国家としての長期見通し、戦略を描く力を失っているとしたら考えることができません。そのような考えに立った上で質問をいたします。

政府が国家としての長期戦略を描く力を失っているのであれば、国の指示どおり動いてきた今日までのやり方を本市も含め各地方は部分的に見直すべきではないのか。見直しをしながら本市として生きていける道を、市民の方の理解を得ながら進むべきではないのか。日本政府の国家としての長期戦略に対する考え方と、それに関連するところの本市の方向性について市長の見解を問うものであります。

以上、お聞きをいたしまして1回目の質問終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） おはようございます。矢野議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の学校現場での共通認識についての考えであります。例えば具体的にお話させていただきますと、香美市における校長会なんです。毎月1回開催をしております。その校長会の中で、例えば香美市の教育の進むべき方向について、あるいは教職員の研修のあり方について、さらに児童・生徒の実態であるとか、学力向上への取り組み等について話し合いを絶えずしてきております。基本的にそういったことにつきましても教育委員会としての考えを一方的に押しつけるのではなくて、それぞれの校長先生方の意見も率直に出していただきながら、互いに意見を交流し合い、共通理解を図りながら進めていきたいと考えております。またそういう方向で校長会も進めてまいりました。ただ、議論を尽くしてもなかなか共通点が見られない場合もございます。そういう場合に最終的な判断を教育委員会として、あるいは教育長として下さなければいけな

いときもあると考えています。そういうときには明確に教育委員会としての考え、私の考えも出していききたいというふうに思っていますが、基本的にそういう共通理解を図って進めていくことを大切にしていきたいと考えています。また、そのことはそれぞれの学校においても基本的に同じ考えで進めていると思っております。学校における基本的な方向性を話し合う、例えば企画委員会あるいは研究推進委員会等の委員会がございます。それぞれの担当の教員であったり、あるいはかかわりのある各学年の代表であったり管理職、あるいは養護教諭であったり、それぞれの代表の者、数名程度ですけれども集まりまして、基本的な方向性等について話し合いをし、そして話し合ったことを職員会の場で全教職員に提案をし、そして全教職員で、その話し合いの中ではけんけんがくがく意見を戦わせる場面もありますけれども、そういった経緯を経て共通理解をしたことについては、全教職員で1つの方向に向かって進めていけるようにしていきたいと考えております。そのことは、またそれぞれの部会等についても同じであります。例えば課題対応委員会と名前をつけたり、あるいは不登校対策委員会であるとかいうふうな個別の課題に沿って部会を開く場合もあります。そういった課題等についての話し合いについても、該当する学級担任や管理職、人権教育主任あるいは養護教諭、該当する担任等で、実際に今それぞれの子どもがどういった課題を持ち、その中でどういう取り組みをしているのか。その取り組みをした結果として、今子どもたちがどんな実態であるのか。今後、ではどうしていったらいいのかということについて話し合いをしていきます。そして、その課題を持っている子どもの担任だけがかかわっていくのではなくて、学校全体として職員会でもそのことを提案しますので、学校全体として基本的に同じ理解を持って子どもに当たっていききたいということでの共通理解を図っているというふうにお話をさせていただきました。

2点目の、学校の外部評価と教師のあるべき姿ということについてお答えをしたいと思います。

本当に社会の激しい変化の中でさまざまな課題が子どもたちにも直接、間接、大きくかかわってきており、子どもたちも、10年前、20年前と比べますと本当に大きく子どもたちの姿も変わってきているように思います。そのことは、また保護者の方々の考え方も多種多様でさまざまな意見があります。それは当然でもあろうかと思えますけれども、学校が取り組もうとしている方向に対してもさまざまな意見があることは事実です。すごく協力していただく、くださる保護者の方もたくさんいますけれども、そんな方ばかりでもありません。どちらかというとなら無関心、振り向いてなかなかいただけない状況もあったり、またよいと思って取り組もうとしていることに対してもさまざまな意見があり、批判的なご意見もあることは事実です。そして、議員さんも言われたように、なかなか無理ではないかと思われるご意見も、要望もある。そして、そのことについてどうしていったらいいのかと悩むことも、現場として大変多くなっていることも事実であります。しかしながら教師のあるべき姿という点では、私はこんなふうに考えています。

賛成の意見ばかりあっても本当の意味で向上できるのか。さらにいい方向へということ考えたときには、反対意見こそやっぱり大事にしなければいけないのではないかというふうにも考えています。教師としては、やはりさまざまな意見もやっぱりしっかり受けとめ、そしてそれぞれの意見を交流し合い、根気強く学校の取り組もうとしていることも説明をしわかってもらえるように、一步でも前へ進めるように説明責任を果たしていく、これが教育者としてやっぱりあるべき姿ではないかというふうに思います。もちろん専門的な教育者としての知識も学んでいる、そのこともあります。また、それぞれ教育に対する、自分としてはこうありたいと、こういきたいと思う信念といいますかね、そういったものもあります。しかしながら、幾らいいと思う考えでも自分1人ではやっていけないわけですので、たくさんの方の理解をいただけるように努力をしていくことが今の教育者として求められているというふうに思っております。

また、学校評価の取り組みについては、本年度から全国すべての小・中学校で自己評価を行い、そしてその自己評価の結果を公表する義務が課せられています。また、第三者評価（後日「学校関係者評価」と訂正あり）、先ほど外部評価という言葉方をしましたけれども、今第三者評価という言い方をすることが多くなっていると思いますが第三者評価を実施する、これは努力義務が課せられております。香美市では平成18年から県内1地域、文部科学省の指定を受けてこの学校評価の取り組みを続けてきました。まだまだたくさんの課題が残っておりますけれども幾つかの成果もあっていると、上げてきているというふうに思っております。学校の悩みやあるいは解決までには至らないけれども取り組んできた努力について理解をしてくださり、一緒に取り組んでいこうとしてくださっている方々がふえていることは大きな成果の1つだというふうに思っています。また、この学校評価あるいは第三者評価の中で厳しい指摘もあって当然だと思っています。しかしながら、厳しい評価が単なる非難であったりということではなくて、なるほど、確かにここはもっと努力をしなければいけないと思えて、取り組んできてよかったと思えるような第三者評価、学校評価にしていきたいということで評価委員さん方も日常的に学校に来てくださって、ふだんの子どもの様子や先生方の取り組みを見て、聞いてくださっていますし、参観日であるとか学校行事の機会ごとにおいでくださって、見てくださっている評価委員さんも本当にふえていまして、ありがたく思っています。また、学校もやっぱりそれだけの評価にこたえられるように、なかなかわかっていただくための努力というのも大変ではありますけれども、資料の提供等も含めて学校では努力を続けていると。少しずつではありますけれどもいい方向へ進んでいるのではないかというふうに私は考えています。

十分ではないかもしれませんがお答えとさせていただきたいと思えます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。矢野議員のご質問にお答えをさせていただきますが、矢野議員の先ほどのご質問、お聞きをいたしました。我々執行部は答弁



をつくるのに、通告をいただいてそれに沿っての答弁をつくっていくわけではありますが、なかなか矢野議員のご質問は、私に対してのご質問はなかなか大きな部分から、そして最終的には市の行政をということで大変身に迫るような思いをしながらお聞きをしてきました。十分なお答えにはならないと思います。評論家じみたお答えになるかもしれませんがお許しをいただきたいというふうに思います。

ご承知のとおり、先ほど矢野議員も述べられましたように今大きく、世界を含め日本も経済さまざまな分野の中で大きく転換をいたしております。いつも私も申し上げておりますが、今本当に政治、経済ともに全く先行きの読めない、不透明また不確実な時代を迎えているというふうな気がしてなりません。そして、同時に世の中は閉塞感が充満をしております。そうした中で国の長期戦略もまた世界、国家間の課題や問題の中でそのことも見直しを余儀なくされることも多い時代であるということも、今の時代でございます。そうしたことは必然的に国の将来ビジョンにも大きく影響を与える結果となってきております。例えば、サブプライムローンから始まりましたアメリカの経済危機、金融危機、今新聞紙上をにぎわしていますリーマンブラザーズの破たん、またAIGのいわゆる経営危機、そうしたものが世界各国に大きな影響を及ぼしておりますし、また日本の国家戦略の中にも大きな影響があるというふうにも報道もされておまして、事実そうしたことが一つの長期的国家の描いておるビジョンをやはり変更せざるを得ない部分もあるのではないかと、そんなふうに素人ながら考えるわけです。また、国内の実情を見ても、先の小泉内閣の中で大きく構造改革がなされてきたわけです。一定構造改革をしたという役割も果たしてきましたが、しかし、一方では都市と地方との格差問題であるとか、あるいは社会保障問題など新たな問題も生み出すこととなりました。そして、その結果後始末に追われた安倍、そして今の福田政権も国民の政治への信頼回復を果たすことはできずに終焉を迎えようとしておるわけでもあります。そうした中で今大事なことはいかに政治が国民の信頼を得るかであり、そのためには地方の声に耳を傾け、地方の現実を見直し、そして直視するということが大変大事であろうと思います。そうした中でこの国のあり方、そしてありよう、将来の方向性を国民に自信を持って示すことであろうというふうに思っております。そうした背景が今国にあるのではないかとというふうに常日ごろ考えておるわけでもあります。そうした中で、じゃあ地方はどう生きていけばいいのかということも大きな課題になってきております。今国と地方との関係、あり方、そうしたものが問われておる中で、地方分権が一定進んできております。この地方分権も国の押しつけによる地方分権でなく、やはり地方が必要とする、地方がしなければならない地方の役割としての地方分権でなければ、国の押しつけの地方分権であってはならない、そんなふうに思っております。また同時に論議がなされております道州制も国と地方のあり方の中で今議論がされておるわけございまして、そうした推移を見ながら、そして同時に我々のこの団体であります市長会あるいは知事会また町村会、そしてそれにそれぞれの議長会があるわけです。地方六団体と言われておりますが、そう

した代表者の中でやはり地方と国とのあり方、そうしたものをきちっと詰めていって、そして本来の地方のあるべき姿、国のビジョンを示す、そうしたことが今大事ではないかというふうに思っております。ただ、我々地方におる者としましては財源を持たない、いわば財源が本当に脆弱な地方であるわけでありますので、国と地方の関係もそうした財源の中ではどうしても独立をしていくというところへはいかないわけでございますので、そうした関係をきちっと、いわゆる国と地方の関係を新たにしながら、そして見直しもしながらやはり将来ある、地方あつての国であるということを見据えての国づくり、そして地方を大事にできる政策、そうしたものを持ってもらわなければならない、そんなふうに思っております。議員のご質問の中でも各地方が今見直すべきものは見直さないかんじゃないか、当然そうしたことも大事でございます。そうした政策的な分野の中で見直すべきは見直していかなければなりません。しかしながら我々この行政の現場にいる者は、3万人市民の日々の生活に責任を持った行政を進めていくことが我々の最大の務めであるわけでありますので、そうしたことも400人余りの職員一人一人が考えながら、そして最善の手段をもって行政を遂行していっておるというふうに私自身思っておりますので、そうした状況にあるということをおつなぎをさせていただき、また議員のご指導もいただきたいと、かように考える次第でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野、2回目の質問をさせていただきます。

お二方とも大変詳しい説明をいただきました。特に市長からは思いもよらない詳しい説明をいただきましてまことにありがたく思っております。あと教育長に2つぐらい、そして市長に1つ質問をさせていただきます。

先ほど教育長は「外部評価、今は第三者評価と呼ばれておる。」と言いましたけれども、この第三者評価というのは専門家が行う評価だと自分は認識をしておりますけれども、外部評価を第三者評価と呼ぶと、それで認識させてもらって結構ですかね。

○教育長（明石俊彦君） ちょっと説明させていただきます。

○2番（矢野公昭君） ほんならお願いします。

そして、この学校評価なんです、この学校評価というものはその結果を公表するということが義務づけられておりますけれども、最近言われますところの学校選択制、これは賛否両論あるところでもありますけれども、こうなった場合にこれが非常に判断材料になってくると、このように思われておりますが、思われておりますといううちに自分は思っております。思っておりますが、もしこの選択制になった場合に、この外部評価、外部評価といいますか学校評価が非常に重要性を帯びてくる。その重要性を帯びてくる中でも、当然のことながら評価のよい学校に子どもが集まってくると。それがまた反面疲弊をする、いわゆる生徒数の少なくなる学校が当然出てまいります。これは選択制には、議長、きょうの質問、これ構んですか。関連がありますので。

○議長（中澤愛水君） 構いません。

○2番（矢野公昭君） 構いませんか。どうもすみません。

そういうことで非常にこの選択制をやることによりまして疲弊をする、廃校になるという、こういう学校が出ろのかなど、このように思っております。そしてまた学校現場教員の中でも、この学校評価につきましてはかえって格差を広げるのではないかと。これは先ほど申しました選択制、これにつながるという考えもあろうかと思えますけれども、外部評価により学校間の格差が広がるのではないかと、このような考えが教員間の中ではかなりの部分残っておるように認識をいたしておりますが、その件に関してお尋ねをいたします。

そして昨日の、教育長、よろしいでしょうか。よろしいです？はい。昨日の比与森議員からの質問に対する教育長の答弁で、先ほども答弁いただきました、これは関連しておりますが、ある意味。「学校間の取り組みがばらばらであってはいけない。」と、このように申しました。私は学校それぞれに特徴があってそれでよいのではないかと、このように考えております。取り組みが一緒ということは、ある意味個性のある子どもたちではありますけれども、ある意味似たような子どもができてくる。昔からよく言われます、もう今の若い者は知らんと思うんですがどこを切っても金太郎と、このようなあれがありますけれども、そのような個性のない子どもが育ってはいけなないと。今特に国際化になっておりますけれども、外国人が日本人を見てよく思うのは個性がないと、ものを言わないと。横一線に並ぶのが日本人であって、自分の思いを素直にぶつけることができない日本人、これはよく見られておりません。そういう意味におきまして、協調して、同じ考えを持って取り組むのはある意味いいとは思いますが、それによって特徴のない子どもが世の中に巣立っていくということになりますと、これは先ほど言いましたように、今後国際化に対しまして非常にマイナスになりはしないかと、このように思っておりますがその点お聞きをいたします。

そして、市長に1点だけお伺いをいたします。これは本市の方向性というものであります。

昨日、一昨日ですか、山崎晃子議員のほうからもこの質問がありました。市長はそのときの答弁の中で、「私1人でまちづくりをやっているものではない。香美市のまちづくりとしての構想、それをもとに行っている。」と、このように答えがありました。それはそれで私も結構だとは思いますが、しかし、この香美市の、本市の目標が「輝き・やすらぎ・賑わい」ということでもあります。それはもう皆承知をしておるところでありますけれども、大きなほう为目标としては非常によいと。しかしながら私はやはり香美市としての方向性が今見えていないのではないかと、このように思うものであります。例えば、よい例が土佐市、これが教育支援といいますが子育て支援の一環として保育の無料化ということ打ち出しております。無料化といいますときに3人目が無料化になると、このようにござります。本市も半額補助、あるいは3人目については10分の

1 ですか、たしか。そういうふうになっておりますけれども、ただ土佐市との違いは、本市の場合は同じ保育園に 2 人あるいは 3 人と、こういう場合について半額、10 分の 1、土佐市の場合はたしか、ごめん、これはすいませんはっきり記憶をしておらんですが中学生くらいですか。そこに上の端の子がいくまで、2 人目、3 人目についても、保育園に例えば 1 人しかいなくても 3 人おればそれができるということで、非常に画期的な施策ではないかと、そのように思っております。これは、ひいては無料化だけではなく、その後にあるのは少子化に対する対策、そしてまた人口定住化、あるいはその市が人口の増加をさすための対策であると、このように考えております。そういう意味から、土佐市を見た場合には、本市と比べてもいけません、土佐市を見た場合には土佐市の方向性として子ども教育環境をしっかりとすると、それにより人口を定着させる、増加をさす、このような方向性が内外にはっきり見えてまいります。このような方向性が香美市に必要ではないか。また、先ほど市長は答弁の中で財源がないと、限られた財源だと、このよう言うておりましたけれども、確かにそれはそのとおりであります。しかしながら、少ない財源をどこに使うか。例えば、先ほど言いました土佐市のように、あるいはまた本市におきましても幾つもある行政の中でこことここは大事だと、そらすべて大事であるということはわかっておりますけれども、その中で特に大事であるというところにその少ない予算を配分する、そしてそこを充実さす。それについては、予算を配分するということは他の行政、これから予算を削減するということにつながります。そこにつきましては、その削減された関係団体あるいは関係者にしっかりした説明をし理解を得て協力をしていただきながら進めていかなければならないのは当然でありますけれども、本市としてそういう方向性というものについて、先ほど私が言いましたような中で方向性というものについて今までどおり全般にやっていくのか、それとも何か 1 つでも 2 つでも香美市はこうであるという、そういうふうなお考えがあるのかないかを質問いたします。

以上、2 回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 矢野議員さんの 2 回目のご質問にお答えしたいと思います。

まず、第三者評価（後日「学校関係者評価」と訂正あり）が専門者の評価なのかということについてのお答えですが、その専門家ということが、例えば元教職員であった者の評価とか、あるいは大学の教授のような方を指しているのかということと言えますと、必ずしも専門家と言い切れない。今現在香美市で行っているこの第三者評価（後日「学校関係者評価」と訂正あり）委員さんになっていただいている方は P T A の役員の方であるとか、あるいは教職員の O B、元校長先生であったり教頭先生であったり教職員である方にも入っていただいています。また地域の有識者の方、教育に対して見識を持っておいでの方、そういった方に入っていただいで自己評価を、教職員のあるいは学校の自己評価をもとにしながら現実の学校のさまざまな活動を見ていただいで、そして評価

をしていただくという形の評価をしているところでもあります。そのことが学校格差や選択制につながっていくのではないかというふうなご質問だったと思いますが、確かにそういう部分の心配といいますか、ないとは言えないと思いますが、基本的に、先ほどもちらって言わせていただきましたように学校が取り組んできてよかったと、努力をしてきてよかったと思えるような評価にということが基本線にあります。だから、すべての学校が同一基準の中でということではなくて、それぞれの学校の特色ある取り組みもきちっと評価をしていただけるような学校評価でありたいというふうに考えていますし、学校格差を助長したり、あるいは単純に学校選択制へ結びつけていく考えはございません。

また、私の昨日の答弁の中で学校間の取り組みの違いがあるわけですが、そのばらばらなという表現をしたことが余り適切でなかったのではないかと考えておりますけれども、私はこんなふうに考えているわけです。それぞれの学校の取り組み、自主的な取り組みも大事にしたいと。また実際それぞれの学校でそれぞれの学校の課題がありますので、全く同じ取り組みをしているわけではありません。それぞれの学校にある課題を解決するために、それぞれの学校のしなければならない取り組みがありますので、それは大事にしたい上で、しかしながらそれだけではいけないのではないかと。香美市として共通する部分もあるわけですので、課題の。その部分に対して方向性を一つにして取り組んでいくということも、もうひとつ必要ではないか。それぞれの個性ある、特色ある取り組みを大事にしながら、その上でもうひとつ香美市全体として取り組んでいく方向性を、一つにしていくということも必要ではないかと考えて取り組んでいるところでもあります。

十分なお答えにならないかもしれませんが、以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 矢野議員の2回目のご質問にお答えをします。

本市の方向性について全く見えてこないというふうなきつい一発をいただきました。先日の山崎議員のご質問にもそのようなご質問があったわけでした一晩寝れませんでした。先ほどの矢野議員のご質問でまたもう一発右パンチをいただいたというふうに思っております。これは私がどう繕っても甘んじてこのご批判は受けざるを得ないというふうに思っております。しよせん私がその務めにないかと、その、いわゆるその適用能力がないと言われてもこれはいたし方ないというふうに思っております。私は市長に就任をさせていただきましたときに、「この合併の状況を受けてやはり全市が一体的に進んでいける市政をさせていただくのが私の4年間の最大の務めである。」というふうなことを言って就任をさせていただきました。残りあと1年少し、半でございますので、私はそれを貫いていくつもりでございます。ですから、この全般的に香美市が一つになっていける土台を、基礎をつくる4年間を私に任せていただいておりますので、それをつくっていただき、そして新たな、また中で新しい発想を生かしていただけたらそれ

でいいのではというふうに思っておりますので、そういう答弁をさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。3回目の、これは質問ではないです。もう十分お聞きをいたしました。がしかし、私市長にお願いであります、これは。構いませんか、お願い。お願いであります。

○議長（中澤愛水君） 質問形式でお願いしたいんですが。

○2番（矢野公昭君） 質問でありますけれども、質問であります。質問であります。私議員をやらせてもらいまして、今までの間にたしかこういう議場の場で、「私にはその能力がない。」という市長のそういうお答えといたしますか、考え、これをたしか2回か3回ぐらい、もっとあったですか、お聞きをしましたが、私はその言葉は言ってほしくない。皆がいいと思ってやってもらっておる市長でありますので、幾らどんな質問を受けましてもそのときに「私にその能力がないので後の者がやってくれ。」こういうことは、私は市長としても、そしてまた同級としても言ってもらってほしくない、そのように思っております。これは答えは要りません。いや、要る？要るそうでございますので、ぜひこれからも頑張ってくださいと、このように思っておりますのでよろしくお願いたします。

以上ですべて質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 矢野議員の3回目の質問か意見かわかりませんがお答えをさせていただきます。

私は私の心に染みたことを自分の口で言うのが私の思念でありますし、私人間でございますので、私は何ら心の中に包み隠して、いかんものはいかんとか、えいものはえいとか、隠した中を言うのは嫌いです。私はそれくらいのことしか思っておりませんので、そのことを口に出していつも言っておりますので、それはそれなりに矢野議員も受けとめていただきたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 矢野公昭君の質問が終わりました。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。私は住民こそ主人公の立場で一般質問を行います。最後の質問となりました、執行部の皆様にはどうかよろしくお願いたします。

去る7月14日、香南市、香美市の一般道や市街地で陸上自衛隊第50普通科連隊第3中隊が行軍訓練を行いました。総勢70名の部隊が迷彩服にヘルメット、背のうを背負い、銃剣や小銃を装備して香南市と香美市鏡野公園の間を約8時間かけて歩行訓練したものであります。資料にその様子をつけておりますが、1枚目の下段がその香美市、香南市で歩いている様子です。左下のわきの小さい写真は、これはみどりの団地の公園内で銃を置いて休憩をしておる模様の写真です。そして、宿毛市では昨年のラッセルに

続いて、今年も空母の護衛艦オカーンが入港しました。米軍は休養、友好、親善のためと説明をしておりますが、同時期に（徳島県）小松島港にも入港しており、民間港を臨時利用するため調査と世論づくりではないかと言われていています。また、嶺北地域などで米軍機による超低空非行訓練が従来より頻繁に行われ、（長岡郡）本山町総務課の調べでは、5月は14回の飛来が確認されたということです。米軍再編に絡み、（山口県）岩国市に艦載機が移転したらもっと拡大するだろうと言われていています。こうしたことの背景として、防衛庁が省に格上げされ自衛隊の主任務に海外活動が位置づけられたことや、日米同盟の変質、米軍再編の問題があります。2006年5月の日米安全保障会議の最終合意は、日米の同盟関係における協力が新たな段階に入るとしました。新たな段階とは、第1に米国の先制攻撃戦略に基づくグローバルな共通戦略目標に合意をし、日米同盟を地球規模に拡大強化すること確認。第2に共通戦略目標を実現するために、日米が役割、任務、能力の分担を確認し海外での共同作戦を可能にする体制づくりを進展させ、第3に地球規模の米軍再編の要として在日米軍基地の強化と恒久化を図ろうとしているところです。同年6月の日米首脳会談は、21世紀の地球規模での協力のための新しい日米同盟を宣言し、安保条約の枠組みさえ超えて米軍と自衛隊が一体化して海外での共同作戦を展開することを目指しており、今日の自衛隊は専守防衛ではなく米軍とともに海外で戦闘行為を行う軍隊として変貌しつつあります。以上の点からお聞きをします。

まず、1点目の、7月14日の香南市、香美市での行軍訓練は、香南市のホームページとケーブルテレビで10日前に流されたというだけで周知は十分なものではありませんでした。一般道や市街地でこのようにむき身の銃を肩に、また腰には小銃を携えて行軍訓練をするのにしかるべきところに届け出も要らないのか。香美市に対して何らかの照会や許可願いがあったのかをお聞きをいたします。

次に、香我美町に移駐されます陸上自衛隊中部方面隊第14旅団第50普通科連隊は、これまでのような施設隊ではなく、施設隊はこの再編で徳島県のほうに行くようになっておるようですが、その施設隊ではなく、資料2枚目にありますように、これは（香川県）善通寺市でこういう視察に行った方なんかに配る資料ですが、焼いておりますが、その2枚目の左側の②と書いて米印をしているところをごらんになってください。どういう部隊が来るのか、「普通科は地上戦闘の根幹部隊として機動力、火力、近接戦闘能力を有し、作戦戦闘に重要な役割を果たします。」こういうふうに今度来る部隊を紹介をしておりますが、その来年の移駐に向けまして、今、香南市では演習場の建設が進められております。それが1枚目の上から見た図に、上のほうに示されております。ちょっとコピーがわかりづらいですけれども、近いところでは民家（まで）200メートルぐらいのところのところに建設をされるようです。そして、この普通科連隊の装備品として、全部で2枚ありましたけれども同じようなあれですので1枚だけコピーをしてきましたが、このように対人狙撃砲とか迫撃砲とかいろんなものを装備した部隊が来るわけです。機

関銃とか小銃の実弾射撃訓練場、ヘリコプターからの昇降訓練、夜間訓練も行う四国最大の規模と機能を備えた演習場になります。2000年の有事法制定以来全国で市街地での自衛隊の行軍訓練がふえており、愛知県ではライフル銃の引き金に手をかけて行進をしているところを市民が見て、それは資料に、次のにつけておりますが、これが愛知県でこういうふうに引き金に手をかけて行進をしております。また、昼夜問わず行われまして、普通に子どもが見ているわき、公園なんかでやっておったり。それから、これはそちらからはよく見えないかもしれませんが顔に迷彩色に塗ったり、それから善通寺市でも顔を真っ黒に塗ってこういう、白昼にも行軍訓練をしているのがよく見かけられるということです。そういう、ライフル銃の引き金に手をかけて行進しておるところを一般市民が見まして、「恐怖で寝られなくなった。」、こういう声も聞かれているそうであります。香南市ではこれから誘致自治体として協定を結ぶとのことですが、訓練は今回のように香美市に及ぶことがあるかもしれません。以上のことからお聞きをいたします。

来年度どんな部隊が来てどんな訓練を行う予定か。米軍が来たりすることがあるのか。また、訓練が香美市まで及ぶとしたら事前に通告があってしかるべきと思いますが、通告の有無、訓練の規模などについて説明を求め概要を把握しておく必要があるのではないのでしょうか。

次に、人を殺傷する武器を装備して歩く訓練と市民の暮らしは相容れません。私たちは軍備すら否定する憲法を持つ国で軍事訓練すること自体疑問ですが、どうしても注視できないというのであれば、あえて市街地や一般道でする必要はなく基地内にある演習場を行うよう要請する必要があるのではないのでしょうか。

次に、今年4月、名古屋高等裁判所で、「イラクでの航空自衛隊の空輸活動はイラク特措法にも憲法第9条にも違反し、憲法がうたう平和のうちに生存する権利はすべての基本的人権の基礎であり、国民一人一人に保障されたものだ。」という判決が出ました。この判決をどのように受けとめられるかお尋ねをいたします。

次に、最近各地で自衛隊の装備品の展示や、子どもたちに戦闘に使用する迫撃砲、高機能車に直接触れさせるなどのデモンストレーションが行われています。判断力の未発達な子どもに人を殺傷するために使われる武器をなじませることは、情操教育の面からも平和教育の面からも問題があります。こうした公開は行われるべきでないと思いますが見解をお尋ねするものです。

次に、教育問題です。

全国学力テストは今年2回目が行われました。私たちは学課テスト同時にプライバシーに関する質問があり、調査があり、個人情報保護法に抵触しかねないこと、採点を大手の受験産業2社が行い、受験を控えた日本じゅうの子どもの情報を一手に握ること。各学校が学力テストの点を上げるために子どもたちを巻き込みながら競争を熾烈化させ、教育のゆがみを招くことなどを指摘してテストに参加しないよう求めてきました。果た



して結果公表のあった翌日の8月30日付の新聞に、「学テ、早くも無用論。結果分析に意味なし。検証、改善で現場疲労。」との見出しで記事が載りました。記事によりますと、「高知県内のある中学校では、今年4月のテスト直前に数学時間を過去問題テストなどの対策に割いた。同校の教員は「校長から学力向上を強く求められ研修がふえた。生徒よりも先生のために改善をしているようだ。」と話した。」とあり、ある教育委員は「現場が改善計画づくりに追われ、改善疲れの状態だ。」と述べております。毎年のテストごとに結果に基づいて他校より1点でも多く点を取ることが求められ、対策に翻弄され、それで点がよければよしとすることで本当に子どもたちの学力がつくのでしょうか。多くの専門家が多額の税金を費やして毎年の悉皆調査をすることに意味があるのか。状況をつかむのであれば数年に一度のサンプリング調査で十分と指摘をしています。以上のことからお尋ねします。

子どもの人格の完成を目指す教育に競争原理はなじみません。来年以降の学力テストへの参加は見送るべきと考えますが、教育長の所見をお聞きいたします。また、学校の序列化、過度の競争を避けるためにも学校ごと、クラスごとの公表はすべきでないと考えます。これは昨日の比与森議員への質問に教育長お答えになりまして、公表の意思はないというふうに私は受けとめました。それですので、この件に関しましては答弁は要りません。

次に、県は7月定例会で全国学力テストの点数といじめ、不登校問題を4年間で全国平均並みにするという目標設定に基づき、課題を有する学校への重点支援事業費として約7,600万円の補正を組みました。指導、改善を要する配置予定校に小学校5校、中学校15校分が挙げられておりますが、香美市にこの重点支援事業を受ける学校があるでしょうか。学校名は伏せて、あるかないかだけお答えください。

次に、学校運営協議会についてお聞きします。2004年5月に地方教育行政の組織及び運営に関する法が一部改定されまして、教育委員会の指定する学校に学校運営協議会が設置されるようになりました。委員は教育委員会が直接任命するもので、その中には校長や教職員は法文上加わっておりません。したがってやり方によっては外部からの評価、注文に現場が振り回される、だんだんにこういう議論もありましたけれども、あるいは「教員の多忙化に拍車がかかるのではないか。」と指摘する声があります。県は前段で紹介しました重点支援事業とともに国の教育振興計画を具体するため学校支援地域本部事業費も補正予算に計上しております。教育をめぐる環境は朝令暮改と言われるほどよく変わりますが、こんなにメニューをたくさんつくって、対応は現場の先生方にゆだねられ、学力テスト対策ではありませんが改善計画疲れになりはしないでしょうか。香美市では小学校1校の名前が挙がっております。まだ実施はされておりましたが、香美市教育のこれまでの取り組みを踏まえ慎重な検討を要すると思いますが、教育長の見解をお聞きするものです。

次に、学校給食です。土佐山田町の学校給食センターの調理・配送部門の業務委託に

ついてお聞きをいたします。

昨年12月、給食センター調理員のノロウイルス感染が疑われ給食を一時ストップするということがありました。結果として検査は陰性だったということですが、いずれにしても香美市教育委員会の迅速な判断と適切な措置で給食の安全が守られました。しかし、一方で業務委託を発注した市が受託先で雇用されている調理員に出勤を差しとめるという指示、労務管理をするのは、労働者派遣法に違反しているという矛盾が生じます。また、これまで再三指摘しましたように請負業者には業務の独立性が問われますので、仕入れから調理器具、調理に使用する水、燃料、配送の車なども自身で調達しなければならず、国基準に今の形は適合しておりません。そこでお尋ねします。

これまで香北町の給食センターでは委託をやめまして市のパート雇用という形に改められましたが、土佐山田町の給食センターではこの間、改善についてどのような取り組みをされてきたのでしょうか。方向性が見出されたのかお聞きをいたします。

次に、三笠フーズの汚染米が保育園の給食にまで流通していたということで学校給食は大丈夫だろうかと心配をしておりましたが、案の定昨夜のニュースで学校給食にも流通していたことが明らかになりました。香美市のお米は100%地元産ですのでこれは心配ないわけでありますけれども、昨今の食をめぐる環境ですね。日本の食料自給率が40%を切ったこと、また食の安全がこれほど揺らいでおります今、学校給食を通じて地産地消、食料自給率の向上を目指す取り組みが各自治体で行われるようになりました。香美市の学校給食の概要も大体そういう方向で取り組みがされだしたようですが、さらに香美市のこのめぐまれた農業環境を100%生かす方向で、給食センターの運営のあり方も含め問い直すときがきているのではないのでしょうか。今後の取り組みのビジョンをお聞きをいたします。

次に、委託料が平成12年には約3,800万円だったのが、食数はほとんど変わらないまま約4,200万円まで増額をされております。増額の経過についてお聞きをするものです。

一般廃棄物処理についてお聞きをいたします。

香南清掃組合の焼却施設が近い将来建てかえ、もしくは補修の時期にきており、検討の必要があると聞きました。私たち日本共産党とくらしと福祉を守る会議員団は、2004年に一般廃棄物の処理に関して抜本的な改善を求める申入書を作成し、当時の組合長である浜田 純元南国市長を初め各自治体の首長に申し入れ懇談を行いました。その中でごみ問題を、出たごみをどう処理するかの問題として扱うのではなくごみにしないという入口の問題としてとらえること。また焼却主義からの脱却、そして香南清掃組合の体制をごみ行政全体に責任を持てる体制に改善するように求めまして、面談をしていただきましたほとんどの首長から賛同する旨のお話をいただいております。その後、合併などありまして、まだ分別も全市統一できていない状況の中で地球温暖化対策としましてもごみ焼却施設をこのまま続けるのかどうか、どうするかは喫緊の重要課題とな

っております。

そこで、まず1点目に、組合議会の中で焼却施設をどうするかについて方向づけがされておりますでしょうか、お聞きをします。

2点目に、建てかえが必要とすれば場所の選定を含め費用負担は市の財政を大きく圧迫することは間違いありません。毎年の廃棄物処理にも多額の税金が投入されております。施設の問題をきっかけとして、今が生ごみの堆肥化を含め焼却ごみを限りなく減らす、ごみをゼロに近づける取り組みを始めるときではないでしょうか。市の一般廃棄物処理基本計画によりますと、基本は大体これまでのやり方を踏襲しております、平成27年度にごみのリサイクル率を36%にするという目標ですが、この枠を超えて取り組む構えでやることが求められているのではないのでしょうか。それには抜本的な発想の転換が要すると思います。資料につけておりますが、これは以前（徳島県勝浦郡）上勝町に行きましたときにいただいた資料なんです、平成16年5月発行の長野県の広報紙で、上勝町に続いて長野県も焼却主義を脱却しますよという啓発の広報です。それを見ますと、世界の焼却施設の3分の2がこの国土の狭い日本に、以前にもご紹介しましたけれどもあるわけですね、燃やしていると。そしてごみを燃やす量も1人当たり世界一。下のほうに意識転換でリサイクル率はもっと高められるし、リサイクル率が上がるということは焼却率も下げることができる。日本のトップランナーであります上勝町はこのゼロ・ウェイスト宣言をしまして、今リサイクル率が79%、こういうふうに成果を上げておりますが、香美市もこういうふうな方向を目指して、見解、香南清掃組合全体なんです、こういう方向転換をする必要があるのではないかと思います、香南清掃組合としてどのように取り組んでいく話をふだんされておられるのか。またそういう提言もしていかなければいけないのではないかとということでお尋ねをいたします。

国保税の減免についてお聞きします。

今年8月16日に内閣府が発表しました国民生活に関する世論調査によりますと、日常生活に不安や悩みを感じている人が70.8%にのぼり過去最高を記録したことが新聞報道にありました。昭和56年以降、同じ設問で初めて7割を突破、国民の間に暮らしの不安や悩みが増大していることを物語っております。「この調査結果と小泉構造改革で広がった所得格差、最低と最高所得者の格差は'02年に168倍、2005年には計算上無限大」という記事が、これは高知新聞の昨年11月1日付の新聞ですが、表にこのように出ております。橋本内閣のときだったと思いますが、消費税が5%に上がりましてだんだんと格差が広がり始めまして、その小泉内閣になって構造改革路線をやりまして一気に168倍まで広がりました。このあたりが1億総中流と言われたときの格差ですが多くても20.8%、それがいまや168倍からさらにもうはかることができない、数字上無限大、格差が無限大に広がったという、こういう記事があります。そして、日本の富全体をほんの一握りの最高所得グループが5割を握っている。そして最低所得グループは0%、所得が配分されていない、こういう結果がありまして、こういう

世論調査の結果とこういう流れとが符合しておるといことですが、加えて高知県関係で言いましたら'08年の厚生労働省の経済白書では地方経済が年金頼みになっているという報告をしました。高知県はその所得が低くて生活をするのに年金収入に頼っているという割合が15.2%、1位です。続いて島根県なんですが、1位でした。そして、政府の調査はこのように格差と貧困の広がりを数字で裏づけておりますが、香美市でも不況による失業、離婚、病気、資材やガソリンの高騰などで暮らしが破壊されつつある人はふえており、特に単身の高齢者などに生活保護基準以下で暮らす方々がふえているのは深刻な問題であります。格差や貧困を正して国民の生活不安や閉塞感を取り除くのは政治の仕事ですが、地方自治体もこうした市民の生活困難に直接目を向けた施策を展開し、救済することが今急いで求められているのではないのでしょうか。以上のことからお伺いをします。

まず1点目に、緊急避難的に国保税の何らかの減免措置がとれないものか。法定減免に市が上乘せして減免枠を広げるなどできないものかお聞きするものです。

次に、就学児のある世帯への被保険者資格証明書発行は思いとどまるべきです。昨年のことですが、香美市在住の自営業の方が経営不振で保険料が支払えず、被保険者資格証明証になりました。「ようやく保険証が再取得できるまでの1年間は、子どもが病気になったらどうしようと思ってびくびくしながら暮らした。」というふうに訴えられました。7割減免でも国保税の支払いが苦しいときがあるわけですので、よくよくきめ細かな相談に応じ、それでも所得が追いつかない、払えないというのであれば、特に就学中の子どもがいる世帯への被保険者資格証明書発行はしないよう、機械的な対応にならないように求めるものです。今後の対応をお伺いいたします。

後期高齢者支援金の問題です。若年層からの後期高齢者医療への支援金徴収が始まりました。驚いたことにゼロ歳の赤ちゃんからも徴収する仕組みになっておりまして、どうしておじいちゃん、おばあちゃんの医療費を孫まで負担しなければならないのかと怒りさえ覚えます。介護保険でも徴収は40歳からです。ほかにも後期高齢者医療は個人を対象とした保険制度なのに保険料計算は世帯収入が加味されるなど、不備や矛盾がたくさんありますので私たちは廃止を求めています。当面20歳以下からの支援金徴収は行わないよう国や広域連合組合議会に求めるべきではないかと思えます。見解をお聞きします。

最後に消防の問題です。

広域化ですが、総務省消防庁が進める消防本部の広域化は2006年に施行されました消防組織法の改定によるものですが、管轄人口10万人以下の小規模消防本部を解消し30万人以上に統合再編する指針を打ち出しています。消防庁では広域化で消防本部を大規模化すればたくさんの消防車を投入できる。指令や管理部門が効率化されるなどのメリットを挙げていますが、しかし消防の現場では「広域化で火災現場の地理が不案内になる。」「消防署のリストラにつながり現場到着のおくれを招く。」など、広域化

を不安視する声が多いとのこと。本県の県一構想でも高知市が、広域化できめ細かな対応が困難になるおそれがあり市民の安全が守れるかが危惧されるとして難色を示し、香南市でも「消防団との関係が希薄になる。」などの意見が出されたということです。消防長は6月議会での私の質問に対し、県一構想について「少子高齢化の進展や厳しい財政状況に対応できる組織づくりを進め、市民にとって安心できる消防、救急体制を構築するという考え方で対応する。」と、広域化には肯定的な答弁であったかと思えます。そこでお尋ねします。

香美市の場合、本当に広域化で消防力が充実して市民の生命、財産を守る方向に向かうのか。都会や高知市など人口が集積するところに香美市のような地理、面積、そして旧3町村間の距離などを考えますと同一に判断するわけにはいかないのではないのでしょうか。今でも消防団の団員数が基準を大きく割っている状況、また年齢の若い消防団を大きく有して、消防署員を大きく有していることなどを考慮しますと、消防力を強化するにはとりあえず人員を基準まで引き上げることこそ焦眉の課題ではないのでしょうか。

以上、お聞きいたしまして私の1回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 大岸議員の自衛隊の行軍訓練についてお答えをさせていただきます。

7月14日の行軍訓練でございますが、この訓練につきましては、陸上自衛隊の徒步行進訓練は通常の訓練だというふうに受けとめております。そういう中で行軍訓練の市への照会、また許可願いがあったのかということでございますが、そうした照会や許可願いはございませんでした。

また、市長として説明を求め概要を把握しておく必要があるのではないかということでございますが、先ほど言いましたように通常訓練でございますし、市民への影響が懸念され、また市民の不安が拡大する、そうした場合であれば当然でございますが、そうしたものではございませんでしたので概要の把握等もいたしておりません。また、この件に関しましては知る範囲内では市民からの問い合わせであるとか、また不安の声は行政には寄せられていないということでございます。

また、市道、市街一般道で行わないよう要望すべきではないかということでございますが、このことにつきましても法を遵守して行われておりますので、一般道について行わないようとかいう要望をするのは私自身にはございませんでした。

次の名古屋高裁判決をどう受けとめるかということですが、この判決は重く受けとめなければならないというふうには考えます。しかし、私の一市長としての考えを問われているわけでありますので、参考にさせていただきましたある社説によりますと、「航空自衛隊は平成16年3月からクウェートを拠点にC130輸送機で陸上自衛隊などの人員、物資をイラク南部に輸送してきており、一昨年に陸上自衛隊が撤退後は輸送範囲をバクダッドなどに拡大し、国連や多国籍軍の人員、物資を輸送しておいた。」ということであります。今回の違憲とする判断理由は、米兵らを空輸したことは憲法第9条第1項に違反するものを含んでいるということですが、一方政府は「バクダッドはイラク特別措置法がうたう非戦闘地域の要件を満たしている。」と主張しておりまして、このように解釈あるいはまた考え方に隔たりがあるのでございますので大変難しい問題であろうというふうに考えますが、イラクをテロリストの温床にしないという国際社会の決意を共有している日本としましては、今後も憲法を逸脱しない範囲内での国際貢献は必要ではないかというふうにも考えるわけであります。

また、5番目の、装備や武器の展示は平和教育の面からさせるべきではないというふうなご質問でございますが、確かにその武器あるいはまた装備等を子どもたち、教育の中で展示しているものを強要して見せるということはどうかと思えますけれども、しかし現実には現実としてやはりそのことを知るといことは大事なことであろうというふうに思います。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 失礼します。大岸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の、教育に競争原理はなじまない。学力テストへの参加は見送るべきではというご質問ですが、私も基本的に過度の競争を教育の場に持ち込むということはふさわしくないと考えております。また、前にもお答えさせていただきましたけれども、この全国学力・学習状況調査は、これによって測定できるのは学力の一部であり、また学校における教育活動の一側面に過ぎないということはしっかり抑えておきたいと思っております。したがって、過度の競争につながらないようなそういった配慮は十分にしていける必要があるし、そうしたいと考えています。また、一方で教育の果たすべき使命として児童・生徒に基礎的、基本的な学力をしっかりとつけていくということは、これは大事な使命であるというふうに考えておりますし、また、子どもたち一人一人の学力の向上に向けて努力をしていくということは指導していきたい。また、そのために一人一人の学力がどういう状況にあるのかということをしかり学校として、また教育委員会としても把握をしていく必要があると、見きわめていくということは大切なことだというふうに思っています。一人一人の学力をしっかりと見きわめ、その改善を図る、一人一人の学習意欲の向上につなげていくためにそういった調査も必要ではないかと私は思っ

おります。

3点目の、県は学力向上のための目標設定と課題を有する学校への重点支援事業に補正を組んで進めようとしているが、本市に該当する学校があるのかというご質問ですが、県のこの学力向上のための学校重点支援事業に本市の中学校もみずから手を挙げ、県の支援チームの指導、助言を受けながら積極的に授業改善と学力向上に取り組んでいるところであります。

4点目の、学校運営協議会の取り扱い、慎重な検討を要するというご質問についてですが、香美市の小・中学校において現在学校運営協議会の組織はありません。しかしながらその基本的な考え方の中で共通する部分として学校を地域に開いていくという視点、そういう視点に立って高知県が以前から取り組んでおります開かれた学校づくりの推進委員会につきましては、香美市内すべての小・中学校に組織をしております、保護者やPTAの役員あるいは民生・児童委員、警察の代表の方、あるいは地域の代表の方々に委員となつていただき、児童・生徒の思いや願い、そういったものをかなえるための協力や支援をしていただいております。また、さらにその学校運営上の悩みとかあるいは課題についても率直に話し合つて、解決のために一緒に取り組んでくれているという実態がありました。そういう中で実績も上げているわけですので、名前だけの組織を、似たようなものを幾つもつくっていくよりは、実質役に立っているこの開かれた学校づくり推進委員会をさらに充実させていくということが大切ではないかというふうに考えております。ただ、今後の国の動向も見きわめながら慎重に検討していきたいと考えております。

以上で第1回目の回答とさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長兼学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 失礼します。大岸議員のご質問にお答えしたいと思います。

土佐山田町の学校給食センターの調理・配送部門の業務委託が国の基準に合わず、改善を求めたきたがどのように取り組んできたのか。またはその方向性はどういうことでしょうか。また、そのご質問を受けてから土佐山田学校給食センターの調理・配送部門の業務委託につきましては、県内外の給食センターの業務委託に関する情報の収集、そして高知県教育委員会や高知労働局などの指導を受けながら取り組んできたところです。労働者派遣事業と請負の委託ですけれども、大きな違いは、1つには請負には注文主と労働者との間に指揮命令関係が生じないという点にあるかと思っております。本市の調理委託の場合、調理員の中から選任された調理師免許を持つ調理責任者に栄養教諭がきょうの献立についてはこうであるとか、その調理方法はこうであるとか大枠について指示をしております。これは発注責任者から受注責任者への発注書ととらえることができようかと思っております。注文主として調理作業から設備の使用方法等については一々指示をしてはならないと考えています。注文主がみずからできない専門性の高いもののみを委託、

市の一般職ではできないものを、調理師免許を持った者が学校給食の調理を行っているという状況です。また衛生管理面で言うと、現在の請負業者については専門的な技術また豊富な経験を有しておると考えられ、特に問題はなく請負可能な範囲ではないかと考えているところです。

もう1点、請負については、食材や設備等について自己の責任と負担で準備し業務を処理するというところがあります。無償提供は好ましくないというところになりますけれども、事業主が適切に行っているか否かの判断は当該要件について総合的に勘案して行う、これは労働省の通達ですけれども総合的に勘案して行うということになっており、この総合的というのは各要件のうちでいずれかの事項を事業主が行わない場合であっても、これについて合理的な理由が認められる場合には直ちに当該要件に該当しないとは判断しないというような趣旨とされています。労働者派遣事業の取扱い要領であります。そういうことで食材の選定については文部科学省の学校給食衛生管理マニュアルというものがあまして、教育委員会で物資の選定について委員会なりを設けて学校給食の安全、安心を担保することとされています。また、設備、機械については、業者が学校給食共同調理場のような大規模施設を運搬可能な場所、ところに有するということは非常に困難であろうかと思われまます。このようなことから合理性もある程度認められると考え、本市教育委員会が選定した物資を無料で、また専門性の高いような設備、機器、自動車等について無償で使用貸借により給食業務を実施しているというような状況です。今後におきましてもこのような業務委託をさらに充実させながら、児童・生徒の心身の健全な発達のため栄養バランスのとれた安心、安全の給食を実施していかなければならないと考えているところです。

2点目の、学校給食を通じて食の安全の確立、食料自給率の向上、地産地消等の取り組みを推進する自治体がふえているが、本市においては今後どのような取り組みをしていくのかというところであります。平成19年度に地域に根差した学校給食推進事業を本市は実施をいたしました。地場産物の活用や献立内容、地場産物を利用した調理方法の研究等も行ってきました。香美市の食材マップや香美市のごはんレシピ等の作成、地産地消料理コンテスト等を実施し、それらを生きた教材として活用することにより、児童・生徒にさまざまな教育的効果をもたらすとともに、学校、家庭、地域が連携して地場産物を活用した食育の取り組みを行うことで地場産物の活用への理解等を深めてきました。この事業を通じてJA土佐香美からニラやオクラ等の地場産物を学校給食センターで使用するようになってきております。香北、物部学校給食センターでは、給食数も少なく地場産物の活用割合は比較的高いのでありますが、土佐山田学校給食センターにおいては、給食数も多く香北、物部と比べると地場産物の活用割合は低い状況にあります。学校給食を通じて食の安全、食料自給率の向上、地産地消等の取り組みを推進するとすれば、学校給食に地場産物の使用量をふやしていく必要があると考えます。安定した供給が必要であると考えます。今後は農協、生産者、量販店、関係者、市の担当局



などと連携しながら協力体制を構築していくように努めなければならないと考えています。

3点目の、委託費の増額の経過についてということですが、これは株式会社ニッコトラストに委託しておりますけど、平成12年度からです。平成12年度の委託料が3,871万3,717円。平成13年度もほぼ同額で3,871万3,000円と端数を処理した委託料となっております。平成14年度に3,961万750円、これは研修関係の補助の人件費の増ということになっております。平成15年度が4,105万2,000円となっております、これは人件費の増が見込まれています。平成16年度に4,183万8,000円、これは週にパン食が2回あったものが1回米飯がふえまして、4回となった関係で労働力の増というようなところなんです。平成17年度には4,212万7,716円、鏡野中学校で2学期制が敷かれたというようなところがあります。平成18年度から平成20年度までは4,212万7,728円ということになっております。実質平成17年度から平成20年度はほとんど同額であるというところなんです。以上です。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私のほうから一般廃棄物処理の関係についてお答えをいたします。

まず、組合議会の中で焼却施設の今後のどのような方向づけをされているかということでございます。また、建てかえとすれば費用負担、また構成する市町村の財政負担が大きくなるということについて、関連して焼却ごみの減量化についての質問でございます。なお、減量化に対する現在の対応につきましては担当課のほうからおつなぎをいたします。組合議会のほうでもいわゆる生ごみ処理等についての、末端のほうの研修には皆で視察もしております。なお具体的に、現在の焼却施設はご存じのように老朽化が非常に進んでおります。近隣地域の、いわゆるあの周辺地域の理解をいただきましてその延命策を講じたところでございます。平成17年、平成18年の2カ年にわたって大規模改修工事を完了いたしております。これも10年間の延命策でございます、実質は残りもう8年ということになろうかと考えています。また、現在地での操業、あそこでの営業が既に、8年たちますと50年、いわゆる半世紀を迎えることとなります。そのことから、次の改修また改築に際しましては、改めて周辺地域のご理解をいただく、またはことも含めて、いわゆる場所が現在地で対応できるか、また場所を移転するかというようなことも含めて協議が必要となってまいります。組合議会においても今後の対応としましては焼却施設の改築等に係る特別委員会を設置しておりますので、その会を開催し検討に入ることとなってまいります。その場合に2点目にありますように、建てかえ、改築につきましては多大な経費が必要となってまいります。そのことから次の改築、建てかえについても近々場所の検討も含めて具体的な検討が必要となってまいりますし、またその費用についても多額の財政措置が伴ってまいります。このことからごみの減量

が問題、必要になってまいります、今の現状の流れとしましては、ごみの焼却につきましてはご質問にあったように地球温暖化問題とかCO<sub>2</sub>の排出規制など、焼却ごみの減量対策は避けて通れない状況にあるというように考えております。そのことから本市または3市の状況につきましては組合議会のほうでも対応を今後詰めていかななくてはなりません、本市のいわゆる取り組みまた将来の目標に向けては担当課のほうからおつなぎを申し上げます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 大岸眞弓議員さんの（一般廃棄物処理）2番目のご質問にお答えさせていただきます。

生ごみの堆肥化や焼却ごみをなくする方策を一般廃棄物処理基本計画の枠を超えて取り組んではという提案ですが、香南清掃組合構成3市の環境担当課員で組織する環境行政連絡協議会におきましても広域で検討する重要課題として取り組んでまいりたいと考えております。香南清掃組合構成3市では、これまで取り組んできた分別強化策により既に10%強の可燃ごみ排出量削減が達成されております。今後、廃棄物処理、収集処理費を削減していくためにはさらなる可燃ごみ排出量削減が求められております。その排出削減策といたしまして生ごみの堆肥化が重要であります。ごみの組成を見ると、可燃ごみのうち厨芥類、これは台所から出る野菜のくずや食べ物の残り物などのごみが占める割合は約40%と大きなものとなっております。これを削減することによりさらに可燃ごみ削減が可能となります。現在香南清掃組合構成3市において生ごみ処理機補助事業が実施されております。その事業を拡大普及することにより削減が加速されるところと考えます。また、広域による生ごみの堆肥化の導入が考えられますが、実施の方法、費用対効果、売れる良質堆肥の生産、堆肥の販路確立など重要な検討課題も多く、今後先進地視察などを踏まえた調査研究を行い広域施策を立案し取り組みたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の国保税減免制度についてお答えさせていただきます。

まず、減免措置についてですが、国保税は所得に応じて税額が決定されており、所得の低い方には世帯の所得に応じて軽減制度があり、低いなりの保険税になっておりそれ以上の減免は考えておりません。なお、病気などの理由で減免の申請が提出されれば個々の状況を調査し対応をしております。

次に、被保険者資格証明証の発行についてですが、就学児がいるからといって被保険者資格証明証の発行をやめることは考えておりません。

最後に、後期高齢者の支援金についてですが、国保税は世帯主課税となっており後期高齢者の支援金についても二十以下の世帯員がいれば含まれて徴収することにはなっております。不条理であると思いますが、大学生など所得のない方が含まれる20歳での

線引きにも問題はあると思いますので、今までの医療分の分割と考えれば国の示している基準に沿った現在の方法が妥当だと考えます。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 4番、大岸議員さんの消防広域化についてのご質問にお答え申し上げます。

消防の業務におきましては、近年火災や自然災害のみならず救急救護、予防そして特殊な消火活動や薬物等への対応など、ますます専門的かつ高度な技術が求められる状況となってきております。そして、各消防本部、消防諸署におきましても社会環境の変化に伴う消防行政運営上いろいろな課題が出てまいりました。主なものとしたしましては、消防力の整備指針と比して十分ではない消防の体制、そして厳しい市町村財政に伴います消防予算の縮減、そして年々増加している救急需要などでございます。また、将来的に見た課題としたしましては、人口の減少と高齢化そしてこれに伴います市町村財政の大幅な減少でございます。この人口減少問題は市町村財政に大きなダメージを与えることとはご承知のとおりでございます。国立社会保障・人口問題研究所の県別人口推計では、20年後の2030年、次の国勢調査から20年後でございますが、高知県の人口は現在より約10万人減少の約70万人というふうに推計をされております。そして香美市の人口は2万4,400人程度で19.3%、約20%の減少が推計をされております。そして高齢化率も37.5%と、全国平均29.6%を大きく上回ることが予想されております。この人口減少に伴います地方交付税の基準財政需要額の推計を見てみますと、県全体で21億円、香美市では1億5,000万円程度の減少になるということが試算をしております。この減少額は現在の消防職員の給与額に匹敵する額でございます。ご承知のように消防の広域化の原則は地域の自主的な意思に基づき行われるべきものであること、また、管轄区域の面積や地理的、地形的状況など平野部とは一元的に議論ができない問題点もあります。しかし、香美市の将来を見据えた消防行政の安定と消防サービスの維持向上、そして人口減少に対応できる消防体制の確保など、課題解決に向けた議論のできる協議の場は必要であるというふうに認識しております。これらの課題は、県下各消防本部、多少の温度差はありますが、同様に抱えた課題でもありますので解決に向けた議論、協議はしなければならないというふうに考えております。議員の言われる職員の充実こそ必要であると思うというご質問をいただきましたが、職員の充足率を上げることは消防長の立場としましては大変うれしく思いますが、現実的には人員の充足率は消防力の整備指針で見ますと十分ではございませんが、業務上、業務の運営上は支障を来すという状況ではございません。消防職員も自治体の職員でございますので最小の経費で最大の効果を上げると、そういうふうに努めなければならないというふうに考えております。また、将来の人口減少と社会情勢の変化を見据えた場合、まだまだ厳しい行財政運営が求められるものと思っております。このため職員の増員につきましては現時点では考えておりません。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） はい。4番、大岸です。2回目の質問を行います。

自衛隊のその行軍訓練ですけれども、市長、通常の訓練だから特に問い合わせもしないというふうにおっしゃったかと思うんですが、私は56年間この町（市）に生活をしまして自衛隊のそういう訓練を見るのは初めてです、大変驚きました。知ったのは1週間後でしたけれども周知は全然香美市民に対してはされてなかった、香南市の方々はホームページなどで流されたというだけで。私たちにとってはこういう訓練というのは非日常なわけですけれども、それがこれから日常化していくおそれがあるのではないかということで今回この質問に取り上げさせていただいたということです。通常そのデモ行進をするのにも道路の占有使用許可をとったりしますけれども、何も要らない、武器をああいう裸で持って、要らないというところがどうも私は納得がいけないですが、それで夜間にしかもそういう部隊が行進しているのを見て市民がどう思うか。このあたりはやっぱり市民がこの町（市）で平穏にくらしていく、平和のうちに、名古屋高裁の判決ではありませんが平和のうちに生きていける、それは基本的人権で享受できる、だれでもが享受できる権利であるという、こういう判決を見た場合に、やはりこれは何らかの、香南市では、だから訓練をやることとか、そういう自衛隊が来ることによる協定を結ぶそうなんですけれども、香美市でもしそういうことがまた今後もあるのであれば、ただ静観するというわけにはいかないのではないかと思いますがいかがでしょうか。だんだん私はエスカレートしていく危惧があると思って質問をいたしました。問い合わせ等はなかったということなんですけれども、周知をされておりましたのでほとんど気がついた方がいらっしゃらなかった。それから私には、私のもとには1件市民の方から「あれは何やったろう。」という声がありました、びっくりしたよと。ちょうど年齢的に戦争を体験された方でして、妙に時代が逆戻りをしたような感じがしてとても嫌な気分だったというふうなことでした。今、そして自衛隊の来る概要、今のこの香南市に来る部隊の概要についてですが、今さっき1問目でご紹介しました自衛隊の資料にもありましたように市街地での戦闘訓練をやる部隊が来ます。今自衛隊は米軍基地のあるところもそうですし、演習地などでは近接戦の訓練をやるのがふえてきていると。日本共産党の国会議員団が演習場の視察に行った際に、隊員がセンサーのついた服とかヘルメットを装着しまして、本物そっくりのビームライフルを使って、コンピュータ室をつないで頭に当たったら死亡、腹に当たったら重症、それを判定するという訓練、まさに地上戦、殺すか殺されるかの訓練をイラク帰りの米兵の指導のもとにやっておる。こういう生々しい訓練を香南市でも行うようになるのか、とても不安が募るわけですが、関係住民が何も、そういうことも知らされないでは済まないのではないかと思います。市民に説明ができるようにしておくべきだと思いますが再度見解をお聞きします。

それから、名古屋での高裁での判決ですが、イラクに派遣されております航空自衛隊

の年内撤収が決まりました。イラクでアメリカの引き起こした戦争というのは、その対テロ戦というふうに今おっしゃったんですが、テロがなくなるどころか世界じゅうに拡散しました。多くの無辜の市民も殺しました。撤収は当然のことです。政府のその撤収方針の発表には、やはりこの名古屋高裁の判決が大きく響いているのではないかと思います。山口大学教授の瀬戸 厚さんという方が、「近年のその守屋事務次官の汚職、防衛省の汚職、イージス艦あたごの漁船衝突、こういったことが、日米同盟が強化される中で自衛隊のおごりが感じられる。短期的にはもう防衛省を庁に、これだけの不祥事があったのだから庁に格下げをして自衛隊を観察するオンブズマン制度、シビリアンコントロールと言いますか、そういう制度が必要ではないか。長期的には現行憲法に沿って自衛隊の解体、あるいは今ある部隊を災害時に役立つレスキュー部隊としての充実、組織転換を図ることを展望したい。」こういう意見がありますが、こういうこと、オンブズマン制度とかシビリアンコントロールとかいうことについて市長はどのようにお考えか再度見解をお聞きしたいと思います。

そして、武器などの展示は好ましくない、ただ事実は知っておくべきだというふうに市長おっしゃいましたけど、実は教育基本法が変わると同時に社会教育法も改定をされました。それで公民館が教育機関であったものから行政主導の地域活動の拠点になっていっているという実態があります。大阪で自治体学校が行われましてそれに参加しております、教育の分科会に私行ったときに岡山県の大変公民館活動を熱心にやっておりますというか、住民を巻き込んで展開をしております。岡山県の公民館の方が報告をしておりますのでちょっとご紹介しますと、「市民と公民館がかけ離れている象徴的な事件が、5月の（岡山県赤磐郡山陽町）南部生涯学習市民センターの南部フェスタでの自衛隊の展示でした。市民団体の申し入れでセンター側はその自衛隊の本部まで行って自衛隊が来たら困ると、自衛隊の募集の要項を配ってもらったら困る、迷彩服で来ないでくれ。こういうふうな申し入れをして自衛隊は了承をしていたにもかかわらず、当日は自衛隊員が迷彩服で来て、ジープが障害者用の駐車場2台分に斜めにとめられて自衛隊が立っていたと。展示会に来た子どもたちに、コンピュータを入れたら戦争シーンが写されるゲームになっているICチップを配っていた。戦闘機や戦車などのシールも配られていた。イラクの戦闘シーンの写真も展示されていた。」という状況でした。こういうのが全国で今起こっております。あるいは防災訓練に、防災訓練とはまた違うかもしれないかもしれませんが防災訓練でもこういう戦闘機などの展示は行われたりしております。こういうふうに、日米同盟の強化、米軍再編と同時にちまたではこういうふうにあられた、進行しているというところをよく見ておかないといけないと思いますので、質問として取り上げましたのでその点をよろしく願いをいたします。

次に、学力テストの参加についてですが、教育長、ご答弁をありがとうございました。基本的に過度の競争を持ち込むのはふさわしくない、それは教育長のおっしゃるとおりです。しかし、学力テストを導入して、今回も都道府県別に公表されまして、そしたら

その1位の秋田県へ視察に行く、研修を受ける、やはり競争は嫌でも熾烈化されている、しているというふうに今の状況でも思います。そして、基礎学力をしっかりとつけて将来社会人としてやっていけるようにというその願いは教育長も私たちも同じなんですけれども、状況調査というのはこれまでも報告されてましたようにC R Tの出した結果と余り変わらないんだと、だから専門家ももしやるのであれば毎年でなくて数年に一遍で結構だと。今年も58億円かかったそうなんですけど、そういうお金があれば教員の増員などに回すのが必要なんじゃないかと思います。そして、学力テストのこの点数を上げることの取り組みの中で本当に教育長の望む学力が子どもたちにつくのかどうか。そのあたりも私はかえって逆にその弊害、正答率を高めるために以前の学力テストでは教師が子どもに正答を教えたり、そういう弊害が点数を上げたいがために起こっているわけですので、その点どうなのかと。だから、やるとしてもよほど、現場ではよく議論されるとおっしゃってましたけれども、保護者、教員の方々に十分説明した上で行うべきではないかと思いますので、その点再度お願いいたします。

重点支援事業ですけれども、1校中学校が受けているということですが、これは県がこのほど発表しました学力向上の研究プランの具体化です。4年間で学力テストの点、それからいじめ問題の発生件数を全国平均並みにという県の決めた目標とかその手法によって、現場とか子どもたち、保護者、地域も巻き込んで走っていくという形になっているのではないのでしょうか。私はこの4年間という目標設定も教育にふさわしいかどうか、子どもたちの成長を待つというその教育の真髄にふさわしいかどうか。それからいじめに関して言いましたら、全国並みと言うよりはいじめなどという環境は子どもの周りから一掃しなければならないものであって、4年間でどうこうということではないと思います。この研究プランというのは知事部局が先行で教育委員会の決定も記者発表後ということらしいですが、政策の意思決定過程に現場の教員そして主体者である子どもたちが入る余地がない。ですから、やる教育でなくてさせられる教育になっているのではないか。これが学ぶ意欲を育てることにつながるかどうかということも含めて、こういう重点支援事業とか学校運営協議会とかいうのはよくよくその辺の議論が要るのではないか。現場で、学校運営協議会のほうも外国ではこういう制度には必ず校長とか現場の職員の方が入ってるそうなんです、子ども、生徒の代表も入るそうなんです。でもこの学校運営協議会も教育委員会が任命して現場の先生は入らないようになってると思うんですが、法文上は。それが、でも市町村に委託されたりしますので市町村段階でそういう、やるのであれば工夫が要るのではないかと思うものですが、その点についてお願いします。

学校給食ですが私も、和田学校教育課長のおっしゃったような専門分野だから委託は今の方式でいいというのは、ケース・バイ・ケースというのは厚生労働省の出先機関で聞いております。ケース・バイ・ケースということです。ただその無償で提供というのではなくて双務契約をそこには、法令上、コンプライアンスで言えば双務契約を結ばなく

てはならないというのがあって、それはずっと以前から指摘をしております、このまま続けるのであれば。ただ、学校給食センターの委託方式というのはふだん何もなくいつているときはいいんですけれども、今回のそのノロウィルスの1件で矛盾が明らかになったのは、迅速に教育委員会は動いたんですけども、本来そのノロウィルスが疑われる職員を出勤差しとめにするなどということは、それは委託者がやってはいけないこと、受託先の労務管理に当たることなんです。これが派遣法に違反しているということなんです。ここはぜひとも改善の必要があると思いますので、どうあってもその教育というのを委託するというのが矛盾がここへ出てきたのではないかと思います。前、原教育長に中学校（給食）を自校方式にして改善したらどうですかというふうに以前議会で質問を行いましたら、「鏡野中学校を自校方式にするのが私の夢です。」というふうにおっしゃいました。これは中学校で朝食抜きの（生徒に朝食を出す）サービスをしていて、子どもたちに学校の勉強を落ちついてするとかいう、朝食を食べた日は変化があらわれた。教育効果があったということで前教育長はこのようにおっしゃったと思うんですが、今学校給食が自校方式がいいということはあらゆる面で実証済みですけれども、効率論に迫りやられて今のような形になっております。ただ、何か責任があればふだん業務するのは委託業者で、（埼玉県）ふじみ野市のプールのように責任があったら、事件があれば責任を問われるのは市だということなんですよね。そして被害を受けるのは子どもたち。安く上げようとするとかえって高くつく、こういうことが今回のことでわかったのではないのでしょうか。それで、早口になってすいません。教育長と教育次長と学校教育課長には資料をお渡ししておりますけれども、こういうもろもろの矛盾を解決するためにセンターを直営にしたらどうかということで試算をしてみました。その試算の用紙をそこにお渡しをしておりますけれども、現在学校給食センターというのは常勤8人、パートが昼間で6人、昼から6人、配送が4人、この24人で行われております。これを委託でなく11カ月の嘱託とかいうふうな扱いにして、平均日数は給食の、17日ということですが、それを月20日にして11カ月を12カ月というふうに多目に計算をして、勤務時間をそれぞれ割り振って、そしてボーナスをつけて、パートの方にも保険もつけてという計算をしてみましたら、後でまたお見せしたいと思うんですが全部の合計で3,936万円になりました。これがきちんと正確なものかどうかというのは別にして、こういう概算になったのですが、委託料は今現在4,200万円です、かえって安く上がる。そして、おまけにその水道、電気、ガス、重油、食材、その他資機材全部市が別に出している。こういうことを考えたときに、もうこの委託の必要はないし、もろもろのその法律に触れる部分も解決するという意味でこういう、もう直営にしたらどうかという提案ですが、そのことについての検討をよろしくお願いをいたします。答弁を求めるものです。思い切ってこうやりながら行く行く自校方式に戻して、地域と連携して子どもたちに安全でおいしい給食が提供できるように検討すべきだと思います。南国市の学校給食の取り組みはもう全国に有名ですが、この南国市は給食に県産食材の

使用率が約84%、国産99%、三笠フーズのお米なんか入る余地がないわけですね。こういったこの安心感というのはお金で買えないものがあると思います。こういう観点からも再度今のあり方を検討し直していただけないかお聞きをいたします。

香南清掃組合関係ですが、副市長のご答弁でも大体見直しの方向で8年後ということで、そういう方向でいかないかんのではないかと。特別委員会を今立ち上げているということですが、検討にこれから入られると。1点だけお聞きをしたいのですが、地元の方との関係はどうなんでしょうか。ちょっとお聞きしたところによるとこのままあの地域に置くことは、地域との関係でちょっと不可能ではないかというふうなこともお聞きをしました。それでそういう、それはどうなっているのか、どのあたりまで話が進んでいるのか。そして、この香南清掃組合の中でやっぱり焼却施設をできるだけ長く、使うならば長く使う。枠を拡大しない、減していくという方向での議論を特別委員会でもぜひとも、市の担当課の方たちとも入って協議をしていただきたいと思います。

上勝町に続いてゼロ・ウェイスト宣言を福岡県（三潴郡）大木町というところがやりました。その大木町は全国に先駆けて生物資源を利用したバイオマスタウン構想を発表しまして、くるるんというセンターを本格稼働させてます。町内から発生するすべての生ごみ、し尿、それから汚泥、浄化槽の汚泥、これをメタン発酵させてエネルギーとして使って残りを液肥として使う。それを給食に（食材づくりに使用）する、回す、家庭に返していく、液肥も家庭に返していくとかいうふうな施設をつくってるんですが、ここは議会がもったいない宣言を平成16年に全会一致で可決をしまして、そのごみゼロに向かって動き出しているんですけども、施設の費用は5億2,000万円かかりましたが、ごみのその経費、ごみ処理の経費が年間2,000万円削減されたということです、これが大きいと思います。目指す方向としてはこういう方向、また人口がうちと似通っております山形県長井市、この環境のまちづくりが農業一体でということで97人の市民の参加、業者も含めてまちづくりデザイン会議を設立しまして、その中の農業分科会で生ごみをリサイクルしようというのでレインボープラン、堆肥センターを立ち上げております。ここはもみ殻とか牛ふんとか生ごみをポリバケツで収集してきてやってるわけですが、（長岡郡）本山町にも視察に行きましたが本山町でも牛ふんと生ごみと、シルバー人材センターの方が生ごみを収集してやっておりました。こんなに簡単に言うみたいにかんかもしれませんけれども、視察も含めてされるというふうにおっしゃいましたのでぜひとも担当課でも取り組んでいただきたいと思います。方向転換をごみの、していただきたい、それです。ゼロ・ウェイストを目指すなら今しかないと思います。長井市はこういうふうに住民と共同で広く取り組んだ結果、香南清掃組合でもお話をして、香南市の課長さんも実はお話をさせていただいたんですが「市民の意識改革がとても難しい。」というふうにおっしゃって、「リサイクルがなかなか進まない。」と言われてましたが、この長井市ではそうじゃなくて「住民との共同がきちんとできれば、ビニールの小袋とかスプーンの混入などは極めて少なくしてスムーズにいったる。」



というふうな報告があります。この点についてまた見解をお願いします。

国保税の減免に関しましては、もうこれまでのやり取りの中でご答弁はわかっておりましたけれども、今市民の生活というのがこんなに大変になってきておる中で、医療を市が持ち出しをして保障するというのとは一番基本の行政の施策ではないかと思えます。そういうことで減免制度を決めた自治体が全国に、島根県（飯石郡）飯南町とか福岡県とか、それから話は違いますが学校給食のお米の購入費を補助をすることを決めて給食費の値上げを抑えたとか、子どものいる世帯の被保険者資格証明証の発行をやめた自治体もあります。その従来の枠の考え方でなくて、今この市民の暮らしがとても大変になっているというこのときに、この国からの地方自治体も地方交付税の削減などとても苦慮しているわけですが、その構造改革路線から市民を守るための具体的な手だてとして、よそにないような基金もためておるわけですので、使ってできないか。これは具体的に計算はようしておりませんが、提案的に再度お尋ねをいたします。

消防に関してですけれども、消防長のおっしゃった話は、聞きましたら最終的には国の効率化の土俵に乗ったものではないかと思えます。火事とか救急とか住民の生命、財産を守る上で一番基本の消防が人員も足りないというのはとても心細いわけですが、しかも香美市のような地理的な条件で人口が減少したからといって広域化をしてしまっているのか。合併のときと同じで国の願いは効率化ですので、消防、救急が廃れる地域が出るのではないかと、その広域化にしてしまったら。そういうこともよく見た上で大変熟慮が要る、現場の意見も十分反映させる必要があると思えますが、再度見解をお聞きしまして、早口で申しわけありません。私の2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

自衛隊についての訓練の件につきまして再度ご質問いただきました。前回行われました訓練につきましては把握等もできていなかったわけでございます。通常の訓練の一環としての受けとめ方をいたしておりますが、今後につきましては情報の収集また同時に事前に連絡をもらう等の必要性もあろうかと思えますので、また自衛隊のほうにはそうした話もさせていただきたいというふうに思います。

また、イラクの件につきましてはなかなか、先ほどお答えをさせていただきましたように複雑な難しい問題もあろうと思えます。いずれにしましてもこのことにつきましては国際的な背景の中で国の方針に基づいて行われているものでございまして、一市長としての思いの及ばない範疇にございますので、ここで私が十分なお答えができませんのでお許しをいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 大岸議員さんの2回目のご質問にお答えをしたいと思えます。

おっしゃいましたように過度の競争につながらないようにということはしっかり受け

とめながら、押さえながらこれからも取り組みをしていきたいと考えています。また、香美市におきましても、C R Tの結果も分析をしてそれぞれの学校の課題あるいは香美市としての課題等も確認をしながら取り組みをしているところですが、このC R Tの取り組みにつきましてもそれぞれの学校によって、C R Tの調査をしているところもあれば別の調査をしている学校もあったり、またその行う時期も4月の当初に行う学校があったり、また1年の終わりの2月、3月あたりにやる学校もあったりと、若干そのあたり学校の事情等によって違いもあります。客観的にそれぞれの学校の課題、また一人一人の子どもたちの課題をつかむということも必要ではないかというふうに思っております。また、現在の学力向上の取り組みの中にも過度の反応があったり、ひずみのきているところがあるのではないかとこのことを私も心配をしています。ただ、何回も言わせていただいておりますように点数のみに一喜一憂するのではなくて、一人一人の子どもたちの学力の向上につながっていきますように改善をしていきたいというふうに考えております。ただ、今回の結果によって一定の課題が見えてきているわけですので、その中で子どもたちの学力向上に向けてそれぞれの学校、それぞれの教職員が努力をしていくということは必要でありまして、そのことはやっぱり教育に携る者としてしっかり押さえながらこれからも取り組みを深めていきたいというふうに考えています。

また、県の考え、県教委の考えで4年間で全国平均並みにするという目標といたしますか、それはよくわかるわけですがけれども、おっしゃるとおり教育には短期に目指せるものとはやっぱり長い長期の期間をかけてじっくり取り組んでいかなければいけないものがあるかと思えます。そういう意味で今回のこの結果をやっぱり性急に求めるのではなくて、じっくり足もとを見つめながら子どもたちの学力の向上へ向けていきたいというふうに考えております。

それから、学校運営協議会についてですが、「学校運営協議会は合議制の機関であり、その委員としては校長、教職員、保護者、地域住民、教育委員会関係者などが考えられ、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会において委嘱することが適当である。」というふうに書かれています。また、その目指す学校、地域運営学校とでも言いませうか、その導入についてはすべての公立学校に一律に求められるものではなく、地域の特色や学校の実態、保護者や地域住民の意向などを十分に踏まえて学校を設置する地方公共団体の教育委員会の適切な判断により行われることというふうになっておりまして、教育委員会としましては、先ほど言いましたように現在の状況の中では開かれた学校づくりの機能をしっかり充実させていくことがまず必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

- 議長（中澤愛水君） 学校教育課長兼学校給食センター所長、和田 隆君。
- 学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えいたします。

学校給食の請負に関することについては、文部科学省や労働局、告示、通達で非常に解釈も違うところがありまして、1つを立てれば片一方が立ちいかないというようなところがありまして、私たちも対応に非常に苦勞しているところです。それで、委託関係については他のところにおいても今どんどん進めているところがありますので、私たちもまた連絡をとりながら、関係機関とも連絡をとりながらよりよい委託関係を結んでいくような形にしていきたいと思います。

それと、先般直営方式にということですがけれども、給食センターの委託については行革の中から出てきたものだと思いますけれども、費用対効果の視点とか民間の活用とか、専門的な知識や技術を要する分野は委託としていこうとかいうことに基づいてやってこられたものだと思います。直営方式については私たち教育委員会のほうではまだ全然話はしたことはありません。先ほど試算も見せていただきました。まだ詳しく見てないわけですがけれども幾つか、直営にすればやっぱり正職員が要るといようなことあるかと思えます。この試算については試算としてまた承りたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私のほうから一般廃棄物の処理場の関係についてお答えを申し上げます。

1点目が、地元との関係はということであったというふうに考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、次の改築につきましては場所も含めた検討に入ることになってまいります。先の大規模改修、平成17～8年に行いましたが、この際におきましても地元との調整が必要であったわけございまして、今後も小規模改修につきましても、改修に際しましては、いわゆる地域と協議をする必要があります。そんなことから、恐らく小規模、簡単な補修等で延命策を図るといことは、こういう重要な施設でございましてなかなか対応できない。いつかを区切って大規模改修なり、また建てかえ等も含めた改築になってくるんじゃないかなと、なかろうかじゃない、当然そうあるべきであろうというように考えておりまして、その際に際しましては、まずは今ある地域住民の方々のご理解をいただく、また、まだよりよい方法があればほかでの対応ということもなされていくというように自分としては考えますが、これはあくまでも組合議会で対応してまいりますので、そのことも今後注視していきたいし、いろいろの皆さん方のご意見もつないでまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、ごみの減量化云々につきましても、生ごみが大部分をその重量では占めるわけございまして。そうしたときにそのごみの処理をどういう形で行うか。いろいろ考えられることは肥料化とか飼料化とかいろいろの取り組みもできると思いますけれども、それには先ほども質問の中でもございしましたが、いわゆる地域住民の方々のご協力が必要で

あるし、またその協力のもとで処理場での人件費もかなりかかっていると思います。また、その処理に際しては、その場所も含めて機械設備、相当の、再資源化していくにも費用はかかっているであろうというように考えています。考え方もありますし、そんな面も含めて今後特別委員会、いわゆるそのごみの、組合議会の中でどう対応していくかについてはまた議論もし、よりよい方向が出てくるんじゃないかなというように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） ゼロ・ウェイストへの方向転換ということですが、ごみ減量化につきましては行政だけがごみの責任を負うのではなく、市民、事業者、行政の三者が一体となって3R、リデュース、発生抑制、リユース、再利用、リサイクル、再生利用を促進することが大切だと考えております。今後は、先ほど議員さんがおっしゃられました先進地の情報をいろいろ教えていただきまして、また情報交換をしていきたいと思っておりますので、またゼロ・ウェイストに取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えします。

基金を使って減免制度ができないかどうかというご質問ですが、これまでお答えをさせていただいたように、まさかのときのための基金でもありますし、基金額が多過ぎるというようにも思っておりませんので、基金を使っての事業は考えておりません。年々給付金も伸びておりまして、伸びておりますが、できるだけ税額も前年並みに設定しようとしております。ここ何年間かは毎年基金を取り崩して運営をしている状況でもありますので、全体の運営に使っていききたいというように考えておりますので、基金を使って独自減免制度をとるなどの方策を考える予定はありません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 4番、大岸議員さんの2回目のご質問にお答えを申し上げます。

消防の広域化につきましては、国が進めます効率化ということで強力に進めているところがございますが、効率化というのは否定をするものではございませんで、自治体としましても効率化を図っていかねばならないというふうには考えます。ただ、香美市にとりまして広域化がメリットがあるかということになりますと、これは多少の疑問点はございますが、これにつきましても今後検討を進めていかねばならないというふうに考えております。

それと、職員につきましては、充足率は確かに100%ではございませんが、消防力の整備指針というのは活動の場合の人員的なものを決めておりまして、例えば消防車で

は5人、救急車では3人、救助工作車では5人というふうな形での整備指針を決めております。実際の活動におきましては十分この人数でやっておりますが、100%充足率があるなし、何が違うかと言いますと、うちの場合足りないというのは、有事の場合に救急車、例えば香美市の場合には3万人程度の人口ございますが、本来なら指針からいけば救急車1台です。ところが現在のところ分署もあり3台を構えておりまして、市民のそういう需要に対してはお答えをしているという状況でございますが、こういう火災の場合、救急車が救急と重なった場合に当然8名一週に抜けますので補充が必要になる。ましてや消防車は5人だけで対応ができるかというところではございませんので、非番の職員をかなり、集めれる限りは集めて消防力を上げて火災と戦うというような形でいきますので、当然有事の場合には人数は上がってくると。これを100%ということになると、その非番も一切招集をしないというぐらい人員を採用して職員がおるということで、例えば高知市の場合には非番の職員を招集せんというような形でいっております。ただ、香美市の場合には火災は、救急が年間1,500件ぐらい、それと火災が15件程度でございますので、そういう頻度を考えますと非番の招集をしないほどの人員を構えておるといのはなかなか財政的に人件費的なことでも非常にかかってくると思えます。そういうことも踏まえましてのこととございまして、香美市の将来を見据えた場合にやはり消防行政の安定とサービスの維持向上ということで、広域化についての一応議論、検討はしていかなければならないというふうに思います。ただ、先ほどご質問に、当初にありましたように、広域化に肯定的ではないかというようなこと、お言葉でございましたが、否定的な発言をしないというからといって肯定をしているわけではございませんで、是も非も自分の立場としては申し上げることはできませんので、判断ができる材料をつくるがために協議もし、いろんな議論もして、最終的には市民の皆さんが決めることであって、その代表の議員さんの、議会でも答弁をあげて議論していただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸。3回目の質問を行います。それぞれにご答弁をありがとうございました。

教育問題ですけれども、教育長失礼しました。学校運営協議会については2回目のご答弁、2回目やない最初のご答弁で「開かれた学校づくりの取り組みを進めていく。」というふうにおっしゃったんですね。ちょっと勘違いをしておりました。それで、なぜかと言いますと県の資料の中に市内の小学校の名前が、手を挙げている学校の名前があったんです、ここに。それで方向づけをされておるのかなと、その手を挙げてる学校が香美市の小学校の中にあつたんです。それでどういうふうにお考えなんだろうと思ってお聞きをさせていただきましたが、今の教育長のご答弁でよくわかりました。

それと、ごみの問題ですけれども、これから香南清掃組合でも今言ったような方向で検討をされていかれるとのこととです。8年後ということですが、「8年というのはすぐ

にくるので大変」というふうに香南市の課長さんがおっしゃってました。大変重要な問題、これからのごみ行政どうするのかの方向の分かれ目にきていると思います。ごみ減量化の方向で可能ならばゼロ・ウェイストを目指して、そういう施設になっていくように願っております。それで、この担当課長にお聞きをしたいのですが、この大木町の取り組みの載ったこの「住民と自治」という本があるんですが、ここにエネルギー、資源の地域循環を住民協働でという、この記事を書いておられるのが役場の課長さんなんです、担当課の。ここは議会がそういう全会一致でもったいない宣言をしたことによって市が全体が動いて、海外にそういう施設を視察に行つてこういう取り組みを進めておるということでした。海外にまでは行けないかもしれませんが、やっぱり見るのが一番いいのではないかと、本山町に行つたときもつくづく思いました。それでこの福岡県ですとか人口の近い長井市とか、ぜひそういう機会を設けて環境課長だけでなく、できましたら住民の皆さんの意識啓発が何より大事ということは当たり前のことなんですが、香美市というのはそういうごみの減量課とか環境問題というのは婦人会さんなんかもとでも熱心に取り組んでおられますし、土壌があります。呼びかけるやったら、呼びかけたらこたえてくれる業者さんのたくさんいると思います。以前から言っておりますがそういう方たちも一緒に視察に行かれて、できたら大きなそういうプロジェクトチームみたいなのを市民レベルでこしらえてやっていくというふうな、検討をしていくというふうな、8年後に間に合うようにですね。そういうことも考えられないか、それを1点だけお尋ねをいたします。

最後に自衛隊の問題で、市長、情報収集などに努めるということをおっしゃってくださいました。ぜひともよろしくお願ひします。香美市の広報8月号に終戦記念特集ということで3名の方の体験が載りました。この、とりわけその一番最初に載つた方がこんな話は今までしたことがなかったということで、自分が戦地で上官の命令とはいへ行つたことについての本当に勇気のある告発、さまざまな感情を乗り越えてこの記事になつたかと思うんですが、それから同様に次の方も日本の軍隊の中国や東南アジア諸国での行為、加害者の立場を警鐘し後世に伝えることがもう少し必要、こんな記事が載つてるんですが、この割と修学旅行でも沖縄県に行つたり広島県、長崎県に行つたりして被害の歴史については学校教育の中でやるんですが、加害の歴史に着目したこの記事を取り上げられた広報香美の編集の皆さんの見識の高さには驚きました。大変いい記事でした。こういうふうな市民の思いと日米軍事同盟の強化、米軍再編を背景に対照的にその自衛隊の今度行軍訓練があるのではないかとというふうにとらえています。それで、やはりこういうことを念頭に置いて監視をしていかなければならないと思ひまして、このことについてのご答弁結構ですけれども、ごみの問題だけ1点お聞きをしまして、私のすべての質問を終わります。どうもありがとうございました。

(サイレンにより中断)

○議長（中澤愛水君）

環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 大岸議員さんのご質問にお答えします。

初日に依光議員さんからもご質問がありましたとおりに推進組織の設立も踏まえておりますので、それも立ち上げまして、それと先進地視察も来年度の予算に計上したいと思っておりますので、その情報をいろいろまたお教え願いたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

おつなぎをしておきます。昨日、一般質問終了後議会運営委員会を開いていただいておりますので、そのときに議員協議会を本日、本会議終了後に議員協議会を開くというご決定をいただいておりますのでおつなぎをいたします。（午後）1時から議員協議会を開きたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をいたします。

次の会議は9月22日午前9時から開会をいたします。

どうもお疲れでございました。

（午後0時02分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 0 年 9 月 2 2 日 月曜日



平成20年第4回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成20年9月10日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月22日月曜日（会期第13日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	林 政 課 長	岡 本 博 臣
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住 民 課 長	山 崎 綾 子	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
保 険 課 長	岡 本 明 弘	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮 地 和 彦	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広  
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀  
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

- 認定第 1 号 平成19年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成19年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
- 認定第 9 号 平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
- 認定第10号 平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定について
- 認定第11号 平成19年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第12号 平成19年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第75号 平成20年度香美市一般会計補正予算「第3号」
- 議案第76号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第77号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第78号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第79号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」

- 議案第 80 号 平成 20 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 2 号」(事業勘定)
- 議案第 81 号 平成 20 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」(保険事業勘定)
- 議案第 82 号 平成 20 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」(サービス事業勘定)
- 議案第 83 号 平成 20 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 84 号 平成 20 年度香美市水道事業会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 88 号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 89 号 香美市まちづくり寄附金条例の制定について
- 議案第 90 号 香美市まちづくり応援基金条例の制定について
- 議案第 91 号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92 号 香美市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93 号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 94 号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95 号 市道の路線の変更について

#### 議員提出議案の題目

なし

#### 議事日程

平成 20 年第 4 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 13 日目 日程第 5 号)

平成 20 年 9 月 22 日(月) 午前 9 時開会

- 日程第 1 認定第 1 号 平成 19 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成 19 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成 19 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成 19 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成 19 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第6 認定第6号 平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成19年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
- 日程第9 認定第9号 平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
- 日程第10 認定第10号 平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定について
- 日程第11 認定第11号 平成19年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第12号 平成19年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第75号 平成20年度香美市一般会計補正予算「第3号」
- 日程第14 議案第76号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第15 議案第77号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第16 議案第78号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第17 議案第79号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第18 議案第80号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」（事業勘定）
- 日程第19 議案第81号 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定）
- 日程第20 議案第82号 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（サービス事業勘定）
- 日程第21 議案第83号 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算「第1号」
- 日程第22 議案第84号 平成20年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」
- 日程第23 議案第88号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第89号 香美市まちづくり寄附金条例の制定について
- 日程第25 議案第90号 香美市まちづくり応援基金条例の制定について

- 日程第26 議案第9 1号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第9 2号 香美市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第9 3号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第9 4号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第9 5号 市道の路線の変更について

#### 会議録署名議員

23番、坂本 節君、24番、山本芳男君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長(中澤愛水君) おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、一般質問で訂正があるようでございますので発言を許可します。教育長、明石俊彦君。

○教育長(明石俊彦君) おはようございます。申しわけありませんが1点訂正をさせていただきますと思います。

矢野議員さんの質問に対する答弁の中で間違いがありましたので訂正をさせていただきますと思います。香美市の学校評価の取り組みの中で自己評価をもとにした評価委員さんの行う評価は「学校関係者評価」でございます。「第三者評価」につきましては、矢野議員さんの言われていたように大学や教育機関の職員、あるいは学識経験者等の専門家による評価で、香美市で行っています評価は「第三者評価」ではなくて「学校関係者評価」を行っているところでございます。大変申しわけございませんでした。おわびして訂正をさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

○議長(中澤愛水君) ただいま明石教育長から答弁の訂正の申し出がありました。これを認めることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) はい。異議なしと認めます。よって、そのように訂正をいたします。

続きまして、一般質問で12番、久保信彦君から第3回目の質問の取り下げの許可をいたしました。答弁のほうがそのままになっておるとい、今発言がございましたので、この点についてご協議をいたしたいと思、一応削除するというご異議ございませんか。

22番、西村芳成君。

○22番(西村芳成君) まず、答弁者のほうから削除するというを申し出ないと。ここでそれを許可するじゃいうようなことにはならないと思、答弁者からそれがあってから、削除してもらいたいということがあってから許可するようになってます。

○議長(中澤愛水君) それでは答弁者の意思を確認をいたします。財政課長、後藤博明君。

○財政課長(後藤博明君) それでは、12番、久保議員さんの先だつての3回目の質問に対しましての答弁につきまして、全部削除をお願いいたします。

○議長(中澤愛水君) 今、答弁者、財政課長、後藤博明君から取り下げに異議がないということでございますが、いかが。取り消しに異議がないということでございますが。

○22番(西村芳成君) 異議じゃなしに取り消しということ。

○議長（中澤愛水君） 取り消しを求めるということでもあります。ご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。異議なしと認めます。それでは、そのように議事録を訂正をするようにいたしたいと思います。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

これから、議案質疑を行います。

なお、水道事業会計決算及び工業用水道事業会計決算の認定を除く各会計の決算の認定議案につきましては、付託された委員会において議案精査のため継続審査になると思われまますので、議案精査のために必要な質疑のみにするように。また、議案第75号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第3号」については、本会議散会后連合審査会がありますのでその時点にて質疑を行ってください。その他の案件については各常任委員会付託となりますので、各議員は付託されていない議案についての質疑を行うようお願いをいたします。

日程第1、認定第1号、平成19年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第2、認定第2号、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第3、認定第3号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、認定第4号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第5、認定第5号、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第6、認定第6号、平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第7、認定第7号、平成19年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第8、認定第8号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第9、認定第9号、平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第10、認定第10号、平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第11、認定第11号、平成19年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第12、認定第12号、平成19年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第13、議案第75号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第3号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第14、議案第76号、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第15、議案第77号、平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり



- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第16、議案第78号、平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第17、議案第79号、平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第18、議案第80号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」（事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第19、議案第81号、平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第20、議案第82号、平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（サービス事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第21、議案第83号、平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第22、議案第84号、平成20年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第23、議案第88号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第24、議案第89号、香美市まちづくり寄附金条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。単純なことを聞かさせていただきますので、的が外れてたらご意見ください。

目的のところに、「香美市を応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り」ということですが、例えば市民、私、香美市民が応援したいというときにはこの寄附金条例の対象になるのかと。対象についてはこういう規定しかありませんので、市民は除くとは書いてませんわね。そうした場合に地方税法の改正によりということで税の、減税の対象になるのかということまで含めてお尋ねいたします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、税の控除の対象にはなりません。ただし、自分が市民として市に納めるわけですから、理屈を言うたら5,000円をそこで、こうしたら除かれるということがございますので、そのあたりをご理解の上、寄附をしていただくことは物理的には可能です。すなわち寄附をすると、今度あくまで5,000円というものはその寄附金控除から除外されますから、その分を平口に言えば損をする理屈にはなるということをご承知いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連で、通常一般の寄附金としてさまざまなあれでありますわね、社協に対してとか、広報に多々載っておりますけれども。そういう部分のところの、これとの関連性ですわね。から言うと、ちょっと教えてもらいたいのは税金にも寄附金控除とありますけれども、そこら辺のところはどうだったかなということをおもうわけですが。逆に言うとかような寄附金に対しても対象に、このまちづくり寄附金条例が対象になるのであればこちらのほうのご利用ということも一言申し述べることができると思いますけど、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） もう一度ちょっと、趣旨がちょっといまひとつわからなかったのもう一度お願いできますか。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） はい。3番。すいません、気が弱いもんで声が小さくて。

一般寄附金を募る、さまざまな方の寄附金等が広報なんかでも載ってますけども、いただけてますわね、寄附として。そのときと、その（まちづくり）寄附金とこの寄附金、地方税法の改正によって、今回まちづくりのこの寄附金をいただくことによってですが、こちらは市民であっても税の減免の対象になるということですよわね。ということは、片一方の部分の、その一般に預かっているとか受け取っている寄附金、その部分は普通、税の場合の寄附金控除等が、団体等にする場合もあると思いますけれど、そこら辺のところこちら（まちづくり寄附金）のほうの方が有利であれば、まちづくり寄附金条例

もできました、またこちらのほうの寄附金でいかがですかと。まあ開けた話ね、そういうことも言えると思いますけど、そこら辺のちょっと関連性、整合性がわからないのでお尋ねしてます。ご理解いただけましたか。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員のご質問にお答えします。

寄附金であれば寄附金条例に対象、この寄附金条例の対象になると、ならないと関係なく市町村にしたものは税の控除の対象になります。公共団体にすれば対象になります、どういう格好であれ。つまり何々基金、基金税条例とかいろいろ他の市町村やってますけれども、そういう、そういうものであれば市町村にすれば税の控除の対象にはなりません。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 答弁を聞きながら思い出しました。たしかそうと思いますが、どちらが、こちらのほう（まちづくり寄附金）は5,000円が、最低限5,000円が課税対象から外れるということですかね。ほんで、今までの部分はどういう計算方法やったかちょっと忘れちゃったけど、どっちかがやっぱり有利、不利というのはありますわね、減税しようと思うたらね。寄附金する人はそういうことは余り考えてないと思いますけれども、そこら辺のところはわかりますかね？わかりませんか、すいません、その点をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） どちらが得かというのが、ちょっと意味がいまひとつわからんですが、今年中に行った寄附金であればすべて同じ条件です。つまり、この改正がある前は寄附金（控除）というのは10万円以下であれば対象になりませんでした。ただ、今回は5,000円以上で対象になるということですので、そのつまり、どう言いますか、この寄附金条例（まちづくり寄附金）にしても普通の一般寄附でも条件は一緒です。ということでよろしいですか。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） すいません、ちょっと答弁が、ちょっと私の予想してるのと違いますので再度聞かせてもらいますけど、市町村等に寄附したら、税務署へ申告するときにですわね、寄附金控除としてやりますわね。こちら（寄附金控除）の場合は翌年度の住民税から引けますわね。だから、おのずと片一方は所得税、住民税と連動してくると思うけれども、一般のほうはね。こちらのほう（まちづくり寄附金）は住民税だけというふうに私は考えるんですけど、それは違いますかね。すいません、それをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 所得税も同じく確定申告が必要です。確定申告をすれば同じく、当然（控除の）対象になります。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第25、議案第90号、香美市まちづくり応援基金条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第26、議案第91号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第27、議案第92号、香美市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第28、議案第93号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第29、議案第94号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第30、議案第95号、市道の路線の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

以上で日程第1、認定第1号から日程第30、議案第95号までの質疑はすべて終わりました。各案件はお手元に配りしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

お諮りをします。付託しました各案件は9月24日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって付託の案件は9月24日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をいたします。

次の会議は、9月25日午前9時から開会をいたします。

どうもお疲れでございました。

(午前 9時23分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 0 年 9 月 2 5 日 木曜日

平成20年第4回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成20年9月10日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月25日木曜日（会期第13日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環 境 課 長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	林 政 課 長	岡 本 博 臣
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住 民 課 長	山 崎 綾 子	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
保 険 課 長	岡 本 明 弘	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮 地 和 彦	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広  
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀  
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

- 認定第 1 号 平成 19 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 19 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 19 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 19 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 19 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 19 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 19 年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成 19 年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
- 認定第 9 号 平成 19 年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
- 認定第 10 号 平成 19 年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定について
- 認定第 11 号 平成 19 年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12 号 平成 19 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75 号 平成 20 年度香美市一般会計補正予算「第 3 号」
- 議案第 76 号 平成 20 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 77 号 平成 20 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 78 号 平成 20 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 79 号 平成 20 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第 1 号」



- 議案第 80 号 平成 20 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 2 号」(事業勘定)
- 議案第 81 号 平成 20 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」(保険事業勘定)
- 議案第 82 号 平成 20 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」(サービス事業勘定)
- 議案第 83 号 平成 20 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 84 号 平成 20 年度香美市水道事業会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 88 号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 89 号 香美市まちづくり寄附金条例の制定について
- 議案第 90 号 香美市まちづくり応援基金条例の制定について
- 議案第 91 号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92 号 香美市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93 号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 94 号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95 号 市道の路線の変更について

#### 議員提出議案の題目

- 請願等第 2 号 香美市内事業者の育成及び地域内経済の安定化のために行政で購入される物品等について地域内事業者からの購入、調達を求める請願
- 意見書案第 9 号 シカ被害防止対策に関する意見書の提出について
- 意見書案第 10 号 園芸農業の燃油及び資材高騰対策への支援を求める意見書の提出について
- 意見書案第 11 号 介護療養病床の全廃計画を見直すよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 12 号 公立学校の耐震化に当たって国の補助費用単価の引き上げを求める意見書の提出について
- 意見書案第 13 号 高知県公立小中学校耐震化事業補助金の拡充を求める意見書の提出について

#### 議事日程

平成 20 年第 4 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 13 日目 日程第 6 号)

平成 20 年 9 月 25 日(木) 午前 9 時開会

- 日程第1 諸般の報告
- 報告第14号 専決処分事項の報告について  
市道におけるグレーチング跳ね上げ事故の損害賠償額の決定について
- 報告第15号 専決処分事項の報告について  
学校給食費滞納整理における和解について
- 報告第16号 専決処分事項の報告について  
学校給食費滞納整理における和解について
- 日程第2 認定第1号 平成19年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 平成19年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
- 日程第10 認定第9号 平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
- 日程第11 認定第10号 平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定について
- 日程第12 認定第11号 平成19年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第12号 平成19年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第75号 平成20年度香美市一般会計補正予算「第3号」
- 日程第15 議案第76号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第16 議案第77号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」

- 日程第17 議案第78号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第18 議案第79号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第19 議案第80号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」(事業勘定)
- 日程第20 議案第81号 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(保険事業勘定)
- 日程第21 議案第82号 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(サービス事業勘定)
- 日程第22 議案第83号 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算「第1号」
- 日程第23 議案第84号 平成20年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」
- 日程第24 議案第88号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第89号 香美市まちづくり寄附金条例の制定について
- 日程第26 議案第90号 香美市まちづくり応援基金条例の制定について
- 日程第27 議案第91号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第92号 香美市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第93号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第94号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第95号 市道の路線の変更について
- 日程第32 請願等第2号 香美市内事業者の育成及び地域内経済の安定化のために行政で購入される物品等について地域内事業者からの購入、調達を求める請願
- 日程第33 意見書案第9号 シカ被害防止対策に関する意見書の提出について
- 日程第34 意見書案第10号 園芸農業の燃油及び資材高騰対策への支援を求める意見書の提出について
- 日程第35 意見書案第11号 介護療養病床の全廃計画を見直すよう求める意見書の提出について
- 日程第36 意見書案第12号 公立学校の耐震化に当たって国の補助費用単価の引き上げを求める意見書の提出について

日程第37 意見書案第13号 高知県公立小中学校耐震化事業補助金の拡充を求める意見書の提出について

~~日程第38 各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任について【取り下げ】~~

日程第39 閉会中の所管事務の調査について

平成20年第4回香美市議会定例会追加議事日程

(日程第6号の追加第1)

平成20年9月25日(木) 午前9時開会

追加日程第1 議長の辞職について

平成20年第4回香美市議会定例会追加議事日程

(日程第6号の追加第2)

平成20年9月25日(木) 午前9時開会

追加日程第2 議長の選挙について

平成20年第4回香美市議会定例会追加議事日程

(日程第6号の追加第3)

平成20年9月25日(木) 午前9時開会

追加日程第3 副議長の辞職について

平成20年第4回香美市議会定例会追加議事日程

(日程第6号の追加第4)

平成20年9月25日(木) 午前9時開会

追加日程第4 副議長の選挙について

平成20年第4回香美市議会定例会追加議事日程

(日程第6号の追加第5)

平成20年9月25日(木) 午前9時開会

追加日程第5 議席の一部変更について

平成20年第4回香美市議会定例会追加議事日程

(日程第6号の追加第6)

平成20年9月25日(木) 午前9時開会

追加日程第6 各常任委員会委員の選任について

平成20年第4回香美市議会定例会追加議事日程

(日程第6号の追加第7)

平成20年9月25日(木) 午前9時開会

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

**会議録署名議員**

23番、坂本 節君、24番、山本芳男君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第14号、報告第15号、報告第16号の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。これから、報告第14号、報告第15号、報告第16号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

この報告第14号ですけど、グレーチングの問題は前々回から議会でも、（旧）物部村でこういうことがあったような記憶があるんですけど、これはあったことはあったことで仕方ないけど事後の対応はどのようにしてるかということと、こういう危険な箇所はやはりかなりのところにあるのかどうか、調査をしているのかどうか、その2点をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員のご質問のお答えを申し上げます。

当該箇所は、グレーチングの受けのコンクリートの部分が欠けておって、ちょうど前の車がそれを踏んだときにシーソーみたいになって跳ね上がったところへ後ろの車が当たったというようなことで、ここの場所につきましてはその穴は埋めて、それから跳ね上がらないようにクリップでとめまして、なおかつ針金で縛って連結をしてもう跳ね上がらないように手だてはいたしました。

ほかにもそのような箇所があるかということですが、地元からの通報とかいうことが今のところ頼りになります。自分たちも市道を通るたびに、車で通ってカタンカタンと言うところについては気にはとめておりますけれども、跳ね上がって外れておるといようなところの記憶は余りございませんので、外れておるとかという地元からの報告とご協力をいただけたらすぐに手だてをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

お尋ねします。報告第15号、報告第16号に関してですけども、和解になったということで書かれておりますけど、もう1件ございましたわね。3件提訴して、行財政改革推進特別委員会の審議では同日に、日が延びたけれども同じ日に裁判やるというふ

うに聞いてますが、その1件の処理はどうなったか、その点お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） はい。山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

支払督促をしまして異議の申し立てが出てきました。ほんで、8月の臨時議会で3件とも訴訟になりましたということで報告をさせてもらっております。それで、そのうちの2件、9月3日と9月10日の案件につきましては裁判官同じでして、和解ということで折り合いをつけることになりました。市としては一括払いということを申し立てしましたが、それは認められずに分割納付ということになっております。もう1件につきましては、（9月）19日に口頭弁論がありましたが、この案件につきましては判決をいただきました。これは一括で被告が支払いをなささいということになりましたので、今回の報告から除かれております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連してお尋ねします。

（9月）19日に判決をいただいたと、一括でと。それはこの専決処分に出てこなくていいわけですかね、それをお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 地方自治法第96条第12号になるかと思いますが、その中には判決の分について報告という分は、訴訟とか和解とかそういうものについては議会、直近の議会で報告ということになっております。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 関連ですけど、この報告第15号と報告第16号については、この被告という人たちはお仕事はしてるんですか。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） はい。就労されております。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） もう1点だけ。

この報告第15号、報告第16号についてですけれども、「2回滞ったら期限の利益を消失する」と書かれていますわね。ほんで、今までもなかなか大変な状況で払えてなくて、ここまできて、和解して、今後は2回滞ったら期限の利益消失して一括で支払いなさいよという判決、和解をもろうてるんですけれども、実際払えなかったときですわね、給与の差し押さえの方向に行くのか。何の方向に行くのか、そこら辺まで具体的な今後の手だてはお持ちでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 一応、公平性を保たなければいけませんので、一応裁判所のほうで今回は和解ということをいただきました。これは一応時効が10年にな

っております。10年間はずっと時効になりませんので、うちのほうで請求ができると。その請求につきましては裁判所へ強制執行の申し立てをするということになりますが、その場合に被告の銀行の預金とか、それと給料の差し押さえとか、そういう部分のはっきりした資産状況がつかめればそれを差し押さえるというような形になっていこうかと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

日程第2、認定第1号、平成19年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第31、議案第95号、市道の路線の変更について、以上30件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） 19番、前田でございます。

9月22日、出席委員は9人であり、定足数に達しておりましたので総務常任委員会を開会し、9月定例会において付託されていた審査事件6件（認定2件、議案4件）の審査を慎重に行いましたので、その経過と結果の報告をいたします。

まず、認定第1号、平成19年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定については、継続審査を希望する意見があり、異議はなく、認定第1号は全員賛成で閉会中の継続審査とすることとしました。

次に、認定第2号、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についても、継続審査を希望する意見があり、異議はなく、認定第2号も全員賛成によって閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

次に、議案第75号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第3号」は、既に連合審査会で質疑が終わっておりましたので、直ちに採決を行いました。結果、議案第75号は全員賛成によって可決すべきものと決定をしております。

次に、議案第88号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、まず執行部の提案理由の補足説明の後に本案について質疑を行いました。

本案に対し、まず「企業立地促進法に関する課税免除になる企業はどれぐらいあるのか。」という質疑に対しまして、「課税免除になる企業は、1件該当する企業があると県から報告を受けておる。」という答弁がございました。ほかに質疑はなく、採決を行いまして、全員賛成で議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定をしております。

次に、議案第89号、香美市まちづくり寄附金条例の制定についてを議題とし、執行部の提案理由の補足説明がありました。



その説明として、「地方税法の一部改正により寄附金税制の見直し等が行われたことに伴い、市に寄せられる寄附金の財源として実施する事業に関し必要な事項を定めるとともに、香美市まちづくり応援基金を設置する必要があるため当該条例を制定するものであり、また本条例につきましては先の6月議会の質疑等の中で挙がっていたものであり、それに伴う提案である。」との説明の後、質疑を行いました。

まず、「ふるさと納税が8月末で6件、53万8,000円となっているが、第2条の部分での内訳はわかるのか。」という質問に対しまして、「第2条の各部門における内訳は、まず教育、文化に関する事業については20万3,000円、環境、福祉に関する事業については21万円、産業、まちづくりに関する事業は7万5,000円、市長が認めるという事業については5万円と、合計53万8,000円という内訳になっている。」と答弁がありました。次に、「今後ふるさと納税をするときに第2条に当てはまる形になってくると思うが、その際具体的にはどういうふうな手続きに入っていくのか。」という質疑がございまして、「寄附の申し出者に第2条にある4つのコースの選択をしていただき、申し出ていただくということになっている。いわゆる様式のほうに定めてある。」との答弁がありました。次に、「本会議場でのやりとりを整理して再度説明をしてほしい。」との質疑に対し、「寄附金につきましては、改正前は所得控除方式であった。今回税制改正により税額控除方式に変わる。それと前回は10万円が適用下限だったのに対し、適用下限というのは5,000円となる。それと控除については二通りの計算方法があり、寄附金から5,000円を引いたものの10%と、寄附金から5,000円を引き、それが所得税の控除になるので所得税分を引いたものという考え方であればいいと思う。その二通りを足し合わせたものが寄附金の税額控除になるということになる。所得税でも当然控除になるので、所得税のほうで引かれた分は住民税のほうでは引かない。つまり二重には引かないということである。寄附金がなされた場合は1月1日現在の住所地の市町村において税額の対象なるということになるので、香美市であれば当然香美市の税務課で対処をするということになる。県外の市町村であれば県外の市町村において、香美市から出された領収証を持って確定申告なり住民税の申告をするということになる。」と説明がございました。次に、「53万8,000円の中で市内か市外か、内訳はどうなっているか。」という質疑に対しましては、「53万8,000円、総額すべて市外の方からの寄附金になっている。」と説明がありました。次に、「寄附をいただいた方にどんな形でお礼などの対応をしたのか。」という質問に対しましては、「ほかの自治体ではお礼に特産品をあげたりというようなことがあるということも聞いているが、協議をした結果、香美市としてはそういう形はとらないこととした。ただし、寄附という形で市を心にとめて応援をしてくださる方については、しっかり情報でつながっていきこうということで、こうした寄附をいただいた方については広報紙を毎月お送りしようということにしております。」という説明がございました。次に、「この条例の中にある、金額的なものは入っていないが金額の多少にかかわらず

受け取るのか。」という質疑に対しましては、「額については規定はしない。ほかの自治体によっては金額の下限を規定しているところもあるが、本市においては金額の規定はせずに、金額にかかわらず寄附者の気持ちをいただいているということを進めていきたいというふうに考えている。」という答えがございました。次に、関連質疑として、「ほかの自治体は一口500円というところもあるが、協議の段階でそういう話はなかったのか。」という問いがございましたけれども、「寄附ですので幾ら以上ならいただくというのは不遜であるということもあり、本市では定めないという課内での調整をし、条例についてはこういうことで定めますという会議をした結果、決裁をいただきましたので提案をした。」という説明がございました。

ほかに質疑もなく、議案第89号の採決を行い、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第90号、香美市まちづくり応援基金条例の制定についてを議題とし、まず執行部の提案理由の補足説明がありましたが、本条例は議案第89号を受けての議案であり、特段の質疑もなく、採決を行いました。

その結果、議案第90号、香美市まちづくり応援基金条例の制定については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、小松紀夫君。

○教育厚生常任委員長（小松紀夫君） 今議会におきまして、教育厚生常任委員会が付託を受けた案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

付託を受けた案件は、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第10号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第91号、議案第92号でございます。

認定第7号、平成19年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について、認定第9号、平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について及び認定第10号、平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定についてにつきましては、継続審査を希望する意見があり、閉会中の継続審査とすることにいたしました。

次に、議案第80号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」（事業勘定）を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑を行いました。

質疑の中で「共同事業交付金の内容は。」との問いに対し、「高額医療の関係であり、1目の高額医療費共同事業交付金が80万円以上、2目の保険財政共同安定化事業交付金が30万円以上80万円未満である。」との答弁がございました。また、「財政調整基金繰入金が1,600万円余りある一方で、基金積立金が1,700万円あるが、その理由は。」との問いに対し、「基金積立金1,700万円については、平成19年度か

らの繰越金の2分の1以上を積み立てるものであり、財政調整基金繰入金については平成20年度会計の調整である。」との答弁がございました。また、「特定健診等事業費の人間ドック補助金の内容は。」との問いに対し、「1人当たり6,600円の補助であり、人間ドックの費用のうち特定健診分を補助するものである。」との答弁がありました。また、「葬祭費の内容は。」との問いに対し、「後期高齢者が国保から外れることから、当初見込みは40人としていたが、2月から3月に亡くなられた方の分が4月以降に申請があったため補正をすることになった。」との答弁がございました。また、「療養給付費交付金返納金の補正が前年と比べ大幅に増額をしているが。」との問いに対し、「退職者医療の平成19年度分の返納金である。5月に調整をされ基金から決定がくる。」との答弁がありました。また、「出産一時金が増額をされると聞いているが、その補正は今後あるのか。」との問いに対し、「来年度からである。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号、平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定）を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑を行いました。

質疑の中で、「償還金及び還付加算金の内容は。」との問いに対し、「1目は財政区分の変更であり、2目の償還金は平成19年度分の返納金である。」との答弁がございました。また、「繰越金があるのに一般財源を使う必要があるのか。」との問いに対し、「事業によって国・県・市の持ち出しが決まっているので一般財源を必要とする。また、繰越金には返納金も含まれているが、多くは保険料であるので最終的には基金に積み立てることになる。」との答弁がございました。また、「事業運営基金の補正が4,000万円余りあるが今後の基金の運用は。また第4期介護保険事業計画の説明を。」との問いに対し、「第3期の最終年度である今年度末の基金残高は約9,000万円と予想される。その中から第4期に6,000万円を投入し、保険料を現在の水準で維持したいと考えている。第4期介護計画策定委員会では、保険料等の具体的な提案には至っていない。」との答弁がございました。また、「保険料を下げる考えはないのか。」との問いに対し、「保険料を下げることによって赤字になれば基金を投入しなければならず、基金の残もなくなってしまう。そうすると第5期の計画にも影響が出る。現在のところ第4期は第3期の保険料を維持するという考えである。」との答弁がございました。また、「第4期介護保険事業計画の中で物部町の特養施設についての検討はされているのか。」との問いに対し、「次回の委員会で事務局から具体的な提案をする必要があると考えている。基本的には地域密着型になると考えている。」との答弁がございました。関連をして、「閉校後の大栃高校を施設として利用する考えはないのか。」との問いに対し、「大栃高校の利用については教育委員会、県が検討する事項であるので、こちらから提案することがよいのかどうかと思う。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号、平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（サービス事業勘定）を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「一般管理費の委託料の内容は。」との問いに対し、「介護計画の委託料である。」との答弁がありました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号、平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算「第1号」を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

格別の質疑はなく、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「新設されるなかよし保育園の定員は。」との問いに対し、「180人である。」との答弁がありました。関連をして、「山田90人、楠目60人、明治90人で合計240人の定員に対し、少なくなるのではないか。」との問いに対し、「現在、明治は60人になっている。また少子化を想定した上で設定をした。」との答弁がありました。また、「定員以上の希望がある場合の対応は。」との問いに対し、「若干のオーバーについては受け入れ可能である。また施設も250人対応となっており、大幅にオーバーした場合でも対応は可能である。」との答弁がありました。また、「現在待機をしている状況はないのか。」との問いに対し、「ゼロ歳児が待機の状態である。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号、香美市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「第2条の表に「子育てセンターなかよしを加える」となっているが、「支援」という言葉が抜けている理由は。」との問いに対し、「正式には子育て支援センターであるが呼称は自由裁量であるので、従来、香北町においても子育てセンター美良布となっており、それに合わせた呼称とした。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他の件として、なかよし保育園の施設構造等について執行部の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「不審者対策は。」との問いに対し、「まず駐車場と道路の間にフェン

スを設けることとしている。次に施設の周りにもフェンスを設け、監視カメラを設置し、警備会社との契約により不審者対策等を行う。また、各室には探知機を設置し、素早い対応ができる体制にする考えである。なお、セキュリティの関係で職員はカードを使用して出入りすることになる。」との答弁がございました。また、「旧保育園の備品についてはなかよし保育園で使用するのか。」との問いに対し、「現在3保育園の備品について選別作業を実施している。当然ながらなかよし保育園で使えるものは使っていく考えである。また、他の保育園で使用できるものはそれぞれ他の保育園に持って行き使用する予定である。」との答弁がありました。また、「厨房機器についてトータルで幾らになるのか。」との問いに対し、「詳しい金額については後ほどお知らせするが、従来型から言うと初期導入経費は高くなる。しかし、ランニングコストについては、コンサルの計算によると年間100万円以上の差になる。また、衛生面から室温の管理が容易である等の利点もある。」との答弁がありました。関連して、「なかよし保育園の厨房で調理が始まればメリット、デメリットも出てくると思うので、B保育園建設の参考資料として示してほしい。」との意見がありました。また、保育園周辺の排水について、「雨量の多いときは大丈夫か。」との問いに対し、「保育園周辺は雨量が多いところであるため、周りの排水路については十分に流量計算をして設置している。また駐車場は浸透式にする予定である。」との答弁がありました。また、「子育てセンターのトイレにはおむつ交換の設備が設置されているのか。」との問いに対し、「一時保育室等で対応はできる。」との答弁がございました。

以上でなかよし保育園の施設構造等の質疑を終了をいたしました。

これで教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹平豊久君。

○産業建設常任委員長（竹平豊久君） おはようございます。13番、竹平です。産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

今期、平成20年9月第4回定例会におきまして、当産業建設常任委員会に付託されました事件は、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第11号、認定第12号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第84号、議案第93号、議案第94号、議案第95号の、認定6件、議案8件の合計14件でございます。本事件につきまして9月22日、定足数に達しておりましたので委員会を開催し、審査を行いました。以下、審査の経過と結果について順次報告をいたします。

まず、認定第3号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行いました。

結果、本案につきましては継続審査を求める意見があり、これを諮り、全員賛成で認定第3号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、認定第4号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行いました。

結果、本案につきましては継続審査を求める意見があり、これを諮り、全員賛成で認定第4号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

認定第5号、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行いました。

結果、本案につきましては継続審査を求める意見があり、これを諮り、全員賛成で認定第5号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、認定第6号、平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行いました。

結果、本案につきましては継続審査を求める意見があり、これを諮り、全員賛成で認定第6号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、認定第11号、平成19年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、審査を行いました。

出された質疑といたしまして、「水道事業損益計算書中で過年度損益修正損、26万5,321円が計上されているが、その内容を。」との問いに、「過度分において水道料金を歳出したもので、過年度還付金のことである。」との答弁。また、「企業債の繰上償還と借りかえに関してであるが、この企業債明細表は平成19年度分であって、平成20年、平成21年と対象になる分か。」との問いに、「平成19年度での企業債明細表である。借換債は政府貸付金のうち金利5%以上のものについて補償金なしで繰上償還するもので、平成19年度は7%以上のものについて繰上償還をした。また、平成20年は6%台、平成21年は5%以上のものということになっている。ちなみに借換債につきましては、昨年金利が安い高知銀行で5件について金利7%台のものを借りかえた。平成20年の上水道会計では借りかえせず、従来どおりの償還を考えている。これは平成19年度で剰余金が4,000万円近くあり、金利を払ってまで借る必要はないということもあり、したがって平成20年以降は償還だけを考えている。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、認定第11号は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第12号、平成19年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、審査を行いました。

出されました質疑といたしまして、「工業用水については現在水の使用が少ない中で、監査委員からも指摘を受けているとおり、今後も利用が大幅に見込めないのであれば上水道水源がひっ迫する中で、改めて利用方法を含めて見直しの検討をすべきではないか。」との問いに、「ご指摘のとおり、水の使用が少ないことで工業用水道事業会計は収入がない中で、年間の維持管理費や企業債償還で一、500万円ぐらいの支出があり、平成43年まで償還が続く状況となっている。ただ、この企業団地、いわゆるテクノパークをつくった背景には工業用水があることをも立地条件に進出している企業もある。しかしながら、現在の進出企業は水の使用が少ない状況である。今後については、残り

3区画を現在誘致段階中のことでもあり、年間1,500万円ぐらいの経費が要るが、今後の企業団地のことをも含め、結果の出ていることではないので営業活動を通じしばらく様子を見たい。」と答弁。また、これに関連をいたしまして、「現在3区画残っているが、監査委員の意見をも踏まえて考えた場合、方向転換して、例えば上水道用に利用するとかの方向性も検討課題として上げられるのではないか。」との問いに、「方向転換として考えられるのは、現在の工業用水は片地川の中州井戸を掘り、取水して間地区のテクノパークの上に導水して配水しているが、これを塩素滅菌して山田堰関係の簡易水道水として使用するということが水源地確保の面からも考えられるが、このテクノパーク関係での投資額は2億5,500万円くらいあり、この投資額については起債で対応しており、金利と合わせると約3億円を超える償還金が残っている。方向転換するとなればこの金額に補償金を加えて返済しなければならないこともあり、経費増につながり慎重な検討が必要となる。また、テクノパークの経緯のこともあり、今後も現状の工業用水としての利用方法を探っていきたい。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、認定第12号は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第76号、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」を議題とし、執行部から補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「事業費変更の中で簡易水道移設補償費の減額と市町村合併推進体制整備費補助金減額は関連をしているのか。」との問いに、「(市簡易水道移設補償費)1,510万円の減額については、逆川地区農水事業の平成20年度計画の中で計画していた補償費が2,060万円減額となる一方、美良布特定環境下水道工事費が550万円増額となり、合わせて1,510万円の減額となったもので、これは地方債と連動している。また、市町村合併推進体制整備費補助金については、香北町猪野々、清爪の簡易水道の取水口の更新で250万円減額となったが、これは一般会計でも減額となっておりそれに伴うものである。」と答弁。また、これに関連をいたしまして、「250万円の減額は市町村合併推進体制整備費補助金の枠外として補助申請が認められなかったのか。また、逆川農水事業の補償費は安く済んだのか。」との問いに、「市町村合併推進体制整備費補助金は100%の1,000万円としていたが、250万円減額されて750万円になったものである。この250万円については一般会計から簡易水道事業特別会計へ充当して対応したい。また、逆川農水事業の減額については、事業計画の中で当初計画していた整備面積の変更に伴い水道管の敷設、移設費が少なくなったもので、結果的に経費減になったということである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第76号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第77号、平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」を議題とし、執行部の補足説明の後、審査を行いました。

出されました質疑として、「工事請負費 1,424 万円減額補正となっているが、入札減のことか。」との問いに、「お見込みのとおりである。」と答弁。また、「補償、補てん及び賠償金については下水道課が水道課へ支払うことと理解してよいのか。」との問いに、「お見込みのとおりで、市の水道課へ支払う移設補償金であり、内容的には区域によって上水道管の迂回やバイパス等を行ったことによる増額分である。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第 77 号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 78 号、平成 20 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第 1 号」を議題とし、執行部より補足説明の後、審査を行いました。

出されました質疑といたしまして、「起債で下水道事業、過疎対策事業の限度額を半分ずつに設定をしているが、起債については過疎債のほうが有利な中でこの設定をしたということは、起債割合の決まりがあるのか。」との問いに、「申請時にどの起債を利用するかということになるが、起債枠がありその枠内での対応ということになる。そうしたことから、言われるとおり過疎債は交付税措置がよいので枠いっぱいをとって、残りを通常の起債で計上するのが一般的であり、下水道事業でもその方法で行っている。」と答弁。また、関連をいたしまして、「そうした方法をとってこの金額割合なのか。」の問いに、「お見込みのとおりである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第 78 号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 79 号、平成 20 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第 1 号」を議題とし、執行部の補足説明の後、審査を行いました。

結果、質疑なしと認め、議案第 79 号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 84 号、平成 20 年度香美市水道事業会計補正予算「第 1 号」を議題とし、執行部の補足説明の後、審査を行いました。

出された質疑といたしまして、「使用料徴収事務委託料 91 万 9,000 円とあるが、これは一般会計負担金 91 万 9,000 円になると考えてよいのか。」との問いに、「下水道使用料、水道料と一緒に徴収している中で、平成 19 年度の決算により下水道使用料徴収システム負担金を決定するために、91 万 9,000 円の同額を下水道会計から負担金として、他会計から入れたものである。」と答弁。また、「この表にある一般会計の表現は下水道会計のことか。」との問いに、「下水道会計のことである。」と答弁。また、関連をいたしまして、「委託費支出中で修繕費と賃金で分けて 91 万 9,000 円と同額になっているが、入金された額がこうして使われる方法に問題はないのか。」との問いに、「この会計は企業会計で、企業会計は収益事業と資本的事業に分かれるが、不足額と同額を収入、支出に計上する。会計処理の中で今回は修繕費と賃金が不足すると予測され、その額を収支に計上したものであり、それが 91 万 9,000 円



の収入であり、同額の91万9,000円を支出したものである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第84号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第93号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、審査を行いました。

出された質疑として、「条例第6条7号の使用料、利用料金に関してであるが、「使用料」は「料金」としないで「使用料」、「利用料金」は「料金」としているが、この区分けは。」との問いに、「香美市条例の中で「使用料」は「使用料」、「利用料」は「利用料金」と使い分けをしている。今回はその条例に合った条例をということで提出している。」と答弁。また、「原状回復が含まれる第18条、利用料金が含まれる第23条に関係してであるが、この条文は相手に理解を求めることが大事であるが、この場合、市は保険等で対応しているのか。」との問いに、「施設保険の対応で行っている。」と答弁。また、「提案説明の中で「公募によらない指定もできるよう」とあるが、こういったケースがこれに当たるのか。」との問いに、「この施設の公募の期間は5年で、平成21年までが指定管理期限である。そうした中で現在の施設においては、雇用や施設の調度品等を現在の指定管理者が手だてをしている。そのことから指定期間内に問題となる協議案件が持ち上がらない場合や、新たな公募がない場合は引き続き継続して指定していくということである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第93号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第94号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、審査を行いました。

結果、質疑なしと認め、採決を行い、議案第94号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後になりますが、議案第95号、市道の路線の変更についてを議題とし、執行部の補足説明の後、審査を行いました。

結果、質疑なしと認め、採決を行い、議案第95号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 常任委員長の報告を終わります。

常任委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから認定第11号と認定第12号及び議案第75号から議案第84号までと議案第88号から議案第95号までを一括して採決します。

認定第1号から認定第10号までについては、各常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをします。常任委員長からの申し出のとおり継続審査とすることにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号まで、認定議案についての各案件は、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

これから、認定第11号、平成19年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号、平成19年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第75号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第3号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よっ

て、議案第 76 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号、平成 20 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第 1 号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 77 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号、平成 20 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第 1 号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 78 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号、平成 20 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第 1 号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 79 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号、平成 20 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 2 号」(事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 80 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号、平成 20 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」(保険事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 81 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 2 号、平成 2 0 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」（サービス事業勘定）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 8 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 3 号、平成 2 0 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算「第 1 号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 8 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 4 号、平成 2 0 年度香美市水道事業会計補正予算「第 1 号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 8 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 8 号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 8 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 9 号、香美市まちづくり寄附金条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 8 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 0 号、香美市まちづくり応援基金条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、香美市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号、市道の路線の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第32、請願等第2号、香美市内事業者の育成及び地域内経済の安定化のために行政で購入される物品等について地域内事業者からの購入、調達を求める請願についてを議題とします。

本案を、これから、請願第2号を採決いたします。本案を原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、請願第2号は、原案のとおり採択されました。

日程第33、意見書案第9号、シカ被害防止対策に関する意見書の。

暫時休憩いたします。

（午前 9時59分 休憩）

（午前10時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第33、意見書案第9号、シカ被害防止対策に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。13番、竹平豊久君。

（22番、西村芳成君 自席にて議事進行の発言をする）

○議長（中澤愛水君） はい。

○22番（西村芳成君） その前に、この議案は追加案件じゃお？先（に諮る必要がある）、追加じゃお、ほら。

○議長（中澤愛水君） 日程に意見書案5件、まず、日程第33、意見書案第9号から意見書案第10号、意見書案第11号、意見書案第12号、意見書案第13号を追加案件とし、委員会に付託を省略して審議をすることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。異議なしと認めます。よって、さように決定をいたします。

日程第33、意見書案第9号、シカ被害防止対策に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

意見書案第9号、シカ被害防止対策に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年9月25日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、竹平豊久。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。

シカ被害防止対策に関する意見書（案）でございますが、内容説明につきましては、書面の朗読でかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上でございます。よろしく申し上げます。

【意見書案第9号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） すいません、質疑ではありませんが、ちょっと気になりましたので、これを議長の名前で国に意見書を上げるとしましたら、本文の1枚目の表側のおしまいから2行目ですが最後のほう、「国の責任において広域的での話し合い」というのは、ちょっと文言としてはおかしくないかと思うんですが、「広域での話し合い」とするか、「広域的」を入れるとしたら「広域的な話し合い」とするか、こういうふう整理したほうがよくないでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 提出者、竹平君、いかがでしょうか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 原文では、「国の責任において広域的での話し合い」ということですね。これを「広域での」ということでしょうか。そうですね。

○4番（大岸眞弓君） はい。

○13番（竹平豊久君） わかりました。そしたら、この原文を「広域」ということにしまして、「国の責任において広域での話し合いの場をもつなどの対策を求めます。」と訂正をして、議長あてに提出をするようにいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第34、意見書案第10号、園芸農業の燃油及び資材高騰対策への支援を求める

意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

意見書案第10号、園芸農業の燃油及び資材高騰対策への支援を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年9月25日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、竹平豊久。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。

園芸農業の燃油及び資材高騰対策への支援を求める意見書でございますが、提案内容説明につきましては、書面の朗読でかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上、よろしく申し上げます。

【意見書案第10号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番です。ちょっと原稿案に訂正がありますので、許可をお願いします。

まことに申しわけございません。原稿案の訂正をお願いします。まず、2点ありまして、「園芸農業の燃油及び資材高騰対策への支援を求める意見書」の横に括弧の（案）ということでご記入をお願いをいたします。

そして、2点目でございますが、2ページ目の1、2、3とある上に「記」ということをお願いをしたいと思います。

以上、訂正よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 提出者より2点ほど訂正がありましたけれども、一番最初の、その「園芸農業の燃油及び資材高騰対策への支援を求める意見書」で終わってますけど、「の提出について」というふうにしなければならないと思いますが、いかがでしょう。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。ご指摘のとおりでございます。訂正が抜かかっておりました。山崎龍太郎議員の言われるように「園芸農業の燃油及び資材高騰対策への支援を求める意見書」に、その後へ「について」を訂正文として、「の提出について」、お願いします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。



9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇です。

これ、下から5行目に「さらに関連する肥料やビニール、鉄骨など」というふうにされていますが、これポリフィルムもありますので、単にもうここでは「肥料や生産資材等も価格が上昇しているために」としたほうがいいのではないかというふうに考えますけれども、どうでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 今の意見について、これは「など」が入っておりますので、これを含むわけですので「など」でいいと思います。「など」が入っておりますので、ビニール、鉄骨などがあります。

○議長（中澤愛水君） ほかにご意見、質問はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第35、意見書案第11号、介護療養病床の全廃計画を見直すよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 意見書案第11号、介護療養病床の全廃計画を見直すよう求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年9月25日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、小松紀夫。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、竹平豊久。

意見書案の朗読をもちまして提案理由の説明にかえさせていただきます。

（案文朗読）

少し訂正をお願いをいたします。「衆議院議員」となっておりますけど「衆議院議長」、その下も「参議院議員」を「参議院議長」に訂正をお願いをいたします。朗読を続けます。

（案文朗読）

以上、よろしくお願ひいたします。

【意見書案第11号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。これから、意見書案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第36、意見書案第12号、公立学校の耐震化に当たって国の補助費用単価の引き上げを求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 意見書案第12号、公立学校の耐震化に当たって国の補助費用単価の引き上げを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年9月25日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、小松紀夫。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、竹平豊久。

意見書案の朗読をもちまして提案理由の説明にかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上、よろしくお願ひします。

【意見書案第12号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。これから、意見書案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第37、意見書案第13号、高知県公立小中学校耐震化事業補助金の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 意見書案第13号、高知県公立小中学校耐震化事業補助金の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、高知県知事及び高知県教育長に対し下記の意見書を提出します。

平成20年9月25日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、小松紀夫。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、竹平豊久。

意見書案の朗読をもちまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上、よろしく願いいたします。

【意見書案第13号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時49分 再開）

○副議長（山本芳男君） 正場に復します。

議長を交代いたしました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議長、中澤愛水君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長の辞職について日程を追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

（追加日程第1を配付）

追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、中澤愛水君の退席を求めます。

（25番、中澤愛水君 退場）

○副議長（山本芳男君） 事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（小松清貴君） 辞職願。

平成20年9月25日。香美市議会副議長、山本芳男殿。香美市議会議長、中澤愛水。このたび、香美市議会議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されますようお願い出ます。

○副議長（山本芳男君） 朗読は終わりました。

お諮りします。中澤愛水君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、中澤愛水君の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

中澤愛水君の入場を許可します。

（25番、中澤愛水君 入場）

○副議長（山本芳男君） 先ほどの会議において、議長の辞職の件は許可されましたので告知いたします。

ここで、中澤愛水君のごあいさつがありますので、ご静聴願います。

○25番（中澤愛水君） 一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

合併をいたしまして2年6カ月がたちました。大変重要な時期に2年間議長の重責を担わせていただきましたこと、心から感謝を申し上げたいと思います。この間、議員、同僚の皆さん方、また執行部各位のご指導、ご鞭撻をいただきましたこと重ねて厚く御礼を申し上げます。香美市も合併をしました4年間が大変重要な時期でございます。議会、執行部力を合わせて今後もまい進をしてくれると祈念をするものであります。

簡単でありますけれども御礼の言葉を添えまして、辞任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（山本芳男君） 2年間、議長の職責を果たされたことに対しまして、心から感謝の意を表したいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、お諮りをいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。  
追加日程を配付します。

（追加日程第2を配付）

○副議長（山本芳男君） 追加日程第2、議長の選挙についてを議題といたします。  
先ほどの会議において、議長の辞職を許可しましたので、直ちに議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票か指名推薦かのいずれの方法で行いましょうか。

「投票」の声あり

○副議長（山本芳男君） それでは、選挙は投票により行います。  
議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（山本芳男君） ただいまの出席議員は25人であります。

次に、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に14番、島岡信彦君、17番、竹内俊夫君を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（山本芳男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○副議長（山本芳男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○副議長（山本芳男君） 異常なしと認めます。

これから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

あわせて、ここで投票に関して注意を申し上げます。同姓の方がおられますので、氏名を確実にご記入くださるようお願いをいたします。

事務局長から同姓の場合の按分について説明をいたします。

○議会事務局長（小松清貴君） 按分について説明いたします。

同姓の場合の票の按分については、公職選挙法第68条の2に規定されておりますが、地方自治法ではこの規定を準用しておりませんので、議長選挙においては、通常の選挙のような按分はできません。

この取り扱いの違いは、議長選挙の場合は立候補制をとらないため、名字のみ記載した票については公職選挙法第68条第1項第8号の「何人を記載したかを確認しがたいもの」として無効となりますのでご注意ください。

○副議長（山本芳男君） ただいまから投票を行います。

投票用紙に選挙人名簿の氏名を記載の上、事務局職員に点呼させますので、順次投票

をお願いいたします。

○**議会事務局長（小松清貴君）** それでは、点呼させていただきます。私のほうから呼びますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。順は1番から25番まで、最後に24番の副議長が行うことになります。

それでは、1番、山岡義一議員。2番、矢野公昭議員。3番、山崎龍太郎議員。4番、大岸眞弓議員。5番、織田秀幸議員。6番、比与森光俊議員。7番、千頭洋一議員。8番、小松紀夫議員。9番、門脇二三夫議員。10番、山崎晃子議員。11番、片岡守春議員。12番、久保信彦議員。13番、竹平豊久議員。14番、島岡信彦議員。15番、依光美代子議員。16番、黒岩 徹議員。17番、竹内俊夫議員。18番、石川彰宏議員。19番、前田泰祐議員。20番、大石綏子議員。21番、西山 武議員。22番、西村芳成議員。23番、坂本 節議員。25番、中澤愛水議員。24番、山本芳男議員。

（投票）

○**副議長（山本芳男君）** 投票漏れはありませんか。

○**副議長（山本芳男君）** 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

14番、島岡信彦君、17番、竹内俊夫君、開票の立会をお願いをいたします。

（開票）

○**副議長（山本芳男君）** 選挙の結果を報告します。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 25票

無効投票 0票であります。

有効投票のうち、

中澤 愛水君 14票

西山 武君 6票

山崎龍太郎君 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、中澤愛水君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○**副議長（山本芳男君）** ただいま、議長に当選されました中澤愛水君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

中澤愛水君からあいさつがありますので、ご清聴願います。

○**議長（中澤愛水君）** このたび、皆様方にご推挙をいただきまして、議長に就任い

たすことになりました。香美市も合併をいたしまして2年6カ月がたち、まちづくりの大変重要な時期でありますし、議会を代表してその一端を担う責任の重大さを痛感をしておるところでございます。執行権限を持つ執行部と議決権限、チェック機関であります議会側とのそれぞれの権限を尊重し合い、協力し合って市民の負託にこたえるよう香美市の建設にまい進していきたくと思います。今後は議会運営、和をもちまして、同僚議員、執行部各位のご指導、ご支援をいただきますことを心からお願いを申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

- 副議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。  
（午前11時16分 休憩）  
（午前11時17分 再開）

- 議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長、山本芳男君から副議長の辞職願が提出をされました。

お諮りします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定をいたしました。  
追加日程を配付いたします。

（追加日程第3を配付）

- 議長（中澤愛水君） 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、山本芳男君の退席を求めます。

（24番、山本芳男君 退場）

- 議長（中澤愛水君） 事務局に辞職願を朗読をさせます。事務局長。

- 議会事務局長（小松清貴君） 辞職願。

平成20年9月25日。香美市議会議長、中澤愛水殿。香美市議会副議長、山本芳男。

このたび、香美市議会副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されますようお願い出ます。

- 議長（中澤愛水君） 朗読を終わります。

お諮りします。山本芳男君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。したがって、山本芳男君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

山本芳男君の入場を許可します。

（24番、山本芳男君 入場）

- 議長（中澤愛水君） 先ほどの会議において、副議長の辞職の件は許可をされまし

たので告知をいたします。

ここで、山本芳男君のごあいさつがありますので、ご静聴お願いをいたします。24番、山本芳男君。

○24番（山本芳男君） 副議長を辞任するに当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

私、平成18年の合併後の組織構成、また同年9月に施行されました香美市議会議員選挙の後の組織構成に当たりまして、皆様方の温かいご支持を賜りまして副議長に就任させていただき、以来2年6カ月余り務めさせていただきました。これはひとえに初代議長であります西村議長、また第2代であります中澤議長を初めとする先輩議員、また同僚議員の皆様方のご指導、ご協力のたまものと存じております。謹んで厚く御礼を申し上げます。振り返りますと、人望高く所見にすぐれた両議長は健康にも恵まれまして議会をお休みすることもなく、結果といたしまして副議長の出る幕が少なかったように存じます。私が恥をかくことなく、少なかったように思います。感謝をいたしているところでございます。しかし、議長には議長なりの議会運営の理念もおありであったと思います。副議長が非才なため足を引っ張ることが多々あったのではないかと反省もいたしているところでございます。ともかく2年6カ月間副議長として大変お世話になりました。今後におきましては、一議員といたしまして香美市の発展また住民福祉の向上に努めてまいりたいと存じております。今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますように心からお願いをいたしまして、辞職のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

（拍手）

○議長（中澤愛水君） 2年間、山本副議長におかれましては、その職責を果たされましたし、その職務に熱心にご努力をいただきましたこと、心から感謝の意を表したいと思えます。どうも本当にありがとうございました。

お諮りをいたします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程を配付をいたします。

（追加日程第4を配付）

○議長（中澤愛水君） 追加日程第4、副議長の選挙についてを議題とします。

先ほどの会議において、副議長の辞職を許可いたしましたので、直ちに副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票か指名推薦のいずれの方法で行いましょうか。

「投票」の声あり



○議長（中澤愛水君） はい。投票という声がありますので、投票に決定をいたします。

議場の出入り口を閉鎖をいたします。

（議場閉鎖）

○議長（中澤愛水君） ただいまの出席議員は25人であります。

次に、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に14番、島岡信彦君、17番、竹内俊夫君の両君を指名をいたします。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（中澤愛水君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○議長（中澤愛水君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○議長（中澤愛水君） 異常なしと認めます。

これから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

念のために申し上げておきます。同姓の方がおられますので、氏名を確実に記入してくださいようお願いをします。

同姓の場合の按分については、先ほどの議長選挙と同様でありますので説明は省略させていただきます。

投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、事務局職員に点呼させますので、順次投票をお願いをいたします。事務局長。

○議会事務局長（小松清貴君） それでは、私のほうから順次点呼いたしますので、呼ばれた方は投票をお願いします。

1番、山岡義一議員。2番、矢野公昭議員。3番、山崎龍太郎議員。4番、大岸眞弓議員。5番、織田秀幸議員。6番、比与森光俊議員。7番、千頭洋一議員。8番、小松紀夫議員。9番、門脇二三夫議員。10番、山崎晃子議員。11番、片岡守春議員。12番、久保信彦議員。13番、竹平豊久議員。14番、島岡信彦議員。15番、依光美代子議員。16番、黒岩徹議員。17番、竹内俊夫議員。18番、石川彰宏議員。19番、前田泰祐議員。20番、大石綏子議員。21番、西山武議員。22番、西村芳成議員。23番、坂本節議員。24番、山本芳男議員。25番、中澤愛水議員。

（投票）

○議長（中澤愛水君） 投票漏れはありませんか。

「なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

14番、島岡信彦君、17番、竹内俊夫君、両君、開票の立会をお願いいたします。

(開 票)

○議長（中澤愛水君） 選挙の結果を報告します。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 24票

無効投票 1票であります。

有効投票のうち、

石川彰宏君 18票

片岡守春君 5票

山本芳男君 1票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、石川彰宏君が副議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（中澤愛水君） ただいま、副議長に当選されました石川彰宏君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知します。

石川彰宏君のごあいさつがありますのでご清聴願います。

○副議長（石川彰宏君） ただいま副議長選挙によりまして、副議長に選任されました。事の重大さを認識しているところでございます。何分浅学非才なものでございまして、まだまだこら髪が薄くなるのではないかと感じております。議会は和をもって、また進めなければならないと感じております。執行部の皆さん、また議会の同僚の皆様方のお力を得、議長を補佐しながら、先ほど選任されました中澤議長を補佐し、香美市の理念であります「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」のために誠心誠意努力したいと思っておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

(拍 手)

○議長（中澤愛水君） 石川彰宏副議長のごあいさつが終わりました。

追加日程第5、議席の一部変更を議題とします。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更したいと思っております。

日程を配付いたします。

(追加日程第5を配付)

○議長（中澤愛水君） 議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更したいと思っております。その議席番号及び氏名を事務局長に朗読を

させます。

○議長事務局長（小松清貴君） それでは、議席の一部の変更について申し上げます。  
議席番号18番に山本芳男議員、そして議席番号24番に石川彰宏議員、お願いします。

○議長（中澤愛水君） ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することにご異議  
はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席  
の一部を変更することに決定をしました。

それでは、ただいま決定しました議席にそれぞれ着席をお願いをいたします。

それでは、午後1時まで昼食休憩をいたします。

（午前11時47分 休憩）

（日程第38 各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任については追加日程と  
するため取り下げ。日程39を38に繰り上げる）

（午後 1時10分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから、追加日程第6、香美市議会常任委員会委員の選任について、追加日程第7、  
議会運営委員会委員の選任の件を追加したいと思いますが、これにご異議ございません  
か。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第6、香美市議会常任委員会委員の選任について日程を配ります。  
配付いたします。

（追加日程第6を配付）

○議長（中澤愛水君） これから、追加日程第6、香美市議会常任委員会委員の選任  
についてを議題といたします。

それでは、常任委員名簿を配付をしてください。

（常任委員会委員の名簿を配付）

○議長（中澤愛水君） 各常任委員会の委員の任期が2年間となりまして満了いたし  
ましたので、先ほど休憩中に副議長と、一応皆さんから希望を19日午後5時半までに  
出させていただきましたことで、事務局のほうで一応とりまとめをしていただいております  
ので、協議をしておりますので配付をしたいと思っております。

委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり各常任  
委員会の委員を議長において指名をいたしますが、希望をとりましてできるだけ第1希  
望で配置をしたいと考えましたが、1委員会、非常に偏っております、数名の方には

第2希望なり第3希望に移動をお願いをしておりますが、ご了承いただいて、このように決定をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【常任委員会委員名簿 巻末に掲載】

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたします。

ただいま決定をいたしました各常任委員会の委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

（午後 1時16分 休憩）

（各常任委員会の委員長、副委員長を互選）

（午後 1時49分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告をいたします。

休憩中に行われた委員会におきまして、各常任委員会の委員長と副委員長が選任をされました。

総務常任委員会委員長は黒岩 徹君。同じく、副委員長は依光美代子君。

教育厚生常任委員会委員長は比与森光俊君。同じく、副委員長は大石綾子君。

産業建設常任委員会委員長は竹内俊夫君。同じく、副委員長は門脇二三夫君。

以上のように決定をしました。よろしくお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

（午後 1時49分 休憩）

（午後 1時54分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

追加日程第7、議会運営委員会の委員の選任を議題とします。

資料を配付をいたします。

（議会運営委員会の名簿を配付）

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり議長において指名をいたします。これにご異議ございませんか。

【議会運営委員会名簿 巻末に掲載】

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よってさよう決定をいたしました。

ただいま決定いたしました議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

(午後 1時55分 休憩)

(議会運営委員会の委員長、副委員長を互選)

(午後 2時19分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告をいたします。

休憩中に行われた委員会におきまして、議会運営委員会の委員長と副委員長が選任されました。

議会運営委員会委員長は山本芳男君、同じく、副委員長は前田泰祐君。

以上のように決定されました。よろしく願いをいたします。

それから、一部事務組合の議会の議員の任期につきましては、それぞれ組合議会の規約、定款で「そのものの任期による」となっておりますので、次の改選日まで引き続きをお願いをしたいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。さように決定をいたします。

暫時休憩をいたしますが、休憩後行財政改革推進特別委員会と庁舎建設特別委員会小委員会を順次開きたいと思っておりますので、休憩後をお願いをしたいと思います。暫時休憩をいたします。

(午後 2時21分 休憩)

(午後 2時23分 再開)

○議長(中澤愛水君) それでは正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第39、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

閉会中の所管事務調査の申出書及び別表並びに決算に係る継続審査表のとおり、会議規則第99条の規定によって、各常任委員会及び特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査についての申し出がありました。

お諮りをします。各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。

○22番(西村芳成君) 議長、ちょっとその前に。

○議長(中澤愛水君) 22番、西村芳成君。

○22番(西村芳成君) 日程第38の常任委員会を繰り下げて議会運営委員会を日程第39にしましたわね。ほんで閉会中の所管事務は、いやいや繰り上げたきに日程第38にならないかんでしょう、日程第38に。

○議長(中澤愛水君) 日程第38に訂正を願います。

それでは、もう一度読み上げます。日程第38、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元に配ってありませんけれども、後ででき次第配るということで、閉会中の所管事務の調査の申出書及び別表並びに決算に係る継続審査表のとおり、会議規則第99条の規定によって、各常任委員会及び特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。異議なしと認めます。よって、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することを決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件はすべて議了しました。

平成20年第4回香美市議会定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。10日開会されました9月議会も16日間の長期にわたりましたが、同僚議員、執行部各位のご協力によりここに無事終了することができますことを心から感謝を申し上げます。議会の新しい組織体制も整いました。香美市も合併後2年6カ月がたちましたが、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政を一層推進する拠点としての議会、地域住民の意向を反映した自立的で民主的かつ主体的な議会活動に努めてまいりたいと考えております。特に、我々議会に籍を置く者は議会制民主主義と情報公開、説明責任の確立への努力が常に求められております。情報公開、情報提供と情報の共有に意を配しながら、議会制民主主義、言論の府としての機能の充実を図り、開かれた議会の実現を目指してまいりたいと思っております。

さて、本議会には決算認定案件として認定第1号から認定第12号までの12件、議案第75号から議案第95号までの21議案、請願等第2号、そして議員提出の意見書案5件、そして追加案件がそれぞれ上程をされました。慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされました。いよいよ9月も終わりますが、まだまだ残暑も続きます。議員各位におかれましては各自ご自愛の上、市民全体の代表としての議会人としての立場を十分自覚され、今後の議員活動にまい進されるとともに、香美市の発展のため責任を果たしていけますよう祈念をいたしまして閉会のあいさつといたします。

次に、市長からごあいさつがあります。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

9月10日に開会をいたしました平成20年第4回香美市議会定例会も本日まで、提案をいたしておりました全議案に対し慎重なる審議を賜り、ここにすべて全員賛成をもって決定をいただきましたことに心から感謝をいたす次第であります。また、一般質問を初め、会期中にいただきました提言やご意見は今後市政に反映してまいりたいと考

えており、今後とものご指導をお願いをいたします。

さて、この会期中に福田政権から麻生政権にかわり、新しい内閣が発足をいたしました。そして、この後衆議院の解散が予定されており、政権交代という歴史に残る結果もあり得ることが予想される衆議院選挙も間もなく執行される見込みであります。余りにも多過ぎる国政課題や、地方の持つ課題に対して迅速かつ的確に対応でき得る力強い政権の誕生を国民は強く望んでいるものと考えます。

さて、今議会では改選後2年を経過した中で、各常任委員会委員の改選がとり行われました。それぞれ新しく所属になりました常任委員会委員の皆様方には、今後も変わぬご指導をお願いをいたす次第であります。また、辞表提出後に行われました正・副議長選挙において再選されました中澤議長、そしてこのたび新しく副議長に就任されました石川副議長には心からお喜びを申し上げます。課題山積の地方行政の中で、議会の果たされる役割も多岐にわたるとともにますます重要となっています。また、私といたしましても議会の理解のもとでの行政の推進を目指しており、まさに議会と両輪のもとに今後も行政課題に対して責任を果たしてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくをお願いをいたします。

終わりに、このたび副議長退任をされました山本議員には、大変お疲れさまでございました。中澤議長を補佐され、重要時期にその職責を果たされましたことに、執行部を代表して心からなる敬意を表するとともに感謝を申し上げます。今後ますますのご活躍をお祈りをいたします。間もなく10月を迎え日増しに秋のたたずまいが色濃くなる季節となります。議員各位には時節柄十分体調に気をつけられ、お過ごしになられますようお祈りいたしまして閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君）            どうもありがとうございました。

以上をもちまして、すべて閉会をいたします。

どうもお疲れでございました。

（午後 2時31分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員



平成 2 0 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成20年第4回香美市議会定例会  
会期及び会議(審査)の予定表

会期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	9月10日 (水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。ただし、議案第85号・第86号・第87号については、本会議方式にて採決。全員協議会
第2日	11日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	12日(金)	休 会	〃
第4日	13日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	14日(日)	休 会	〃 〃
第6日	15日(月)	休 会	〃 〃
第7日	16日(火)	休 会	議案精査のため
第8日	17日(水)	本会議	一般質問①
第9日	18日(木)	本会議	一般質問②
第10日	19日(金)	本会議	一般質問③特別委員会(庁舎建設、行財政改革推進、まちづくり推進)
第11日	20日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	21日(日)	休 会	〃 〃
第13日	22日(月)	本会議	議案質疑～委員会付託 本会議散会后、連合審査会(議案第75号) 連合審査会終了後、各常任委員会 総務常任委員会の審査 (認定第1・2号、議案第75・85・86・87・88・89・90号) 教育厚生常任委員会の審査 (認定第7・8・9・10号、議案第80・81・82・83・91・92号) 産業建設常任委員会の審査 (認定第3・4・5・6・11・12号、議案第76・77・78・79・84・93・94号 95号)
第14日	23日(火)	休 会	休日、議案審査整理のため
第15日	24日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	25日(木)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、説明から採決まで) 組織改変

意見書案第 9 号

シカ被害防止対策に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 20 年 9 月 25 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 竹 平 豊 久

賛成者 " 前 田 泰 祐

賛成者 " 小 松 紀 夫

シカ被害防止対策に関する意見書（案）

高知県では、近年野生鳥獣による農林業被害が増加しており、特に本市での被害は大きな問題となっています。中でもシカによる林業被害・農業被害は、拡大の一途をたどっています。さらに、ここ数年は山岳地の自然生態系にも極めて深刻な影響を及ぼしており、シカによる食害と踏み荒らしによって裸地となった山腹の一部では崩壊が始まるなど、生態系保全にあわせ国土保全上も一刻の猶予もならない状況に立ち至っています。

徳島県から本市をまたがる剣山系には、2万頭を超えるシカが生息しているとも言われています。このため、本市はもとより県においては、被害防除、シカ捕獲に様々な対策を講じており、厳しい財政環境の中、大きな財政負担となっています。

シカの増加と被害の拡大は、本市に限らず全国各地で進行しており、今やこの問題は全国的課題ともいえる状況となっています。また、シカの生息域は都道府県の区域を越え広域に及ぶことや、またその被害も急速に広がっていることなどから、個々の自治体での対応では限界があり、国の責任において広域での話し合いの場を持つなどの対策が求められます。

あわせて、シカ対策の根幹をなすシカ捕獲については、その担い手である狩猟者が全国的に減少するとともに高齢化してきたため、時期を失することなく年間を通しての支援策など実効ある対策を、早急に講じることが必要であると考えます。

よって、国におかれては下記の点につき対策を講じられるよう要望します。

#### 記

- 1 シカ対策については、地方の厳しい財政環境の中、都道府県や市町村において多大な財政負担となっているため、必要な財政措置を講じること。
- 2 シカ対策は、国の管理する国有林での対策も重要であることから、国においても、都道府県及び市町村とも協議・連携し、防除対策及び捕獲対策を講じること。
- 3 自然環境保全の面及び国土保全の面でも、危機意識を持ち積極的な被害防止対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年 9月25日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
総務大臣	鳩山邦夫殿
財務大臣	中川昭一殿
農林水産大臣	石破茂殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第10号

園芸農業の燃油及び資材高騰対策への支援を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年 9月25日

香美市議会議長 中澤愛水 殿

提出者 香美市議会議員 竹平豊久

賛成者 " 前田泰祐

賛成者 " 小松紀夫

園芸農業の燃油及び資材高騰対策への支援を求める意見書（案）

本市の園芸農業は、年間約50億円を産出する基幹産業であり、地域経済を牽引すると同時に外貨を獲得できる重要な産業です。

野菜や果樹等の園芸品は、高品質で安全・安心な国産農産物として全国に出荷され、国民の豊かな食生活と健康増進に寄与しています。

しかしながら、農産物価格の低迷する中で、従来からの原油価格の上昇基調に加えて昨年末からの急激な高騰により、平成16年当時は1リットル当たり41円であったA重油の価格は、本年6月には115円と約3倍にもなっています。

さらに、関連する肥料やビニール・鉄骨など生産資材等も価格が上昇しているため、基幹品目であるヤッコネギ・ニラ・オクラなどの生産コストは、平成16年当時と比べて1.4～1.6倍にもなっています。

このため、燃油や資材高騰などによるコスト高に見合う所得の減少を余儀なくされており、ハウス園芸農家の経営は危機的な状況になっています。

このような状況が続けば、ハウス園芸農家の経営の継続や再生産が困難になるばかりでなく、基幹産業が崩壊して地域経済や雇用に甚大な影響を与えることが強く懸念されます。

よって、国におかれては、こうした状況に鑑み、次の緊急対策を講じるよう要望します。

#### 記

- 1 園芸産地を維持するため、ハウス施設整備に対応できるよう、直接補てんを含む燃油及び資材価格高騰対策を緊急に実施するとともに、平成21年度の当初予算における措置も積極的に引き続き実施すること。
- 2 国際的な原油市場の安定に向けて外交を強化し、国内における石油及び関連製品等の価格や供給の動向を監視すること。
- 3 関係省庁が一体となって化石燃料に依存しないエネルギー源の確保を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年 9月25日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
総務大臣	鳩山邦夫殿
財務大臣	中川昭一殿
農林水産大臣	石破茂殿
経済産業大臣	二階俊博殿
国土交通大臣	中山成彬殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 1 1 号

介護療養病床の全廃計画を見直すよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 20 年 9 月 25 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 小 松 紀 夫

賛成者 " 前 田 泰 祐

賛成者 " 竹 平 豊 久

介護療養病床の全廃計画を見直すよう求める意見書（案）

政府は、2006 年に決めた医療改革関連法の中で、療養病床の大削減計画を打ち出しました。それは、38 万床ある療養病床を 2006 年 7 月から 2013 年 3 月までに約 6 割削減する計画で、医療型は約 25 万床を 18 万床に、介護型は約 13 万床を全廃するとし、計画は着々とすすめられています。こうした削減が進む中で、介護部門から撤退する病院や、病院経営そのものを止めてしまう病院も出るなど、地域医療の存続に多大な影響を及ぼし始めています。

本県は、平成 19 年 8 月現在で療養病床数が 6793 床と全国一多く、中でも介護型療養病床 2781 床が全廃されると、行き場のない高齢者・要介護者を生むことは必至です。県の計画では、療養病床の再編にあたっては、「行き場のない入院患者を出さない」としてはいますが、「しかしながら、本県の特徴からして施設から施設への転換を重視せざるを得ない」となっています。背後には全国と比べて単身世帯が全国平均で 11% も多く、高齢者のみの世帯も 2% 上回っている状況があります。ひいては家庭介護力が低く、家に帰されても「日中・夜間とも介護できる人がいない」が 7 割以上を占めています。

高知県医師会の「療養病床緊急アンケート」によると、「経管栄養なので家庭で管理するのは無理」「連れて帰っても、家族も高齢や体調不良で看ることができない」「独居で帰れない」などの深刻な状況が回答として出されています。本市においても、高齢化率が高く、家庭介護が無理で施設への転換となれば、介護保険料にはね返るという新たな弊害も招き、また医療機関からは「療養病床の整備に要した費用の償還もまだ残っており、新型老健施設の報酬では収支が整わない」との意向が示されています。

このように介護療養病床の全廃については、たくさんの課題が残されており、医療費抑制ありきで計画を進めていけば、行き場のない高齢者、要介護者を生むこととなりかねない状況であり、政府与党内からも介護療養病床の廃止撤回の意見表明があがるなどしているところです。

よって、政府におかれては、介護療養病床の全廃計画を見直すよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年 9月25日

衆議院議長	河野洋平 殿
参議院議員	江田五月 殿
内閣総理大臣	麻生太郎 殿
財務大臣	中川昭一 殿
厚生労働大臣	舛添要一 殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水



意見書案第12号

公立学校の耐震化に当たって  
国の補助費用単価の引き上げを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成20年 9月25日

香美市議会議長 中澤愛水 殿

提出者 香美市議会議員 小松紀夫

賛成者 〃 前田泰祐

賛成者 〃 竹平豊久

公立学校の耐震化に当たって  
国の補助費用単価の引き上げを求める意見書（案）

中国四川省大地震での学校倒壊により、多くの児童が犠牲となりました。

日本でも、学校の耐震化の早期実現が緊急の課題となり、改正「地震防災対策特別措置法」が国会で成立しました。

地方自治体の負担を軽減する対策がとられ、3年間に限り耐震補強工事への補助率を2分の1から3分の2へ、校舎の建てかえは3分の1から2分の1に引き上げることとしています。しかし、補助割合が、実際にかかる工事費用に対する補助ではなく、政府の決めている費用単価に対する補助となっているため、実際にかかった工事費用金額との差額は地方自治体負担として残されています。

「改正法」には、地方自治体の起債による耐震化費用について、後年度の地方交付税措置の充実も盛り込まれています。地方交付税によって国による財政措置をとるのであれば、補助費用単価を実勢に合うものに引き上げて、地方自治体の起債の縮減を図ることで一層の耐震化促進につなげることが、地方自治体の起債抑制・財政健全化にもつながることとなります。

よって、国におかれては、一日も早い学校の耐震化実現のために、国の耐震化補助の費用単価を実際の事業単価に見合うものに引き上げるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年 9月25日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	麻生太郎	殿
財務大臣	中川昭一	殿
文部科学大臣	塩谷立	殿
国土交通大臣	中山成彬	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第13号

高知県公立小中学校耐震化事業補助金の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、高知県知事及び高知県教育長に対し下記の意見書を提出します。

平成20年 9月25日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 小 松 紀 夫

賛成者                   "                   前 田 泰 祐

賛成者                   "                   竹 平 豊 久

## 高知県公立小中学校耐震化事業補助金の拡充を求める意見書（案）

このほど中国四川省大地震での学校倒壊により、児童の犠牲が広がったこと等に鑑み、学校の耐震化の早期実現が緊急の課題となる中、「地震防災対策特別措置法改正法」が国会で成立し、補助率の引き上げなどの財政支援措置が新たに講じられ、耐震化の促進が期待されるところです。

高知県は、自治体の行う学校耐震化の促進を図るため、国の耐震化補助に上乘せする形で「公立小中学校耐震化促進事業費補助金」を設けていますが、今回、国の財政支援が充実した部分については、「耐震補強工事」から耐震診断をすすめるための「補助の強化」へと転換されたところです。

平成20年度における県の補助制度は、地震補強事業を実施する国庫補助率の嵩上げの対象になった施設以外の施設（I s 値0.3以上0.7未満の施設）について地震補強事業国庫補助対象事業費の6分の1を補助することになっておりますが、平成21年度以降の取り扱いについては未定とのことです。

国の改正法との相乗効果をもって発揮するよう、補助基準と予算枠の拡大など一層の充実を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年 9月25日

高知県知事 尾崎正直 殿  
高知県教育長 中澤卓史 殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

平成 20 年 9 月 25 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

総務常任委員会委員長 前 田 泰 祐



常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 20 年 9 月 22 日 (月)

2. 審査の議案等及び結果

議案 番号	議 案 名	審査結果
認 定 1	平成 19 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	継 続
認 定 2	平成 19 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継 続
7 5	平成 20 年度香美市一般会計補正予算「第 3 号」	可 決
8 8	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
8 9	香美市まちづくり寄附金条例の制定について	可 決
9 0	香美市まちづくり応援基金条例の制定について	可 決

平成 20 年 9 月 25 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

教育厚生常任委員会委員長 小 松 紀 夫

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 20 年 9 月 22 日 (月)

2. 審査の議案等及び結果記

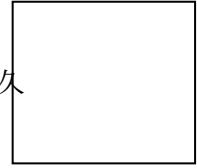
議案番号	議 案 名	審査結果
認 定 7	平成 19 年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	継 続
認 定 8	平成 19 年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について	継 続
認 定 9	平成 19 年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について	継 続
認 定 10	平成 19 年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定について	継 続
80	平成 20 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 2 号」（事業勘定）	可 決
81	平成 20 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」（保険事業勘定）	可 決
82	平成 20 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」（サービス事業勘定）	可 決
83	平成 20 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算「第 1 号」	可 決

9 1	香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
9 2	香美市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決

平成 20 年 9 月 25 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹 平 豊 久



常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 20 年 9 月 22 日 (月)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
認定 3	平成 19 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定 4	平成 19 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定 5	平成 19 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定 6	平成 19 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定 11	平成 19 年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 12	平成 19 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定
76	平成 20 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第 1 号」	可決
77	平成 20 年度香美市公共下水道事業会計補正予算「第 1 号」	可決



7 8	平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」	可 決
7 9	平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」	可 決
8 4	平成20年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」	可 決
9 3	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
9 4	香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
9 5	市道の路線の変更について	可 決

常任委員会委員の名簿

【 総務常任委員会 9人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
3	山崎 龍太郎	15	依光 美代子
7	千頭 洋一	16	黒岩 徹
10	山崎 晃子	19	前田 泰祐
13	竹平 豊久	24	石川 彰宏
14	島岡 信彦		

【 教育厚生常任委員会 8人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
1	山岡 義一	8	小松 紀夫
2	矢野 公昭	20	大石 綏子
4	大岸 眞弓	23	坂本 節
6	比与森 光俊	25	中澤 愛水

【 産業建設常任委員会 8人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
5	織田 秀幸	17	竹内 俊夫
9	門脇 二三夫	18	山本 芳男
11	片岡 守春	21	西山 武
12	久保 信彦	22	西村 芳成

【 議 会 運 営 委 員 会 9 人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
3	山 崎 龍太郎	1 6	黒 岩 徹
4	大 岸 眞 弓	1 7	竹 内 俊 夫
6	比与森 光 俊	2 1	西 山 武
1 5	依 光 美代子	2 3	坂 本 節
1 9	前 田 泰 祐		

20香美議発第54号

平成20年9月10日

香美市長 門脇 楨夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水

議決した議案等の送付について

平成20第4回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
85	香美市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する 条例の制定について	H20.9.10	可 決
86	香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁 償に関する条例の制定について	”	”
87	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費 用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	”	”

平成20年9月25日

香美市長 門脇 楨夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水

## 議決した議案等の送付について

平成20年第4回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

## 記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
認定 1	平成19年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	H20.9.25	継 続
認定 2	平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 3	平成19年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 4	平成19年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 5	平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 6	平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 7	平成19年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 8	平成19年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について	〃	〃
認定 9	平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について	〃	〃
認定 10	平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
認定 1 1	平成19年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	H20.9.25	認 定
認定 1 2	平成19年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
7 5	平成20年度香美市一般会計補正予算「第3号」	〃	可 決
7 6	平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第1号」	〃	〃
7 7	平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」	〃	〃
7 8	平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第1号」	〃	〃
7 9	平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第1号」	〃	〃
8 0	平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」(事業勘定)	〃	〃
8 1	平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(保険事業勘定)	〃	〃
8 2	平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(サービス事業勘定)	〃	〃
8 3	平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算「第1号」	〃	〃
8 4	平成20年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」	〃	〃
8 8	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
8 9	香美市まちづくり寄附金条例の制定について	〃	〃
9 0	香美市まちづくり応援基金条例の制定について	〃	〃
9 1	香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
9 2	香美市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
9 3	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H20.9.25	可決
9 4	香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
9 5	市道の路線の変更について	〃	〃
請願等 2	香美市内事業者の育成及び地域内経済の安定化のために行政で購入される物品等について地域内事業者からの購入、調達を求める請願	〃	採 択
意見書 9	シカ被害防止対策に関する意見書の提出について	〃	可 決
意見書 1 0	園芸農業の燃油及び資材高騰対策への支援を求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 1 1	介護療養病床の全廃計画を見直すよう求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 1 2	公立学校の耐震化に当たって国の補助費用単価の引き上げを求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 1 3	高知県公立小中学校耐震化事業補助金の拡充を求める意見書の提出について	〃	〃

香美市長 門脇 楨夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水

## 会議結果の報告について

地方自治法第123条第3項の規定により平成20年第4回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

## 記

1 会議の別	定例会
2 開 会	平成20年9月10日
3 閉 会	平成20年9月25日
4 会 期	16日間
5 議員の出欠	9月10日 出席 24人 欠席 1人 9月17日 出席 25人 欠席 0人 9月18日 出席 25人 欠席 0人 9月19日 出席 25人 欠席 0人 9月22日 出席 25人 欠席 0人 9月25日 出席 25人 欠席 0人
	計 149人 1人
6 議案の提出	市長提出のもの 33件（議案21・決算12） 議員提出のもの 5件（意見書5） 請願等 1件（請願）



7 議決の状況	可 決	26件 (予算10・条例10・その他1・ 意見書5)
	継 続	10件 (決算認定10)
	認 定	2件 (決算2)
	採 択	1件 (請願1)
	合 計	39件

8 委員会付託の状況	総務常任委員会	6件
	教育厚生常任委員会	10件
	産業建設常任委員会	14件
	計	30件

9 議長の辞職 許 可 中澤 愛水

10 議長の選挙 当選人 中澤 愛水

11 副議長の辞職 許 可 山本 芳男

12 副議長の選挙 当選人 石川 彰宏

13 各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任

(1) 総務常任委員会 委員9人

委員長	黒岩 徹	委 員	竹平 豊久
副委員長	依光美代子	委 員	島岡 信彦
委 員	山崎龍太郎	委 員	前田 泰祐
委 員	千頭 洋一	委 員	石川 彰宏
委 員	山崎 晃子		

(2) 教育厚生常任委員会 委員8人

委員長	比与森光俊	委 員	大岸 眞弓
副委員長	大石 綏子	委 員	小松 紀夫
委 員	山岡 義一	委 員	坂本 節
委 員	矢野 公昭	委 員	中澤 愛水

(3) 産業建設常任委員会 委員 8 人

委員長	竹内 俊夫	委員	久保 信彦
副委員長	門脇二三夫	委員	山本 芳男
委員	織田 秀幸	委員	西村 芳成
委員	片岡 守春	委員	西山 武

(4) 議会運営委員会 委員 9 人

委員長	山本 芳男	委員	黒岩 徹
副委員長	前田 泰祐	委員	竹内 俊夫
委員	山崎龍太郎	委員	西山 武
委員	大岸 眞弓	委員	坂本 節
委員	比与森光俊		

14 その他 閉会中の所管事務の調査

15 議決書の写 別紙のとおり

16 会議録の写 作成次第後送